

平成26年

島本町議会6月定例会議 会議録

平成26年6月23日開議

平成26年6月25日散会

平成26年6月23日（第1号）

平成26年6月24日（第2号）

平成26年6月25日（第3号）

平成26年島本町議会6月定例会議会議録目次

第 1 号 (6 月 2 3 日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○諸般の報告	4
○第 1 号推薦 島本町農業委員会委員の推薦について	4
○一般質問	4
・ 関 議員	4
・ 岡田議員	1 3
・ 河野議員	1 9
・ 野村議員	3 3
・ 佐藤議員	4 0
・ 田中議員	4 8
・ 川嶋議員	5 2
・ 外村議員	6 4
○延会の宣告	7 8

第 2 号 (6 月 2 4 日)

○出席議員	8 1
○議事日程	8 2
○一般質問	8 3
・ 平野議員	8 3
・ 戸田議員	9 6
○第 3 号報告 平成25年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	1 0 6
○第 4 号報告 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	1 1 4

○第 1 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	1 1 5
○第 2 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	1 1 5
○第 3 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	1 1 5
○第 4 0 号議案	工事請負契約の締結について……………	1 1 9
○第 4 1 号議案	工事委託協定の締結について……………	1 5 0
○延会の宣告……………		1 6 6

第 3 号 (6 月 2 5 日)

○出席議員……………		1 6 9
○議事日程……………		1 7 1
○開議の宣告……………		1 7 2
○第 4 2 号議案	動産の買入れについて (高規格救急自動車) ……………	1 7 2
○第 4 3 号議案	動産の買入れについて (高規格救急資器材等) ……………	1 7 2
○第 4 4 号議案	職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について……………	1 8 1
○第 4 5 号議案	島本町税条例の一部改正について……………	1 9 6
○第 4 6 号議案	島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正に ついて……………	2 0 8
○第 4 7 号議案	島本町火災予防条例の一部改正について……………	2 0 9
○第 4 8 号議案	島本町立プール設置条例の廃止について……………	2 1 5
○第 4 9 号議案	平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算 (第 2 号) ……………	2 1 5
○第 5 0 号議案	平成 2 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	2 1 5
○第 1 号意見書案	「手話言語法」制定を求める意見書……………	2 8 6
○第 2 号意見書案	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書……………	2 8 6
○散会の宣告……………		2 8 7
※付議事件の議決結果……………		2 9 0

平成26年

島本町議会6月定例会議会議録

第1号

平成26年6月23日(月)

島本町議会 6 月定例会議 会議録（第 1 号）

年 月 日 平成26年6月23日（月）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	副 町 長	乾 知 範	教 育 長	岡 本 克 己
総 合 政 策 部 長	島 田 政 弘	総 務 部 長	柴 山 則 文	まちづくり事業推進 プロジェクトチーム 部 長	由 岐 英
健 康 福 祉 部 長	近 藤 治 彦	都 市 創 造 部 長	水 木 正 也	上 下 水 道 部 長	今 中 良 昌
消 防 長	木 下 光 平	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀	会 計 管 理 者	妹 藤 博 美
教 育 こ ど も 部 次 長	川 畑 幸 也	総 合 政 策 部 政 策 企 画 課 長	佐 藤 成 一	総 務 部 総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	杉 木 利 徳

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	永 田 暢	議会総務 課 長	猪 倉 悟	書 記	村 田 健 一
書 記	小 東 義 明				

議事日程第1号

平成26年6月23日（月）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 第1号推薦 島本町農業委員会委員の推薦について

日程第4 一般質問

関 議員 町役場の議会及び議員に対する姿勢について

岡田議員 1. 胃がんリスク（ABC）検診の導入

2. 学童保育の整備を

河野議員 1. 連続値上げの国民健康保険料・減免制度を問う

2. 島本初の「地区計画条例」適用事業などの現状とあり方を問う

3. し尿中間処理施設選定の具体的な内容を問う

野村議員 「里道・水路」の管理について

佐藤議員 子ども・子育て支援新制度について

田中議員 町立第一中学校校舎の耐震化工事、もしくは建て替えの早急な決定と、それに伴う工事の早期着工を求む

川嶋議員 1. 「魅力ある学校図書館づくり」について

2. 共生社会をめざすまちづくりについて

外村議員 1. 大阪府からの事務の権限移譲について

2. 旅券発給事務の本町への権限移譲の進め方に関して

平野議員 1. 広域行政のあり方を問う

～パスポート業務及び保健所業務～

2. し尿中間処理施設整備について

戸田議員 1. 若者の就学、結婚生活を支援する奨学金制度を

～切れ目のない少子化対策の視点から～

2. 旅券発給事務における窓口対応業務の事務委託は必要ですか

日程第5 第3号報告 平成25年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 第4号報告 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

	第 2 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	第 3 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 8	第 4 0 号議案	工事請負契約の締結について
日程第 9	第 4 1 号議案	工事委託協定の締結について
日程第10	第 4 2 号議案	動産の買入れについて（高規格救急自動車）
	第 4 3 号議案	動産の買入れについて（高規格救急資器材等）
日程第11	第 4 4 号議案	職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
日程第12	第 4 5 号議案	島本町税条例の一部改正について
日程第13	第 4 6 号議案	島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について
日程第14	第 4 7 号議案	島本町火災予防条例の一部改正について
日程第15	第 4 8 号議案	島本町立プール設置条例の廃止について
	第 4 9 号議案	平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）
	第 5 0 号議案	平成 2 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）

(午前10時00分 開議)

平井議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中ご参集いただきまして、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成26年島本町議会6月定例会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

議案等は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から6月25日までの3日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 関議員及び9番 戸田議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

島本町監査委員から、平成25年度3月分、4月分及び平成26年度4月分の例月出納検査結果が、「地方自治法」第235条の2第3項の規定により、お手元に配付しておりますとおり本町議会に報告がありましたので、ここにご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、第1号推薦 島本町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

これを、職員に朗読させます。

議会事務局長 (第1号推薦 朗読)

以上でございます。

平井議長 お諮りいたします。

「農業委員会等に関する法律」第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員として、田中議員及び戸田議員の2人の方々を町長に推薦いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2人の方々を、議会推薦の農業委員として町長に推薦することに決定いたしました。

日程第4、一般質問を行います。

通告の順によりまして、関議員、岡田議員、河野議員、野村議員、佐藤議員、田中議員、川嶋議員、外村議員、平野議員、戸田議員の順で行います。

それでは最初に、関議員の発言を許します。

関 議員（質問者席へ） おはようございます。大阪維新の会・関重勝です。本日はたくさんの方々と、メディアの方も来られていますので、理事者におかれましては明瞭簡潔かつ丁寧なご答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。「町役場の議会及び議員に対する姿勢について」

まず、議員の会派室について、お伺いいたします。

大阪府下において、会派室あるいは執務室を持たない議会は、島本町以外にもあるのでしょうか。

総務部長 おはようございます。それでは「町役場の議会及び議員に対する姿勢について」、順次ご答弁させていただきます。

まず、1点目の、「大阪府内における会派室あるいは執務室を持たない議会の状況について」でございます。

府内の市の状況でございますが、北摂7市におきましては、共同利用を含め会派室等が設置されており、その他の市におきましても同様であるものと思われまます。次に、府内の町村の状況でございますが、10団体中5団体は会派室等を設置していない状況でございます。設置されていない町村の対応といたしましては、議員控室や会議室での利用となっております。また設置されている町村の対応におきましても、会派室を共同で利用されている場合などがございます。

以上でございます。

関 議員 現在、本町の議会においては会派室のある議員とない議員が存在し、私を含め会派室なりを持たない議員は専用の机も椅子もなく、議会資料を保管するロッカーすらない状態です。そのため、役場内での議員活動に相当な不利益を蒙っておりますが、町として積極的に改善・是正していただくおつもりはありますか。

総務部長 本町といたしましては議会のご要望につきまして、最近ではパソコンやプリンターの設置など、必要に応じ、これまでも対応させていただきましたが、時代とともにニーズも変化しているものと拝察しております。

今後とも議会からのご要望につきましては真摯に協議させていただき、適切に対応させていただきますと考えております。

以上です。

関 議員 「時代とともにニーズも変化」してきているとのことですが、毎回、本会議があるたびに、資料、もっとたくさんの資料を私たちはいただくんですけども、その議会資料を保管するロッカーさえない状況については、「時代のニーズ」と言うんでしょうか。書類を保管するロッカーなどは、議員活動をするうえで必要最低限度なものではないんですか。

総務部長 議会活動を行ううえで、確かに議会資料などの保管するためのロッカーなどは

必要であるというふうに認識しております。このため、今回の補正予算におきまして、議員執務室の整備など実施設計に関する予算を計上させていただいております。具体的な内容につきましては、今後、議会においてご審議をお願いしたいと考えております。

以上です。

関 議員 過去に、会派室に関してはたくさんの議論があったことは十分に承知しておりますけれども、執務室あるいは会派室を使用するか否かの判断は、それぞれの議員が行うことであり、例え、その当時の議員が執務室を使わないとしても、将来の議員が議員活動の妨げを受けないためにも、町として執務環境を整えておく必要があると思いますが、いかがですか。

総務部長 議会は行政機関から独立した機関であり、その機関としての運営はもとより庁舎3階部分は議会のフロアでありますことから、議員全体に関わるものであるということ踏まえ、議員の総意に基づく議会の機動的判断に委ねられるものと考えております。

なお、議会図書室につきましては、「地方自治法」に基づきまして、必ず置かなければならないというふうになっておりまして、会派室及び議員控室等、またそれらに附帯する備品の設置につきましては、議会の活性化及び議員活動の円滑化・向上を図ることにより町政の推進に寄与することなどといった趣旨のもと、総合的な検討を行い、対応させていただいております。

以上です。

関 議員 「総合的な検討を行っておる」とのご答弁ですけれども、そうしたら、「総合的な検討」をされて、今の現状で十分であると判断されているんですか。

総務部長 現状で申し上げますと、議会活動を行ううえで十分と申し上げられる状態ではないと考えております。このため、今回の補正予算におきまして、執務室の整備の実実施設計にかかる予算を計上させていただいております。

以上です。

関 議員 公式ではなくて、あくまで参考なんですけれども、他の府・市の行政に対して、会派室・執務室のあり方について見解を聞いたところ、議員活動を速やかに行う施設として当然に行政側が設置すべきものである、議員側から設置の要望書が出るということはナンセンスであり、例えるなら、学校に入学して机と椅子がないから、生徒が学校に机と椅子を設置して下さいと要望するものと同じようなものだという見解がありました。このような見解については、本町はどのようにお考えになりますか。

総務部長 先ほども、府内市町村の状況をご説明させていただいたところでございますが、府内の町村にあっては、会派室等を設置されていない町村や、設置されていても会派室を共同で利用されている事例がございます。これらは、本町と同様に限られた役場庁舎のスペースを有効に活用し、その中で部屋を設ける必要があり、活用できる面積に限度

がありますことから、各団体におきましても、このような状況下で対応されているものと思われま

す。今回の要望書におきましても、「現在ある会派室及び議員控室のスペースを総面積として再配置を考える」とのご要望であり、本件は議員全体に関わるものと思料いたします。従いまして、本町といたしましても、今申し上げました点を踏まえ、議員の総意に基づくものとして対応させていただきたいと考えております。

以上です。

関 議員 質問の答弁になってないです。私は、議員が執務室・会派室の設置の要望書を出すことがナンセンス、無意味であるという見解をされている行政がありますが、そのことについて本町はどのように考えておられますか、というふうに訊いております。いかがですか。

総務部長 ご指摘のとおり、執務室等の整備につきましては、ご指摘いただくまでもなく行うべきであったと認識しております。しかしながら、本町におきましては今まで整備できていなかったことで、議員からこのような要望書が出たことについて、まことに遺憾に思っております。

以上です。

関 議員 執務室の設置について、全員協議会の開催後に町長宛てに7名の連名で要望書を作成し、議会事務局長を通じて提出先を確認したところ、総務部長が窓口であるとのことでしたので、時間的に6月議会に予算計上が間に合うかどうかを確認のうえ、4月21日に私が総務部長に直接提出しましたが、本件については、どのような取り扱いをされたんですか。

総務部長 関議員外6名の議員からの連名でいただきました「議員の執務に係る会派室等についての要望書」につきましては、4月21日付けで総務部長でございます私が、関議員から直接いただきました。その後、「住民の要望・苦情等の受付、連絡及び処理の総括に関する事務処理要領」に基づきまして、同日付けで総合政策部コミュニティ推進課へ送付し、同課において受付カードを作成し、その通知により、総務・債権管理課において同日付けで町長までの起案を行ったものでございます。

また総務・債権管理課では、本要望書の趣旨を踏まえ、5月22日付けで素案をまとめたうえで、事務決裁を経て、翌23日付けで、ご要望のありました提出議員各位に対しまして回答させていただいたものでございます。この間、ご承知のとおり、5月21日付けでの町長から議長宛ての文書及びこれに対する6月5日付けの議長から町長宛ての文書に基づきまして、6月10日付けで町長から議長宛てに、会派室等の整備にかかります関連予算につきまして今議会に提案させていただく旨、ご報告させていただいたところでございます。

以上です。

関 議員 確認しますけども、この要望書については副町長、町長には、何月何日に決裁が回っているんですか。

総務部長 ご要望をいただきました要望書につきましては、本年4月21日に起案し、決裁が下りてきたのは4月30日でございます。

以上です。

関 議員 このような要望書類が提出された場合には、その手続きとして、通常はどのような処理をされていくのですか。

総合政策部長 要望書の取り扱いにつきましては、担当課であります総合政策部コミュニティ推進課で受付を行いまして、原則として、同日に所管する課へ送付をいたしております。なお、受け付けた時間によりましては、翌日に原課へ送付する場合もございます。以上でございます。

関 議員 最終的に要望を受け付ける・受け付けないの判断は、誰が行うんですか。

総合政策部長 要望書の内容に基づきまして、それぞれの所管する部長が最終的に適切に判断することとなります。

以上でございます。

関 議員 今回の要望書に関しては庁舎管理に関することですので、総務部の管轄になりますが、総務部長が最終判断されたことに間違いありませんか。

総務部長 ご指摘のとおり、庁舎管理に関することでございますので、総務部長である私が最終判断をいたしております。

以上です。

関 議員 わかりました。最終判断した日は、何月何日になるんですか。

総務部長 最終判断した日でございますが、最終判断につきましては、5月の22日にその判断を起案いたしまして、翌5月23日に提出議員各位にご回答させていただいたものでございます。

以上です。

関 議員 情報公開請求に基づいて、本件の要望書に関する決裁書類をすべていただきました。この中の書類である「議員の執務室に係る会派室等について」との標題がある文書処理カードでは、課長の指示欄で「回答不要」の指示が出されております。私は当然に回答があつてしかるべきだと思いますし、直接、総務部長へ要望書を提出した際に回答を求めたはずですけども、なぜ、「回答不要」の指示が出されているんですか。

総務部長 本件に関するご要望につきましては、文書処理カードでは、ご指摘のとおり、回答は不要との指示の内容となっております。この点につきましては単純な指示の誤りであり、申しわけございません。

なお、事務処理といたしましては、要望書の内容に沿って、仮に実施した場合の見積書について業者に依頼するなど、事務は進めておりました。

以上でございます。

関 議員 7名の議員の連名で、しかも、直接総務部長に手渡した要望書なんですけども、単純なミスをするほどに軽佻な取り扱いをされたんですか……(「そうだ」と呼ぶ者あり)……。

平井議長 静かに。

総務部長 本要望の趣旨につきましては、関議員はじめ7名の議員各位の連名で提出されているものであり、大変重要なものであると認識しております。従いまして、事務処理につきましては慎重に行うべきものでありますが、ご指摘の点につきましては単純な指示の誤りであり、お詫び申し上げるとともに、改めて周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

(「嘘、言ったらあかん」「重大ですよ」他、議場内私語多し)

関 議員 わかりました。4月21日に提出した要望書に関して、5月23日になって、ようやく総務部長名で素案の報告書をいただきましたけども、1ヵ月以上何の返事もなかったのは、あまりにも不誠実な対応ではないんですか。

総務部長 4月21日付けのご要望があった要望書に関しましては、回答が5月23日となったことにつきましては、先ほども申し上げましたが、業者に見積もりを取るのに時間を要したものでありますが、本来ですと、その間に、そのことについて時間を要する旨の回答をすべきであったと考えております。

なお、遅くなったことにつきましては、5月23日付けの回答におきまして、あわせてお詫び申し上げたところでございます。

以上です。

関 議員 今回の要望書に関しては、4月21日に総務部長に提出後、何の反応もなかったわけなんですけども、約3週間後の5月15日になって、ようやく打ち合わせに来られました。しかし、そのときには、今からでは6月の議会には予算計上が間に合わないとのことを説明されましたが、その説明の趣旨を、もう一度お示し下さい。

そして、要望書提出から3週間の間放置した裏には、予算なりをあげるることについて躊躇するような、何か他の要因があったのではないんですか。

総合政策部長 会派室の整備につきましては様々な形態が見込まれますことから、実施設計などの時間を考えますと、非常にタイトなスケジュールになりまして、6月議会には予算計上が間に合わないと思われまして、そのようにご説明を申し上げたところでございます。その他の他意は全くございません。

なお、その際にも申し上げましたが、6月議会には実施設計の予算のみを計上させていただき、その後、議会で十分議論をしていただいたうえで、工事に関する予算を計上させていただく予定でございました。

以上でございます。

関 議員 6月議会を控えた時期の要望書の対応については、行政として真摯に対応すべきであると思っておりますが、理事者としてはその辺、どういうふうにお考えですか。

総合政策部長 要望書の取り扱いにつきましては、議員からの要望、また住民の皆さんからの要望など、行政として適切に対応すべきものである、このように考えております。

なお、本件に関して内容の精査などに時間を要したことにつきましては、改めてお詫びを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

関 議員 具体的な内容までには言及しませんが、本件に関するやりとりの中で、理事者として誠実かつ公正に職務を遂行することについて、私は強い疑いの念を持ちましたけれども、いかがですか。

総合政策部長 本件の要望に関して疑いの念を持たれたということでございますが、そのようなことは全くございません。

以上でございます。

関 議員 再確認します。副町長、同じ質問です。いかがですか。

乾副町長 私も、全くそのようなことはない、こういう認識をいたしております。

以上でございます。

関 議員 要望書を処理する過程において、実施設計の予算のみを計上するだけでこれだけの時間を費やした裏には、何か特別の事情があったのではないんですか。

総合政策部長 本件に関する要望書につきましては、要望書の趣旨に基づきまして適切に対応しており、ご指摘のようなことは決してございません。

以上でございます。

関 議員 質問を変えます。理事者と特定の議員が一堂に会して会合をされるということは、よくあるんですか。

総合政策部長 理事者と議員の関わりについてでございますが、例えば、一般質問等をいただいた内容や議案に関する資料請求などの内容につきまして、お問い合わせをさせていただくことはございます。また、その他、いろいろに関することにつきましても議論をさせていただくこともございますが、基本的には円滑な議会運営に努めるための必要最少限の対応である、このように認識をしております、ご指摘のような事実はございません。

以上でございます。

(「ちゃんと言わなあかんよ」「議長」他、議場内私語多し)

平井議長 静かにして。

関 議員 特に本会議を控えた時期などは、理事者においては全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行することを担保する意味でも、より慎重な行動が求められると思っておりますが、その点についてはいかがですか。

総合政策部長 議会におかれましては予算、決算をはじめ住民福祉の向上を目指した様々な施策についてご審議をいただくものでございまして、当然のことではございますが、公務員として適切に対応すべきである、このように考えております。

以上でございます。

関 議員 理事者と議員が信頼関係を築くためにも、一定のコミュニケーションを持つことについては毛頭否定するつもりはありませんが、議員をはじめ住民から様々な要望がある中で、当然、公務員として節度を持って、誠実かつ公正に職務遂行すべきですが、今の島本町の理事者の方々は自信を持って適切に対応されていると言えるんですか。

(「言えない」と呼ぶ者あり)

総合政策部長 理事者と議員との関係につきましては、一定のルールに則って適切に対応すべきである、このように考えております……(「同じことを言っている」と呼ぶ者あり)……。本件に関して、理事者としての対応に疑いの念を持たれたということでございますが、そのようなことは全くございません。

以上でございます。

(「いい加減な答弁したらあかん」と呼ぶ者あり)

関 議員 わかりました。私のこれまでの議員活動を通じて、特に今回の要望書のやりとりについて、理事者と一部議員が特別の関係にあるのではないかと疑いをもちましたし、そのような関係があるからこそ、先ほども申したように行政の中立的運営、理事者としての誠実かつ公正な職務執行について、私は強い疑いの念を持ちましたけども、いかがですか。

総合政策部長 本件に関しましては議員活動を行ううえでの要望でございまして、理事者としても執務室は必要である、このように考えており、一部の議員と特別にお話をするということは全くございません。行政運営を行ううえで様々な課題はございますが、行政として疑念を持たれたということにつきましては、あつてはならない、このように考えております。仮に、関議員がそのようにお感じになられたということであれば、今後の対応などにつきましては十分留意をしまいたいと考えております。

以上でございます。

関 議員 私はそういうふう感じておりますので、十分、留意していただきたいと思えます。

質問は少し変わりますが、現在、世論で注目されていますS T A P細胞の論文問題で、理化学研究所の体質、そのあり方について疑義があるということから、改革委員会が設置されるなど改善に向けて取り組みがされております。事実はどうであるのか、現在、調査中のことでもありますので判然としませんが、疑念があるということはマスコミ等で報じられております。このことは、今回の私の質問の内容と趣旨が酷似しており、町民との信頼関係において、倫理的にも本質的にも同様ではないかと考えております。

このような観点からも、ある会派と、どのような申し合わせがあったのかは私にはわかりませんが、疑念を持たれるようなことは厳に慎むべきだと思いますが、理事者としてはどのようにお考えですか。

総合政策部長 現在、世論で注目されております事例を取り上げてのご質問でございますが、確かに、このことにつきましてはマスコミ等で疑念があると、このように報じられております。本件に関して疑念を持たれているような事実はございませんが、関議員が行政運営に仮に疑念を持たれているというご指摘でございますので、この点につきましては、今後の対応も含めまして十分留意をしてみたい、このように考えております。以上でございます。

(「疑念を認めているの」と呼ぶ者あり)

関 議員 その点は、よろしくをお願いします。

議員と住民との関係など、一定の緊張感を持って適切な町政運営に努めることは議員として当然のことと思いますが、この点についてはいかがですか。

(「過剰に反応しているんじゃないの」と呼ぶ者あり)

総合政策部長 議員の皆様につきましては、住民の代表として選挙で選ばれ、住民の皆様の声を町政に反映することによって、住民福祉の増進とともに、よりよいまちづくりが実現できるもの、このように認識をいたしております。従いまして、関議員ご指摘のとおり理事者と議員の関わりにおきまして、疑念を持たれるようなことのないよう努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

関 議員 島本町の職員においても、公務員としての倫理、モラルを持った行動が強く求められますし、絶対に欠かせないものだというふうに思います。

町長として、今後はどのように職員を指導していくのか、最後に見解をお聞きしたいです。

川口町長 議会と行政は、町政を進めていくうえでの車の両輪でございますが、その距離感は遠くてもいけませんし、近づきすぎてもいけない。大変難しゅうございますが、一定の距離感のもと、議会と行政が議論を深めていくということが大変重要であると思っております。

公務員は、誠実かつ公正に事務を執行していかなければなりませんので、「李下に冠を正さず」という言葉がございますが、スモモの下、他においても、やはりしっかりと疑惑を持たれないように、厳に自らの行動を律すべきだと、そのように考えております。

以上でございます。

関 議員 ご答弁いただいたことを誠実に実践していただいて、理事者におかれましては、公職に就かれた際に読み上げられた宣誓書の内容を今一度再認識して公務にあたっていただくことを強く要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

平井議長 以上で、関議員の一般質問を終わります。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

岡田議員（質問者席へ） 一般質問をさせていただきますが、一般質問をする前に、今、一般質問がありました関議員からの内容は、理事者におかれましては重く受けとめていただきたい、このように私も要望するものでございます。また、9月決算議会におきましては、私も同じ質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは私の一般質問を、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

「胃がんリスク（ABC）検診の導入について」

毎年、約10万人の人が胃がんと診断され、そのうち、約5万人が死亡しています。肺がん仅次于ぐ2番目の多さです。

胃がんの原因は、これまで塩分の多い食生活が原因とされてきましたが、近年では、胃潰瘍の原因となっているピロリ菌を発症要因とする説が有力となってきております。また、その検査方法も簡単であり、患者の負担も軽減されている胃がんリスク検診が目されています。

1. 胃がん対策（予防も含め）の現状と今後の対策は。
- 2番. 現状の胃がん検診であるバリウム検査による身体への負担に対する課題は。
- 3番. こうした現状を町はどのように把握し、展開していくのか。
4. 胃がん撲滅のための課題は。

以上、4点の答弁をお願いいたします。

健康福祉部長 それでは、大きな1点目の「胃がんリスク検診の導入」に関するご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「胃がん対策の現状と今後の対策について」のお尋ねでございます。

本町の胃がん対策の現状につきましては、主に胃がんの早期発見としての、がん検診の受診率の向上に取り組んでおります。本町の胃がん検診につきましては、年12回、ふれあいセンター及び検診率の低い地域の自治会集会所に出向きまして集団健診を実施しており、国が検査項目としております「問診及び胃部エックス線検査」により、がんの早期発見に努めております。

また、本町の胃がん検診の受診率につきましては、平成24年度は9.6%、平成25年度は9.5%で、ここ数年は9%台で推移いたしております。大阪府内の他の自治体の胃がん検診の受診率につきましては、平均いたしまして5%台で推移をいたしております。大阪府内の平均と比較いたしますと、高い受診率となっております。

今後の対策といたしましては、引き続き早期発見としての胃がん検診の受診率の向上を図るとともに、住民の皆様へ、胃がん発生のリスク要因となります喫煙や高塩分の食品を控えることや、野菜や果物の摂取など、科学的根拠がある予防対策につきまして普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「バリウム検査による身体への負担に対する課題について」でございます。

一般的には、バリウムに対するアレルギーやバリウムの誤嚥、またバリウムが排泄されず、腸閉塞を起こす場合があるなどの課題があると認識をいたしております。

幸い、本町では、胃がん検診におきまして健康被害を及ぼすような事案は発生しておりませんが、検診の際に行ったアンケート調査結果では、「台の上で、身体を回転させるのがつらい」や「バリウムよりも、発泡剤が飲みにくい」などのご意見がございました。一方で、「バリウムが飲みやすくなった」や「楽に受けることができホッとした」というご意見もいただいております。

検診自体が、医療行為にあたりますことから、常に細心の注意を払い、実施をしてみたいと考えております。

次に、3点目の「現状の把握と展開について」でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、本町では、胃がん検診におきまして健康被害を及ぼすような事案は発生しておりませんが、胃がん検診の実施方法や注意点につきまして、受診者の皆様に事前にお知らせするとともに、常に細心の注意を払って検診を実施してまいります。

なお、現在実施しておりますバリウムによる胃がん検診につきましては、厚生労働省が実施方法を定めております検診でありますことから、引き続き実施してみたいと考えております。

次に、4点目の「胃がん撲滅のための課題について」でございます。

住民の皆様に対し、生活習慣の改善方法の普及・啓発をはじめ厚生労働省が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」におきまして、胃がん検診の検査項目として示されております「問診及び胃部エックス線検査」による胃がん検診を実施し、がんの早期発見に努めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問をいただいております胃がんリスク検診（ABC検診）につきましては、胃がん発症の危険因子であるピロリ菌感染の有無と胃の粘膜の委縮度の程度を測定し、検査を受けられた方が胃がんになりやすい状態であるかを、四つに分類する検査方法でございます。この検査は、血液を採取することにより比較的簡易に検査することが可能でございますが、従来の胃がん検診のように、胃がんそのものを見つける検査ではございません。

ピロリ菌の感染がなく、胃粘膜が健康な方を精密検査の対象者から外し、ピロリ菌に感染して胃粘膜に萎縮が見られる状態にある方には、胃がんの有無を確かめるため精密検査を受けていただくという内容でございます。本検査につきましては、厚生労働省がん研究助成金事業における「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン」におきまして、「死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、集団を対象とした対

策型検診として実施することは勧められない」とされております。

このため、その有効性につきましては、国の研究班におきまして引き続き評価中ですが、本町におきましても、府内の他の自治体の実施状況等も踏まえながら、実施に向けまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 ただいま健康福祉部長のほうのご答弁で、実施に向けて検討してまいりたい、というご答弁がございましたので、私のほうからは質問たくさん考えてまいりましたが、要望に止めさせていただきたいと思っております。

近年、ほとんどの胃がんがピロリ菌が原因とわかってきました。ピロリ菌とは、胃の壁を傷つけ、胃を守っている粘液を減らし、酸の攻撃を受けやすくしてしまうので、胃炎やまた十二指腸潰瘍を発症させる要因ともなっております。このピロリ菌が胃に定着し、そして胃の萎縮を引き起こし、それが胃がんになると言われております。

このピロリ菌は、血液検査によりまして、その方の胃の中にピロリ菌がいるかどうか、有無を調べ、そして陽性であればピロリ菌の除菌治療を行う。これも保険が適用されております。あくまでも検査は胃がんになりやすいかどうかを調べ、胃がんを発見する検査ではないということを担当のほうもご存じかと思えます。

また、府内の先進事例といたしまして、府内では茨木市、高槻市、寝屋川市が実施されておられます。茨木市は40歳から70歳までで5歳刻み、400円です、負担が。高槻市は30歳から60歳まで5歳刻みで、500円です。また高槻市は今年度より、全国初だそうでございますが、中学2年生を対象にして、尿検査による、このピロリ菌の抗体検査を実施されました。これは自分たちが子どもを育成する世代になったときに子どもに感染するリスクをなくするために、高槻市では全国初の中学校2年生を対象に尿検査でピロリ菌の検査をされるということをお聞きいたしております。

このような事例もございますが、今の健康福祉部長からおっしゃいましたように、実施に向け検討ということでございますので、来年度、27年度の予算には、胃がんリスク検診の導入を強く強く町長、そして健康福祉部長に要望いたしまして、この質問は、1点目の質問は終わらせていただきます。

2問目の「学童保育の整備を」ということで、質問をさせていただきます。

学童保育の多くが小学校3年生までを対象としているため、放課後に小学校4年生以上の児童を預ける場所が不足しており、子どもの面倒を見なければならないため、女性が就業を断念しなければなりません。平成27年4月にも、「児童福祉法」の一部改正により学童保育の年齢が小学校6年生まで拡大される予定で、すでに前倒しで受け入れ体制の拡充を急ぐ自治体も増えてきているとお聞きいたしております。

女性が活躍しやすい就労環境を整えるためにも、町はどのように考えておられますか。

教育子ども部長 それでは、「学童保育の整備」について、ご答弁申し上げます。

学童保育事業の対象年齢につきましては、平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て関連3法の中の「児童福祉法」の改正におきまして、「小学校に就学しているおむね10歳未満の児童」とされていた対象児童が「小学校に就学している児童」とされ、小学4年生以上を含むすべての小学生が学童保育事業の対象となることが、法律上、明確になったところでございます。

しかしながら、これは、6年生までが事業の対象範囲であることが明確化されましたものの、厚生労働省の「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」におきましては、あくまでも対象範囲を示すものであり、必ずしも6年生まで受け入れなければならないというものでもなく、「市町村は利用ニーズを把握したうえで、提供体制の整備を行う必要がある」との見解が示されております。

学童保育事業につきましては、これまでも「小1の壁」といわれる就学後の学童保育室での待機事案により、女性の社会進出などの妨げとなっている問題のみならず、現行制度上では小学3年生までの受け入れとなっていることからの、いわゆる「小4の壁」が、子育て家庭にとって大きな課題であると認識しております。

なお、本町では、平成22年度から事業展開している「島本町子育て支援プラン～地域社会で子育て支援～」の中で、目標として「平成26年度までに学童保育室での障害を有する児童の受け入れ学年を拡大すること」を掲げ、すでに障害を有する児童につきましては、平成25年度末でひとり親世帯要件を撤廃し、今年度から小学4年生以上も受け入れを行っております。

今後、健常児も含めた小学4年生以上の受け入れにつきましては、現在、島本町子ども・子育て会議におきまして、学童保育事業の他、幼稚園や保育所など、本町の子育て支援にかかわる計画策定において審議を進めております。また、昨年11月に就学前児童及び小学生を持つ家庭全世帯に対しまして行いました「子ども・子育てに関するニーズ調査」の中でも、対象学年の引き上げについて多くのご要望もいただいておりますことから、場所の確保などの問題もございしますが、早期に実現できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

また、本町では放課後及び週末等の安全・安心な子どもの活動場所の確保のため、「放課後子ども教室推進事業」を実施いたしております。この事業と学童保育事業につきましては、対象児童が異なるとは言え、放課後における子どもの預かり等を行う同趣旨の事業として、今後、互いに補完することができないか、また一体的な運用からより満足度の高い事業展開とならないかなど、事業の連携についても検討を進めてまいりたいと考えております。

今後とも引き続き、社会で活躍の場を望まれる女性を支援するとともに、子どもたちの健やかな育ちを保障すべく、学童保育事業の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 ただいま、学童保育室の整備ということで、教育こども部長のほうからご答弁をいただきまして、その中に「早期に実現できるよう検討を進めたい」という答弁がございましたので、深く質問をするつもりはございませんが、数点だけ、質問させていただきたいと思います。

現在、保育所の待機児童は何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。これ1点。2点目ですが、27年、28年ですね、大体小学校に入学される子どもさんの中で、何割ぐらいが就労支援の親御さんのもとで入学をされるというようなことが、保育所の子どもさんの人口からすれば、ほぼわかるかと思しますので、この数を教えていただきたいと思します。

教育こども部長 まず保育所の子ども数から、今後、学童保育を利用されるような方々の数についてでございます。各小学校区によって人数が異なってまいりますので、利用につきましては人口と比例するというようなことではございませんけれども、現在、全体的に利用者につきましては増えてきているというのが現状でして、ちょっと率を申し上げますと……、まず、第一小学校区でいきますと、就学前の子どもさんの人数が約400人ぐらいいらっしゃるんですが、現状では118名の利用がある。「利用」と言いますか、保育所に入所されている方があるということで、約18%程度、第一小学校区では保育所の利用者の方がいらっしゃいます。同じく第二小学校では30%、それから第三小学校区では20%、第四小学校区では約31%の方が保育所に通っておられるということですので、この率からしますと、一番多いのがやはり第四小学校区でございまして、マンションができた影響が非常に大きいのかなというふうに思っております。それと、次に多いのが第二小学校でございます。現在、町内の学童保育の中でも、第二小学校が一番人数が多いという状況でございます。

それからあと、待機の状況でございます。現時点、6月1日時点の保育所の待機児童数でございますが、現在20名となっております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。

26年度に入りまして、新しい数字で、第一から四までの小学校の学童の定員と、今現在、どれぐらいの学童を利用されているいらっしゃる子どもさんがいらっしゃるかということの数字はわかりますか。

教育こども部長 まず、学童の定員でございますが、定数については、条例上は各学童とも55人となっておりますが、面積から1人当たりの必要な居室面積を1.65平米で計算いたしますと、第一学童では76人まで受け入れが可能でございます。また、第二学童でも76人、第三学童では70人、第四学童では88人ということで、合計310人まで受け入れは可能であるということで、今、運用をいたしております。

現在の利用状況、6月1日現在でございますが、第一学童では63名、そして第二学童では76名、第三学童では61名、第四学童では70名ということで、第二学童がもう満杯の状況にあるということでございます。

以上でございます。

岡田議員 そうしますと、部長、今現在、学童が定員の中には収まっているようなんですが、どこの学校に、これから学童を拡充した場合、場所の確保が一番心配だということで、私もヒアリングのときも部長のほうからそのようなことをお聞きいたしておりますが、場所の確保は、四つとも小学校全校での確保が必要になってくるということよろしいですか。それか、どこかの学校だけが特別またちょっと建て増しをしなければならぬとか。そういうふうに学童を拡充しようと思えば、どこの学校が一番、手を加えなかったら駄目というのは、どこの学校になるんですかね。

教育こども部長 先ほどもご答弁申し上げましたが、第二学童については一杯の状況ですので、4年生以上を受け入れるというのは、現状でも厳しい状況にあると思います。ただ、他の学童保育室につきましても若干余裕はあるというものの、一気に6年生までを受け入れとなりますと、どの学童も、やはり、もう1室は必要になってくるのではないかなと思っております。

全国的には少子高齢化が進んでおりまして、学校の教室の空き教室なんかの活用ということで進めやすい部分も一方ではあるんですが、本町の場合、子どもさんが減ってない状況で、特に第四学童なんかでいきますと、今年1年生、1クラスが増えるというような現状もある中で、学校の空き教室を当てにはできないということで、現在、空き教室もないわけでございますが、そういったことからしますと、またプレハブが必要になったりということもございます。

このことにつきましては、昨年、ニーズ調査を実施をいたしまして、そのニーズ調査では、そんなに高い利用希望というのはなかったんですが、現実、見て見ますと、やはり利用されている方は増えていっている状況にございますし、学童保育室、通常、利用されている方だけではなくて、夏休みとかの長期休業期間だけ利用したいというご家庭もございますので、そういうことも勘案したうえで、本年度中に策定を予定しております子ども・子育てに関する支援計画、こちらのほうで、いつの時点で――まずは4年生からだというふうに考えておりますけども――受け入れていくのかということについては、子ども・子育て会議の中でも今後議論をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 来年はね、また新しく保育所が1園増えてくると思うんですけどもね。保育所を増やせば、それに伴って、今度また学童の人数も増えてくるのではないかと、このように思っておるんです。

先ほども部長がおっしゃいましたように、「小1の壁」が終わっても、今度は「小4の

壁」というのがありまして、できるだけ、「小4の壁」を島本町は改善していただきたいと思っておるんですけれどもね。国のほうで、学童保育充実の5ヵ年計画というのを出すことになっているということは、教育委員会のほう、ご存じだと思いますが、2015年度から5年間の利用登録者の増加目標を設ける、目標達成のために国や自治体が5年間に取り組む対策の工程表を作成する、学童保育の充実を促し女性が活躍しやすい就労環境を整えるということで、この5ヵ年計画の具体的な数値目標を、6月を目処で決めるということをお聞きいたしておりますが、国のほうに、もう出される準備はできておりますでしょうか。今現在、作成中ですか。この点、お聞かせいただきたいと思っております。

教育こども部長 先ほども申し上げましたように、今年度、「子ども・子育て支援事業計画」というのを作ります。それにあたりまして、当然、学童保育の利用ニーズを踏まえてということで、現在、まだ数値的にはお示しはできませんけれども、当然早い時期に、先ほどご答弁申し上げましたように実施ができるように努力はしていきたいというふうに思っておりますので、今の時点で国のほうに提出という部分については、全体的な子どもの数とか、そういった部分については順次、先ほど申し上げました「子ども・子育て支援事業計画」を策定する段階で、国から示されておりますワークシートに基づいた形での数値というのは順次報告することになっておりますが、必ずしも、その数値が実態と合っているかという、国から示されたシートに基づいてやっておりますので合致しない部分がありますので、その点については、十分、今の実態を踏まえて、子ども・子育て会議の中で議論もしつつ、島本町の「子ども・子育て支援事業計画」の中に位置づけていきたいというふうに、今、考えておるところでございます。

岡田議員 では、最後になりますが、ぜひ、この学童保育、女性が3年生までで、今度4年生になるときに、ほんとに仕事を辞めてしまわなければならないというような、そういうことにならないように、今後も女性が活躍できる、そういう環境を島本町から、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

平井議長 以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時01分～午前11時15分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員 (質問者席へ) 日本共産党・河野恵子です。一般質問をさせていただきます。通告の順に従って、させていただきます。

1点目です。「連続値上げの国民健康保険料・減免制度」について、伺います。

町長に対し、町独自の減免制度の申請基準及び申請様式などについて、高槻市、摂津市の制度との比較において、町制度の改善を求めてまいりました。この間の検討経過を

伺います。

健康福祉部長 それでは、1点目の国民健康保険に関するご質問の①の、「国民健康保険料の減免制度」に関するお尋ねについてでございます。

ご質問にございます高槻市及び摂津市の制度との比較におきまして、本町の制度改善を求めてこられたとのご質問でございます。

申しわけございませんが、これまで両市との比較で「減免制度の申請様式」等につきましてご質問をいただいた記憶がございませんので、申請様式等につきましては、これまで検討はいたしておりません。しかしながら、今後、減免申請書につきましては、被保険者の皆様にとりまして、より分かりやすいものとなりますよう検討してまいりたい、このように考えております。

また、本町と高槻市及び摂津市との減免制度の申請基準の比較でございますが、本町では前年との所得を比較して、その減少分を勘案し減免をさせていただいております。一方、高槻市及び摂津市では、この一定の基準の所得以下の世帯に対しまして減免が行われており、その点が大きな違いでございます。

なお、減免制度につきましては、その財源はもとより、軽減制度など他の制度を勘案し制度構築すべきと考えており、今後も国の方針や社会情勢等に注視しながら、引き続き適切に運営してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

河野議員 「河野恵子」が質問してこなかったということであれば、厳密に言えばそうかも知れませんが、会派としては今まで大綱質疑や各常任委員会においては、摂津市や高槻市の例を紹介し、やってきた経緯があります。その点について申請の基準、申請様式について、現時点での高槻市、摂津市との比較をされた内容について、認識をお伺いいたします。いかがですか。

健康福祉部長 申請様式につきましては高槻市並びに摂津市と比較をしておりますが、内容につきましては、それぞれの自治体固有の内容がございます。本町におきましては、先ほど申し上げましたように、被保険者の皆様によりわかりやすい、そのような内容につきまして今後検討いたしまして、その様式を採用していきたい、このように考えております。

以上でございます。

河野議員 時間がほんとにありませんので、再度申し上げます。二つ目の質問です。

島本町制度と比較して、高槻市・摂津市の減免制度は、自治体を取り巻く厳しい国民健康保険制度ということはあったとしても、被保険者の現状に即した貧困と格差をよりは正するものであると私は認識しております。

再度、町長の見解を伺います。

健康福祉部長 次に、②の「国民健康保険料減免による格差是正」に関するお尋ねでござ

います。

減免制度におきます本町と高槻市及び摂津市との制度内容の違いにつきましては、先ほどご答弁申しあげましたとおりでございます。

なお、高槻市が行われている保険料を一律に免除することにつきましては、所得のみで判断することとなり、資産があり、支払い能力のある方も含めて減免する可能性もありますので、公平性に欠けるものと考えております。

本町では、低所得で保険料の支払いが困難な方に対しましては、丁寧に納付相談を行うとともに、被保険者の状況に応じまして、医療が滞らないように短期保険証の発行を行っております。また町独自の減免につきましては、その財源を一般会計からの繰入金や保険料により対応することとなり、国民健康保険に加入されていない他の被用者保険との整合を図りながら、慎重に対応すべきものと、このように考えております。

以上です。

河野議員 念のために、お伺いいたします。

今の①②の質問の再質問ですが、健康福祉部長におかれましては、高槻市国民健康保険料の減免要綱、あるいは摂津市の国民健康保険料減免要綱や申請様式一式については、内容については認識されていますか。

健康福祉部長 高槻市及び摂津市の減免の内容につきましては、一定把握をいたしております。

以上でございます。

河野議員 ちょっと苦言を申し上げますけれども、この間、正式な質問においては、繰り返し、このことを申し上げてきたつもりではありますが、公式・非公式を問わず、先ほど言うようなものではありません。ちゃんとした全住民の全体の奉仕者として、公務員としての皆様方を相手に、私たちはこの減免申請書や減免要綱について入手しておくべきだということを申し上げておりますし、先日、このことを私自身は議員としてのルートで入手をし、執行部の皆様にもお渡ししております。そのうえで、今回、質問に臨んでおりますので、その点についてはやはり真摯に対処していただきたい。これは苦言として申し上げます。

そのことで、摂津市や高槻市の申請用紙と比べて、島本町の申請用紙が被保険者にとっては書きづらい、あるいは様々文書を作成しなければいけないという点では負担感が強く、これまでに私自身も減免基準に適合されているにも関わらず、減免用紙を書くのに、やはりちょっと困難を感じられて申請に至らなかったという方の事例も聞いております。その点についての、やはり改善の余地があるかと思われませんが、いかがでしょうか。

健康福祉部長 減免の申請様式の申請理由の内容のことだと思いますが、本町におきましては申請書に申請の理由を書いていただく項目がございますので、同じく高槻市におかれましても、「減免または免除を受けようとする理由」という形で、被保険者の方がどのよ

うな状況で減免の申請をなさっておられるのかということにつきましては、それぞれ記載をしていただかないと、どういう状況かというのは町としても把握ができませんので、そのような形で対応させていただいておるところでございます。

以上です。

河野議員 今、申し上げた申請の理由について実情を書くところですね。島本町の用紙は大きな欄が設けられています。それについて、はっきり申し上げて自営業の方であれば「営業不振」という一言で足る、そういうふうにも執行部のほうから、例えばその一言を書いていたければ申請ができるんだという説明を私は受けましたが、一般的に善良な住民の方が初めて申請に当たるときには、広い空欄を前にして、相当な文章を書かなくてはならない、そういう心理的な状況に陥られるということは十分に想像できます。その点については、いかがですか。そういった住民の感情や認識があるということについては想像されますか。私の想像や想定については間違っているのでしょうか。答弁を求めます。

健康福祉部長 申請理由の中の項目、どのような状況で申請に至られているかという記載内容につきましては、想定とかそういうものではなくて、项目的には、本町におきましても当然高槻市におかれましても、申請理由を書くような形でございます。ただ、窓口に来られまして、先ほど担当とお話しされたということでございますが、その被保険者の方がどのような状況に至っておられるのかというのは、当然、保険者として把握する必要がございますので、その辺は、窓口におきまして丁寧な対応のもとに記載をしていただく、そのような態勢で臨んでおります。

以上です。

河野議員 なかなか認めようとされないのので何回も質問を重ねるんですが、窓口で相談する、実情を把握する、それは当然の手続きを踏んだうえで、その用紙を前にしたときに書きづらいという心理状況に至られたということを私は申し上げていますので、そういった面で、今の減免、島本町の独自減免用紙の様式、また先ほど申し上げました高槻市や摂津市などの申請基準については、やはり再考を要するというふうに思います。答弁を求めます。

健康福祉部長 先ほど来申し上げてますように、減免の申請様式につきましては見直しを検討していくということで考えておりますので。ただ、内容につきましては、他の自治体の様式等も参考にしながら変更をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

河野議員 通告の③に移ります。

ただ、私は今、質問をするということが、なぜ、この時期にするかと言いますと、先日、6月の20日に国民健康保険運営協議会が開かれまして、概ね、私が資料から推察するところ、予算では7%の平均の保険料値上げというふうに町は言っておられましたが、

概ね、この値上げということは執行されるものと認識をいたしました。しかし、昨年度、そして今年度に入って消費税増税などがあり、日々の保険料の支払いに苦慮される方が増えていかれるのではないかとこのように思っておりますので、本算定通知をされるときに、そういったところもしっかりと案内をしていただきたいと思います。使える制度はしっかりと使っていただきたいと思います、そういうことを思って質問しているわけです。そういうことを念頭に、答弁もお願いしたいと思っております。

③点目ですが、職員の健康診断について、「人間ドックや心電図項目の取り扱いと意義、課題」について、伺います。

総合政策部長 それでは、③点目の「職員の健康診断の項目において、心電図検査の項目が存在する理由とその意義」について、ご答弁を申し上げます。

職員の健康診断につきましては、「労働安全衛生法」及び「労働安全衛生規則」におきまして、常時使用する労働者に対し、法定検査項目に基づき1年に1回、医師による健康診断を事業者の責務として行わなければならないとされております。また心電図検査におきましては、法定検査項目の一つとして位置付けられているものでございます。

心電図検査は、心臓の筋肉が全身に血液を循環させるために拡張と収縮を繰り返すとき微弱な活動電流が発生をいたしますが、その変化を波形として記録し、その乱れから病気の兆候を読み取る検査でございます。心臓疾患に関する検査としては比較的簡易な検査であり、疾患発見の第一の手掛かりとして用いられている検査でございます。

以上でございます。

河野議員 特定健診については、過去の民生消防常任委員会所管事務調査や、その後の議員研修等の講演会などによって、医療費増大への対策や介護保険利用との関係性において、心電図項目に有用性があると示されてきました。委員会や一般質問でも求めてまいりましたが、町長の見解を伺います。

健康福祉部長 次に、④の「特定健診における『心電図』の項目」に関するお尋ねでございます。

これまでもご答弁申し上げますとおり、本町では、国の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づきまして、血圧・脂質・血糖・肥満の全ての項目におきまして一定の判定基準を上回る方を対象といたしまして、医師が必要と認める方におきましては、詳細な検診として心電図検査を実施をいたしております。

なお、医療費の適正化につきましては、ジェネリック医薬品の差額通知や勧奨、また本年度からはレセプトをもとに医療費分析を行う予定をいたしてございまして、より効果的な対策を講じて医療費の適正化を推進してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

河野議員 ということは、町長の見解を私は求めましたし、「心電図の有用性」ということを、通告をしております。今の答弁からすると、町長におかれましては特定健診の1回

目の健診、基本項目というのか、ここに心電図を入れることは有用性がないと考えておられるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

健康福祉部長 有用性があるとかないとかではなくて、今、ご答弁申し上げましたように、国の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」というのがございまして、その中で、先ほど申し上げましたそれぞれの項目におきまして、一定基準を上回る方につきましては医師が必要と認める、その場合には心電図の検査をする。そのような基準に基づきまして、現在、特定健診の中では心電図の対象という形で実施をしておるということでございます。

以上です。

河野議員 ちょっと質問を変えますけれども、先日、6月20日に国民健康保険運営協議会が開かれたことは先ほども紹介をいたしました。結局、この7月末に国民健康保険被保険者に発送なさる本算定通知は、結果的には国民健康保険料の値上げは平均して何%になるのか。改めて、お伺いいたします。

健康福祉部長 本算定での1人当たりの年間保険料でいきますと、平成25年度と26年度を比較いたしまして、4.85%の増という形になります。

以上です。

河野議員 続いて申し上げますけれども、その運営協議会の場においても、心電図はやっぱり精密検査などの指示が出ることにより特定健診の被保険者は受けられるということですが、生活改善や疾病予防に繋がるものと私たちは思っております。国民健康保険の被保険者は、その機会がありません。私も昨年度、本当に多方面にご迷惑はかけましたが、いろいろと、そういった疾病というものについて貴重な機会を得ましたし、入院生活というものも経験しましたが、そういった関係で、疾病の内容にもよりますが、行くところ行くところで循環器系の病気を言われたことはないですかと、さんざん訊かれるんですが、私自身は特定健診だけを受けてきておりますので、答えようがないということがあります。そういうことで、必要性があると私個人は思っておりますし、たくさんの方や医療関係者の方が懸念されているというような、一部、話は聞いております。

また、運営協議会の場でも、療養給付費の増額、この理由に循環器系の疾患というのが影響しているということを議論の中で示されていたというふうに思いますが、間違いはございませんか。

健康福祉部長 国民健康保険運営協議会の中で、医療費の増加につきましてご説明をさせていただきましたが、そういうことも一理あると思っておりますけれども、そればかりじゃなくて、年々医療費増加しておりますし、先ほどもABC検査のご質問がございましたが、本町の死亡率のトップはがんでございますので、それも含めて様々な病気があって、医療費が増加しておるといいう状況であるというふうに認識をいたしております。

以上です。

河野議員 先ほど4.85%、概ね5%の値上げがこの7月以降、本算定通知として皆さんのところへ届けられると思います。医療費の増大については、一つの原因に特定できるものではありませんので安易に言うべきものではありませんが、しかし、国民健康保険制度の間、約10数年において、国や大阪府の補助金も減らされてきているということについては認識されていますか。

健康福祉部長 国民健康保険に関します国・府の補助金でございますが、これにつきましては、年間におきまして医療費の増加とか、そのような状況におきまして様々変動をしているということは十分認識をしております。

以上でございます。

河野議員 国庫補助に至っては相当な減らされ方をしておりますが、これは都道府県や知事会などが毎年繰り返し国に要望されているので繰り返しません、大阪府においても、国保の大阪府単独補助の削減がされています。市町村法定外繰入の4%に削減をされ、福祉医療助成を行う市町村に対して保険者負担分の2分の1を市町村に補助をしてきた波及補助金というものが2010年度から廃止をされ、予算書で言うと246ページの事業助成補助金を指すというふう聞いておりますが、この金額もやはり大阪府によって削減されています。

そのことについて、しっかりと島本町は被保険者の立場に立って要望はされてきたのでしょうか。

健康福祉部長 ただいま個別の補助金に対してのご質問でございましたけども、国民健康保険の財政、大変厳しいのは本町のみならず大阪府内の自治体すべて同様でございます。そういうことで、町村長会の中で担当の部会がございまして、その中におきまして、国民健康保険のあり方につきましては補助金も含めまして様々な内容につきまして、国に対して要望を行っておるという状況でございます。

以上です。

河野議員 歳入をしっかり確保するという点では引き続きお願いしたいということもありますが、残念ながら、今年も5%の値上げということを前にして、先ほど申し上げました申請減免については丁重に、より周知に努めていただいて、救済できるところはしっかり救済していただくと求めます。もちろん、値上げについては私たちは認めるものではありませんが、様々な角度から、有効な対策を講じていただくことを強く求めまして、次の質問に移ります。

「島本初の『地区計画条例』適用事業などの現状とあり方」を伺います。

①会派として、「地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」制定に賛成をいたしました。審議の中で、この条例の第10条は乱用はすべきでないという主張をいたしました。

今回、この該当地域の「開発指導要綱」の一連の協議について、事前協議確認書（島

都都7-14、2014年1月29日受付)、2月28日付けで事前協議が様々なされております。この点について、すでに第10条適用の取り扱いをされておられます。その内容と判断について、説明を求めます。

都市創造部長 それでは、2点目の①「地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」の取扱いについてのお尋ねでございますが、当該条例は、平成25年10月29日に「桜井三丁目北地区地区計画」が決定され、建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等の事項に違反した場合の罰則規定を設けるため、平成25年12月20日付けで条例施行しているものでございます。

地区計画及び本条例の趣旨といたしましては、用途地域を第2種住居地域から準工業地域に変更し、研究機能などの集積の誘導ができるようにするとともに、用途制限が緩和された後においても、当該地区を周辺の居住環境と調和した良好な産業地区とすべく、建築物に対する形態規制なども含め整備したものでございます。

当初、本件につきましては、地区計画の区域内における建築物を対象に、新たな建築物に対して制限するものとして条例制定したものでございます。しかしながら、本年1月に当該地区内で新たな開発行為として事前協議申請書が提出され、既存の建物と、新たに建築される建物とを繋ぐ予定であることなどから、審査の段階で大阪府の見解を伺ったところ、「既存の土地を含む敷地全体を一つの開発行為の単位として捉える」との解釈・判断があり、「建築基準法」第3条第2項が適用されず、既存建築物の2棟(情報システム棟・ゲートハウス)について、当該地区計画の「壁面の位置の制限」を満たしていない見通しとなりました。そのため、本年3月に建築主から「地区計画条例」第10条に基づき、同条例第6条の「壁面の位置に関する制限」について適用しないこととするよう申請書が提出されました。

本申請内容につきまして審査いたしましたところ、これら建築物2棟については、当該地区計画施行前から立地している建物であり、かつ、建物用途が事務室、守衛室などであり、土地利用の状況に照らして周辺の環境を害する恐れがないと認められるため、同条例第10条に基づき、特例条項を適用し、適用除外としたものでございます。

以上でございます。

河野議員 続けていきます。

町道広瀬桜井幹線や名神高速道路側道について、今回のこの開発工事のみならず周辺地域、企業の大型車両の通行など、近隣からの要望・苦情についての具体の対応について、伺います。

都市創造部長 次に、2点目の②「町道広瀬桜井幹線や名神高速道路側道における、大型車両等の通行に伴う交通安全対策」について、ご答弁申し上げます。

一般的に各企業などの大規模な増設工事や、マンション・戸建住宅などの開発行為につきましては、施主と協議を行い、工事工程により搬入・搬出車両が多い際には、必要

に応じて交通整理員を配置いただき、歩行者や二輪車を含む一般の方々の通行における安全対策については適切に対応いたしておるところでございます。

以上でございます。

河野議員 ここに関わって、公有地の売却というものが関わっておりました。「現在の賃貸借契約に関わる執行部としての課題」について、見解を伺います。

総務部長 続きまして、③の「公有地売却や現在の賃貸借契約に関わる執行部としての課題」についての見解」について、ご答弁申し上げます。

本町における公有地の売却につきましては、直近の事例といたしましては町営鶴ヶ池住宅跡地の売却がございます。本町有地の売却につきましては、大変厳しい財政状況などを考慮し、自主財源でございます町税の増収が期待できる優良企業への売却が望ましいものと判断し、平成 25 年度の施政方針におきまして表明させていただくとともに、町広報紙等でも住民の皆様への周知に努めてまいりました。さらに議会におきましても、「地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」の制定などの際にも、これまでの経過や本町の考え方をお示しさせていただいたところでございます。

今回の町有地の売却につきましては、制限付き一般競争入札の結果、小野薬品工業株式会社が落札されたものでございますが、本町有地が過去射撃場の一部であったことから土壤汚染の可能性を否定できず、落札者である同社に対し契約を保留いたしました。その後、小野薬品工業株式会社から、本町有地において地質調査をするため借用したい旨の文書による申し出があり、同社が落札者であること、また土壤汚染対策において同社の事業スケジュール等に影響を及ぼすこととなったことなど、本町といたしましても一定の配慮が必要であるとの判断から、平成 25 年 12 月 10 日から計 42 日間の賃貸借契約を締結したものでございます。

なお、土壤調査の結果につきましては、すべて環境基準に適合した値でありましたが、本町有地の売買契約の締結が遅れましたことは、これまでもご説明させていただいております。

今回の小野薬品工業株式会社との土地売買契約につきましては、土壤汚染対策における本町としての認識が不十分であったことにより、落札業者に対しまして多大なご心配とご迷惑をおかけいたしました。今後におきましては、町有地を売却する際には法令等を十分に確認するとともに、細部にわたって検討するなど、適正な事務執行に努めてまいります。

以上です。

河野議員 今までの質問に対して、再質問をさせていただきます。

答弁のあった、地区計画の条例の第 10 条を適用されたということについては、一定は理解するものですが、条例、先週に新しい例規集が配られまして、この「地区計画条例」も載っております。「公益上必要な建築物の特例」ということで、第 10 条、「町長が公益

上必要な建築物で、用途上もしくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は町長が土地利用の状況に照らして周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可したのについて、第4条から前条までの規定は適用しない」と示されております。

先ほどの部長の答弁では、この「又は」と称された後の段ですね、「公益上必要な建築物」というのではなく、後段の「周辺の環境を害するおそれがない」と認めて許可をした、そのように答弁からは理解、解釈いたしますが、間違いはございませんか。

都市創造部長 ご指摘のとおりでございます。

以上でございます。

河野議員 私自身、この「地区計画条例」はかねてから、都市計画審議会委員の折から、条例制定については必要性を求め、条例についても賛成の討論をいたしましたので、このことについての進捗は、きちりと条例に照らしてやられているのかということは、今後も質疑を重ねていきたいと思っておりますし、決算審査にも大いに関わるものと思っております。

ただ、「開発指導要綱」に関わる事務の中で、打ち合わせ記録などを読ませていただきました。小野薬品工業が各周辺自治会や隣接の地域の方に説明に向かわれている。その中でちょっと、私個人としては多少に気の毒だなと思った記述があります。直接、小野薬品工業の事業ではないけれども、隣接する企業の大型車両の通行についての苦情がそういうところでも示されており、それに対して、了解しました、というようなことを答えざるを得ない、そういう場面が随所に見られました。そういうことについて、認識はされていますか。

都市創造部長 開発行為等に伴います工事車両の運行につきましては、それぞれ施工主等と十分に、近隣の自治会も含めまして協議をさせていただいているところでございますが、やはり大規模になりますと、それなりの工事車両が通ることについては認識をしておりますし、それに対する安全対策が必要ということにはなっております。

以上でございます。

河野議員 そういった、「別の企業の工事により側道を工事車両が通行しているが、一部アスファルトが陥没するなどしている。行政とも協議して工事を進めて欲しい」、これに対して小野薬品さんが「了解いたしました」と、ご自身の事業、工事に対してそのような姿勢を表明されたものと思っておりますが、すでにそういった既存の事業が、企業が行っておられることについて、アスファルトの陥没などについては島本町から指導や対策を講じることは、すでに終えられているのでしょうか。答弁を求めます。

都市創造部長 今、ご指摘のありました開発行為等に伴いまして舗装の路面が傷むということにつきましては、従来からも現場を確認し、対応させていただいているケースもございます。ただ、本件について確認ができていないかまでは、ちょっと私、把握はできて

おりませんが、今、ご指摘のありました内容については、再度、十分確認をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 先ほど、総務部のほうからご答弁いただきました。結果的に、2013年度として小野薬品工業株式会社に売却した町有地の総面積について、改めて確認をしたいと思えます。答弁を求めます。

それから、通告をしております④「JR島本駅周辺の都市計画の変更や用途地域見直しの際に、都市計画審議会の示した付帯意見のうち、JR島本駅周辺の交番設置等の安全対策などの取り扱い及び大阪府との協議の経過」について、答弁を求めます。

総務部長 それでは、小野薬品工業株式会社に売却いたしました2013年の用地面積、ということでございます。4,837.65平米でございます。

以上です……。失礼いたしました。

「都市計画審議会における『付帯意見』のうち、JR島本駅周辺の交番設置等の安全対策などの取り扱い、大阪府との協議の経過について」のご答弁をさせていただきます。

平成19年度に、JR島本駅開業にあわせまして周辺の用途地域を近隣商業地域への変更にあたり、本町の都市計画審議会会長からの答申におきまして、「安全・安心なまちづくりを推進するため、島本駅周辺に交番等を設置すること」について付帯意見をいただいております。本町におきましては、その付帯意見を踏まえ、平成20年2月に高槻警察署長を通じ、大阪府警察本部に対し交番設置の検討について依頼を行いました。

しかしながら、他の自治体からの要望も多くある中で、本町における犯罪の発生状況や近隣の交番との距離などを総合的に勘案いたしますと、「直ちに新設することは困難である」との回答をいただいております。本町といたしましても安全・安心なまちづくりを推進することは重要な施策であると認識しており、今後とも関係機関等とのさらなる連携など、引き続き防犯力の強化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

河野議員 先ほどの総面積ですね、鶴ヶ池住宅跡地の総面積は、ここの議場で補正予算等で議論した面積であったと思いますので、その前後においても売却されたものと合わせると、おおよそ5千平米を超えないのか、ということをお訊きしておきたいと思えます。答弁を求めます。

あと、交番設置の要望については都市計画審議会委員の付帯意見に続いて、防犯委員会、島本町議会が、その後、要望や意見書を大阪府に送るなどという行動を取っておりますので、町民あげての声であります。そこで、今、JR島本駅周辺の防犯上の課題が、あちこち声が寄せられているのではないかとというふうに私は推察します。特に、女性の人権をおとしめるような行為が史跡公園利用者によって行われているのではないかと、住

民の安全・安心のために日々働いて下さっている住民の方から、私は聞いております。そういったことについて認識はされているのか、そして、その対策などは講じておられるのか、答弁を求めます。

総務部長 鶴ヶ池住宅跡地の面積のご質問ですが、その前後を含めて5千㎡を超えるかどうかということでございますが、それは超えません。以上でございます。

それから、2点目の島本駅周辺の防犯についてのご質問でございますが、これにつきましては一定、状況はお聞きをさせていただいております。先ほど申し上げましたように、大阪府のほうに、府警本部のほうに交番の設置の依頼をさせていただいておりますが、町の犯罪件数とか、いわゆる最寄りの交番との距離などを総合的に勘案されまして、大阪府さんのほうにも予算がございますので、「直ちに新設することは困難である」という回答をいただいております。

本町といたしましても、現状の、先ほど議員からご質問がございましたような状況は把握しておりますが、その辺につきましては、今後とも関係機関とのさらなる連携など、引き続き防犯力の強化に努めるなど、検討をしてみたいというふうに考えております。

河野議員 時間がありませんので、先ほどの公有地の売買、様々なことについては、また今後の、場所を変えて質疑をしていきたいと思っております。

3点目です。「し尿中間処理施設選定の具体的な内容」を伺います。

①ABC各候補地比較の具体的な内容を伺います。供用開始までに要する期間、インシヤルコスト、ランニングコストについて、それぞれの詳細はいかがでしょうか。説明を求めます。

都市創造部長 それでは、3点目の①「ABC各候補地の供用開始までに要する期間等」について、ご答弁申し上げます。

し尿中間処理施設の整備に向けまして、島本町し尿中間処理施設整備に係る基礎調査計画書及び島本町し尿中間処理施設整備に係る建設候補地選定調査報告書を取りまとめ、6月5日開催の議員全員協議会におきまして、議員の皆様概要をご説明させていただきました。

その際にも申し上げましたとおり、今回、候補地の選定にあたりましては、財政的な負担をできるだけ軽減するため、建設可能な町域内の公有地を対象に検討を進めてまいりました。平成14年度に候補地の適正比較と評価を行い、当時候補地にあがっていた16地点のうち、公有地として検討可能な淀川水防用緊急備蓄土砂置場と、新たに候補地として検討可能な水無瀬川緑地公園と、住民ホール跡地の一部とその隣接地の、合計3地点を建設候補地として検討を行いました。

各候補地の「供用開始までに要する期間について」でございますが、いずれの候補地におきましても、周辺にお住まいの皆様のご理解が、まず一番重要であります。このた

め、ご理解をいただくのに要する期間が不明でありますことから、具体的に各候補地の供用開始時期につきましては、現時点でお示しすることはできません。

なお、一定のご理解が得られた後には、建設に向け測量や実施設計等の予算を計上させていただきます、測量や設計に約1年、開発許可申請や造成工事に約1年、本体工事に約1年の、合計3年程度を見込んでおります。

次に、各候補地の建設費用でございますが、建設費用については、各施設の実施設計等を行わなければ具体的な費用をお示しすることはできません。

なお、すべての候補地の本体工事費として5億円を見込み、その他費用として、淀川水防用緊急備蓄土砂置場は防災対策等の費用として1億円以上、水無瀬川緑地公園は遊具の移設費用等として5千万円から1億円、住民ホール跡地の一部とその隣接地は搬入路等の整備費用として3千万円を見込んでおります。

最後に、各候補地の「維持管理費」でございます。維持管理費用は年間約3千万円を見込んでおり、各候補地いずれも大きく変わらないものと考えております。

以上でございます。

河野議員 続けて、「中間処理施設」という機能上、現在地より相当な規模縮小が見込まれると私は考えております。第1候補地の敷地面積の900㎡の見込みは、過大ではありませんか。答弁を求めます。

都市創造部長 続きまして、②の「し尿中間処理施設としての敷地面積」について、ご答弁申し上げます。

今回、計画しておりますし尿中間処理施設は、収集した汲み取りし尿や浄化槽汚泥を希釈し、公共下水道へ放流する施設でありますことから、現在の衛生化学処理場と比較いたしますと設備構成は少なく、施設規模もコンパクトなものになるものと考えております。

当該施設につきましては、臭気対策としてすべての設備を建屋内に収納することとし、バキューム車を完全に格納し作業できる受入室（2室）、沈砂除去室、ホッパー室、中央監視室などの配置を計画しております。また、バキューム車の出入りは町道広瀬桜井幹線からを予定しており、搬入路の確保等も必要となります。

以上のことから、当該施設整備にかかる敷地面積といたしましては、概ね900㎡が必要になるものと見込んでおりますが、可能な限りコンパクトな施設規模になりますよう、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 通告の質疑に対しては、一定答弁をいただいたところですが、今の質問について、再質問をさせていただきます。

まず、面積のことを今、答弁をいただきました。できるだけコンパクトに、ということです。この900㎡はあくまで敷地面積ですので、私が過大だと言った一つの根拠の中

には、島本町の「公共施設適正化基本方針」に掲載されている5ページ、衛生化学処理場の延べ床面積が845.31㎡であるということですので、敷地面積はそれ以上にわたるものということは十分に推察するものですが、そういうことを考えたうえで大きいのではないかというふうに思います。

ただ、そういった実施設計に当たって、その面積についてもコンパクトなものにというようなお答えをいただいたと思います。先ほど①点目の質問についても、一定の理解を得られた暁には実施設計やそういったものに足を踏み出す、というような答弁をいただきました。

この「一定の理解」ということと、実施設計に至るまでについて、まずは、この場所に第1候補地を充てたんだということも含めて、やはり住民への説明会をやるべきではないかと思っております。町内建設をするということと、三つの候補地を選定した結果、この地域が最良の場所だと思っているということも含めて、この選定調査報告書もあわせて住民に対して明らかにし、意見を聞く、そういった場面が必要ではないですか。その点については町長、いかがお考えでしょうか。答弁を求めます。

川口町長 し尿の中間処理施設、いわゆる嫌悪施設でございます。今、地元住民の方にご理解をいただくべく職員が積極的に対応しているところでございまして、取りあえずは近隣の住民の方のご理解をいただくべく、今、最大限の努力をしているところでございまして、今の段階で住民説明会を開くことは考えておりません。

以上でございます。

河野議員 「一定の理解」という中には、大きなウェートを占めるのは、やっぱり設置箇所の近隣住民の方のご理解ということが多大であろうということは想像しておりますし、私自身は全く経験はありませんが、こういったことに対する苦労というのは、これからいよいよ始まるものだというふうに思っております。

しかしながら、「一定の理解」というものを先日の6月5日の議員全員協議会で議員全員に説明をした。そのことで、あの会合で「一定の理解」を得られたとは、到底私は思っておりません。その点については、町長ともお考えが一緒ではないかと思っております。いかがですか。

川口町長 議員全員協議会におきましては、説明をさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

河野議員 そのとおりだと思っております。一定、説明をいったん聞きました。本日の、この3日間の会期の中で、このテーマで質問しているのは、私と、あとお一人だというふうに認識しております。この議会では全体の議論には至らないということになりますので、次に予定されている9月の決算議会までに、やはり住民の皆さんと議論、説明、意見を聞く、そういった場を設けるべきだと思われまます。いかがでしょうか。

都市創造部長 先ほど来、今回のし尿中間処理施設の整備に当たって住民への説明という

ことで、町長のほうからもご答弁させていただいたところでございますが、やはり、今ありましたように近隣ということでありまして、今回、施設を整備する候補地により近い土地を所有している方と、それから地元自治会等々あるかと思っております。今現在も一定、説明もさせていただく中で、一応、地元説明会については、この6月末に開催を予定させていただいておりますので、その中でいろいろとご意見をいただきながら、今後予定しております実施設計などにも反映をしてみたいというふうには考えております。

以上でございます。

平井議長 時間ないんで。

河野議員 住民ホールの解体工事自体が遅れを生じる、というふうに私は想定しております。解体工事のスケジュールについて改めて説明を求めるとともに、先ほど部長が答弁なされた地元自治会の説明会の折りに、しっかり住民説明会の開催をしたいということをお求められて、確認のうえで実施されるべきと思われませんが……（質問時間終了のベル音）……、いかがですか。答弁を求めます。

都市創造部長 6月末に予定をしております地元自治会への説明につきましては、あくまでも地域ということで、一番、その地域のご理解が必要というふうには認識しておりますので、丁寧な説明をさせていただいて、一定のご理解が得られるよう、今後、事務を進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

総務部長 住民ホールの解体のスケジュールの件でございますが、今現在、新たに見つかりましたアスベストの部分の除去の方法、これを大阪府、それから茨木の労働基準監督署のほうで、設計に当たった業者と町が協議をしておる状況でございます。その除去方法がオーケーとなりましたら、それに基づきまして実施設計をやり直して、入札、工事というふうになるんですが、今現在、その方法、いわゆる除去工法がそれでいいかどうかという結論は出ておりませんので、現在、お示しさせていただくことはできません。

以上でございます。

平井議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後0時05分～午後1時05分まで休憩）

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、野村議員の発言を許します。

野村議員（質問者席へ） 自由民主党クラブ・野村行良、一般質問させていただきます。

「里道・水路の管理について」です。

全国各地には古くから多くの里道・水路があり、公図上では「赤線・青線」とも呼ばれ、記載されております。里道・水路は、その地域の住民の生活に直接かつ密接に結びついたものであります。例えば、里道につきましては生活道路等として利用され、生活

の利便性に非常に寄与しております。水路につきましては、洪水・浸水対策としての雨水排水の機能をはじめ農業用水の供給など、住民の生活に直結する施設であります。これらのことから、今後、町が安全かつ安心で機能的なまちづくりを進めていくうえで、町が里道・水路を適正に管理していくことは、ますます重要性が増すものと考えております。また、その一方では里道・水路の中には付け替え等により、それらの機能が失われ、なくなったものもあると聞き及んでおります。

そこで、島本町における里道・水路の管理状況について、お伺いいたします。

一つ目です。里道・水路の箇所数について。島本町においては多くの里道・水路がありますが、どのくらいの箇所、面積があり、どのように把握されておられますか。お伺いいたします。

都市創造部長 それでは、1点目の「里道、水路の箇所数について」、ご答弁申し上げます。

平成17年3月31日に国から譲受を受けました里道・水路等の法定外公共物につきましては、譲与資料をもとにデータベース化し、地図情報として道路管理システムの中で台帳化及び図形化して、視覚的に所在がわかりやすいようにして管理をしております。譲与当時の内訳といたしましては、「国有財産特別措置法」に基づく法定外公共物として約1,100カ所と、「道路法」に基づく町道区域内の法定公共物として約900カ所の、合計約2千カ所の譲受を受けております。

以上でございます。

野村議員 それでは、その町内の里道・水路の面積、おおよそ把握されておると思うんですけれども、わかれば、お示し下さい。

都市創造部長 法定外公共物の面積についてのお尋ねでございます。法定外公共物につきましては、大半が土地の表示のない無番地でありますことから、あくまでも参考での数値ではありますが、約15haでございます。

以上でございます。

野村議員 今、部長「無番地」とおっしゃいましたけれども、「無番地」でよかったでしょうか。それとあと「無地番」、地番がないはずだと思うんですけれども。

それと、その無地番の里道等々、水路等々ですけれども、聞くところによりますと、第一中学校、中学校は一応整理されておると伺っておりますけれども、残る公共施設、例えば小学校等々は、そういう形で里道、地番を出して計画されておられますですか。そこら辺を、ちょっとお尋ねいたします。

都市創造部長 里道・水路敷等におきましては、公図におきまして地番がついてない土地ということで、「無番地」として把握をさせていただいておるものでございます。

以上でございます。

教育こども部長 学校施設につきましては、すでに整備をしておるところもでございます。

現在、第二小学校に一部残っておるという現状がございますが、今後、公図上に地番をつけて整理をしていくということになります。それにつきましては耐震の際に必要なものか、それとも将来的に、もし第二小学校を売却というようなことになったときに必要なものか、その辺も見極めたうえで実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

野村議員 無番地であれば、そのまま置いておいても大丈夫だと思うんですけども、早急に手立てを打っていただかねばならないところ、先々、公共施設、そこら辺の土地の面積等々把握するうえにおいても、無地番の場所のところはないようにしていただきたいと思うんですけども、その計画的なもの、できるだけ早いという形のものですが、計画、いつぐらいにまた、例えば先ほど一中においては無地番のところを更正されたというふうに伺いましたけれども、まだ残っておる二小、もしくは他所の箇所については、無地番のところがあれば、計画性があればお示ししていただきたいと思います。

教育こども部長 第二小学校につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように用地の整理でありますとか、今後、耐震に関わって万が一建て替えというようなことになれば、そういったことも必要になってこようかと思っておりますので、そういう時期にあわせて対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

野村議員 二小の工事も、やはり耐震工事は必要不可欠なもの聞き及んでおりますので、できるだけ早い時点で整備されることを望んでおきます。

また、伺うところによりますと、開発予定であります桜井西側のほうにも、そういうような無地番のところ、もしくは里道・水路があろうかと思うんですけども、そこら辺も町としては把握されておられるのでしょうか。

都市創造部長 今、ご指摘の地区につきましても、里道・水路敷等については存在するというふうに認識をしております。

以上でございます。

野村議員 里道・水路は重要な町の財産でございます。そこら辺を的確に把握されて、また、その無地番のところの地番を確定するためには、やはり隣接の地権者とお話し合いもあろうかと思っております。もちろん費用も発生するかと思っておりますけれども、できるだけ早急に、そういったところをなくすようお願いしたいと思います。

それでは、「里道・水路の管理」のほうですけども、草刈りや浚渫、占用許可、境界確定等、多岐にわたりますが、現状、どのように里道・水路を管理されておられますか。お伺いいたします。

都市創造部長 それでは、2点目の「里道・水路の管理について」、ご答弁申し上げます。

里道の草刈りや水路の浚渫・修繕等の機能管理につきましては都市創造部都市整備課で行い、占用許可や境界確定業務等の財産管理につきましては都市計画課で、それぞれ

行っております。

里道・水路につきましては住民の生活の利便として利用されていることから、地域住民の皆様からの草刈り等や水路のゴミ等による苦情・要望につきましては、町で雇用している美化作業員やシルバー人材センター等を活用し、適切な維持管理に努めているところでございます。

以上でございます。

野村議員 町内の里道・水路のゴミ等のいろいろな作業については、美化作業員やシルバー人材センターにおまかせ等、活用されていると、今、お伺いいたしましたけれども、例えば、これからまた水害等々、大きな災害等々も発生する可能性もあります。そのシルバー人材、美化作業員等々は、年間、どれぐらいの形で例をあげれば水路のほうを整備されているか。わかれば、お示ししていただきたいと思えます。

都市創造部長 まず、美化作業員の件についてでございますけれども、年間 350 万程度と言うことで予算を計上させていただく中で、延べ人数でございますが、30 人ということで、4 月から翌年の 3 月までの間ということで、そのうち 7 月から 9 月については 2 名増員ということで、計 32 人を延べ雇用した形で美化作業に努めておるところでございます。また、シルバー人材センターの活用についてでございますが、道路、水路、河川、公園の美化作業ということで業務委託契約を締結させていただく中で、道路、水路、河川等の美化作業につきましては年間 600 万円程度、経費を費やしているところでございます。

以上でございます。

野村議員 先ほども私、質問させていただきましたように、最近、近年では大雨等による被害、結構頻発してきております。特に、この被害を防ぐためには水路等の浚渫や管理などが必要不可欠かと考えておりますけれども、その管理、浚渫等々、もう一度お伺いいたしますが、どのようにされておられますでしょうか。

都市創造部長 水路等についてでございますが、近年の集中豪雨等による浸水被害の軽減に繋がるものということで、また雨水の排水機能を有していることから、出水期前に沈砂池とともに定期点検を行って、適切な維持管理に努めておるところでございます。

以上でございます。

野村議員 水路ですけれども、今、いろいろと浚渫等々、島本町内でしていただいております。具体的には水路、この公図上の青線・赤線じゃなしに、水路のほうなんですけれども、島本町の将来的にわたる水路の浚渫等々、また将来的な計画、水害等々防ぐための計画等、もしお示しできるものであれば、お示ししていただきたいと思えますけれども、よろしくお願いたします。

都市創造部長 水路の点検ということで、現在、町内を 6 ブロックに分けて、毎月 1 回、職員によりまして道路パトロールということで実施をさせていただいております。

近年、集中豪雨によりまして、島本町におきましても浸水被害等が発生してきており

ます。ハード的な整備といたしましては、町内の水路の整備ということで、今後「下水道計画」の中で具体的に整備を進めていく必要があるというふうに認識をしておるところでございますが、日々の管理につきましては、定期的な点検をこれからも実施してまいりたいというふうに考えておりますし、特に梅雨期前につきましては、重点的な点検も踏まえた中で浸水被害の軽減に努めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

野村議員 よろしくお願いいたします。

それでは、水路に例えば「通路橋を架ける場合の手続き」等、ちょっとお伺いをしたいと思います。

敷地と道路との間に水路がある場合ですけれども、水路に通路橋が必要となりますが、どのような手続きで通路橋を手続きさせていただければ架けさせていただけるものか、具体的にお示ししていただきたいと思います。

都市創造部長 それでは、3点目の「水路に通路橋を架ける場合の手続き等」について、ご答弁申し上げます。

通路橋の設置につきましては、「島本町法定外公共物管理条例」に基づく占用等の許可を受ける必要があります。原則的に水路の機能・構造に影響を及ぼす構造でないもので、通路橋の幅員は4mまでとし、1施設につき1カ所としております。

具体的な手続きでございますが、法定外公共物占用等許可を受ける場合の必要な書類といたしましては、申請書の他に位置図、計画平面図、利害関係者の同意書等を町に提出する必要があります。ここで言う「利害関係者」でございますが、たとえば農業用水路でありましたら地元水利組合などになります。また、4mを超える場合につきましては、理由書と、必要に応じて車両軌跡図等の提出を求めています。

以上でございます。

野村議員 よくわかりました。

同意書等々を提出するという形で、必要があるというふうにお伺いいたしましたけれども、例えば昨年度、近年で結構ですけれども、この提出された町内の数とか、たぶん把握できておると思いますが、数値で示していただければと思うんですが、幾らぐらいの申請が提出されたか、お伺いいたします。

都市創造部長 法定外公共物の占用等の許可に関わる申請件数でございます。平成25年度におきましては27件、それから平成24年度におきましては26件、平成23年度におきましては31件ということで、約30件程度の申請が毎年出されている状況でございます。

以上でございます。

野村議員 その関係書類等々を提出されれば、ほぼ、この申請許可が下りると考えておってよろしいんですか。もし不許可等々、そういうようなものがあれば、お示ししていただきたいんですが、よろしくお願いいたします。

都市創造部長 占用に関する許可につきましては、先ほどもご答弁申し上げたとおりでございますが、「島本町法定外公共物管理条例」に基づきまして許可を受ける必要があるということでございますので、条例の趣旨に基づきまして、適正な手続きを行っているところでございます。

以上でございます。

野村議員 ということは、提出、許可が下りなかった例はないという形で把握しておいてよろしいですね。

都市創造部長 許可にあたりましては、議員ご指摘のとおり、条例に基づいて適切に審査をさせていただいて、許可を与えているというものでございます。

以上でございます。

野村議員 了解いたしました。手続きにおいて、それ相応の費用等々も必要でしょうか。また昨今、宅地開発等により農地が減少してきております。残されている農地には水の確保は必要不可欠なものです。水利組合等との話し合いは、どのようにされておられますでしょうか。

都市創造部長 占用手続きに伴います費用でございますが、占用料が発生してまいります。占用幅が4m以下のものにつきましては、通路橋につきましては免除といたしておりまして、4メートルを超える場合につきましては、4mまでは免除とし、4mを超えた部分につきましては、超えた部分の占用面積1㎡につき1年間で1,110円の占用料を徴収いたしております。

また、農地から転用され、宅地開発をされる場合の水の確保の件についてでございますが、宅地開発を行う業者に対しましては、計画段階におきまして、地元水利組合と十分協議するよう指導を行っておるところでございます。

以上でございます。

野村議員 1平米当たり1,110円でよかったですか。それを再度お伺いすることと、地元水利組合との話し合いとおっしゃっておられますけれども、地元水利組合さん、いかな数、どれぐらいの数の水利組合さんがございますでしょうか。お願いいたします。

都市創造部長 4mを超える場合の占用料につきましてはでございますが、占用面積1㎡につき、1年間で1,210円でございます。先ほど「1,110円」というふうに申し上げたかも知れませんが、1,210円ということでございます。

それと、地元水利組合ということにつきましては、現在、7団体ございます。

以上でございます。

野村議員 7団体の水利組合さんとの十分な協議をするように指導しておる、という形でお伺いいたしましたけれども、どのような形で会議等々、水利組合さんと持っておられますでしょうか。お伺いいたします。

都市創造部長 水利組合との協議についてということでございます。基本的には開発者に

おきまして、計画段階で水利組合長のほうに一度、計画内容をご説明にあがっていただく中で十分な協議をお願いしているというのが1点と、また逆に水利組合長のほうから一定のご意見等がありましたら、町の担当者も交えまして、協議につきましてもは遺漏のないように努めておるところでございますけれども、基本的には水利組合と開発者におきまして十分な協議を取っていただいて、水の確保については努めていただくということになってございます。

以上でございます。

野村議員 それが行政指導という形で、考えておきます。

それでは次ですけれども、里道・水路の中には草木が生い茂っており、本来の機能がなくなっているものがあると聞いております。このような里道・水路が発覚した場合、どのように対応されておられますでしょうか。お伺いいたします。

都市創造部長 それでは、4点目の「機能がなくなった里道・水路について」、ご答弁申し上げます。

開発行為、境界確定、建築行為等により、本来の機能がなくなった里道・水路が確認できました場合には、町では占有者に対する売り払いや、占有行為に対する是正指導を行うとともに、問題解決に向けて対応を行っておるところでございます。

以上でございます。

野村議員 それじゃ、先ほどの売り払いのことですけれども、町の、先ほどから聞いております財産であります里道・水路の払い下げ等の売り払いですけれども、その条件、手続き等は、どのような形でさせていただければいいかなと思います。といいますのは、今回のほうでも議会でも提出されております水無瀬駅前二丁目の件、町有財産の売り払い等々もございますので、具体的にそのような条件、手続き等、お示ししていただきたいと思います。

都市創造部長 水路・里道等の払い下げの条件及び手続きについてでございますが、里道や水路等の法定外公共物は、その所在する地域住民の生活の利便に直接かつ密接な行政財産となっております。そのため、現在及び将来とも公共の用に供する必要性について、隣接者や地元水利組合等の意見書や同意書を参考に十分に調査・検討したうえで公用廃止手続きを行い、普通財産として都市創造部から総務部へ財産移動を行い、売り払いを行っているところでございます。

以上でございます。

野村議員 普通財産として売り払っておられるという形ですけれども、過去、最近です。この里道・水路に携わって、具体的に里道・水路の金額的なものですが、最近の売り払いの金額等々、わかればお示ししていただきたいと思います。

総務部長 最近の事例でございますが、今現在、手持ちで持っているのは平成25年度分だけしか持っておらないんですが、平成25年度に移転登記が完了したものは4件ござい

ます。面積的には総面積で 356.41 m²、金額的には総額で 832 万 2,750 円でございます。

野村議員 今の金額的なものなんですけれども、これも鑑定の評価の金額で払い下げという形でよろしいものでしょうか。

総務部長 そのとおりでございます。

野村議員 島本町では今、里道・水路につきましては、こういう形で町独自でいろいろと計画されておられますけれども、近隣、例えば高槻市等も同じような形で里道・水路の件につきましては管理されておられるか、わかりますでしょうか。管理状況をお伺いいたします。

都市創造部長 高槻市における里道・水路の管理状況ということでございますが、高槻市におかれましては「特定公共物管理条例」ということで条例を制定される中で、適切に管理が行われているというふうに認識をしております。

以上でございます。

野村議員 里道・水路はもちろん地元、我々町の大きな財産だと確信しております。また、水路にあたりましては大きな、これから被害、水害等々のためにも、必ず整備していただかねばならない水路だと思っております。

将来的なことをもう 1 点、最後にお伺いさせていただきます。水路の整備なんですけれども、これからまた昨年や一昨年、大きな水路の氾濫による被害等々ございます。町としては、どういう形で水害の被害を最少限に抑えるべく水路管理を、整備管理を考えておられるか、再度、お伺いいたします。

上下水道部長 水路の整備につきましては、今現在、計画を立てている状況でございますけれども、なかなか水路整備する前に、接続点の整備が現在進められておるところでございます。この辺の接続点の整備が進みましたら、一定、水路整備についても進めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

野村議員 里道・水路、特に島本町、これからも大きな災害被害を少なくしていただくために、町のほうも努力していただきますようお願いいたしまして、要望いたしまして、一般質問、終わらせていただきます。

平井議長 以上で、野村議員の一般質問を終わります。

引き続き、佐藤議員の発言を許します。

佐藤議員（質問者席へ） 日本共産党の佐藤です。一般質問をさせていただきます。

子ども・子育ての新しい支援の新制度について、質問いたします。

国は、2015 年の 4 月から消費税の増税と抱き合わせで、子ども・子育て新制度の本格実施をしようとする取り組みを進めております。そこで、島本町として新制度のもとで保育、幼児教育等どうなるのかなど、お聞きをいたしたいと思っております。

まず、高浜に建設中の（仮称）島本町高浜学園ですが、その建設の進捗状況、学園と

しての開設に向けた取り組み状況はどうなっているのでしょうか。お教えいただきたいと思ひます。

教育こども部長 それでは、「子ども・子育て支援新制度について」、まず、1点目の「(仮称)島本町高浜学園の建設の進捗状態等」について、ご答弁申し上げます。

(仮称)島本町高浜学園の建設につきましては、当該社会福祉法人におきまして本年2月6日に建設工事の入札を実施され、施工業者の決定及び請負契約が締結され、現在、地盤改良、基礎掘削等の基礎工事が行われております。今後、順次建物の建設が進められ、本年12月14日までを工期として、着実に工事が進められる予定でございます。

当初の計画では、本年秋頃の開設を目指されておりましたが、震災復興事業やオリンピック開催にかかるインフラ整備及び学校施設等の耐震補強工事などへの需要が全国的に高まり、従事者・建材の確保等が困難となりましたことから、開設が3ヵ月程度遅れることとなりましたが、その後は大きな遅れもなく、順調に事業が進められております。

また、町と社会福祉法人とで適宜情報共有を行っておりますが、法人におかれましては人員確保や保育内容の精査など、着実に開園に向けた準備を進められているものと聞き及んでおり、本町といたしましても、今後とも可能な限り早期に開園できるよう、緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 この(仮称)島本町高浜学園、これが12月が工期ということで、2月頃には開所というふうに聞いております。定員が200名という、この保育園が開設したとき、現在ある過密の状態、あるいは待機児の状態、これはどういうふうになると見込んでおられるのでしょうか。

教育こども部長 「開設後の過密・待機状態について」でございます。

平成26年6月1日時点での待機児童数は20名となっており、その多くを乳児及び1歳児が占めております。今後も年度途中での入所申し込みによる待機が増えると考えられますが、保育園の新設により、待機が解消できるものと考えております。

また、2歳児以上に関しましては、例年の入所動向からいたしますと新設後の待機の発生は予測できず、むしろ既存の保育所からの転園があれば、現在の保育所の過密状態の緩和につながるものと考えております。ただし、1歳児以下の乳児等に関しましては、1人当たりに必要な居室面積が2歳児以上より広く確保する必要があり、今後、当面、増加するであろうニーズに対して必ずしも十分であるとは言えず、保育所だけでなく、あらゆる子育て支援サービスによる提供体制の確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 0歳～1歳の状況は、相も変わらず予断を許さない状況ということのようですが、取りあえず新しい保育園で、今、他の保育所で行われている障がい児保育、あるい

は一時預かり保育、こういうものの開設の見通しはどうでしょうか。

教育子ども部長 現状の町立保育所、それから山崎保育園で行われているような形での保育というのは、当然、同じような形で実施をしていただくということが前提になってこようかと思えます。今後、その辺も順次、法人のほうと詰めていきたいというふうに考えております。

佐藤議員 来年の4月からは、新しい制度での運用が始まるということになるわけですが、現在の町立保育所2園と新しい園を足した民間保育所2園、この4園については認可保育所になるという、そう考えてよいわけでしょうか。

教育子ども部長 「認可保育所について」でございますが、平成27年度から施行が予定されている子ども・子育て支援新制度におきまして、保育所は幼保連携型を主として、認定こども園への移行という選択肢が示されております。これまでの認定こども園制度は、あくまで幼稚園と保育所という、それぞれ根拠法も財源も異なる中での運営であったものが、新制度上では学校及び保育所の両方の位置付けを持った単一の制度として創設されるもので、幼稚園や保育所からの移行は、従前よりも基準、条件、手続き等が容易となっております。

現時点におきまして、平成27年度での町立保育所の位置付けといたしまして、現行どおりの認可保育所として運営することを予定いたしております。また民間保育所におかれましては、国の子ども・子育て会議での審議内容や運営にかかる費用を示した公定価格など踏まえ、今後のあり方について検討を進められているところでございます。

なお、現在のところ、各社会福祉法人から町に対して、認定こども園へ移行したいとの考えは示されておりません。

以上でございます。

佐藤議員 これから先、入所にあたっては、保育の必要性を認定することになっております。育児休業中の子ども達——上の子どもですね、あるいは今行われている障がい児の保育、こういうことについてのこの先、来年4月以降の取り扱いはどういうふうになるでしょうか。

教育子ども部長 「保育の必要性の認定における育児休業等の取り扱いについて」でございますが、現在、国の子ども・子育て会議におきまして議論されているところであり、決定したものではありませんが、現時点での考え方として、保育の必要な事由として「就労、疾病」などととも「育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」が明記されていることと、優先利用にかかる要件として、ひとり親家庭、生活保護世帯、虐待やDVとあわせ、「子どもが障害を有する場合」があげられていることから、これまで同様に適切に対応ができるものと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 ありがとうございます。ぜひ、そのようにお願いをいたします。

それと、非常にこのニーズ調査の中でもありまして、親御さんからの希望が多い病児保育については、この先、どのように考えておられるでしょうか。

教育こども部長 病児保育につきましては、態勢であったり実施場所、医療機関との連携とか、看護師が必要であったりとかいう課題はございます。これまでも病児保育については様々な検討は重ねてきているというふうに考えておりますが、それらのことについても、今年度、策定いたします島本町の「子ども・子育て支援計画」の中で、今後どういふふうに進めていくかということについては、子ども・子育て会議の中でも今後議論を深めて、計画にどういふふうに盛り込むかということについては十分検討していきたいというふうに考えております。

佐藤議員 ぜひ、働く親について、子どもというのはしょっちゅう、保育所に入ったらなおのこと、いろいろ感染症ももろてきて病気が多いものです。そのたんに夫婦喧嘩するようなことも起こっていると思います。ほんとに悩ましい問題です。この点もぜひ、親の期待に応じて病児保育できますように、検討をお願いいたしたいと思います。

今回のこの新制度というのは、制度全体を見ましたら、保育事業者の都合だとかが優先されるようで、子どもの成長を保障するという、そういう点での取り組み、そういう視点が弱いようにも見受けられます。島本町で実施するときには、新しい保育所も開設をして、今の超過密状態の解消も期待がされるところでもありますので、ぜひ、新制度の中で各自治体の裁量でできる、こういうこともたくさんありますので、保育士の労働条件の改善だとか正規保育士の増員だとか、こういうこともしていただきながら、「島本の保育」と言われた、かつての保育実践を持つ町として、よその市町村からも「島本で子育てがしたい」と言われるような保育をしていただきますようお願いをいたしたいと思っております。

保育の必要量、これを認定することになりますが、1日当たりの時間を基礎に、月単位で上限・下限、これを決めるようです。1日としては8時間・11時間ということで、8時間ということで決めていたとしても、仕事の都合で9時間になったり、あるいは早く帰れたと7時間ですんだり、そういうこともあると思いますが、時間でということになると、こういう凹凸というかでこぼこは、どういう取り扱いになるでしょうか。

教育こども部長 「保育の必要量の認定について」でございます。

両親ともにフルタイムもしくはそれに近い場合は「保育標準時間」、両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合は「保育短時間」との認定を行うこととなりますが、認定した時間を超過するようなケースでの対応については、現在、国からも示されておりません。今後、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

佐藤議員 今まででしたら、こういうふうなことはなかったもので、延長保育ということになれば1時間幾らとか、そういうことで解決ができたと思いますが、このように時間、

これが問題になってきますと、短時間保育の子ども達が9時間になった、そのときの1時間の差というのはどう考えるのか。国からもまだ出されていないと言いますが、これが9時間になって1時間の延長料金がかかるとか、そういうことも何か不合理な気もいたします。町としては、そこらは、あまりにも長時間になると、これは8時間の短時間じゃなくて11時間じゃないかというふうなことにもなるとは思いますが、たまに1時間延長するとか、そういうふうなことの場合は、短い日もあるという凸凹のならしみたいな形で考え方みたいなのも出てくるかと思えます。そこらは、国の対応ということもあるんでしょけれども、できることなら、出る日・へこむ日という、ならしという考え方で、うまく調整をしていただけたらというふうにも思えます。

それと、同じ時間ですけれども、保育時間というのが、今までのように子どもが1日保育所で生活をするという考え方ではなく、親の仕事の都合で長時間・短時間という、そういう設定になる。そういう行政の都合で決められる、親の都合で決められるということになりますので、今までの保育所のように、子どもの1日の保育という考え方の時間ではなくなりますので、1日の流れの中で、子ども達の生活時間を組み立てるとか、そういうことがしにくくなるのではないかというふうにも考えられます。この点については、島本町としてはどういうふうにお考えでしょうか。

教育子ども部長 「子どもたちの保育における生活時間の組み立てについて」でございます。

現行の保育制度におきましても、保育時間は午前9時から午後5時までの8時間とし、保護者の就労時間の長短に関わらず、その間で集団生活として保育課程を提供しているところでございます。その前後の延長時間帯では、自由遊びなど、子どもの個々の活動に応じた過ごし方となっているため、新制度に移行し、保育長時間・短時間の区分が設けられましても、子どもたちの健やかな育ち・生活の保障が変わるものではないというふうに認識をしております。

以上でございます。

佐藤議員 今までと同じような保育の流れ、生活の流れ、組み立てられていただくんだというふうに理解をいたします。

第二保育所の耐震診断が今年、行われます。第四保育所の耐震化も必要になってます。この対策、早急に、保育所ですから代替施設も要ります。具体的にその代替施設の確保計画だとか耐震の計画だとか進めていくべきだというふうに考えますが、予定はどういうふうになっておりますでしょうか。

教育子ども部長 「保育所耐震化における代替施設の確保について」でございます。

第四保育所につきましては平成24年度に耐震診断を実施いたしましたが、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で示されております耐震指標の0.6以上を満たしていない結果であったことは、すでにご案内のとおりでございます。また第二保育所に関しま

しては、今年度、耐震診断を進めているところであり、現時点で結果は出ておりません。

保育所の今後の耐震化の計画につきましては、学校施設と同様、早急に取り組まなければならない課題であると認識しておりますが、保育所は学校のように長期休業期間もなく、耐震補強工事をする場合には仮設施設が必要となるなど、課題も多くございます。そのため、耐震化の手法も含め計画が早期にお示しできるよう、町全体の公共施設のあり方とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 幼い子ども達が過ごす施設ですので、できるだけ早く耐震、進めていただきたい、学校と同じように進めていただきたいと思っております。できるだけ早く、この計画、立てていただきますようお願いをいたします。

次に、保育料です。島本町の保育料、これは今も国の基準どおりということになっていて、段階数が少なく、保育料が一つ段階を上がると非常に高くなる、差の大きい、上がり幅が大きいということになっています。この新制度に入る機会に、国基準よりも間に段階数を増やして保育料の上がり幅、これを滑らかにしていただきますようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

教育こども部長 「保育料の段階数について」でございます。

本町の保育料につきましては、国が示す保育所徴収金基準額表に定める階層数及び各階層にかかる所得税額等の範囲について、全く同じものを採用しており、保護者の皆様に不利益を生じることがないように適切に設定しているところでございます。

なお、現時点で国から示されている利用者負担のイメージにつきましては、保育認定にかかるものは現行の国基準と変わらず、第1階層を生活保護世帯とし、以降、所得に応じた第8階層までの設定となっております。今後、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準をもとに、国が定める水準を限度として、実施主体として市町村が定めることになっておりますが、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 この保育料につきましては、先ほども言ったニーズ調査の中でも、保護者からも声がたくさん出ておりました。ぜひ保護者の声にも応えていただいて、保育料の見直し進めていただきたいと、強くお願いを申し上げます。

幼稚園ですが、今あります町立の2園、それから私立の1園、これが島本町内にありますが、この3園とも新制度に移行する予定なのだろうと思いますが、幼稚園としては、施設型給付を受ける幼稚園という形に移行なさるのだというふうに理解をしてもよろしいでしょうか。

教育こども部長 町内幼稚園の「新制度における移行の仕方について」でございますが、新制度への移行につきましては、子ども・子育て支援新制度として、公立幼稚園は新制度における施設型給付を受ける幼稚園となることが原則であると考えております。また

私立幼稚園におきましても同様に、辞退届を提出しない限り、新制度へ移行することが基本となっております。

私立幼稚園は、新制度に移行すれば施設型給付を受ける・児童の受け入れに関し応諾義務が課せられる・利用者負担は応能負担となり、一方で従来の制度に残るとすれば、私学助成を受ける・建学の精神に基づく選考・保育料は設置者が設定と、それぞれ大きく異なっており、現在、国の指示に基づき、町内幼稚園に対しましては、現時点での意向調査を進めているところでございます。

以上でございます。

佐藤議員 はい、わかりました。

町立の幼稚園ですが、今年、第二保育所と同じように第二幼稚園の耐震診断、行われます。この機会に、第一幼稚園と第二幼稚園との施設の面での差、これが今までから言われております。第二幼稚園の環境の良さ、けれど第二幼稚園の施設の古さだとか、いろいろ差があるようです。この差がなくなるように努力をお願いしたいのですが、予定は何かございますでしょうか。

教育こども部長 第二幼稚園につきましては、相当老朽化が進んでおります。今年度、第二幼稚園につきましても耐震診断を実施しているところでございますので、その結果に基づきまして、今後、耐震補強するのか、それとも建て替えるのか、あるいは認定こども園というようなことも考えていくのか。いろんな選択肢があるわけですが、まずは耐震診断の結果を待って、次の方向性を考える時点で、施設についても同じく工事をするのであれば、特にトイレなどについては、これまでも要望も多くいただいておりますので、改修ができるようには努力をしていきたいというふうに考えております。

佐藤議員 診断結果が出るまで、もうしばらくかかるのかと思いますが、できるだけ早く手当てをして差し上げて欲しいと思います。

この子ども・子育て支援新制度、保育なのか、あるいは幼児教育なのか、どっちつかずになりそうな認定こども園、あるいは保育士の資格者が半分いればいいという小規模保育園、これができるような余地があったり、問題がないわけではないと考えます。

島本の状況から見れば、今すぐ、このような問題が起こってくるというふうには思えません。0歳から1歳の子どもの待機の状態など見ましたら、やはり、よりよい状態での保育、このことが心配にもなります。子どもの成長にとってどうなのか、常に子どもを中心に物事を考えなければならないというふうに考えます。

島本町で、新たにこの新制度に基づいて条例を作られるときには、子どもの保育を受ける権利と、それから島本町がそれを提供する責任があるということ。そのときには、その提供する場というのは保育所であるということ。そして、保護者との連携で子どもを守り育てるという、そういう姿勢を確立すること。これらを盛り込んだ条例としていただきますように、そして、それらに基づいて施策を進めていただけますように強くお

願いをしたいと思います。

次に、「学童保育」の問題に移らせていただきます。

新制度では、「放課後の児童健全育成事業の整備と運営に関する事項について」と言うことで、条例を定めるということになっております……（「通告にない」と呼ぶ者あり）……。

平井議長 ちょっと待って。

佐藤議員 子ども・子育ての新制度の中の学童保育なので……（「通告書に書いてない」「同じ制度に関わっている」と呼ぶ者あり）……、はい、だから、問題はないと考えて質問しておりますが。

平井議長 新しい質問じゃないですよ。どこに絡んでいるのか。

佐藤議員 子ども・子育ての新制度の中の、学童保育はこの新制度の中に入っております。まるっきり関係のない質問ではないので。岡田議員の質問に関連して、これ、させていただかねばとってしている……（「関係ない」「制度に関わっている」他、議場内私語多し）……。

平井議長 ちょっと待って。新しい質問じゃないですよ。

佐藤議員 新しい質問ではない、ええ。

平井議長 この内容での質問ですよ。

佐藤議員 続けていいですか。

ということで、条例を作るということになっております。島本町では、すでに学童についての条例は持っておられますけれども、今回、この新制度に絡んで条例を変えられるというふうなことはお考えなのでしょうか。

教育子ども部長 新制度移行にあたりましては、条例制定をする必要がございます。学童の部分につきましては、これまで国のほうで一定、定められておりました基準等につきまして、各自治体の条例で定めるということが今回の制度で変更がある部分でございます。その点については、本町でも現行の「学童保育条例」を改正と言いますか、大幅に改正する必要があると思います。国で定められていた指導員の基準等について条例のほうで設定をしていく必要がございますので、それについては今後、ちょっと時期については明言できませんけれども、早い時期に条例化していきたいというふうに考えております。

以上です。

佐藤議員 岡田議員の質問の中で、具体的にかなりお答えでしたので、私は条例化についてのみお訊きをし、意見を述べておきたいというふうに思っております。

条例化にあたりましては、先ほどの質問の中でお答えになった放課後子ども事業、ここの連携というふうなことを言っておられました。学童保育というのは、保育に欠ける子ども達の生活の場、このことが非常に重要ですが、学童保育はそういうものだとい

う点については、変更はございませんでしょうか。

教育こども部長 学童保育については、これまでと同様であるというふうに考えております。ただ、共働きなどで放課後に保護者が家を留守にしている子ども達を預かって遊ばせたりしている放課後子ども教室があるわけですが、現時点でまだイメージではありませんけれども、学童保育室があったり、今の放課後子ども教室があったり、ボランティアの方々による放課後の子どもの学習があったり、いろんな放課後に取り組みされている事業がございます。そういったものを互いに連携させることによって、より質の高いといえますか、ニーズに合ったサービスが提供できるのではないかなということ考えておきまして、そういった点について、今後、子ども・子育て会議の中でも考えていきたいということで、先ほど岡田議員のほうにご答弁をさせていただいたところでございます。

佐藤議員 学童保育は学童保育として確立したうえで、そういう事業との連携というのはあり得るのだと思いますけれども、学童保育をそこらに同化させてしまうようなことはあってはならないというふうに考えます。ぜひ、学童の条例、新しくお作りになるときには、学童保育というのは生活の場だときちんと位置づけて、生活施設にふさわしい施設、設備、これを設けるということ。先ほどの条例を作られるときに、それが必要だというふうにおっしゃっておられましたので、生活施設にふさわしい施設・設備を設ける、このこと、きちっと入れていただいて、また保護者との連携もきっちり取るということも入れていただいて、条例を作っていただきますように強くお願いを申し上げまして、私の質問、終わらせていただきます。

平井議長 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

(午後 2 時 05 分～午後 2 時 20 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、田中議員の発言を許します。

田中議員 (質問者席へ) 無所属の田中修でございます。それでは、一般質問を行います。

6月2日に発表された文部科学省の公立小・中学校の校舎や体育館などの耐震状況の調査によれば、今年4月1日現在、耐震化率は92.5%にも達しております。耐震化の遅れておる本町においては、町立第一中学校校舎の耐震化工事もしくは建て替えの早急な決定と、それに伴う工事が最重要課題であると考えます。

現在、どのような状況にあるか、お答えいただきたいと思います。

教育こども部長 それでは「町立第一中学校の耐震化について」、ご答弁申し上げます。

町立第一中学校の耐震化につきましては、平成22年度に耐震診断を実施し、文部科学省の耐震基準であるIs値0.7以上に満たないという結果が明らかとなり、平成24年度には耐震化のための設計業務を実施いたしました。基礎となる杭に問題があることが

明らかとなり、耐震補強工事での対応は困難となりました。

そのため、減築または現地建替え、移転も含めた検討が必要となり、授業やクラブ活動への影響、移転する場合の用地確保などの課題について検討を進めているところでございます。しかしながら、町財政に及ぼす影響が非常に大きく、財政との整合をどのように図っていくのかが大きな課題となっております。また公共施設全体の学校施設のあり方も含め、現時点におきまして、結論をお示しすることができないのが現状でございます。

全国や大阪府の学校施設の耐震化の進捗状況と比較いたしましても、大幅に遅れていることにつきましては十分認識しており、早期の対応が必要であると考えておりますので、今しばらくお時間を頂戴いたしたく存じます。

以上でございます。

田中議員 私、長年、民間会社に勤めておりました。品物を買っていただくときには、約束した納期までに納入する、期日までに納入する納期というものがございました。

来年度には、全国での学校関係の耐震化率は 100%に近づくのではないかと考えております。今まだ、本町において具体的な状況すら示せない。これはどういうことなのか。先ほど、いろいろおっしゃいましたが、どこに責任があるのか、お答えいただきたいと思えます。

教育こども部長 耐震化につきましては、中学校の今回、ご質問でございますが、小学校も含めて耐震化は進めていくということになっております。小学校では今年、設計業務を進めておりますし、来年、工事をする予定にしておりますが、課題も第一中学校以外にもございます。

第一中学校は何が課題かと申しますと、建築から非常に年数が経っておるということの中で、耐震補強をする際には減築、一部建物を取り壊さなければならないということがございます。一部取り壊して、建物自体を軽くして耐震補強をするという手もございますが、その後の耐用年数を考えますと、建て替えたほうがいいんじゃないかという思いも当然ございますので。そうすると、建て替えるとなれば現地建て替えということが、まず一つ考えられますけども、現地で建て替える場合、例えば、今の建物を壊して同じ場所に建てるとなれば、仮設の校舎が必要になります。仮設の校舎というのは非常に費用がかかりまして、数億の費用がかかるということですので、そういう仮設を使わずにということを次、考えますと、グラウンド側に校舎を建てて、今ある建物を取り壊す、その後をグラウンドにするというのも一つございます。

それと、もう一つは別の場所への移転。新たな場所があれば、そこへ建物を建てて、できた時点で移転をするということで、それが一番、子ども達への影響というのは小さいということでございますが、その移転先の場所の確保としましても、なかなか用地が必要になりますので、町有地でそんなに広い町有地はございませんし、そういった課題

が多々ある中で、三つの選択肢、議員ご指摘のように早急に結論を出さなければならぬというふうに思っておりますが、先ほどご答弁で申し上げましたが、財政の影響が非常に大きい、建て替え、あるいは移転ということになれば非常に大きいということもございまして、その辺も含めて、近々には結論を出さなければならぬというふうに思っておりますので、もうしばらく、お時間をいただきたいと思っております。

これの責任がどこにあるのか、ということでございます。当然、教育委員会が学校教育施設については設置・管理をしておられるわけでございますので、当然、教育委員会が責任を持たなければならないというふうに思いますけれども、財源的な手当というのは教育委員会を持っておりませんので、そういった意味では町長部局と教育委員会が連携して取り組む事業であるというふうに考えておりますので、責任と言われますと、両方に責任が生じるというふうに理解をしております。

以上でございます。

田中議員 私からすると、来年、もうほとんど、先ほども申しましたように 100%近い学校が、耐震化率を 100%達成するという中にあって、なぜ今頃になって、こんな議論をしているんや、5年前になぜこういう議論ができなかったのか、そういう歯がゆい思いをします。なぜ、こんなふうに遅れたのか。その辺りの原因については、どうお考えでしょうか。

教育こども部長 学校の耐震化につきましては、平成 22 年度から各学校の耐震診断をまずすべて終わらせてから、優先順位を付けて耐震化に取り組むということで進められてきた経過がございます。耐震診断をすれば、当然数値として結果が出てまいりますので、その数値に対して補強あるいは建て替えという決断は、いずれの時点かではしないといけない状況にあると思っておりますので、そういった面では、すべて終わってからスタートをしたという点について、今回の遅れに繋がっているのではないかなと思っております。

ただ、耐震化というのは非常に大きな財源が伴うものでございますので、それとの整合性も含めて遅れてきたということと、もう一つは、暑さ対策ということでエアコンの設置というのも一時期、保護者等からも多くの要望がございました。そっちのほうを先に対応したという点もございまして、いろんなことが重なって、今回になっているというところでございますが、国のほうでは平成 27 年度を目標に進めよということで指導もいただいておりますので、最大限努力をしていきたいというふうに考えております。

田中議員 よく比較されることなんですけれども、高槻市とか大山崎町の耐震化の現状はいかがなものなんですか。お答え下さい。

教育こども部長 大山崎町については、もうすでに終わっているというふうに理解しております。高槻市については、まだ 100%には行っておりませんが、数字的には今ちょっと持っておりませんが、本町のようにこんなに低い、50%を割っているという状況ではなく、50%以上の耐震化は進んでいるというふうに理解はしております。

田中議員 いずれにしても、早く結論を出す。建て替えをするなら建て替えをする、耐震補強するなら——どんな方法があるのかわかりませんが、その決断をいつまでにやるか。「近々にやりたい」という漠然とした表現ではなく、今年秋までにやります、11月までにやります、そういうお答えはできないのでしょうか。

教育子ども部長 今の時点で、いつということは明言できませんけども、先ほど申し上げましたように27年度を目標に進めておるわけですから、設計も含めると、もう決断しないと間に合わないという時期にあるということは十分理解をしておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

田中議員 今、答えていただいているのは教育委員会のほうですけども、このことについて、財源を司っている部局、これは総合政策部になるのか総務部になるのかわかりませんが、その辺りのお考え、早く工事を完成させる、そういう積極的な支援をするかしないのか、どうのお考えなのか、お聞かせ下さい。

総務部長 総務部の財政課のほうで財源などを扱っておるわけですが、義務教育施設につきましては27年度まで特例措置がございますので、できるだけ、その特例を使うような形でやるのが一般財源が少なくてすむというのは、これはもう常識的にわかっておりますので、できるだけ実施設計の状況を見て、積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

田中議員 工事をこんなに先延ばしして、何かプラスになることがあるんですか。お答え下さい。

教育子ども部長 全国的な状況からも、耐震化の進捗というのは非常に高いということでございますので、遅らすことによるメリットは特にないというふうに理解しております。むしろ、遅れることによって、子ども達の安全という部分の確保というのが遅れておるわけですから、それについては大いに反省しているところでございます。

田中議員 本町のモットーとして「安心・安全のまちづくり」ですか、そうしたことを声高らかに、いつもおっしゃっていますけれども、こういう状況を鑑みて、どんなふうにお考えなんでしょうか。お答え下さい。

総合政策部長 本町の安全・安心に関わる問題でございますが、これは本町のみならず全国の自治体でも大きな課題になっているというふうに認識をいたしております。本町の場合、すでにご案内のとおりでございますが、本年6月に島本町の「公共施設適正化基本方針」を策定いたしました。これについては、基本的な考え方についての整理でございます。個々の施設につきましては、今後、個別の調書、カルテを作成し、そしてそれぞれの施設ごとの具体的な年次計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

それとあわせて、国のほうからは公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老

朽化対策の推進というふうな通知が出ております。これは全国的な公共施設の老朽化に対応して、今後、大量に更新の時期を迎えるというふうな状況がございます。こういった中で、今後の人口の推移、そういったことも当然勘案をしながら、適切に公共施設のあり方、アセスメント、マネージメントを進めていくというふうなことでございますが、ただ、先ほどもございましたが、財源の問題、これは公共施設の全体を把握して、長期的な視点を持って更新、あるいは統廃合、長寿命化、こういったことを計画的に行うことによって財政負担の軽減といいますか、平準化を図る必要もあります。

そういったことを総合的に勘案しながら、今後の公共施設の適切な配置とともに耐震化対策、これも早急に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(午後 2 時 33 分 外村議員退席)

田中議員 学校という子どもを預かる施設、明日、地震があるかも知れない。そういう状況の中で、いろいろ公共施設の改修、そういう問題も絡めることができるかも知れませんが、私は最重要の、最も最優先すべき課題だと、この耐震化工事、学校の建て替え、それをやるべきだと思っております。

まず、その認識として、こういうことが最重要で最優先すべきことである、そういうご認識はございませんか。

総合政策部長 子どもの安全・安心のみならず、すべての住民の皆さん方の安全・安心を守るための取り組み、これはもう最優先でやっていくべきである、このように認識をいたしております。

以上でございます。

田中議員 そこで、やっぱり必要なのは、いつまでに結論を出すか。この秋か、この9月か、10月か。そういうことをやはりはっきり明示をして、やってもらいたい。リーダーの責任はビジョンを示すことです。ビジョンのない政治なんか、あり得ないと思います。そういうリーダー、幹部は去ってもらいたい。私はそんなふうに思います。

それから、我々も反省することがあると思います。この議会にも責任があったと思います。さらに言うたら、その議会の中の一員の議員、私にも責任があったと思います。この問題は、ぜひ早く結論を出し、決断を下し、早急に着工してもらいたい。

そのことを要望して、私の質問を終わります。

平井議長 以上で、田中議員の一般質問を終わります。

引き続き、川嶋議員の発言を許します。

川嶋議員 (質問者席へ) それでは、一般質問をさせていただきます。

まず1番目、「魅力ある学校図書館づくりについて」

大阪府における学力・学習状況調査の結果では、「読書が好き」だと答えた子どもの割合は、日常の読書時間数、国語が好きな子どもの割合のいずれも全国平均よりも低く、

それに比べコンピュータゲームや携帯式ゲーム、テレビやビデオ鑑賞に割く時間が全国平均を上回っているという特徴があるそうです。近年の学力の低下に繋がる読解力の低下は、読書量の低下から来ているのではないかと、とも言われています。

また、子ども達に身近な学校図書館の実態に目を向けると、蔵書数が標準冊数に達していない学校が多いことや、専任の図書館担当者の配置、静かで明るく、楽しい雰囲気づくりなど、総合的に子ども達が利用しやすい、また利用したくなる環境を作りあげていくことが重要であると思います。

子ども達が様々な本と出会い、心を育て、より深く「生きる力」を与えるためにも、学習に役立てるためにも、様々な工夫が大切であると考えますが、いかがですか。

(午後 2 時 39 分 外村議員出席)

教育こども部長 それでは「魅力ある学校図書館づくり」について、ご答弁申し上げます。

本町の児童生徒の学力につきましては、全国学力学習状況調査や島本町独自の学力学習状況調査におきまして、各教科ともに全国平均値を上回る良好な結果となっております。一方、課題といたしましては、成績上位層と下位層に開きが見られることや、「学習への意欲」「学級力」など、意識調査の結果が平均値を下回っている点あげられ、子どもたちの読書への意識についてはあまり高くないことが、学校自己診断等からも伺えます。

「読書力」を育てることは、学力向上の基盤となることは言うまでもなく、生涯を貫く「生きる力」の育成にも繋がり、学校図書館の役割は大変大きく、学校図書館は教育現場にある図書館としての大切な役割とともに、授業ができる「学びの場」の役割も担っております。そのため、学校図書館の学びの場としての環境づくりもさることながら、どのような資料を整え、子どもたちにどうアプローチするのかが大切であると認識しております。

平成 23 年度からは、「新学習指導要領」により図書館を活用した授業改革が始まっておりますが、十分とは言い難い面もあり、本町におきましても、新しいスタイルの学校図書館活用教育に対応した体制を備える学校づくりの推進が必要であると考えております。そのため、今年度は小学校全体で 2 名の学校図書館専属教員を配置いたしました。新たに配置された小学校では、「学校図書館の環境が整いつつある」と、教職員及び保護者、地域の方々からも評価をいただいているところでございます。

今後、学校図書館が「読書センター」としてだけでなく、「学習の場」として機能しているかどうか学力向上にも大きく関わるものと考えておりますので、学校体制が学校図書館運営の組織化及び学力向上の一方策として狙いを明確化し、学校図書館教育を組織的に行う必要があると考えております。そのため、今年度は、学校長を対象に「読書と学力の相関関係」「学校図書館の活用」「管理職としての仕事」などについて、学識経験者を招聘し、管理職研修を実施いたしました。

今後とも、学校図書館活用や読書指導にかかる状況を把握するとともに、広く住民の皆様にご協力いただくために、広報しまもとで学校図書館の様子をお知らせするなどの取り組みも進めており、学校図書館のさらなる活用について教職員とも協議を重ね、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

川嶋議員 種々、ご答弁いただきました。この中の本町の学力調査から見て、学習面では全国の平均値を上回っているというご答弁でした。

その中で、本町といたしまして読書に関しての子ども達の意識調査、島本町の子ども達の読書に関する意識調査の現状と分析というのは、具体的にはされてないのでしょうか。

教育こども部長 子ども達に対しましては、今回、町の図書館のほうが中心となって、子ども読書活動推進計画というのを策定しておりますが、こういった中でも、これまでの子どもの図書を借りる冊数であったり、そういう推移が掲載されておまして、その辺を評価したり、学校の図書館教諭と連携をして、少しでも子ども達が読書に興味を持つようにということで進めております。

そういった中で、今年、先ほどもご答弁申し上げましたように小学校には、4校ある小学校のうちで2名の配置でございますけれども、専属の図書館教諭を配置しておりますので、その専属の図書館教諭が中心になって、担任とも連携をしながら、どうしたら子ども達ももっと本を読んでもくれるかというような、いろんな情報交換もしながら、取り組みを進めているところでございます。子ども達にも図書館、学校の図書室について、どういうイメージを持っているかというような、そういうニーズも把握しながら、今後、子ども達が何を望んでいるかということをも十分把握して、より学校図書館が充実し、多くの子ども達が利用してくれればなというふうに思っておりますので、引き続き取り組みを進めていきたいと思っております。

ちなみに、学校図書館で平成25年度に調査をいたしました。子ども達がどれぐらいの本を借りているかということなんですが、やはり学校によって、1人当たり何冊借りているかというのが非常に差がございます。小学校で言えば、1人当たり年間を通じまして23冊のところもあれば、84冊借りている学校もあるということでございますので、学校によって借りる子どもの意欲が異なっているということです。その辺については、先ほどご答弁で申し上げましたが、やっぱり組織的な取り組みとして、学校で読書の習慣をつける場を設けるなど、そういうことをやっていく必要があるんじゃないかなと思っております。

以上です。

川嶋議員 様々、違いは学校によってあるのはほんとに当然だと思っておりますけれども、国におきまして、平成24年度から28年度まで「学校図書館図書整備5ヵ年計画」

というのが実施されておりますが、本町において、その活用についてはどうされているのか。また、実態や見通しなどは何かあるのか、お答え下さい。

教育子ども部長 「図書館整備計画」につきましては、先ほど来ご答弁申し上げてますように専任教諭で司書教諭を配置するという事で、目標としては各学校1名の専任の司書教諭を配置したいという目標がございます。ただ、今回も財政的に厳しい面もございます。そういった中で、現在、中学校は2校に配置できておりますし、あと小学校で今2名、あと第四小学校に1名おるんですけども、その配置については大阪府のほうからの配置ということで、いつまでこれも続くかわからないということで、一定、今年度で終わりということはあるんですが、その辺も見据えて各学校に専任の職員を置いていきたいということと、あと図書をどれだけ置くかということでございますが、現在、国の「学校図書館の図書標準」というのが示されております。これと比べますと、小学校においてはすべて100%を超えておる状況でございます。ただ、中学校におきましては、第二中学校はクリアしておりますが、第一中学校では9割程度に止まっているということで、一部、中学校で蔵書数が標準を下回っているという現状にありますので、この辺も一定、超えるように努力をしていきたいと思っております。

近隣の自治体なんかの状況も聞きますと、島本町では学校図書館の蔵書数というのは非常に充実している状況にあると、私も認識をしております。毎年、予算的な部分も一定つけておりますので、そういった面ではクリアできていくのかなと。あと、ボランティアさんとか町の図書館との連携、こういった部分、これまでもボランティアさんによる読み聞かせなんかは各学校でもやっていただいております。それと、町立の図書館から貸出のために図書を持って学校を訪問するといったような事業も実施しておりますので、そういったことは継続して実施していきたいというふうに思っておりますので、そういった意味では、一定、方向としては国のその整備計画に沿った形で、順調に進んでいるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

川嶋議員 蔵書数とかも一定クリアされているということで、中学校においては第一中学校が少し少ないかなという形になっている、ということでありました。

その中で、例えば小学校なんかですと、ほんとに子ども達が探したい本がすぐ見つかるように工夫された配置になっているのか。また古い図書の整理とか入れ替えですね、また傷んだ本とかの補修、そういうものに関しましては、これというのは定期的に点検もされ、今は専属の方が図書館にはいらっしゃるので、その点はできているのかなと、今年度からはと思っているんですけども。今までは、その点にはどのようにされていたのか、これからもそれをどのようにされていくのか、お聞かせ下さい。

教育子ども部長 図書の整理であったり廃棄につきましては、当然、これまでも学校の組織の中では1名の司書教諭というのをつけておりましたが、担任を兼務してたりして、

なかなか図書館だけには関われないという現状の中で、本の整理であったり古い本をどうするかといったことについても、なかなか手が回らなかったのが現状でございます。

今回、新たに配置できました職員を中心に、定期的に、その学校だけではなく、町全体の中でよりよい取り組みができるようにということで、定期的に集まって、他市の先進事例なんかも含めて聞きながら、学校図書館をより充実していこうということで進めておりますので、そういった点については今後も引き続きそういう会を定期的に持つと、また学校の管理職、先ほどご答弁申し上げましたけれども、管理職への研修を今年、実施をいたしました。より学校図書館、あるいは図書の必要性について、管理職の方々も認識をしていただいたというふうに思っておりますので、管理職も一緒になって、この取り組みはさらに進めていきたいというふうに思っております。

川嶋議員 その点も、日頃のそういう図書館の中というのも点検をされることもとても大切だと思いますし、やっぱり図書のきれいに整理されている中で、子ども達が借りようと思う気持ちになるような、そういう状況に持っていくのも大切かと思っております。

その中で、今の学校図書館の雰囲気づくり、子ども達が、そこで本が読んでみたいって、本当に集まってこれるような雰囲気づくりになっているのか。また図書館の中も、子ども達がゆったりと、ほんとに自由に読書ができるような、そういうスペースづくりもできているのか。そういう点について、お聞かせいただきたいと思っております。

教育こども部長 図書館に来たいと思えるような図書館づくりということで、これまで、行きたくても開いてない時間があったりとかいうことがあった部分については、一定、これまで以上に改善はできたかなと思っております。ただ各図書館、それぞれいろんな工夫をされて、新刊が入ったときには目立つところに置いたり、関連する資料は同じようなところに配置をするなどして、いろんな工夫はされているというふうに思っております。

これらの雰囲気づくりというのは非常に大切だと思いますし、子ども達が来たいと思うような図書館でなければならないというふうに思いますので、その辺については、それぞれ各学校でのやり方もあろうかと思っておりますけども、先ほど申し上げました担当者、あるいは管理職も含めて、その辺のいいところをそれぞれの学校が取り入れていくというような姿勢で、今後進めていきたいなというふうに思っております。

川嶋議員 ぜひとも、やっぱり小学校は、1年生から6年生までという幅広い年代の子ども達がおります。その点で、体の大きさ、それとかいろんな心の成長段階、いろんな意味で、まだまだ差がある小学校の6年間だと思いますし、そういう意味で、1年生から6年生までの子どもが本当に、その辺でしっかり、ゆったりと利用がしやすいような雰囲気づくりをしていただきたいと思っておりますし、例えば、その読書するスペースを、ちょっと下にベタッと座れるような状況とか、ゆったりとそこで本が読めるとか、そういうスペースづくり、そういうようなのもあればいいのではないかなと思ったりもしている

んですけれども、そういうようなのをされてる図書館というのは、実際、学校の中にはあるんですかね。

それと、あと学習とか情報収集のために、例えば何かを調べる、調べ学習とか、いろんな意味で子ども達はやっておりますけれども、そういう授業等にも役立つ図書館づくりに、しっかりと学校図書館もなっているか。また配置とかも、そのように子ども達が見て、一目瞭然で調べ学習に入れるような状況に図書館の本の配置も工夫されていたりとか、そういうところで、ご答弁ではまだまだ不十分とかいうところでおっしゃっていたとは思いますが、先ほど町立図書館との連携もされてるとのことでした。

ある自治体におきましては、学校図書館の専属の方が、その学校に必要な図書を、自治体の図書館のほうへ行かれて、それをちゃんと選別して専門教師の方が持って帰ってこられるという、そういうこともされておりますし。それは先ほどおっしゃった先生との連携とか、そういうのが必要かとは思いますが、学校から必要であると言われなければ、それもできないかとは思いますが、そういうところの細かい連携ですね、そういうところまでは具体的には取れているのか、お聞かせ下さい。

教育子ども部長 まず、学校図書館のスペースということでございますが、当然、テーブル、椅子があるのは基本なんですけれども、それ以外にも当然、各小学校では週に1回、図書の時間なんかがありまして、図書室で勉強する機会もありますので、そういった際には、全員分の机は当然ありませんので、スペースとしては、いろんな形で活用はされているというふうに思っております。

あと、学習あるいは情報収集ということで、授業に役立ててもらおうということで、専任のそういう司書がいることによりまして、担任と連携をしまして、必要な資料であったり、本が必要であれば、それを整えて授業に役立てるといような連携が今後もより深まっていけば、それがベストな形ではないかなと思っております。図書館司書がずっと図書室にいるだけではなくて、本町は今回採用しましたのは教員免許も持っておりますので、授業の中にも一緒に入って、そういう学習ができないかなということを今、模索している段階であります。

また、町立図書館との連携ということで、それも、よその事例ではよく聞きます。必要な図書を、その司書が図書館から借り受けて、授業に間に合うように手配をするというようにも聞きますので、そういったことも今後どんどん広がっていけばいいなと思っておりますので、その辺については先ほど来ご答弁申し上げておりますように、担当で十分協議をして、よりよいやり方、今、すべての学校に配置されているわけではありませぬので、その辺は工夫をしながら、平等に各学校での体制づくりが作れるように考えていきたいと思っております。

以上です。

川嶋議員 できるだけ、せつかくほんとにそういう専属の図書の先生をつけられたという

ことですので、存分に活かしていかなければならないと思いますし、お願いいたします。

それと、現在、朝の10分間読書というのは、各学校の状況はどのようになっていますでしょうか。

教育子ども部長 朝読書に関しまして、現在、中学校2校は毎朝実施をしております。小学校におきましては、第一小学校で毎朝、朝読書をしております。あと第二・第三・第四小学校につきましては、年3回の読書週間、約2週間設けておりますけれども、その期間、朝読書を実施しているということで、この3校については毎日という状況ではございません。

以上でございます。

川嶋議員 これっていうのは、町内として全体的には統一はできないものなんですか。これっていうのは、各学校が決められるようになっているんでしょうか。

教育子ども部長 一定、そういう学習の部分については、まず各学校長を筆頭に、学校の考え方もございます。すべて読書にするのがいいのか。中には漢字をやったり計算をやったりということで、各学校の学力的に見て弱い部分であったり、そういったことも勘案されて、校長先生のほうで一定考えられているというふうに思っておりますので、一概にすべて朝は読書に使いなさい、ということは、ちょっといいのかなどうか。教育委員会としては、今、その学校図書館の充実であったり、本を読むということの必要性については十分認識はしておるんですけども、その辺は今後、学校長の考え方も聞きながら、全町的に実施できるのかどうかも含めて、検討していきたいと思えます。

川嶋議員 これはぜひ、全町統一をしていただきたいなど、強く要望したいものであります。確かに算数、計算とか漢字とか、これも大事なことであります。でも、朝のその10分間というのも、すごく、その日の脳の活性というんですか、計算とか国語とかが駄目だとは言っていないんですけども、やはり集中する意味で、読書というのもすごく意味があると聞いておりますので、朝のたった10分なんですけれども、みんなが同じようにそうやって進めていけるようなふうに進めていっていただきたいなど、切に要望したいと思うんですけれども。また、漢字とか計算というのは、これも授業の準備かも知れないんですけども、毎日、宿題にありますよね。毎日の宿題の中に漢字とか計算というのは、家に帰ってから、子ども達は宿題でやると思うんですけども、そういう点において、この違いがなんであるのか。私もちょっと意味がわからないんですけども、学校長の判断で決められているということで理解したんですけども、ぜひとも朝の10分間読書、町全体として進めていっていただきたいなど思っておりますので、その点のお考え、ちょっとまた聞かせていただきたいと思えます。

それと、あとは子ども達がほんとに朝の10分間読書もそうですけれども、何せ本にできるだけ親しんでいく。いろいろな本の貸し出し数も先ほどおっしゃってございましたけれども、これは1人20何冊とか、何十冊と借りている子は、それはそれで習慣的にはつい

ているとは思いますが、その中には全然やっぱり触れてない子もいたり、とっても少ない子もいたり、そういう中で差が、全体、いろいろほんとに一人ひとり見て見れば、そういう差があるのではないかと思います。

そういうところで、これもいろんな自治体でもやられているんですけども、小・中ともにあわせて、一人ひとりに各1冊の読書ノートみたいなのを渡されている自治体もあります。これを1年間励みにして、子ども達は、その1年間の中に記入していく。自分はどれだけ今年借りた、読んだかって、その中に感想文も書けたりとか、そういうようなものも作られているところもありますので、そういう意味で、子ども達の意識をまた深める意味で、また本と日常触れあえるような意味で、それは図書館整備も大事でありますけれども、その点についてもしっかり進めていっていただきたいなど、これも一つの提案と要望です。

あとは、図書館の専門の方ですけども、これもぜひ各校に1名ずつつけて、ほんとにそれを実現させていただきたいなと思っておりますので、その点の要望をしっかりとさせていただきたいと思います。これに関しては、質問をこれで終わりたいと思うんですけども、それに関して答弁だけ、お願いします。

岡本教育長 川嶋議員おっしゃっておられることは十分理解できるわけですけども、基本的に教育課程の編成権は学校長にありますので、子どもの実態を踏まえて教育課程をどうするかということは、学校長の一つの権限としてありますので、ご趣旨に沿った形での協議はやっていきたいと思いますが、基本的な部分は、あくまで学校長にお任せをしたいというふうに思います。

それから、いろいろおっしゃっていただいた読書ノート等につきましては、これも担当のほうを通じて学校と協議を図っていききたい。いずれにいたしましても、島本町の子ども達の読書量、数は、年々、統計で上がってきておりますので、体制も含めて、そちらにプラスの方向で動いているんだろうというふうに認識しておりますので、今後とも、そのいい状態を落とさないように、学校を含めて連携をして強めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたく思います。

以上でございます。

川嶋議員 ぜひとも、子ども達が集まる、子ども達のための魅力ある図書館づくりを、整備をしていただきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に行きます。2番目「共生社会を目指すまちづくりについて」

少子高齢化は今後も一層進展し、65歳以上の人口は2015年には3,395万人、団塊の世代が75歳以上になる2025年には3,657万人に達すると見込まれております。そのため、社会保障経費の増大は大きな課題であり、健康で、元気に、生きがいを持って暮らせる町を実現するために、地域コミュニティの一層の充実を図る必要があると考えます。そこに住む人びとが、互いの顔が見え、支え合うことにより、新しい生きがいや、さらな

る健康を生み出して、笑顔が絶えない人の輪の構築がますます重要であると思いますが、お考えをお示し下さい。

また、本町の高齢化率の推移から、今後の展開をどのようにしていかれるのか、お考えをお聞かせ下さい。

健康福祉部長 次に、2点目の「共生社会をめざすまちづくり」につきまして、ご答弁申し上げます。

近年の少子高齢化の進展により、地域社会を取り巻く状況は大きく変化をいたしております。本町の高齢化率につきましては、平成21年度の20.1%から平成26年度には23.8%と、5年間で3.7ポイント増加しており、後期高齢化率も8.6%から10.1%と、1.5ポイント増加しております。また、大規模な自然災害が発生した際の要援護者の安否確認をはじめ、ひとり暮らしの高齢者が増加する中で、地域における見守りや発見、必要な社会資源への繋ぎといったセーフティネットの確立や、そのあり方等について、これまで以上に対応が求められております。

本町では、平成15年度に「島本町地域福祉計画」を、平成20年度に「第2期島本町地域福祉計画」を策定し、関連施策などを通じまして地域福祉の推進に努めてまいりました。本年3月には、第1期及び第2期の基本理念及び基本目標を継承しつつ、社会情勢の変化やアンケート調査結果から見えてきた課題やニーズを踏まえまして、平成26年度から平成30年度を計画期間とする「第3期島本町地域福祉計画」を策定いたしました。

地域における多様な福祉ニーズや課題に対応するため、公的な福祉サービスの充実はもとより、地域住民自らが「地域福祉」の担い手となって、行政や社会福祉協議会・関係機関などと連携・協働し、支えあい・助けあうことができる仕組みづくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

その中でも、ご質問にございます「地域コミュニティ」につきましては、本町のような小規模自治体におきましても、核家族化の進行や生活様式の変化などにより、近所付き合いが希薄化いたしております。アンケート調査結果におきましても、地域での助け合いを活発にするために最も重要なことについては、「近隣や地域におけるあたたかな人間関係の構築」となっておりまして、近所で互いに支え合い、助け合って生活ができる関係を再構築するために、交流の場や機会の充実を図ることが大変重要であり、また新たな取り組みを行う地域団体などへの支援も、これからの重要な課題であると、このように認識をいたしております。

次に、「本町の高齢化率の推移から、今後の展開について」のお尋ねでございます。

本年は「第5期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」の最終年度となり、本年度中に平成27年度から平成29年度までの3年間を期間とする「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定いたします。現在、国におきまして介護保険制度改

革の議論が進んでおり、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態や認知症となっても住みなれた地域で住み続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が検討されております。

本町におきましても、国の動向を注視しつつ、住み慣れた地域で、安心して生活ができるような地域コミュニティの構築に向けまして、本町の状況にあった内容で検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 「共生社会を目指す」ということで、ほんとに人の輪がこれからどんどん大事になっていく、人の目とか、そういうところが大切になってくる年代を迎えるということでもありますけれども、この中で高齢者の単身世帯、これもちょっとあわせまして、この増加の現状と今後の課題、そういうようなものは分析されているか、お答え下さい。

健康福祉部長 高齢者ですけども、年々増加をしておるのは、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。本年の6月1日現在の高齢者の人口でございますけれども、7,366人おられまして、高齢化率は24%となっております。年々増加する中で、町といたしましては、特にひとり暮らしの高齢者の方の施策といたしましては、しまもと安心ボトルを配布させていただいたりですとか、緊急通報装置を設置するですとか、あとは社会福祉協議会に委託をさせていただいておるんですけども、「愛の一声事業」とか「巡回訪問サービス事業」、このような事業を行いまして、ひとり暮らしの年長者の方が安心して住んでいただけるような施策につきましましては、現在、取り組んでおるといような状況でございます。

以上です。

川嶋議員 今、この高齢者世帯の中で、単身世帯の方はどれぐらいの割合を占めているかはわかりますか、すいません。

島本町は、単身の高齢世帯の方に関しましては先ほどおっしゃいました安心ボトルとか、様々な施策を行いながら、見守っていきながら、そしてまた民生委員さんを通じての声かけをされながらとか、様々ございますけれども、今後、ますます高齢者の方の単身世帯、例えば昼間の単身の方、昼間、一人でいらっしゃる高齢の方もいらっしゃると思います。そういう方々の、今、安心ボトル、これは家の中での緊急時の把握として、その方の情報がボトルの中に書かれているという状況でありますけれども、外出された際、単身の方とか、またこの中でも持病を持たれている方とか障害のある方とか、たくさんいらっしゃると思うんですけども、そういう外出時の対策、そういう点についても、ちょっとしっかりと考えていただきたいなと思っているんですけども。

これも、ある住民の方の声もあがって来ておりますし、ほんとに持病を抱えている方というのはすごく不安に思われております。また、そういうところで一回、この間、「命のネックレス」というのを提案させていただきましたけれども、財政面、いろんな形が

あるかと思うんですけれども、その点についてもしっかりと協議等、研究をしていただきたいなと思っております。その中の一つ、また新しく提案させていただきたいんですけれども、財政上、様々な観点があるかと思うんですけれども、「命のパスポート」ということで、カード式のものに、そこに全部、その人の情報を記入し、常に財布の中とかに外出時は入れておいていただくということで、そういうふうなことも各全員に、この対象者の方には全員に配布をされているそうです。そういう流れで製作をされている自治体もありますので、ぜひともその点、また協議していただければと要望させていただいておりますが、また答弁、よろしく願いいたします。その点について、お願いします。

健康福祉部長 まず、ひとり暮らしの高齢者の方でございますが、これは住基上の独居世帯につきましては、現時点では1,725人、いらっしゃいます。昼間の単身者、日中独居という形で呼ぶと思うんですけれども、この方についてはなかなか把握ができない状況でございますけれども、しまもと安心ボトルにつきましては、そういう日中独居の方にも対象を拡大いたしまして配布はさせていただいておりますので、そういう意味合いで、十分ご活用いただきたいというふうに考えております。

それから、「命のネックレス」という、鈴鹿市で実践されているやつやったと思うんですけれども、以前からご質問等いただきまして検討はしておったんですけれども、なかなか財政的にも難しいような状況もございます。新たにカード式のやつで、そういうところをやっている自治体があるという、今、ご質問がありましたので、また詳細な内容等につきまして教えていただきまして、その辺、研究はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議員 ぜひ検討をしていただき、家の中も、また外へ出られたときも、安心して外出もできる、そのような仕組みづくりを、ぜひともしていただきたい、このように要望しておきます。

また、先ほどから言っておりました地域の輪とか、これからますます地域の絆というのも大切になってくると思っております。そんな中で、本町といたしまして、今後、これから高齢化がどんどん進んでいく中で、日本の中でですけれども、やはり全体的に「無縁社会」というのも取り沙汰されておまして、家族や親戚の方との血縁とか、地域との地縁、会社との社縁、このいずれも全部失って孤立化してしまう人も増えていると。また高齢化も進んでいく中で、そんな中で、先ほどもありましたひとり暮らしの方も増えていき、その中で孤独死も増えているという、これも非常に大きな最近の問題にもなっておりますし、その中でまた認知症の方の問題も、これから大きく、これも課題となってきた中で、最近、ニュースでよく耳にしますけれども、認知症の方の行方不明の方ですね、徘徊の中で行方不明になられている方がたくさんいらっしゃるという報道も

耳にしておりますが、島本町におきましての、この認知症の方の徘徊者、その中で対策はどのようにされているのか。それとまた行方不明者という方というのは、実際に島本町では把握の中ではいらっしゃるのか。その点について、お答え下さい。

健康福祉部長 まず、認知症に関する行方不明の方のお尋ねでございますが、これにつきましては、これまで、そのような事例があったということは聞いておりません。

それから、認知症の徘徊に対する対策というお尋ねでございますが、まず認知症の取り組みにつきまして、ちょっと、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

これまでも議会等でご答弁、いろいろさせていただいておりますけれども、本町では、まず認知症サポーターという形で、認知症のイロハを知っていただくという形での取り組みをさせていただいております。6月時点で1,231人の方に受講をさせていただいております。そのうちキッズサポーター、これは小学校の4年生を対象に実施しておりますが、385人という状況でございます。今年度につきましても、ふれあいセンターで一般の方を対象にしたりですとか、あとは出張講座で、いろんな団体さんからご要望があったりとか、サロン等の要望に応じて出向いてやっていきたいというふうに考えております。キッズサポーターにつきましても同様に、引き続きやっていく予定でございます。

今後の取り組みでございますけれども、まずは認知症地域支援推進員の配置ということで、これにつきましては平成29年度までに配置をしたいと考えております。この推進員につきましては、医療機関や介護サービス、それから地域の支援機関を繋ぐコーディネーターとしての役割を担うもので、保健師でありますとか看護師、それから社会福祉士、介護福祉士、作業療法士等の資格を持っている方に、こういう推進員という形での配置を、今後、検討していきたいというふうに考えております。

それから、徘徊SOSのネットワーク、これは委員会の調査研修でも、九州の大牟田市へ研修をさせていただいて、私も同行させていただきましたけれども、あちらでやっておられるような徘徊SOS、これは当然、事業者のいろんなところもお声かけをさせていただきまして、この実施に向けた検討をしてまいりたいと思っております。

それから、見守りネットワークということで、これも商店、事業所等の方々との連携を図りながら、今、ご質問がありました徘徊になっておられる方が、万が一、そういう方々がおられる場合はお声かけ、それから連絡等ができるような、そのような態勢を今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議員 様々、今後の対策について、展開について、ご答弁いただきました。ぜひともきめ細かな策、施策ですね、ぜひとも進めていただきたいと思いますし、そして今、地域包括ケアシステム、これに向けても、国のほうでもこれは進められていることでもありますし、今後、この地域包括ケアシステムの中にも様々なこういう介護に関するものとか、認知症に対するものとか、そういう施策もどんどん盛り込んでいくよ

うな状況になるかとは思いますが、またその中でも「地域」を、いろんな大きな意味では、今おっしゃいました地域の支援推進員さんとか、徘徊SOSのネットワークづくりとか、そういうところではありましたけれども、個別の、例えば自治会単位とかで、集合住宅のところとか、そういうところでも様々高齢化が、特に集合住宅でも高齢化が進んできておりますし、その点の「地域」も含めて、その点の対策、きめ細かな支援策が何かできるものがないかということも、しっかりと協議をしていただいて、盛り込んでいただきたいと思いますと思っておりますので、その点についても要望をいたしておきます。

以上で質問を終わりたいと思いますが、今の点についてのご答弁だけ、よろしく願いします。

健康福祉部長 今、ご質問ございました地域包括ケアシステムですね。これは今、国のほうで種々議論がなされていると思いますが、今、議員がご提案いただきました、まさに地域での生活支援サービスの提供イメージということで、市町村単位でありましたり、小学校区の単位、あるいは自治会単位の中で、そういう交流サロンでありますとか家事援助、声かけ、コミュニティカフェ、配食見守り等の、そういうことを民間企業であったりNPO、あるいは社会福祉法人やボランティア、そういう緩やかな連携のもとにやっていくという、そういう内容のほうも明記されておりますので、これらの内容につきまして本町の介護保険の事業計画の中に入れていって、今後、本町でもそのような部分を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

平井議長 以上で、川嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時27分～午後4時00分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、外村議員の発言を許します。

外村議員 (質問者席へ) それでは通告書に従いまして、2点、質問いたします。

1点目、「大阪府からの事務の権限移譲について」

大阪府は、地方分権改革ビジョンに基づいて、平成22年度から市町村への権限移譲を3年計画で進めてこられました。本町も、その方針に従って、府と協議のうえ、府から提案があった76事業のうち40の事業を権限移譲する計画で進めてこられたと認識しております。しかしながら、今回の旅券発給事務の移管という住民の利便性に直接関わる問題に直面するまで、正直言いまして、私、個々の具体的な事務事業移管につきましては深く関心を持っておりませんでした。この点は私、深く反省しております。

そこで、以下、質問します。

①点目. 本町は、現状、旅券発給事務を除いて大阪府から提案のあった76事業のうち

40 事業しか受けていませんが、この権限移譲計画は今後とも継続して進められるのでしょうか。他にも、第2フェーズとして新たな追加事務を提案されているようですが、今後の本町の方針と予定をお聞かせ下さい。

総合政策部長 それでは、外村議員の一般質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の「大阪府からの事務の権限移譲」に関するご質問のうち、①の「権限移譲計画について」でございます。

平成22年3月に策定をいたしました「権限移譲実施計画」につきましては、平成22年度から平成24年度の3カ年の計画となっております。本計画につきましては、すでに期間を満了いたしております。

なお、大阪府におかれましては、現時点におきましても未移譲となっている事務のうち、未移譲団体が5団体以下の事務や、移譲による効果が比較的高いと思われる事務を重点取り組み事務と設定をされ、今後も市町村への権限移譲を進められる予定でございます。

また、第2フェーズといたしまして、本年4月に新たに権限移譲候補事務が大阪府から示されております。現在、本町におきまして、先にご説明を申し上げます第1フェーズの3カ年の未移譲事務とともに、新たな事務の移譲の可否等につきまして調査・検討を進めているところであり、限られた職員の中ではございますが、事務の内容等を精査のうえ、積極的に検討してまいりたいと考えております。

なお、第2フェーズとして示された事務につきましては、今般、各市町村の発意によって、平成27年度から平成29年度の3カ年におきます新たな「権限移譲実施計画」を策定することとされております。本町におきましては、本計画を策定するかどうかにつきましては現時点では決定しておりませんが、今後、他の自治体の状況等を踏まえ、方針を決定してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

外村議員 ご答弁、ありがとうございました。

そうすると、本町では、この計画では23年・24年度で大体終わっているんですけど、横棒になっているやつは、今後、新たに検討して、受けるか受けないかを決定していくということによろしいのでしょうか。

総合政策部長 第1フェーズで示された事務のうち、まだ移譲を受けていない事務を含めまして、今後、第2フェーズの事務の内容とともに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 わかりました。

ところで、この旅券発給事務の移譲については当初入ってなかったわけですが、これはいつ頃、どういう形で本町に打診があったのですか。時期と、形を教えてください。

総合政策部長 移譲の時期につきましては、今回の権限移譲計画の中では、この旅券発給事務というのは別枠で設定をされておりました。これについては平成17年から、その事務移譲計画が進められておりますが、本町が移譲を受けましたのは平成19年からの事務移譲になっております。その際にも、今後、パスポート事務について事務移譲を検討したいというふうな説明がございましたが、具体的には平成24年度に入ってからであったというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

外村議員 はい、わかりました。

②点目。本町が移譲を受けた40という事業の数は、府下10町村の中でも極端に少ない数ですが、それはどういう理由なのか。何か、本町特有の事情があるのか、また方針があつてのことなのか、お聞かせ下さい。

総合政策部長 続きまして、②点目の「移譲を受けた事務事業数が少ない理由について」でございます。

大阪府からの権限移譲の受け入れにあたりましては、事務の専門性や権限移譲に伴う事務負担、また住民生活の向上にどの程度繋がるのかなどを総合的に勘案し、決定をいたしました。

なお、本町で平成22年度から平成24年度までの3カ年で移譲を受けた40事務につきましては、すべて町単独で事務移譲を受け入れております。しかしながら、大阪府内の他の町村におかれましては、効率的かつ効果的な行政運営を進めるという観点から、主に広域連携によって権限移譲を受け入れておられます。本町におきましても、今後、広域連携が進むことになれば、移譲事務数も増加していくのではないかとというふうに考えておりますが、大阪府からの事務の移譲及び広域連携の是非につきましては、今後、慎重に検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

外村議員 ③点目に移ります。権限移譲を受けるに際して、本町の基本方針に「住民生活の向上に繋がる事務については、できるだけ移譲を受ける」としてありますが、残る36事業の中にどのような事業があるのか、具体的にお示し下さい。

総合政策部長 続きまして、③の残る未移譲事務は、住民生活の向上に繋がるのか、そういう事務なのか、というふうなご質問でございます。

平成22年3月に策定をいたしました「権限移譲実施計画(案)」の基本方針に記載をしておりますとおり、住民生活の向上に繋がる事務につきましては、できるだけ移譲を受け入れたいとの方針で、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員への相談等業務の委託や、また精神障がい者相談員への相談等業務の委託などの事務について、移譲を受けてまいりました。

なお、まちづくり、また土地規制に関する分野並びに公害規制に関する分野の移譲候

補事務につきましては、その事務の遂行にあたりまして環境職や建築職などの専門職が必要となってまいります。しかしながら、本町は専門職の職員数も限られており、権限移譲の受け入れにあたりましては課題が多くございます。また、そのような事務につきましては直接住民サービスに繋がるものではなく、比較的法人向けの事務であることなど、総合的に勘案をし、権限移譲を希望しなかったものでございます。

以上でございます。

外村議員 わかりました。私の認識では、府内 10 町村の中で、島本町というのはリーディング町だと思っております。

そういう中で、他の町村が受けているにも関わらず、うちがまだ受けてないというのはたくさんございます。例えば、身体障害者手帳の交付、これなんかはもう豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村、すでに移管を受けておられますし、精神障害者保健福祉手帳の交付なども同じような状態で、障害者福祉サービス事業所の指定などは全町村が受けているのに、うちだけが受けてない。また指定居宅サービス事業の指定だとか、社会福祉法人の設立認可など、たくさんございます。この辺が、私としては専門性があると言うのであれば、他の町村には専門性のある職員をちゃんと抱えているのか、うちだけが抱えていないのか。その辺、どういった事情なのか、説明下さい。

総合政策部長 現在、移譲を受けてない事務について、今、ご指摘がございましたが、確かにそういった専門性のある事務につきましては、他の町村ではほとんど広域で実施をされております。単独の町村で実施ということではなしに、広域的な形で、専門職も含めて対応されておるといふうなことでございますので、本町についても、そういった内容については今後検討していく必要がある、このように考えております。

以上でございます。

外村議員 今のご答弁でいくと、豊能町、能勢町は、どこも広域やっているんでしょうか。

総合政策部長 ちょっと今、確かな記憶がございませんが、豊能町、能勢町におかれましては箕面市また池田市、豊能地区の自治体で——すべての事務ではございませんが、その事務の内容によっては広域で実施をされておる、このように認識をいたしております。

以上でございます。

外村議員 ということは、今、申し上げたような事業は、うちはまた高槻市にお願いするといふうなスタンスでお考えなんでしょうか。

総合政策部長 極めて専門性の高い事務につきましては、専門職としての雇用はないといふうなことでございますので、今後、そういった内容が単独で可能なのかどうか。そういう職員を採用して実施するということも一つあると思いますし、高槻市との事務委託、広域連携による手法も一つである、このようには考えております。

以上でございます。

外村議員 時間ないので、次の④点目に行きます。

もう一つの権限移譲の基本方針の中に、「多くの移譲候補事務が隣の高槻市と連携して移譲を受けることにより行政効率性が確保されると考えている」というようなところがございますが、具体的にどのような事務を想定されているのか。改めて、お示し下さい。

総合政策部長 続きまして、④の「高槻市と広域連携して移譲を受けることを想定した事務について」のお尋ねでございます。

移譲事務のうち、比較的専門性の高い事務などにつきましては、スケールメリットがあり、広域連携による効果が高いものと認識をいたしております。そのうち住民生活の向上に繋がるものにつきましては、事務移譲を受けただうえで、広域連携で実施することも十分検討する必要があると、このように考えております。

なお、高槻市・島本町広域行政勉強会に設置いたしておりました大阪版の権限移譲広域連携ワーキンググループにおいて、平成22年度に、環境職など本町で採用していない専門職が必要な事務について、様々な広域連携の可能性について調査・検討いたしましたが、結果的には実現に至らなかったものでございます。

以上でございます。

外村議員 再々、行政効率だとかおっしゃってますけども、やっぱり住民への利便性や行政サービスの視点がなければ意味がないと思いますが、いかがですか。

総合政策部長 行財政運営につきましては、効率性というのは、これは当然担保されなければならないというふうに考えておりますが、一方、やはり住民サービスにどのように資するのかということも大変重要な視点であるというふうに考えておりますので、これについては、この両面で検討していくべきである、このように考えております。

以上でございます。

外村議員 この「基本方針」、これを高槻市の方が聞いたら、何でもかんでも高槻市に事務委託をする、こんなことが高槻市さんが聞いて、どう思われるのか、わたしはびっくりしました。しかも、何でもかんでも事務委託して、我が町の独立性というか主体性というのが全くない。ほんとにこれは高槻市にとっては迷惑千万な考え方だと思うんですが、何かアンドを取っておられるんでしょうか。

総合政策部長 今回の権限移譲につきましては、高槻市との事業連携ワーキングの中で検討しておりますが、何でもかんでもということではないというふうに考えております。町単独で実施できるものについては、町で実施をしまいたいということで考えておりますが、いわゆる行財政改革を推進している中で、非常に職員も厳しい、事務量も増えた中で、限られた職員の中で非常に厳しい状況であるということは十分認識いたしておりますので、現状の体制で事務移譲を受けることが困難な状況である、そういった事務について、できたら高槻市さんのほうに事務委託ができないのかどうか、こういったことを検討をしまいたいというふうに申し入れをして、事業連携ワーキングの中で協議を進めさせていただいたところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、まちづくりですとか土地規制とか、あと公害の規制の関係ですね。こういったことについては、やはり環境職や建築職、そういった専門性が必要になってまいりますので、今後、高槻市のほうで受けていただけるのかどうかというのは今後の協議の内容によるものとは思いますが、基本的に町単独でできるものについては町単独で受け入れてまいりました。今現在 76 事務がございますが、そのうち 40 事務について、本町で事務移譲を受け入れたといったような現状になっております。

以上でございます。

外村議員 この権限移譲につきましては、ただ事務が移譲されるだけじゃなくて、財源もちゃんと付けてされるわけですから、当然、その財源が 100 要するのに 50 しかないとかいうような議論ありますけども、そこは別途、別の次元でちゃんと正しく要求していくということを含めて、やはり権限移譲を受けるということはそういうことですから、専門職を採用するというのは、当然、固有の自治体の義務と思いますが、いかがですか。

総合政策部長 事務移譲を受けるにあたりましては、当然、職員の事務負担になるわけでございますので、その財源の根拠としては大阪府からの交付金を活用するというところでございますが、これは財源だけではなしに、やはり人の手当ても十分必要になってくるということで、例えば大阪府のOBの職員の方を一定期間、指導に来ていただくというふうなことも含めて必要であるというふうに認識しておりますし、そのように大阪府に対しても、ご要望を申し上げているところでございます。

以上でございます。

外村議員 権限移譲の財源は、人件費は一切含まれていないという認識でされているんでしょうか。

総合政策部長 権限移譲に伴う財源でございますが、これについては、一定の事務に対する人件費相当分について、交付金として交付をしていただいているという状況でございます。

以上でございます。

外村議員 最後に、権限移譲について、現状、近々、パスポート事務以外に高槻市の広域連携ワーキングでやっていただこうと考えておられる事務はございますか。

総合政策部長 今後の権限移譲のあり方についてでございますが、これまでも十分議論になっておりました、例えば高槻市への事務委託ということでし尿の問題、ゴミの問題、こういったことも含めて高槻市のほうに事務委託というふうな形をお願いはしておりますが、なかなか具体的な進展がないというふうなことでございます。

府のほうで一定、その事務を例えば 1 件処理するのに 10 分、15 分かかる。それに伴う人件費相当額というふうなことで交付金として交付をされておりますが、それが全く時間内に処理できるのかどうかということになりますと、非常に難しいといえますか、実質的にはかなり事務負担が大きいというふうな状況でございますので、そういった中

で新たな専門職を雇用することについては非常に厳しい状況ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 私がお訊きしたのは、今、権限移譲を受けようと考えている中で、パスポート発給事務以外に何か、高槻市と連携でやろうとしている事務はありませんか、と訊いているので、し尿とかゴミは別の問題です。

総合政策部長 今後、高槻市との広域連携というようなことで、これまで議論をさせていただいておりましたのは、例えば図書館なんかを広域で、高槻の市民が本町の図書館を利用する、また本町の住民が高槻市の図書館を利用する、そういった相互利用ですね。それとあと法律相談なんかは、もうすでに広域で実施をしておりますが、年1回、様々な総合相談というふうな形で高槻市の施設を利用させていただいて実施もしております。また、過去に例えば総合防災訓練なんかも、これも一緒にやると非常に効率的に進められるのではないかなというようにも議論はいたしました。が、なかなか日程的なこともあって実現に至っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

外村議員 私の質問、何回訊いてもご理解いただけない。要するに、今、76事業のうちで残っているやつの中で、高槻市にお願いしてやろうとしているものがありますかって訊いているんですけど。ないなら、ないと言って下さい。

総合政策部長 具体的に76事務で残っている事務について、今、具体的に高槻市と協議している内容はございません。

以上でございます。

外村議員 わかりました。いずれにしても、行政効率だとかいう観点も大事ですけれども、住民のサービスに直接繋がる事務移譲につきましては、そのつど、やっぱり受けるか受けないかもタイムリーな情報を開示していただきたいし、議会にも報告していただきたいということをお願いしまして、この権限移譲については終わります。

2点目。「旅券発給事務の本町への権限移譲の進め方に関して」

本件については、4月21日の議員全員協議会での報告を聞いて、正直、驚きました。それも、昨年11月の時点で大阪府に対して権限移譲を申請し、12月3日には高槻市に対して広域行政勉強会において事業連携の調査・検討をお願いしてしまっていた、という事実です。そして、我々議会に対しての報告は、高槻市との広域行政勉強会の事業連携ワーキングの報告書という形での報告であったことです。

住民サービスの向上という観点から、パスポートの事務を権限移譲受けることについては私は歓迎しておりますが、どうも本件に関しては進め方がおかしいのではないかと大変危惧しています。確かに、昨年12月の議員全員協議会で、本件について広域行政勉強会で協議するという報告はありましたが、あの時点では本町単独で受けるか、それと

も高槻市に事務委託をするか、そのどちらがベストであるかを議論するというような説明まではなかったように思います。

そこで、質問します。

①点目。大阪府に対して、昨年11月に事務移譲を申し出たとのことですが、申し出るにあたり、庁内で事前にどのような問題点や課題があるか、あるいは費用などについて、どこまで議論されましたでしょうか。

総合政策部長 それでは、2点目の「旅券発給事務の本町への権限移譲の進め方」についてのご質問のうち、①の「権限移譲の申し出にかかる事前の議論」に関するご質問でございます。

これまで大阪府民がパスポートを申請・受理するには、大阪府中央区にございます大阪府パスポートセンターまで出向く必要がございました。近くの窓口で手続きが可能になれば多くの住民の皆様方の利便性の向上に繋がることから、府内の各自治体におきましては、ここ数年、パスポートの事務移譲について、毎年受け入れが進められてきておるところでございます。

旅券発給事務の権限移譲につきましては、様々な移譲事務がある中で本町でも検討を行ってまいりましたが、身近な窓口で手続きができることにより、直接、住民サービスの向上に資するものであることから、事務の移譲については望ましいものと判断をし、申し出を行ったものでございます。

なお、権限移譲の申し出を決定するにあたりましては、本町といたしましても直営で実施した場合、あるいは事務委託した場合の費用対効果など調査・研究を行ってまいりました。その結果、本町単独で実施することによりまして職員の負担も少なからず生じることとなりますことから、新たな職員の配置や窓口スペース、日曜交付の対応などの課題があったものでございます。

以上でございます。

外村議員 昨年の12月9日の全員協議会で、確かに報告はありました。このときは町営鶴ヶ池住宅跡地の売買のことがほとんどの議題でありましたので、ほんとに、ただ、こういうふうになりましたという報告だけでございました。

ただ、そのときに、これは本町でも受けることができるし高槻市に委託することも考えています、というような説明は一切なかった。ハナから、高槻市への事務委託により効率的な行政サービスができるということを考えて、もうすでに協議を進めているということでご報告させていただきます、こういう説明があった。なぜ、このときに本町でもできるけども、両方検討して、検討結果は両方こうだったという説明がこのときに、すでにもうできていたはずですけど、なぜできなかったのですか、説明を。

総合政策部長 昨年12月の全員協議会でご説明申し上げましたが、その際にも、何も事務委託すると決定したものではございません。先ほども申し上げましたが、本町で直営で

実施した場合の課題、また広域連携で実施した場合の課題と言いますか、メリット・デメリット、こういったことについても当然検討して、そして慎重に決定する必要があります。特に、今ですと大阪府のパスポートセンターまで行っていただく必要がある。仮に高槻で実施をしていただけるということであれば、高槻市のパスポートセンターでパスポートが受けられるというふうなことになりますし、本町で直営で実施した場合は本町の住民課の窓口で申請交付というふうな手続きになると思いますが、そういったことも含めて、まだ決定したものではありませんので、そういう選択肢もあるというふうなことで、ご説明を申し上げたというふうに記憶いたしております。

以上でございます。

外村議員 12月9日の全協で要点録を見ますと、確かにこのときはほとんどが町営鶴ヶ池住宅の土壌汚染だとか鑑定の話ばかりでして、最後に1分ほど説明があったということで、そのとき一つだけ、田中議員から「高槻市でパスポートを発行してもらえるとということですか」という質問をされています。そのときに総合政策部長は、「高槻市でも、大阪のパスポートセンターでも申請できるようになり、選択肢が広がるということです」という回答をされています。このとき、なぜ、島本町でもできます、三つ選択肢がございまして、なぜ、そういう説明がなかったのか。私はもう完全にこれは情報操作をしているとしか思えないと考えております。

もう一度、これを、なぜ、このときに島本町でもできるという話が、基本的には事務移譲を受けるのは、まず島本町ですから、まず島本町でやるというのが第1で、第2が高槻市への事務委託であるべきなのに、それが全然なしに、これは私も大変迂闊でありましたけども、実は私もこの話聞いて、その年の翌年1月早々の『外村通信』でも、高槻市でパスポート申請ができるようになった、大変喜ばしいことだ、というようなことを書いてしまった。私は今にしてみれば、ちょっとケアレスミスだったと思ってますけども、誰も、ほんとにこれ、どれだけの人が知っていたのかということ、議員の中でも知っていた人がいるか、私はほんとに疑問に思っています。ほんとに、これはあえて説明しなかったという理由を教えてください、もう一度。

総合政策部長 昨年12月の全員協議会におきまして、田中議員からそのようなご質問がございました。その際には、大阪市のパスポートセンターに行くのか、あるいは高槻市でもそういったパスポートが利用できるのかというふうなことでご説明申し上げましたが、当然、本来はその市町村で事務を受ける、これが事務移譲でございます。その本来の形については、私、ちょっと当時の説明としては少し失念をしておりましたが、当然、本町で事務移譲を受けて、その後どういうふうな形、手法で実施をするのかというふうなことについて、高槻市との事業連携についての一つの手法であるというふうに、そういうふうに私としては申し上げたつもりでございましたが、ちょっと、その辺の説明が少し不足をしておりました。この点については、そういった選択肢は当然あるというこ

とで、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

外村議員 説明不足であったという話ですけど、説明不足じゃないです、説明しなかったと私は思っています。

次、②点目行きます。なぜ、この業務をいきなり高槻市との広域行政勉強会の事業連携ワーキングのテーマとしてあげられたのか、私には非常に理解しにくい。この動機と狙いを教えて下さい。

総合政策部長 ②点目の「事業連携ワーキングで取り上げた動機と狙いについて」でございます。

大阪府からの権限移譲のうち住民生活の向上に繋がる事務であり、近隣自治体をはじめ府内の他の自治体の動向といたしましては権限移譲が進みつつあること、一方で、本町で権限移譲を受けるにあたって課題が生じていることなども勘案した結果、広域連携の手法についても検討を行う必要があるものと判断をいたしましたところでございます。

なお、大阪府の説明会におきましても、旅券発給事務の広域連携にかかる事例が示されておりまして、実施するための手法の一つとして認識しており、平成25年12月3日に旅券発給事務にかかる事業連携の検討について、高槻市のほうに申し入れを行ったところでございます。そして、昨年12月9日の議員全員協議会におきましてご報告させていただきましたとおり、高槻市と本町が共同で実施することにより相乗効果が見込まれる事業につきまして調査・検討等を行うため、事業連携ワーキンググループにおいて検討を行ったものでございます。

以上でございます。

外村議員 実は、この4月21日の全協で説明があつて、平野議員から質問されてます。「大阪府に対して事務移譲を申し出た時点で、最初から高槻市への事務委託を前提としていたのか」という確認をされているんですけども、そのときの答弁が、明確にその理由は答えられてないんですけど、ただ、この場で「できれば高槻市と広域行政勉強会を行っているので、その場での協議、当然財政的な効果」、次のところが大事です、「住民サービスの点ではいろいろ議論はあると思うが、できれば広域的な形でお願いして実施をしたいと考えていた」、こういう回答をされているんですね。要するに、島本町自身、住民サービスの点では非常に問題あると認識されているわけです、ここで。

島本町民のために働くのが皆さん方じゃないんですか。島本町民のためにならない、私はこの利便性を考えれば、明らかにこれは島本町独自でやれる事業だと思いますし、そんなに金もかからないと思ってますから、なぜこれ、私はほんとに動機と狙いが今ひとつ、さっきの回答ではわかりません。もう一度、何か他に狙いがあったんじゃないんですか。

総合政策部長 今回のパスポートの事務につきましては、今、ご指摘のとおり、住民サー

ビスというふうな観点で申し上げますと、町の窓口で申請・発給ができるというふうなことが、住民の皆さんにとってはワンストップでサービスが受けられるということでございますので、それはもうご指摘のとおりだと思います。

そういった中で、仮に事務委託した場合の経費、費用対効果ですね、こういったことについても検討はする必要があるというふうには考えておりますし、住民サービスの点、それと費用対効果の点、こういった両面から検討してまいりたいというふうに考えておったところでございます。

以上でございます。

外村議員 すでに4月21日の全員協議会で、高槻市と連携でやった場合、本町単独でやった場合、それぞれ出されましたので、ある程度認識しております。もっと精査は必要だと思いますけども、あらかた323万ぐらいが本町単独でやった場合、高槻市と広域連携でやった場合は1,963万ですから、おそらく、その1割払うとしたら190万、323万－190万の差額が助かるという形になるというふうに私は単純に理解しておりますが、190万の差額を、100万ちょっとですかね、そのために広域連携をしてまで高槻市に事務委託しなきゃならんというのは到底思えません、改めてお訊きしますが、その後、精査されたもの、何か成果物ございますか。

総合政策部長 今回のパスポート事務について、本町直営で実施した場合の体制と課題、そして広域連携、事務委託した場合の効果と課題、これについては前の全員協議会で、資料に基づいてご説明申し上げました。これについて、今、外村議員からございましたが、広域連携でやった場合、両市町合わせて約400万円弱の財政効果があるということで、ご説明を申し上げます。

その後、実際に高槻市において費用負担の問題、例えばその費用負担を人口割りにするのか件数割にするのか、そういったことも当然、今後検討していく必要がございますが、まだちょっと、そこまでの検討には至っておりません。本町としても、やはりスペースの問題ですとか人員体制の問題、これもあわせて今、検討しておりますので、そういったことを総合的に勘案して最終的に決定してまいりたいというふうに考えておりますが、その内容につきましては、また詳細がまとまり次第、議員全員協議会のほうでご説明を申し上げて、そして、そのうえで最終的な判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 何度も訊きますけども、この事務だけに限って言えば、高槻市に事務依頼をする最大のメリットは何だと考えていますか。

総合政策部長 事務委託ということでございますので、これは広域連携の一つの手法でございますので、やはり広域連携の目的としては費用対効果、財政効果ということで考えておりますが、当然、その側面としては住民サービスの点、これもあわせて検討する必

要があるというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 もう時間ないんで、③点目に行きます。

昨年12月3日付けの高槻市に対する「旅券発給事務に係る事業連携の取り組みについて」というお願い文書がありましたが、これはあくまでも調査・検討のお願いであって、事務委託のお願いではないと言われておりました。では、この調査・検討はいつ頃終えて、その結果、いつ頃、我々に示していただけるのでしょうか。そして、その後どういう協議を経て最終選択をするのか、今後のスケジュールをお示し下さい。

総合政策部長 続きまして、③の「高槻市との調査・検討にかかるスケジュールについて」でございます。

高槻市・島本町広域行政勉強会としての検討結果につきましては、前に開催をいたしました議員全員協議会でご報告申し上げたとおりでございます。現在、勉強会という位置付けではございませんが、両市町の事務担当者間において、仮に広域連携で事務を行った場合の負担割合の考え方や規約の内容等を調査・検討いたしております。今後、詳細がまとまりましたら、先ほども申し上げましたが、その検討結果を十分、議員全員協議会においてご説明申し上げて、そして議員各位のご意見を踏まえまして、最終的な本町としての方針を決定してまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

外村議員 4月21日の全員協議会でも、その協議の状況については逐一報告させていただきます、というふうに言っておられるんですけども、高槻市のほうでは、訊きますと、これは事業連携ワーキングでやっているのかも知れませんが、5月19日に課題の整理、規約案の検討、6月5日には費用負担のあり方の検討、規約案の検討というふうに行われているわけです。そのことが、我々一切報告もないわけですから、ほんとにちょっと情報公開というか、説明責任が果たされているとは思いません。

そして訊きたいのは、あくまでも調査・検討であって委託すると決めたものでも何でもないとおっしゃいながら、どんどん、もう委託の方向で進んでいるというのが、私はひしひしと感じております。規約案ができてしまって、規約案できたけども、この規約案気に入らないからご破算にします、ということがあると思えません、大人の社会で。だから、この規約案を作る前に、なぜ、ほんとに本町で受けるべきか、高槻に委託するべきかという議論を、やっぱり議会とも相談しながらやろうという姿勢にならないのか。その辺、改めて姿勢をお聞かせ下さい。

総合政策部長 本件に関しまして高槻市へ事務委託の方向で進んでいる、このようなご指摘でございますが、そのようなことは決してございません。これについては、あくまでも受託する側と委託する側との協議が調わないと、これは広域連携による事業というのは成立いたしません。本町が望んでも、高槻市さんのほうでもいろいろ議論も当然ある

うかと思imasuので、そういった中でうまく調整ができれば、事務委託というふうな形も取れるかもわかりませんが、本町が望むから、必ずしもそのようになるというふうには考えておりません。

以上でございます。

外村議員 4月21日の全員協議会でもいろいろ出てましたけども、高槻市の地方分権特別委員会では、市長が議会に、ぜひ島本町から要請を受けてやって下さい、というようなお願いをされたというような話も聞いてます。このことをされるということは、もう既成事実として高槻市のほうでは受けるんだと。受けるか受けないかは最後の議会の決定でしようけども、少なくともそういう方向で進んでいる。一方、島本町ではほとんど4月21日の、もっと言えば昨年12月9日以来何もなくて、4月21日にポンとありまして、その後また一切ありません。

ほんとに情報開示という点では、明らかに、こんな小さな島本町で、なぜ、こういうことがタイムリーに我々に報告いただけないのか、残念でなりません。ぜひ、5月19日、6月5日で検討された、この協議の結果の要点録、議事録、大至急、全議員に配付して下さい。お願いします。

続きまして、時間ないんで④点目。

『大阪府政だより』4月号No.382の「お知らせ」というコーナーに、平成27年1月、島本町に旅券事務の移譲を予定していますので、今後は身近な市町村の窓口で旅券の申請・交付の手続きができるようになります、というふうな記事が掲載されています。当然、この記事は全戸配布されている新聞折り込みですので、何人の方が読んでいるかわかりませんが、多くの方が、島本町民が読んでおられるので、当然、島本町役場で可能になるものと喜んでおられると思います。このことを見ても、今までの進め方に問題あると思いませんか。それについて何か町長、副町長、どちらでも結構です、お答え下さい。

総合政策部長 住民の皆さんへの周知にかかるご質問でございます。

旅券発給事務の権限移譲につきましては、本年度の施政方針において、平成27年1月に大阪府から本町へ権限移譲をされる予定であることや、今後、広域連携による事務の執行も視野に入れ、高槻市・島本町広域行政勉強会において検討することについてお示しさせていただき、また広報しまもと等におきましても、その旨を周知させていただいております。

なお、『大阪府政だより』におきましては、来年1月から本町への事務の移譲についてお知らせをされておりますが、紙面の内容については、町役場の窓口において発給事務を行うことが確定したような誤解を生じる可能性もありましたことから、事前に大阪府と調整をさせていただきましたが、個別の対応は困難であるとの回答でございました。そのため、今後、旅券発給事務の手法が決定いたしましたら、速やかに、適切に住民の皆様へ周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、『大阪府政だより』の中でも、実施される自治体の時期と窓口等に触れられておりますが、本年7月には門真市、本年10月からは太子町、河南町、千早赤阪村というふうな記載がございますが、これについては富田林市で事業連携・事務委託というふうなことでお聞きしております。

なお、本町につきましては、記載については「当該市町村にお住まいの方は、今後、身近な市町村の窓口で旅券の申請・交付等ができるようになります。各市町村の窓口等については、今後、府・市町村のホームページ等でお知らせをします」ということでございますので、そういった窓口がまだどこになるのかというふうなことは、今後、大阪府においても適宜周知が図られるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

外村議員 この件に関して、島本町民に対して、どういう説明がすでにされているのか。広報はまだ載ってないと思います。

いずれにしても、住民説明会が絶対必要だと思いますが、いかがですか。いつ頃開催される予定ですか。

総合政策部長 今回のパスポートの件につきましては、住民の皆さん方に非常に身近なものでございますので、その実施の手法等決まりましたら、それについては速やかに住民の皆さん方にはお知らせをしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 先ほどの答弁に、4月号の『大阪府政だより』に誤解を招くようなことがあったというふうに、すでに認識されて、大阪府に対応されたということですから、それがうまくいかなかったと。そしたらその場で、その後すぐに広報なりに、実はこういう記事があったけども、実は今、こういう進め方をしてる、だから誤解のないようにというのが本来の責務じゃないですか。この件について、どう思われますか。

総合政策部長 大阪府の『府政だより』に掲載された段階で、まだ直営でやるのか事務委託をするのか、そういった方針は決まっておりません。従いまして、パスポートセンターについては身近な市町村で受けられるというふうなことの広報だけですので、その実施場所がまだ確定をしていないというふうなこともございますので、それについては、その手法が確定次第、住民の皆さん方には速やかに周知をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 いや、いつも常套手段として、確定してないから告知できない。これは大事な、住民サービスの観点から非常に大事なことでありますから、当然、今、こういう状況で事務を進めているというような、何でもかんでもそんなことしなさいとは言いませんけども、やっぱり、こういう節目の事務につきましては、当然、そういう広報の仕方もあるといいと思いますよ。それがなくて、いきなり高槻で事務委託することになりました、

実は本町でできたんですけども、いろいろあって高槻市にお願いしました。こんなもの、結果だけ住民に示されたら、役場は何やってるんやと私は思いますよ。

その点、よく反省していただいて、いずれにしましても、まだ委託するとも何も決まっていないうことですから、ぜひ、これから、当初の予定では9月議会で決めなきゃならんというようなことも聞いています。私は9月議会でないと絶対いかんとは思いませんけども、いずれにしても、このまま9月議会で採決というような形には絶対して欲しくない。あくまでも全員協議会、何回開いても結構です。通年議会ですし、何回やってもいいし。いずれにしましても、ある程度、島本町内で合意形成をしてから意思決定するという形に持って行っていただきたい。

そして、高槻市に対しても、この件については非常に問題になっている、だから、ちょっと待ってくれというようなことはしていただきたい。実は先日も私……（質問時間終了のベル音）……、これは平野議員と戸田議員で町長に対して要望書も出しましたので、ぜひ、その点、鑑みてよろしくをお願いします。

以上をもって、質問を終わります。

平井議長 以上で、外村議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日6月24日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日6月24日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

（午後4時49分 延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

第 1 号推薦 島本町農業委員会委員の推薦について

一般質問

関 議員 町役場の議会及び議員に対する姿勢について

岡田議員 1. 胃がんリスク（ABC）検診の導入

2. 学童保育の整備を

河野議員 1. 連続値上げの国民健康保険料・減免制度を問う

2. 島本初の「地区計画条例」適用事業などの現状とあり方を問う

3. し尿中間処理施設選定の具体的な内容を問う

野村議員 「里道・水路」の管理について

佐藤議員 子ども・子育て支援新制度について

田中議員 町立第一中学校校舎の耐震化工事、もしくは建て替えの早急な決定と、
それに伴う工事の早期着工を求む

川嶋議員 1. 「魅力ある学校図書館づくり」について

2. 共生社会をめざすまちづくりについて

外村議員 1. 大阪府からの事務の権限移譲について

2. 旅券発給事務の本町への権限移譲の進め方に関して

平成26年

島本町議会6月定例会議会議録

第2号

平成26年6月24日(火)

島本町議会 6 月定例会議 会議録 (第 2 号)

年 月 日 平成 26 年 6 月 24 日 (火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	副 町 長	乾 知 範	教 育 長	岡 本 克 己
総 合 政 策 部 長	島 田 政 弘	総 務 部 長	柴 山 則 文	まちづくり・継進プロジェクトチーム 部 長	由 岐 英
健 康 福 祉 部 長	近 藤 治 彦	都 市 創 造 部 長	水 木 正 也	上 下 水 道 部 長	今 中 良 昌
消 防 長	木 下 光 平	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀	会 計 管 理 者	妹 藤 博 美
総 務 部 次 長	名 越 誠 治	総 務 部 総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	杣 木 利 徳	上 下 水 道 部 工 務 課 長	梅 若 英 夫

本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長	永 田 暢	議 会 総 務 課 長	猪 倉 悟	書 記	村 田 健 一
書 記	小 東 義 明				

議事日程第2号

平成26年6月24日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 平野議員 1. 広域行政のあり方を問う
～パスポート業務及び保健所業務～
2. し尿中間処理施設整備について

- 戸田議員 1. 若者の就学、結婚生活を支援する奨学金制度を
～切れ目のない少子化対策の視点から～
2. 旅券発給事務における窓口対応業務の事務委託は必要
ですか

日程第2 第3号報告 平成25年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第3 第4号報告 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第2号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第3号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 第40号議案 工事請負契約の締結について

日程第6 第41号議案 工事委託協定の締結について

日程第7 第42号議案 動産の買入れについて(高規格救急自動車)

第43号議案 動産の買入れについて(高規格救急資器材等)

日程第8 第44号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

日程第9 第45号議案 島本町税条例の一部改正について

日程第10 第46号議案 島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について

日程第11 第47号議案 島本町火災予防条例の一部改正について

日程第12 第48号議案 島本町立プール設置条例の廃止について

第49号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第2号)

第50号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算
(第1号)

(午前10時00分 開議)

平井議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、平野議員の発言を許します。

平野議員 (質問者席へ) おはようございます。傍聴の皆様、ご苦勞様です。

それでは、一般質問を行います。

1点目です。「広域行政のあり方を問う～パスポート業務及び保健所業務～」

(1)パスポート業務の高槻市への事務委託について。

去る4月21日開催の議員全員協議会にて、高槻市・島本町広域行政勉強会(旅券発給事務における窓口対応業務の事務委託)について報告があり、高槻市に島本町の旅券事務を委託した場合の両市町の効果・課題等の検討まとめを伺ったところです。

すでに、旅券発給事務における窓口対応業務については、2015年1月より、大阪府から島本町に移譲を受けることになっています。『大阪府政だより』(2014年4月発行)には、「2014年度中」に身近な市町村窓口で旅券の申請・交付手続きができるようになりますと広報されており、住民の中には、島本町役場の窓口で手続きができると思っておられる方も少なくないはずですが、早急に何らかの情報提供を行うべきであり、どのように説明責任を果たすのですか。

また、昨年11月に大阪府に旅券発給事務の移譲を申し出たとき、本町として、責任を持って事務を受けるという覚悟があったのですか、お尋ねします。

総合政策部長 それでは、平野議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目の「広域行政のあり方」に関するご質問でございます。

(1)点目の「パスポート業務の高槻市への事務委託について」のうち、①の「早急な情報提供」に関するご質問でございます。

旅券発給事務の権限移譲につきましては、本年度の施政方針におきまして、平成27年1月に大阪府から本町へ権限移譲される予定でございます。また、今後、広域連携による事務の執行も視野に入れ、高槻市・島本町広域行政勉強会におきまして検討することについてもお示しさせていただきました。また広報しまもと等におきましても、その旨を周知させていただいております。

なお、『大阪府政だより』におきましては、平成27年1月から本町への事務の移譲についてお知らせされておりますが、紙面の内容につきましては、町役場の窓口において発給事務を行うことが確定したような誤解を生じる可能性もありましたことから、事前

に大阪府と調整をいたしました。 「個別の対応は困難である」との回答でございました。 そのため、今後、旅券発給事務の手法が決定いたしましたら、速やかに、適切に住民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

（平野議員・質問者席から「後段の、昨年11月という申し出たときの、本町として責任持って事務を受ける覚悟があったのか、という答えはないんですか、通告しましたよ」と発言

総合政策部長 大変、失礼いたしました。

昨年11月に、大阪府には旅券発給事務の申し出をいたしました。 本町として、仮に直営でやるのか、事務委託するのか、そういったことは、まだその時点では決定ももちろんいたしておりませんし、本町で事務を受けるということについての決定はいたしております。 そのうえで、今後の手法については検討したいということで、仮に広域による事務委託が成立しないということになりますと、当然、本町で事務を執行する、そういうことで考えておりました。

以上でございます。

平野議員 つまり、事務は受けるが、本町で受けるのか事務委託にするのかは、この段階では決まらなかったということですね。 それでも受けるということについては、町としては意思決定されたということですね。

最近では、府立高校の修学旅行も海外という場合があります。 旅券、パスポートが必要という機会も増えてきています。 島本町住民にとっては、町役場の窓口で申請ができパスポートの交付が受けられるほうが、より便利になります。 高槻市パスポートセンター——クロスパル高槻1階にあります——での申請の際は、町役場で住民票や戸籍抄本・謄本を取りに行き、持参する必要があります。 二度手間です。 町直営で行えばワンストップで可能で、住民サービスに繋がることは間違いなしです。

そう思いませんか。 町長、お答え下さい。

川口町長 おっしゃるとおり、町役場でできたら、それは住民の皆さんの利便性に繋がる、それはもう確かでございます。 ただ、高槻市に事務委託した場合におきましても、大阪市谷町四丁目の大阪パスポートセンターに行くよりは、随分利便性がございます。 それと費用対効果の面から、高槻市に事務委託をお願いするのが一番いいのではないかと。 そのように考えているところでございます。

平野議員 本町でね、窓口業務を行うということについては、利便性が高まるということは十分認識しておられるようです。 費用対効果というところ、観点で、事務委託ということも検討されているということですが、よいのではないかと。 ということだったと思いますけどね。

では、お尋ねしますが、高槻市とは費用負担のあり方を、もうすでに2回というんで

すか、6月5日、協議をして行っておられるようですが、当然、この旅券発給事務は島本町で行っても費用負担が発生するし、高槻市で行っても費用負担は発生します。費用負担の割合は、高槻市の関係者に聞きますと、人口割りというふうに聞いています。決定事項ではないかも知れませんが。

先日、全協で事務連携ワーキング報告書の事業費を示されましたので、それをもとに試算してみました。広域連携を行った場合の費用1,963万6千円なので、人口割りしました。島本町の人口を1とすれば、高槻市の人口は11.58倍でした。ですから、高槻市の負担は1,807万5,109円、島本町負担は156万890円です。つまり、高槻市に事務委託すると、156万890円の負担になります。町役場で開設すると323万6千円の負担。差額は167万5,110円、これが削減効果とおっしゃっているところです。

翻って言えば、この167万5,110円で、住民の旅券取得がより便利になる、島本町であれば喜ばれるということになるなら、私は町にとっては、決して大きな負担ではないと思います。事務委託については決まっていなくて、昨日も答弁されてました。住民利益のために島本町役場でパスポート窓口開設ということ、川口町長の実績にしてはどうかですか。お尋ねします。

川口町長 今の質問につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

総合政策部長 ただいま、町長のほうからご答弁があったとおりでございます。いろんな試算の仕方、観点がございますが、そういったことを総合的に勘案し、判断していくべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 通告の②点目です。

旅券発給業務の市町村への移譲について考える意味で、いわゆる権限移譲の背景を辿ってみます。1995年に村山連立政権のもと「地方分権推進法」が作られ、それに基づく地方分権推進委員会が「分権型の社会構造」と題する勧告において、「地方分権は基本的に地域住民の自己決定権の充実を図り」、中略ですが、「住民参画の拡大による民主主義の活性化を目指す」と記され、改正された「地方自治法」には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」、また「住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体にゆだねることを基本として」、中略ですが、「地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」と定められました。このことが、国や府が市町村への権限移譲を進める背景にあります。

旅券については、原則として、住民票のある都道府県の旅券窓口（パスポートセンター）で申請することになっていますが、2006年以降は「旅券法」改正に伴い、旅券発給業務の市町村への移譲が進められ、地域の市役所、町や村役場が窓口になっている自治体も増えてきました。大阪府も、自らが行っている旅券発給事務の一部について、2010

年10月から希望する市町村へ権限移譲しています。

本町が、旅券発給事務移譲を受けるにあたり、高槻市へ事務委託すればよいと安易に考えているとしたら、先ほど引用した「地方自治法」の趣旨を十分踏まえているとは言い難いのではないのでしょうか。お答えをお願いします。見解をお願いします。

総合政策部長 ②点目の、「高槻市への安易な事務委託は『地方自治法』の趣旨を踏まえているとは言い難いのではないか」とのご質問でございます。

「地方自治法」におきまして「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と、このように定められております。今回の旅券発給事務につきましては、事務委託することによってスケールメリットによります経費節減や、日曜交付などのプラスの効果をj得るという選択肢も、「地方自治法」の趣旨を踏まえたものではないかなというふうに考えております。また、旅券発給事務を広域連携により実施されている事例も多くあり、大阪府内におきましても、本年10月から富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村におきまして、広域連携による実施について予定がなされております。

前の議員のご質問でもご答弁申し上げましたとおり、本事務につきましては、大阪府からの権限移譲のうち住民生活の向上に繋がる事務であり、他の自治体においても広域連携を含めた権限移譲も進みつつあるような状況でございます。

このような中で、本町で権限移譲を受けるにあたって課題が生じていることなどを勘案した結果、広域連携の手法につきましても検討を行う必要があるものと判断をいたしました。そのため、高槻市・島本町広域行政勉強会におきまして慎重に調査・検討を行い、本業務に関する報告書を作成したものでございます。

なお、広域連携により高槻市に対して事務委託するか否かにつきましては、先ほども申し上げましたとおり慎重に対応してまいりたいと考えており、現時点におきましては、決定したものではありません。

以上でございます。

平野議員 日曜交付や、わずかな経費削減効果があったとしても、やはり住民サービスに繋がるのは、町直営だというふうには思っております。

といいますのはね、6月3日に寝屋川市のパスポートセンターを調査いたしました。そのときにいただいた『旅券交付事務の手引き』というマニュアルには、このように書いてありました。旅券の交付は「本人確認の最後の砦」ということを念頭に置いて、慎重に、かつ的確に交付を行うことが適切である、ということです。つまり、「本人確認の最後の砦」という重要な旅券は、住民票や戸籍の事務と同様に、町の事務として行うことが責任ある行政と言えるのではないかと思いますけど、そのようなお考えはお持ちではないのでしょうか。

総合政策部長 すでに、他の自治体で旅券の発給事務が実施をされております。今、寝屋

川市というふうなことで事例をあげてのご質問でございますが、これはもう、どの自治体に限らず、本人確認というのは一般の事務におきましても大変重要な事務でございます。そういったことをきっちりこなして、それぞれの事務にあたっているわけでございますので、この事務に関わらず、そういった事務は大変重要である、このように認識をいたしております。

以上でございます。

平野議員 通告の③点目です。

5月30日付けで、戸田議員、外村議員と平野が連名で川口町長宛てに出した要望書「旅券発給事務に関わる事務取り扱いについて」という文書ですが、これについては、特に回答はいただけていませんので、議会の場でお聞かせいただきたいと思います。大きくは2点。

当該業務における大阪府の権限移譲受け入れの申し出までの検討経過、島本町単独で実施した場合のコスト等の試算、高槻市に依頼するまでの検討経過、4月21日の議員全員協議会以降の検討内容、来年1月に大阪府から移譲を受けるまでのスケジュール等について、改めて議員全員協議会にて説明し、十分議論する場を保障すること。そして、議会への情報提供を欠いたまま、拙速に高槻市長に旅券発給事務に関わる事務委託の依頼文を提出することは慎重にすること、という要望です。答弁を求めます。

総合政策部長 続きまして、③点目の「要望書の回答について」でございます。

現在、両市町の事務担当者間におきまして、負担割合の考え方や、事務委託した場合に必要な規約の内容等を調査・検討しており、今後、詳細がまとまりましたら、議員全員協議会におきましてご説明をさせていただき、議員各位のご意見を踏まえ、本町としての方針を決定してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

平野議員 議員各位の意見を聞きながら本町としての意思を決定したい、ということです。くれぐれもその点、十分に議会の意見、住民の意見も含めて聴取したうえで、検討を慎重にして欲しいと、本当に思います。

④点目ですけど、お尋ねします。私は先ほどから、町長も、それから総合政策部長も、島本町でこの旅券事務を行うことは有効だ、有用だということはわかっていながら、高槻市へ事務委託をしようとしているというか、しようとする検討もしているということですけど、どうも何か、住民の利益より、何か別のところを見ておられるのではないかなというふうな、いつも思っているわけですけど、それに関わることですけど、④点目の質問です。

高槻市・島本町広域行政勉強会の位置づけは、高槻市・島本町広域行政勉強会設置要綱の第1条にあるとおり、「高槻市及び島本町は、広域行政の連携のあり方等について、合併の議論も含め調査研究する」ためであり、勉強会での検討は、町の自治を放棄する「合

併の一里塚」となることを十分認識しておられるのでしょうか。町長に問います。

川口町長 先ほどの、事務委託することによって経費が安くなるわけでございますけど、地方公共団体は営利団体ではございませんので、その経費を住民サービスに充てるというところでございますので、総合的な判断が必要であると、そのように考えております。

それから、高槻市・島本町広域行政勉強会が「合併の一里塚」ではないかと、そのようなご質問だと思うんですが、地方自治体の使命というのは「最少の経費で最大の効果をあげる」ことが、地方自治体の使命でございます。広域行政は、経費を安くあげるといいですか、最少の経費で最大の効果をあげるため大変重要でございます、特に島本町のような小さな自治体におきましては大変重要である、そのように考えております。

広域行政、この勉強会については広域行政について、そのような協議をしていく場であると、そのように考えておりまして、議員がおっしゃっているのは、その後段の部分が「合併の議論を含めて」というところが、「合併の一里塚」になると、そのように言われているんだと思いますが、今の国会で道州制基本法案——提案されないようでございますけど、早晚、提案されて、そして可決成立すると思われます。この基本法案が通りましたら、2年、3年の期間を置いて内閣に道州制の具体的な内容、制度を答申する、そんな流れになってくるように聞いております。そのときに、合併の議論がやはり再燃するのではないかな、そのように思っております。

大阪府におきましても、大阪府知事は、大阪府の自治体がすべて30万規模の中核市になって、その後、大阪府を解体して、そして道州制に持っていく、そのような考えのようでございます。その際に、合併の是非については最終的にご判断いただくのは議会であり、そして住民の皆さんでございますので、感情的にならずに、冷静に、客観的にご判断いただくための、その備えをしている、そのように私は考えております。

それから、大阪府からの権限移譲について、いろいろご質問いただいておりますが、地方分権を推進していく一つでございますが、ある部分から言いますと、大阪府を解体していくための一つの方法、そういった側面もあるのではないかなと思っております。その意味からも、先ほどから申し上げておりますように、この勉強会は「合併の一里塚」ではございません。

たぶん、平野議員は「門松は冥土の旅の一里塚」というところから連想されたのではないかなと思っておりますけど、その歌は、人間は絶対に死ぬ生き物でございますので、最終点が決まっています。ですから、そのための一里塚ということだと思っておりますが、最終結論は何も出ておりませんので、「合併の一里塚」というのは適当ではない、そのように思っております。

それと、合併協議会がもし設置されたとしたら、合併協議会は「合併の一里塚」、そんな言い方もできるかもわかりませんが、「平成の大合併」のとき、ご存じのように合併協議会が紛糾して、解体した自治体もたくさんございますので、はたして、それも「合

併の一里塚」と言えるかどうかわかりませんので、そういう意味ではなおさら、この広域行政勉強会が「合併の一里塚」というふうな言い方は適当ではない、そのように考えております。

平野議員 少し誇大な表現をしてしまいましたかも知れませんが、しかしね、実は府内の自治体は、大阪府の権限移譲の受け皿として広域連携体制を取っています。豊能地域、南河内地域、泉北地域、泉南地域では、規約を見てもね、合併議論は前提としてされていませんよ。そういった表現はどこもないですし、そういう意味では高槻市・島本町広域行政勉強会は、あえてこの「合併の議論も含め」というような文章を規程でしたか、要綱でしたか、に入れたということで、非常にいびつな関係になっている、対等な関係で連携協議されていないというふうに私は思っています。私は対等な関係で広域行政を行う必要があると思っております。その点、いかがですか。

川口町長 豊能地区、池田、箕面、豊能町、能勢町ですね。比較的、そんなに大きな自治体ではございません。小さな自治体ですので、お互いに助け合って広域でやっていきましょう、そういった風土があるようでございます。本町の場合は、高槻市さんはもう中核市で、大きな自治体でございますので、事務委託という形を取らざるを得ない、そのように考えておまして、「合併の議論を含めて」というふうなことについては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、国も大阪府もやはり合併に向かって進んでいるような、そんな感じがいたしますので、住民の皆さんに冷静に、客観的に判断していただくために、そのデータ、バックデータは行政のほうで備えておく必要があると、そのように考えております。

以上でございます。

平野議員 このパスポート業務に関しまして、最後にお尋ねしますが、島本町議会の中に反対の意見、私のように異議を言っている意見があるわけですけど、そういった段階で、高槻市長に事務委託の依頼文を提出することはやめていただきたいと思っております。その点、しっかりと答弁をお願いします。

川口町長 順番の問題でございますけど、議会におきましては、最終的に議会の議決が必要でございますので。ただ、高槻市さんの意向が掴めませんので、これは、事務委託する場合は相手さんの了解が必要でございますので、その了解を得てはじめて、そのことについて議論ができるということでございますので、手続き的にはそういった方法を取らせていただいた、そういうことでございます。

平野議員 時間があんまりありませんので、その点については慎重にして欲しい、という私の考えです。

「保健所業務」について、お尋ねします。質問は4点ですので、すべて質問します。

①保健所業務については、母子保健、感染症対策、精神保健、難病対策、健康づくり、薬事、食品衛生、環境衛生、試験検査、健康危機管理と、多岐にわたります。1994年の

「地域保健法」が制定され、住民に身近な保健サービスは市町村が提供し、保健所は先導的・専門的かつ広域的サービスを提供する機関と、それぞれ役割が明確となりました。

保健所業務は権限の伴うことも多く、感染症対策、精神保健においては人権に関わることもあります。高槻市保健所への移管は、住民置き去りに進められている感があるが、見解を問います。

②点目．保健所業務の事務委託は、全国でも事例がないと聞いていますが、あえて本町が要望するにあたり、国や府への問い合わせや調整などをされたのでしょうか。

③点目．2009年12月24日付けの島本町長の、大阪府知事宛の「島本町域にかかる管轄保健所の変更について」ですが、どのような背景と理由で出されたのか。また、この文書に関わり、3年間、一切町議会及び住民に対する報告がなかったのはなぜですか。

④点目．2013年12月6日付けで大阪府から高槻市に対し、島本町域の保健所業務のあり方について文書が出され、大阪府と高槻市において協議が始まっています。島本町はオブザーバーという立場ですが、協議の内容等について、報告していただきたいと思えます。

以上です。

総合政策部長 それでは、(2)点目の「保健所業務の高槻市保健所への事務委託」について、ご答弁を申し上げます。

まず、①の「高槻市保健所への事務委託にかかる本町の見解について」でございます。

高槻市が平成15年に中核市へ移行されたことに伴いまして、大阪府高槻保健所が所管しておりました島本町域の保健所業務は、大阪府茨木保健所に所管が変わりました。このことによりまして、平成21年に発生をいたしました新型インフルエンザの対応等につきまして、その中心的な役割を担っていただきます医師会と保健所の管轄が異なっておりますことから、緊急時の対応に支障が生じる恐れがあるなどの課題がございました。このため平成21年12月に、健康・医療分野における地域住民の利便性の向上を目的として、本町から大阪府に対して、高槻市保健所への事務委託の検討についての要望をいたしました。

申し上げるまでもございませませんが、保健所業務につきましては、権限が伴う事務なども含めて多岐にわたっておりまして、住民サービスにも直結するものでございます。そのため事務委託の検討につきましては、住民サービスにどのような影響が生じるのか、また本町における事務量がどのように影響するのかなど、大阪府及び高槻市と十分に協議をしながら、慎重に検証する必要があるものと認識をいたしております。

次に、②の「要望にあたって、国・府への問い合わせや調整等を行ったかどうか」についてでございます。

近年、市町村合併などの進展によりまして、全国的に都道府県保健所の所轄区域が虫食いまたは飛び地となるなど、住民の利便性が損なわれている事態が生じております。

そのため、平成 21 年 3 月 31 日付けで厚生労働省健康局総務課長から各都道府県をはじめ保健所設置自治体に対して、住民の利便性を向上するため、事務委託または広域連合等により保健所を設置することが可能である旨の通知がございました。

本町におきましても、高槻市の中核市移行の際には、大阪府高槻保健所の廃止により住民サービスの低下に繋がるのが懸念されておりましたことから、平成 13 年から平成 14 年にかけて、今後の保健所業務のあり方について大阪府との協議を重ねてまいりました。しかしながら、最終的には大阪府の意向により大阪府高槻保健所が廃止をされ、茨木保健所の管轄となったものでございます。

次に、③の「要望の背景と理由及び町議会及び住民に対する報告の有無について」でございませう。

高槻市が中核市に移行された後、管轄区域が飛び地となり、本町においても全国的な事例と同様の課題を抱えており、また先ほどもご答弁申し上げましたとおり、平成 21 年における新型インフルエンザの対応時にも混乱を生じておりましたことから、改めて平成 21 年 12 月に、大阪府知事に対して要望をいたしたものでございませう。

なお、本要望の後に、大阪府において検討が行なわれておりましたが、特段の進展が見られなかったことから、議会等におきましても、ご報告はさせていただいておりませんでした。その後、昨年 12 月に大阪府が高槻市に対して文書を送付され、具体的な協議を開始されましたことから、本町におきましても議員各位にご通知申し上げたところでございませう。

次に、④の「大阪府と高槻市の協議内容等について」でございませう。

平成 25 年 12 月 6 日付けで大阪府総務部長及び健康医療部長から、高槻市政務部長、健康福祉部長及び子ども未来部長宛てに、「島本町域に係る保健所業務の事務委託の検討について」の依頼文が提出されております。

なお、本業務の内容につきましては、基本的には大阪府と高槻市との関係でありますことから、本町といたしましてはオブザーバーとして参加の要請をいただいております。本年 1 月に、第 1 回目の検討会が開催されております。この検討会において、大阪府が保健所業務の各事務の洗い出し等を行われ、現在は、高槻市におきまして、業務全般にかかる検証作業を行われているところでございませう。

以上でございませう。

平野議員 この保健所業務についてね、事務委託については平成 23 年 3 月 31 日の厚生労働省通知によって可能になったということですけど、全国でそういった事例があるのですか、それを把握しておられますか。具体的に、どこの市町村がそのようなことをされておりますか。お聞かせ下さい。

総合政策部長 今回の保健所の事務委託でございませうが、全国的な事例としてはございませうせん。

以上でございます。

平野議員 結局、そういった事例がないということは、大きな、いろいろ課題が多いからだというふうに思いますし、メリット・デメリットの検証もできないままに、こういったことを島本町が大阪府に要望するというはね、やっぱり十分な検討なく、されているんじゃないかと私は思っています。

そこでお尋ねしますけれど、新型インフルエンザが発生した際に、茨木保健所と高槻医師会との連携がスムーズにいかないということが、島本町が高槻市保健所に移管を望む理由となっているということです。しかし、私、先日、大阪府茨木保健所の次長さんに面談をお願いして、詳しい保健所業務とはどういうことかということについて、お話をお聞きしました。十分な、私の知識ではなかなかわからなかったので、お聞きしましたけれど、感染症対策というのは、保健所業務のほんの一部という言い方じゃないですけど、一部であるということです。ですからね、このことだけで、その保健所業務を移管するというについては、いろいろ検討が要るだろうと。

当然、先ほど申しましたように、保健所業務は多岐にわたります。権限を伴う業務が多く占めるということです。例えば、高槻市に移管となった場合、町内の食堂や学校給食で食中毒が起きた場合、高槻市保健所所長が業務命令停止命令を出します。島本町住民や町に対して出すことになる。また、精神保健において強制入院の措置なども、高槻市保健所所長権限で行われるということです。ですから、そういったことについては、やはり十分住民の中でも議論が必要、議会の中でも議論が必要ということです。

大阪府としては府の事務や権限を手放すという方向ですけど、島本町がそのことを検討する場合はね、やっぱり住民にも、そういうことですよということを十分情報提供しなければならぬと思います。住民に知らされないままに、保健所移管が進められるというのは、やはり良いというふうには思いません。いかがですか。その点、お答え下さい。

総合政策部長 保健所の業務につきましては、今、ご指摘のありますとおり複雑多岐にわたっております。でも、その一つとしては、平成 21 年に発生いたしました新型インフルエンザ、こういった感染症対策については保健所をお願いをするというふうなことになりますが、通常の健診業務等につきましては、本町のふれあいセンターで実施をしておりますので、一般の住民の方が直接保健所を訪れるというふうなケースは非常に稀かなというふうには考えております。ただ、そういった感染症対策についても緊急性がある業務でございますので、そういった場合には、やはり混乱が生じておったというのも事実でございます。

そういった中で、保健所のあり方そのものについて、今後、高槻市と大阪府で協議をしていただくというふうなことでございますので、今後の議論の成り行きといいますか、こういった形で推移していくのか、これは未だに判然とはいたしません、そういった

ことで、もし何か進捗があれば、議員の皆様はじめ住民の皆様にも十分ご説明を申し上げて、そして適切な対応をしてみたいというふうには考えております。

以上でございます。

平井議長 残り時間、少なくなってきましたので、よろしくお願いします。

平野議員 この保健所業務についてもね、成り行きを見守るといような傍観的な立場では駄目ですよ、ということ強く申し上げたいと思います。

2点目です。「し尿中間処理施設整備について」、通告した5点をまとめて質問いたします。

①6月5日の議員全員協議会にて、島本町し尿中間処理施設整備に係わる基礎調査計画書、島本町し尿中間処理施設整備に関わる施設候補地選定調査報告書に基づき、新たな施設の建設候補地が報告されました。「透明こそ正当な行政の証」という「行政手続法」の趣旨がありますが、し尿中間処理施設のように公益性があるものの、住民の合意形成の難しい施設の建設においてこそ、透明性のある、住民参加の手法が必須と、これまでも議会質問で主張してきました。

なぜならば、このような施設の立地を困難にしているのは健康影響の問題や視覚的・心理的不快感の問題とともに、用地選定手法や情報公開等の合意形成手法が問題になっているからです。しかし、町だけで決めるという姿勢を崩さずに進められました。このことは、今後の施設整備に大きな課題を残すと危惧していますが、見解を問います。

②候補地の住民ホール跡地は、町の中心的公共ゾーンであり、公共施設用地として十分な活用が期待される場所です。あえて、この場所を検討対象とした理由をお聞かせいただきたい。

③点目。し尿中間処理施設の整備にあたり、視察した他の自治体等の施設について、報告を求めます。

④点目。し尿中間処理施設整備に係わる建設候補地選定調査報告書の候補地対象を3点に絞られた理由を伺います。また、町有地は他にも清掃工場の敷地などありますが、除かれたのはなぜですか。

⑤点目。今後の整備スケジュール案を示されたい。当然、調査前に住民の合意形成が必要ですが、具体的な手法やスケジュールを問います。

よろしくお願いします。

都市創造部長 それでは、2点目「し尿中間処理施設の整備について」のご質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、①点目の「建設候補地の選定の進め方について」でございます。

し尿中間処理施設の整備に向けまして、島本町し尿中間処理施設整備に係る基礎調査計画書及び島本町し尿中間処理施設整備に係る建設候補地選定調査報告書を取りまとめ、6月5日開催の議員全員協議会におきまして、議員の皆様にご説明させてい

ただきました。

今回、候補地の選定にあたりましては、財政的な負担をできるだけ軽減するため、建設可能な町域内の公有地を対象に検討を進めてまいりました。平成14年度に候補地の適正比較と評価を行い、当時候補地に挙がっていた16地点のうち、公有地として検討可能な「淀川水防用緊急備蓄土砂置場」と、新たに候補地として検討可能な「水無瀬川緑地公園」と「住民ホール跡地の一部とその隣接地」の、合計3地点を建設候補地として検討を行いました。

候補地の検討にあたりましては、平成14年度に実施いたしました「候補地の適正比較と評価」をもとにし、施設建設にあたり、それぞれの評価項目の重要度合いに応じて加重合計して、総合評価を行っております。その結果、「住民ホール跡地の一部とその隣接地」の評価が最も高くなりましたことから、今後、建設用地として事務を進めてまいり所存でございます。

なお、候補地の選定を住民の皆様と協働して行うことについては、地元の利害関係や責任の所在等を考えますと、町の責務で行うことが最良であり、住民の皆様のご理解が得られるものと考えております。今後、候補地周辺にお住まいの皆様のご理解が得られるよう、慎重かつ丁寧な説明を行いながら事務を進めてまいります。

次に、②「住民ホール跡地とした経過について」、ご答弁申し上げます。

先ほどご答弁申しあげましたとおり、建設可能な町域内の公有地を対象に検討を進め、総合的に評価をした結果、「住民ホール跡地の一部とその隣接地」が最も高い評価であったため、候補地としたところでございます。

続きまして、③「整備にあたり視察した他の自治体等の施設について」でございます。

これまでに五つの施設を視察しておりまして、四條畷市立環境センター、高槻クリーンセンター分室、乙訓環境衛生組合のクリーンプラザおとくに、熊本県玉名市の「水の守」及び箕面市環境クリーンセンターでございます。

次に、④「候補地対象を3点に絞った理由について」でございます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、建設可能な町域内の公有地を対象に検討を進めましたところ、3ヵ所となりました。具体的に建設可能な候補地としての条件は、法的要件の制限がないか、施設整備として必要な面積が確保できているか、公共下水道が既設されているかもしくは容易に可能かどうか、希釈水として井水の確保ができるかどうか、などがございます。

なお、清掃工場につきましては、希釈水としての井水の確保ができないことや公共下水道が整備されていないなどの理由により、建設候補地から除外しております。

最後に、⑤「今後の具体的な手法やスケジュールについて」でございます。

施設の整備にあたりましては、候補地周辺にお住まいの皆様のご理解を得ながら進める必要がございます。そのため、まずは地元自治会等の皆様に丁寧な説明をさせていただ

だき、一定のご理解が得られた後に、建設に向け、測量や実施設計等の予算を計上させていただき、一定のご理解が得られた後に、建設に向け、測量や実施設計等の予算を計上させていただきます。

現在の予定といたしましては、測量や設計に約1年、開発許可申請や造成工事に約1年、本体工事に約1年の、合計3年程度のスケジュールを見込んでおります。

以上でございます。

平野議員 ご答弁をお伺いしまして、3点、まとめてお尋ねします。

この候補地となっている住民ホール跡地の活用ですけれど、3月4日の大綱質疑の答弁に、「今後につきましては、当面の間、特定の目的を持たない土地とする予定でございます」と答弁されています。3月末には、住民ホール跡地を選定した報告書が、これできていますね。だとしたら、その答弁と整合しないではありませんか。また、し尿中間処理施設ができて、跡地は公共施設用地としての活用は可能ですか。お聞かせ下さい。

視察された五つの施設の中で、箕面市の事例、私もホームページで見て、電話で問い合わせしました。この施設については、ごみ処理施設の敷地に、駐車場のところに、し尿の投入口があり、地下に施設が設置されているということで、処理能力は1日8kℓなので、島本の計画処理量と同等ということです。施設整備費用は5,754万円、島本町で計画している5億3千万円の10分の1です。維持管理費は368万円。運転管理はごみ処理施設の職員が直営で行われている。臭気など環境保全規制基準を守っている、ということでした。もちろん、直接、まだ行っておりませんので、電話でお聞きした範囲ですけれど、そういう意味ではね、どのような候補地かによって設備規模も事業費も変わるという、私は事例ではないかなというふうに思っております。民家が多い市街地に造れば造るほど、環境対策費用が増えるのは当然です。この箕面市のし尿処理施設が参考にできなかった理由をお聞かせ下さい。

3点目ですけれど、6月末に開催の地元説明会は、住民への案内に漏れないようにしていただきたい。報告書というか資料は、この報告書の概要でなく、このまま全部……(質問時間終了のベル音)……資料提供して、説明会の会議録の作成、そして傍聴を認めるようにして下さい。いかがですか。

都市創造部長 それでは、平野議員の再質問につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、1点目の候補地としての活用ということで、今回、住民ホールの跡地の一部とその隣接地ということで、候補地については選定をさせていただいたところですが、それと先ほどありました住民ホールの跡地につきましては、今後、特定の目的を持たない土地ということで、一定、ご答弁もさせていただいたところですが、その中でも、跡地そのものをすべて活用ということではなくて、やっぱり、今回、その一部を利用して中間処理施設の建設ということで計画を立てておるところでございますが、全体的なバランスの中で、どの位置に配置をするかも含めまして、今後、実施設計の中

で具体的には検討していく必要があるかというふうには認識をしております。その中でも、全体として、いかに有効利用ができるかという点を踏まえまして、実施設計の中で検討してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

それと、他市の事例ということで、箕面市の事例を紹介いただいたところでございますし、確かに箕面市さんの事例といたしましては現在の清掃工場の一部を利用してということで、場所につきましても、島本町とは大きく状況が変わってございます。議員ご指摘のとおり、やっぱり選定場所によって、かかる費用についても異なってくるというのは、いろんな条件の中で費用、それぞれ大小あるのが現実問題だというふうには認識をしております。

それと、報告書の取り扱いについてでございますが、6月末に地元説明会ということを用意しておりますし、その際の説明につきましても、従来から丁寧な説明をさせていただくという前提で考えております。報告書の今後のあり方につきましても、今後、どういう形で住民の皆様へ提供していくかも含めまして、慎重に検討してまいりたいというふうに思っておりますし、説明会につきましても丁寧な説明をすべく、資料のほうも今現在、調べておるところでございます。説明会の傍聴等につきましても、地元との兼ね合いもございますし、地元自治会長とも今後協議をする中で、説明会につきましても進めてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

平井議長 以上で、平野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

(午前10時49分～午前11時05分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員 (質問者席へ) それでは、戸田より平成26年6月会議における一般質問を行います。

「若者の就学、結婚生活を支援する奨学金制度を～切れ目のない少子化対策の視点から～」

危機的な少子化問題に対応するため、子育てをしやすい地域づくりに向けた環境整備が、基礎自治体の重要な課題となっております。さらに国の方針として、結婚・妊娠・出産・育児について、切れ目のない支援を行うことが地方公共団体に求められています。

近年、出生率を回復させた国の中には、結婚しないまま子どもを産むことが社会的に認知されているフランスのようなケースもあるかと思いますが、ここでは、日本の若者が結婚に踏み切れない、前向きになれない背景になっているとも思える日本学生支援機構(旧育英会)の奨学金制度問題について、明らかにしたいと思っております。

(1)教育に対する公的支出の水準が低い日本は、OECD加盟国の中でも、子ども1

人当たりの教育費が極めて高く、家計への負担が重いです。日本における大学の授業料が過去 30 年、どのように推移しているか、教育委員会として把握しておられますか。

例えば、1975（昭和 50）年には、国立大学 3 万 6 千円、私立大学平均 18 万 2,677 円、国立大学と私立大学の授業料の差は 5.1 倍でした。文部科学省が授業料の推移を公表していますが、2004 年度（平成 16 年）には、国公立大と私立大の授業料・入学料の金額はどのようになっているのでしょうか。

（2）民間企業労働者の平均賃金は、1997 年の 467 万円をピークに下降、2011 年には 409 万円となり、世帯収入は減少しています。従業員の整理解雇、非正規雇用労働者の増加に伴い、親が子どもの学費を負担することが極めて困難になっています。現在の学生が、どの程度の割合で奨学金制度を利用しているのか、その実態を把握されていますか。

ご答弁をお願いいたします。

教育こども部長 それでは「奨学金制度について」、ご答弁申し上げます。

奨学金制度は、国が管理する奨学金制度として、昭和 18 年に無利子を基本として作られたのが始まりであると認識いたしておりますが、その後、時代の変化とともに受益者負担の考え方が導入されるようになり、現在では、国が管理するもの以外の奨学金制度も含め、多くが有利子の貸付となっているのが現状です。そのため、昨今の社会経済情勢の変化から、大学を卒業しても仕事に就けない若者や、就職をしてもすぐに辞めてしまう若者が増加しているなど、働くことへの考え方や働き方にも変化が見られ、滞納する若者が増加しているのが現状でございます。

本町におきましては、議員もご承知のとおり、高校へ進学する際の奨学貸付金制度を町単独で設け無利子で貸付しておりますが、ご質問の大学生等を対象とした奨学金制度につきましては多くの貸付制度があり、すべてを詳細に把握いたしておりません。そのため、ご質問の内容につきまして調査した範囲内で、ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、（1）点目のご質問でございます。

大学の授業料につきましては、社会情勢の変化や物価上昇とともに年々高額になっており、文部科学省が公表しております国立大学と私立大学の授業料等の推移で比較いたしますと、平成 16 年度の国立大学の授業料が 52 万 800 円に対し、私立大学の授業料は 81 万 7,952 円と、昭和 50 年度に約 5.1 倍の差があったものが、約 1.57 倍に縮小しております。一方、入学料につきましては、昭和 50 年度の国立大学の入学料が 5 万円に対し、私立大学の入学料は 9 万 5,584 円と、その差が約 1.9 倍であったものが、平成 16 年度は国立大学の入学料が 28 万 2 千円に対し、私立大学は 27 万 9,794 円と、逆転している状況でございます。

次に、（2）点目の「奨学金制度の利用割合について」でございます。

平成 22 年度の日本学生支援機構の調査によると、大学生の半数程度が奨学金制度を利

用している状況でございます。

以上でございます。

戸田議員 誠実で、詳細なご答弁をいただきました。

答弁をいただいたように、経済的に恵まれない家庭環境に育ったのであれば、ぜひとも努力して国立大学にという時代では、もはやなくなっています。高等教育を受けるためには、奨学金に頼らざるを得ない人が多くなっています。

(3)日本学生支援機構(旧育英会)の奨学金には、利息のつかない第一種奨学金と、利息のつく第二種奨学金があります。多くの大人、私たちは、奨学金といえば利子が付かなかった、かつての奨学金をイメージします。しかし、現在、若者の多くが利用している有利子奨学金は、「奨学金」というのは名ばかりの学生ローンです。

奨学金の有利子枠が作られたのは1984年、「小さな政府」を目指した中曽根政権によるものでした。このとき付帯決議が出されていますが、それはどのようなものでしたか。

教育こども部長 それでは、(3)点目の「奨学金に有利子枠が設けられたときの附帯決議について」でございます。

昭和59年7月26日の参議院文教委員会での日本育英会法案に対する附帯決議では、「政府及び日本育英会は、憲法、教育基本法に則り、教育の機会均等を実現することの重要性に鑑み、育英奨学事業の拡充を図るため、7項目について適切な措置を講ずるべきである」とされております。

一つ目は、日本育英会の貸与人員及び貸与月額を拡充を図るため、その予算の増額等に努めること。二つ目は、育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実改善に努めるとともに、有利子貸与制度はその補完措置とし、財政が好転した場合には、廃止等を含めて検討すること。また有利子貸与の利率は、将来にわたって引き上げることなく長期低利を維持し、奨学生の返還金の負担軽減に努めること。三つ目は、奨学生の選考については、主として経済的基準を重視し、その収入限度額を大幅に引き上げるなど基準のより適正化に努めること。四つ目は、奨学金貸与人員の国公立と私立との格差の是正に努めること。また、私学助成の拡充に努めること。五つ目は、返還免除制度は堅持するよう努めること。最後に六つ目でございますが、国の補助や税制上の優遇措置の活用等により、地方公共団体の行う育英奨学事業及び育英奨学法人の育成に努めること。失礼しました、もう一つでございます。七つ目です。国際人権規約第13条2項(b)及び(c)については、諸般の動向を見て保留の解除をすること、と決議されております。

以上でございます。

戸田議員 お示しいただいた付帯決議の多くが守られませんでした。1990年4月には、「希望21プラン」と称して有利子貸与奨学金の採用基準を緩和、貸与人数を拡大しました。

「奨学金の延滞者に関する属性調査結果」、同機構が行っていますが、これによると、

2012年度に返還すべき奨学金を滞納した人はおよそ33万4千人、3ヵ月以上滞納した人は19万4千人です。滞納者のうち、46%が無職あるいは非正規雇用で、83.4%が年収300万円以下。滞納が始まったきっかけは、複数回答の回答割合で、「家計の収入が減った」77%、「家計の支出が増えた」39.3%、「入院・事故・災害等」20%。滞納が継続している理由としては「本人の低所得」47.5%、「親の経済困難」34.8%、奨学金の延滞金額の増加」32.2%となっています。

決して、故意に滞納しているわけではなく、返したくても返せない状況に陥っている若者が増えています。まず、このことに対する共通認識を持つ必要があると思います。

(4)同属性調査において、「誰に奨学金の申請を進められたか」という質問に、「学校の先生や職員」と回答した滞納者が46.4%で、一番、割合が高くなっています。高校の教師が、有利子奨学金の現状を把握できていない可能性がある。島本町において、町立中学校の先生方には、少なくとも、この奨学金制度の実態を知っていただき、保護者の皆さんにも、一定、何らかの形で、この社会問題を周知しておく必要があるのではないかと考えます。島本町教育委員会として、何かできることはないでしょうか。

教育子ども部長 それでは、(4)点目の「社会問題となっている奨学金制度の周知について」でございます。

制度内容につきましては、十分、その制度を理解したうえで利用することは、大変重要です。特に、高校での進路指導時に制度の理解が必要であり、大阪府教育委員会においても大学進学のための奨学金等制度の内容や問い合わせ先がまとめられ、ホームページでも公表されておりますので、各高校におきましても、進学にあたっては、それらの資料をもとに適切に対応されているものと考えております。

本町教育委員会といたしましては、直接、高校生に係わることはできませんが、問い合わせがあった場合には、まずは高校の進路指導等の窓口で相談するよう促すとともに、可能な範囲で適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 認識が不十分なままに、思わぬ借金を背負う学生とその家族をこれ以上出さないために、制度の現状を知らせていく必要があると私は考えています。

同機構は、2010年8月に債権管理部を設置しました。奨学金とは名ばかり、「貧困ビジネス」と呼ばれるほどに回収を強化しています。延滞した場合は、第一種でも第二種でも容赦なく延滞金が課され、債権回収会社への架電業務、電話催促の委託も行っています。ここで重視されるのは回収率です。職場にも掛ける、自宅にも行くと明言しています。難病でも生活困窮でも、その理由には容赦ありません。もともとサラリーマン金融で働いていたような債権回収のプロが取り立てるとも言われています。乳がんの抗がん治療で失業中であっても容赦がなかった、という当事者の女性の声を私は聞きました。

注目すべきは、2004年の独立法人化、以来、回収金はまず延滞金と利息に充てるとい

う方針を続けているのです。このことが滞納者を徹底的に苦しめることになりました。一度滞納すると、そこからの支払いはまず延滞金、そして利息、元本の順で充当され、返しても返しても元金が減らないケースもあるんです。延滞した金額に対する利息は10%、ようやく2010年度以降の延滞金については5%となりましたが、9ヵ月で法的措置が取られ、裁判所から支払い督促が届きます。

一時的な補完措置とされたはずの有利子奨学金は、民間資金を財源として拡大し続け、2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入37億円、これらは貸付を行っている銀行への利払いと、債権回収を請け負っている専門会社の手数料収入となります。奨学金制度は、もはや銀行、債権回収会社に利益をもたらす金融事業です。

たくさんの可能性を持った若者達が、学ぶために借金という大きな荷物を背負って社会に出ています。制度そのものの改善、とりわけ回収金の充当順位を逆にすること。これを国に求める必要がありますが、島本町としてもできることを考えていきたい。

(5)本当の意味で「奨学金」と呼べるのは、給付型奨学金と無利子奨学金です。島本町独自の給付型奨学金制度を構築できないものか。若者が結婚・妊娠・出産・育児に希望を持てるように支援できないかを考え、私は次の2点を提案いたします。

1点. 極めて成績優秀であるにも関わらず、家庭の経済状況により進学が危ぶまれる若者が高等教育を受けられるよう、給付型奨学金制度を島本町で新設する。もう一つ、有利子奨学金を利用する若者に対する救済措置として、利子補給制度を創設する。

教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

教育こども部長 それでは、(5)点目の「給付型奨学金の新設と利子補給制度の創設」の提案についてでございます。

いずれの制度につきましても、町独自で取り組むべき施策ではなく、奨学金制度そのもののあり方や、制度設計に関わる課題であると考えております。また現状におきましても、返済が困難になった場合には、減額返還や返還期限の猶予などの制度も設けられており、一定の対策も講じられてきていると考えております。

いずれにいたしましても、ご質問いただいた内容につきましては、本町だけで対応できる問題ではなく、奨学金制度そのもののあり方や制度設計はもちろんのこと、働く場の確保とともに、若者の働く意欲や働き方の多様化など、若者を取り巻く環境の変化に対し、多方面からの対応が必要であると考えております。

以上でございます。

戸田議員 ご答弁は、一定理解はできるものなんですけれどもね。滞納だけが問題にされがちですが、実は、まじめに返済している若者が置かれている状況も大変厳しいものなんです。例えば、月に10万円を借りると、4年間で480万円。利子上限3%とすると、返済総額は概ね646万円になるそうなんです。結婚の壁になる可能性があります。返還年数の20年には、結婚・出産・子育てなど、重要なライフイベントが重なります。子ど

もを産み育てる経済的・心理的余裕を持ってないかも知れない。夫婦が両方奨学金を利用していた場合は、数百万円、1千万近くの負債を抱えての結婚のスタートになります。切れ目のない少子化対策に欠かせない視点だと思っています。

日本国憲法は、第26条ですべての国民に、「その能力に応じて等しく教育を受ける権利」を保障しています。「教育基本法」は、経済的理由によって就学が困難な者に対して「奨学の措置を講じなければならない」と規定しています。

島本町が独自に取り組みをして、何かできることはあってもいいのではないかと。教育者として、教育長の考えをお聞かせいただけますか。

岡本教育長 議員のお考えは十分理解できますけども、内容につきましては、今、部長のほうから答弁を申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

戸田議員 国の制度を変えていくよう求める、そういった声をあげていくことは大事なんですが、島本町の若者に注ぐ私たちの視線も、こういった背景があるということ踏まえて対応していかなければならないと思います。

私はこの数年間、学生のボランティアを呼んで、という言葉が山ほど聞いてきましたし、また私もそのような発言をあらゆるところでしてきました。しかし、学生がこのような環境に置かれているということを認識していませんでした。大人の意識の変換が必要であると思い、1点目の問題、奨学金問題、95%の人が返済していること、滞納者の問題、モラルの問題として目をそらすことなく取り組んでいくべきことということを経験認識として、これで1点目の質問を終わります。

次のテーマに移ります。「旅券発給事務における窓口対応業務の事務委託は必要ですか」

(1)旅券発給事務における窓口対応業務の実施手法として、広域連携により高槻市に事務委託した場合、両市町にとって経済的削減効果があると試算されていますが、その規模は総体的に小さいものです。島本町が独自に行い、再任用雇用の職員を1人配置された場合、住民課の他の行政サービスを補うことができます。島本町の窓口業務の環境を充実させる意義ある負担になると考えますが、この点、いかがでしょうか。

島本町が独自に行うことが可能な事務事業ですから、職員のノウハウの継承、指揮命令のあり方、自治の観点から見ても、島本町が自ら行うのが得策ではないかと私は考えます。この点についての考えを、お聞かせ下さい。

総合政策部長 続きまして、2点目の「旅券発給事務における窓口対応業務の事務委託について」のご質問のうち、(1)の「町が自ら行うことが得策なのではないか」とのお問い合わせでございます。

旅券発給事務を本町が単独で実施する場合、再任用職員を1名増員することを想定しておりますが、本事務を実施するにあたりましては、複数の職員で対応する必要がございます。

います。また当該事務の権限移譲を受け入れ、新たに職員を配置することにより、窓口業務の環境の充実や、町独自で行うことによる住民サービスの向上などのメリットも生じるものと考えております。

しかしながら、前の議員のご質問でもご答弁を申し上げましたとおり、「地方自治法」には「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と、このように規定されております。事務委託することによって、スケールメリットによる経費節減や日曜交付などのプラスの効果を得るという選択肢も、「地方自治法」の趣旨を踏まえたものであると考えております。

従いまして、町単独での実施と広域連携による事務委託による実施につきましては、それぞれのメリットは生じてくるものと考えております。しかしながら、勉強会での検討結果などにつきまして、議会の皆様をはじめ、この検討結果につきましてはご報告をさせていただき、議員各位のご意見を賜り、そして総合的に勘案したうえで、最終的な本町としての方針を決定してまいる必要がある、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 何度お聞きしても、心に響かないというか、説得力を欠いていると思います。

窓口業務の充実にはメリットがある。でも委託するなら、窓口業務の充実という点ではデメリットになります。現場あってこそそのノウハウの継承、職員の住民に対するサービス力と住民からの信頼度を、みすみす手放されることになる。スケールメリット、財政効果とおっしゃっていますが、200万に満たないものです。

一般廃棄物処理については、造りたくても造れない新たな清掃工場の事情を抱えた深刻なものです。し尿処理の課題は、処理量の著しい減少により広域行政実現に合理性があり、建設に周囲の理解が得られにくい施設であるという難しい課題を乗り越えることがもしできたら、島本町が新設工事費に予定している億単位の額の、そのうちの多くを高槻市民の方のために使っていただいてもよいと、私は思っています。

比べて、旅券発給事務の財政的メリットは約300万円とおっしゃる。しかも、島本町側には委託料としての費用負担が別途発生するので、財政的メリットは非常に少ない金額です。年間160万円から190万円という試算もあるようです。この金額の削減効果を求めて、住民から確実に歓迎されるパスポート交付の窓口業務を、なぜ、みすみす手放すのか。理解に苦しみます。

なぜ、みすみす手放すのか。この点について、見解をお示し下さい。

総合政策部長 今回のパスポート業務についてでございますが、今回の事務処理にあたりましては、みすみす手放すということではなしに、住民からのサービスの向上、それとスケールメリットによる財政効果。これを両面から、総合的に判断していく必要がある

というふうを考えております。

しかしながら、今、ご指摘のとおり財政効果としては少ない数字になるかも知れませんが、これは今後の協議の結果によるものと思っておりますが、できるだけ本町でできることについては本町で、というのが自治の基本だというふうには考えておりますが、効率的な財政運営をするということも、これは広域連携の一つの考え方でございますので、その辺、非常に難しいところがございますが、今後、そういった詳細について議論して、その結果を踏まえて適切に対応してまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 パスポートというのは、紛失したり盗難にあったとき、大変迅速な手続きを行わなければならない。日本人のパスポートは高額で取引されるということで、非常に窃盗の対象にもなりやすいんです。万が一、被害にあったり、なくしてしまったとき、本当に親身になって迅速に対応してくれる町職員、私、これ絶対必要だと思います。「顔の見える」関係、身近な窓口サービスでの非常に重要な住民サービスになると考えています。

どうしても問いたいことがあります。(2)です、通告の。

水無瀬駅周辺に行政サービスコーナーを設けるということ、長く検討されてきました。実現の折には、そこで対応するのがふさわしい旅券事務だと思いますが、そういったことも検討されたうえで、総合的に検討されたうえで、高槻市へ委託についての調査・検討を依頼されたのですか。

総合政策部長 (2)点目の「水無瀬駅前周辺に行政サービスコーナーを設置した場合、そこでパスポート業務の実施を検討したか」とのご質問でございます。

旅券発給事務の窓口につきましては、町単独で実施する場合、新たな職員配置やスペースの確保、日曜交付についての課題などが生じてまいります。パスポートの申請・受理の手続きにつきましては、駅前に近いところで実施をすることによる地理的なメリットも想定されますが、町役場やその他の場所のいずれにおいても、新たな経費やスペースの問題が発生することになります。こういったことから、スケールメリットの観点も踏まえ、広域連携による手法について、高槻市との勉強会において調査・検討することとしたものでございます。

なお、現時点におきましては、水無瀬駅前周辺への公共的機能の導入について検討いたしておりますが、具体的な業務内容等につきましては、現時点では、決定しておりません。

以上でございます。

戸田議員 住民側からすれば、そもそも窓口サービスに広域化のスケールメリットなどありません。遠くなるからです。旅券発給事務を高槻市に委託するということは、もはや

水無瀬駅前に行行政サービスコーナーを設置する意思はないというふうに理解してよいですか。パスポート発給事務の初期投資とは比べものにならない経費がかかります。お答え下さい。

総合政策部長 駅前のサービスコーナーに、例えば、そういうふうな旅券の発給の事務の窓口を設けるということも選択肢の一つではないかなというふうには考えておりますが、例えば、直営でやる場合、役場でも当然受付が必要になってまいります。そして駅前のサービスコーナーでも受付ができる、そういった選択肢が望ましいというふうには考えておりますが、やはり人員の問題ですとか備品の問題、職員の配置の問題、そういったことも考えますと、町内で、例えば2カ所であるというのは非常に無理があるというふうには考えておりますし、実施するのであれば、やはり1カ所、町役場であるのか駅前のサービスコーナーであるのか、あるいは高槻市へ事務委託するのか。そういったことも含めますと、住民サービスの観点で申し上げますと、やはり近くの役場で発行できるというふうなことが一番好ましいというふうには考えておりますが、これも先ほども申し上げましたが、やはりスケールメリット等も十分踏まえる必要があるということで、今後、その点について詳細に検討し、そして慎重に対応してまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 ご答弁を聞いていると、まだ水無瀬駅前の行政サービスコーナーに関しては、設置に関して検討中であるというように受け取れるのですが、旅券発給事務の事務事業の委託による経費削減効果、スケールメリットを主張しながら、利便性が高まるとして、この島本町の面積規模で駅前行政サービスコーナーを設置するという。水無瀬駅前に行行政サービスコーナーができて、旅券発給事務は、そっちは高槻駅でおっしゃるというのですか。政策としてのビジョンを欠き、整合性が全くなくなっているのではありませんか。いかがでしょう。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

総合政策部長 まず、的確な行財政運営にあたりましては、スケールメリットももちろんそうなのですが、住民サービス、様々な業務によって、その視点が変わってまいります。そういったことを総合的に判断をして、住民サービスにどの程度寄与できるのか、そして町にとってもやはり財政効果、そういったことも当然考える必要もございまして、何も、今、この時点で駅前サービスコーナーをやるとか、何も決定したものでございませぬし、今後、そういった費用対効果、住民サービス、この両面から検討していかないと、一方通行で議論していても、なかなか結論が出ないというふうにも思います。

こういった、直接住民の皆さん方のサービスに寄与する業務でありますことから、その点については慎重に対応してまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 もはや実現が不可能と思われるような水無瀬駅前行政サービスコーナーについては検討するという姿勢を崩さず、一方で、本当に広域化する意義があるのかどうか、大変疑問に思う、その意義が非常に弱いと思われるものを高槻市に委託していく。実現可能、ハードルが低いものから取り組んでいくというのは、私は本末転倒だと思います。し尿処理の課題、こちらこそ5億円という金額を使って新設する。この5億円と、160万円の差があまりにも大きい。

これについては、もうここまでに止めておきますけれどもね。し尿・ごみ処理問題とは財政効果が比較にならないうえ、広域化の意義が極めて弱い旅券発給事務の委託は見送るほうがいいと、私は考えます。高槻市、島本町の損得問題ではなく、町民にとってメリットとなる財政効果というのを考えなくてはならない。それが広域化の最大の目標であるべきなんです。さらに旅券発給事務の委託が成就しても、ごみ処理の委託事業に繋がるという保障は何もありません。

そこで問います。正式に委託を依頼することは見送る、この決断こそ今重要で、高槻市に対しては、誠実に説明責任を果たしていく。そして、島本町が行える事業として島本町で行う。議会の合意形成プロセスを経ず、事務委託の依頼を正式に行うことだけは絶対に認められません。これは、相手の高槻市にとっても大変失礼なことです。このところ、どのように考えておられるか、認識しておられるか、ご答弁を求めます。

総合政策部長 今回の旅券の発給事務につきましては、当然、本町でも実現が可能でございます。職員の事務能力等、全く遜色ございませんので、そういった事務を直営であるということについては当然可能でございます。ただ、スペースの問題ですとか、職員数の配置の問題、日曜交付の問題、そういった課題はありますということで、お示しをさせていただきます。

確かに、今回の広域行政にとっては、財政効果としては非常に低いというふうなことになるかと思いますが、両市町にとって、広域行政することによって、お互いに財政効果があるというふうなことで実現可能になるものでございますので、その金額の多寡にも当然よりますが、それと住民サービスと比較考量して、どちらがいいのかというふうな判断が必要になってくるというふうにご考えておりますので、その点については、まだ今後、高槻市との事務担当者間での協議を今後また行う予定でございますので、そういった中で最終的な判断をして、そしてお示しをさせていただきます、議会のご意見を踏まえて対応してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

平井議長 時間、ございませんので。

戸田議員 進めておられる規約案の検討に関して、最後に問います。

事務委託の依頼を正式にしてから規約案を作るというのが、筋だと思います。けれども、あくまでも案として、議論・検討のたたき台とするために事務レベルで進めておら

れると。政策的な方向性はまだ定まっていないと考えてよいですか。確認します。

総合政策部長 これまでの事務担当者間では、課題の整理ですとか規約案の検討については行っておりますが、具体的な費用負担の問題、例えば人口割とか件数割、そういった考え方もありますが、そういったことについて、まだ詳細に議論が詰まっている状況ではございませんので、今後、費用負担のあり方の検討、規約案の検討、こういったことを進めていくということで、現時点では定まったものはございません。

以上でございます……（戸田議員・質問者席から「政策の方向性は」と発言）……、今後、高槻市さんにおける財政効果、本町における財政効果、一定素案としてお示ししておりますが、それが実際にどういう形で費用案分するのかによって、お互いの財政効果も変わってきますので、その結果を踏まえて対応してまいりたいというふうに考えておりますので、現時点では何ら決定はいたしておりません。

以上でございます。

戸田議員 慎重に対応していただくよう、お願いいたします。

以上で……（質問時間終了のベル音）……、質問を終わります。

平井議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を集結いたします。

日程第2、第3号報告 平成25年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） それでは、第3号報告につきまして、ご説明申し上げます。

（第3号報告 朗読）

議案書の1の3ページでございます。今回、ご報告させていただきます平成25年度の島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、合計6件の事業となっております。これらの事業は、平成25年度内に事業を完了することができなかつたことから、平成25年度の一般会計補正予算におきまして翌年度に繰り越して使用することができる経費として、繰越明許費の設定をご決いただいたところでございます。今回、繰越しさせていただきました各事業につきましては繰越額が決定いたしましたので、ご報告させていただきますものでございます。

なお、繰越明許費の内容につきましては繰越計算書のとおりでございますが、詳細につきましては、別途議案書に添付させていただいております「第3号報告 参考資料」に基づき、順次、ご説明させていただきます。

まず、参考資料の1ページ目の上段の、1点目の「ロッカー等備品購入事業」でございます。

本事業につきましては、本年4月1日施行の機構改革に伴う予算として、平成26年2月27日提出の島本町一般会計補正予算（第7号）におきまして増額補正をさせていただきます。

きましたが、年度末にかけて当該備品の需要が急増し、購入予定の備品の一部が年度内に納品できなかったことから、繰越しさせていただいたものでございます。

なお、本事業は、本年4月11日に物品の検査を終え、完了しております。

次に、2点目の「地域防災計画修正業務」でございます。本事業につきましては、平成25年度島本町一般会計当初予算でご可決いただきました事業でございます。

本町の「地域防災計画」につきましては、「大阪府地域防災計画」との整合性を図り、修正する必要がございます。しかしながら、大阪府の同計画の修正業務が予定よりも遅れ、平成25年度末の完了となりましたことから、本町の修正業務につきましても繰越しさせていただいたものでございます。

なお、契約履行期限は平成26年9月30日までとなっております。

次に、3点目の「桜井跨線橋補修事業」でございます。

本事業につきましては、「橋りょうの長寿命化修繕計画」に基づく事業として、平成25年度島本町一般会計補正予算（第1号）におきまして増額補正させていただき、当該年度と、翌年度工事の2ヵ年分の実施設計を進めてまいりました。しかしながら、補修箇所の損傷が軽度であったことから、2ヵ年分の工事見込み額が当初の見込み額を下回ることとなりました。このため工事につきましては、平成25年度分としてすでに決定されております国からの交付金の範囲内で、平成26年度実施予定工事についても実施することが可能となりました。

このような状況下、全体事業の連続性を考慮し、平成26年度実施予定の事業につきましても、あわせて前倒しして工事を進めさせていただくこととなり、繰越しさせていただいたものでございます。

なお、本事業のうち、平成25年度計画分の工事につきましては、本年5月29日に竣工検査を終え、完了しております。また、前倒しさせていただきました平成26年度計画分の工事につきましては、7月に契約の予定でございます。

続きまして、2ページのほうの上段の4点目、「町道尺代5号線整備事業」でございます。

本事業につきましては、平成25年度島本町一般会計当初予算でご可決いただきましたが、橋りょう下部工事の着手にあたりまして土質調査を行った結果、岩盤面が想定よりも深く、当初計画での施工は困難であることが判明いたしました。このため、地盤改良工事などを行う必要が生じ、不測の時間を要したため、繰越しさせていただいたものでございます。

なお、橋りょう上部工の工事につきましては、契約履行期限は平成26年9月25日までとなっております。また、別途契約を予定しております舗装工事につきましては、橋りょう上部工の完了後に着手させていただく予定でございます。

次に、5点目の「第二中学校耐震補強等事業」でございます。

本事業につきましては、国の平成 25 年度東日本大震災復興特別会計第 1 次補正予算におきまして予算措置されました補助金等を活用し、実施させていただくこととなり、平成 25 年度島本町一般会計補正予算（第 8 号）におきまして増額補正及び繰越明許費の設定をご可決いただき、繰越しさせていただいたものでございます。

また、本事業につきましては、前の平成 26 年島本町議会 4 月臨時会議におきまして、工事請負契約の締結についてご可決いただきました案件でございます。

なお、契約履行期限は平成 26 年 12 月 15 日までとなっております。

次に、6 点目の「尺代山腹復旧事業」でございます。

本事業につきましては、平成 25 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）におきまして増額補正をさせていただいたものでございます。

当該地は斜面が急なおり面で、土砂が竹林や雑木を含んだ状態で崩れ、道路を寸断している状況にあり、復旧工事にあたりましては、おり面の安定工法や二次崩壊を防止する土止め工法などを検討する必要があるなど時間を要したため、繰越しさせていただいたものでございます。

なお、本工事は、本年 5 月 29 日に竣工検査を終え、事業を完了しております。

以上、簡単ではございますが、平成 25 年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 54 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第 3 号報告に対する質疑を行います。

平野議員 第 3 号報告の上から 2 番目の「地域防災計画修正業務」について、お尋ねします。繰越明許ですので、あまり深くは質疑しませんが、3 点、質問します。

「地域防災計画修正業務」が随分遅れていますが、予定より遅れていますけれども、策定までの今後のスケジュールを示して下さい。2 点目に、一昨年の大雨・浸水被害、また昨年の避難指示が発令された土砂災害などを考えると、住民と行政が協働で「地域防災計画」を作るという必要があると思います。そのためにも、今後、行われるパブリックコメントの際には説明会を開催する必要があると思うのですが、そのようなお考えはありませんでしょうか。

それから三つ目ですけれど、これは資料請求している分で人 1 という分で、住民の、市民グループからの原子力災害対策を求める質問状が出て、町のほうが回答されています。この中で「地域防災計画」の見直しを行われていますが、「原子力災害対策についてはどのように検討されていますか」という質問に対して、町の回答は「現在、修正を進めております本町『地域防災計画』におきましては、本町に影響のある原子力施設や被曝の危険性等について記載する予定としております」というふうに書かれているので

すが、後段の文章を見ると、特に対策というものは書かれていません。国の「原子力災害対策指針」がこれから出されたときというんですか、明確に出されたときに、本町が該当することになった場合は必要だというふうに判断されているぐらいで、特に詳しい内容での対策を盛り込むという内容には、回答はなっていないのですけれどね。やはり、きちんと「本町に影響ある原子力施設や被曝の危険性等」については記載するのですでしたら、対策までも含めて書いてこそ、「地域防災計画」になるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

総務部長 まず、1点目の「地域防災計画」の見直しのスケジュールでございます。「地域防災計画」の見直しにつきましては、現在、庁内関係部局と調整等を行っているところでございます。7月中旬頃を目処に防災会議を開催し、素案をご審議いただく予定となっております。その後、1ヵ月をかけてパブリックコメントを経て、再度防災会議を開催し、9月末には見直しを完了する予定でございます。

2点目の、「地域防災計画」見直し時における住民説明会の開催についてのお尋ねでございます。これにつきましては、「地域防災計画」は今後、パブリックコメントの実施を予定しております。住民説明会につきましては、現在のところ開催する予定はございません。

なお、住民の皆様からのご質問等がございましたら、個別に対応させていただきたいと考えております。

続きまして、「地域防災計画」における原子力災害の具体的な対処方法などを、というご質問でございます。本町は、最寄りの高浜発電所から概ね60キロの距離にございます。現在のところ、プルーム通過時の被曝を避けるための防護措置を実施する地域、いわゆるPPAに該当するか否かは判断できないものと考えております。PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方につきましては、今後、原子力規制委員会が検討し、「原子力災害対策指針」を改定するとされておりまして、その結果を踏まえまして、関西広域連合が「関西防災・減災プラン」を改定することとなっておりますことから、本町の対応につきましても、これに基づくものと考えております。

加えまして、関西広域連合では、兵庫県を対象にされました放射性物質拡散シミュレーションを広域連合内の他の府県でも実施すると聞き及んでおりますので、その結果等につきましても、注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 スケジュールについては、わかりました。パブリックコメントは7月中旬以降になるんですかね、一月行われるということですけど、説明会はしない、というふうにおっしゃっていましたが、ただ、住民の皆さんからご質問があった場合は個別に対応することですので、そうしましたら、パブリックコメントを町広報紙とかに載せる場合は、そのことも、問い合わせというか質問については個別に対応させていただきます

というようなことも、広報紙に載せるときは一言書いていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

それから、今回は「地域防災計画」のことですけれど、すべての計画づくりや新しい条例とかについてはね、やはり「まちづくり基本条例」があるわけですから、できるだけ住民の声を聞きながら進めるという必要性があると思います。全庁的なそういった仕組み、計画策定の際は説明会を開催するというような全庁的な仕組みも作る必要があると思いますけど、その点、それは担当はまた別の課かも知れませんが、総合的にお答え下さい。

それから3点目ですけれど、国の、特にP P Aと言いまして放射性プルーム、雲の影響がある場合、そういう地域というふうに滋賀県のシミュレーションではなっておりますけれど、国のほうがまだ範囲とか必要な防護措置というのは決めていませんけどね。そのように指示待ちではなくて、やはり町独自の対策というのは早めに、特に、この計画を作っているわけですからね。計画策定に間に合うような形で、何らかの形で対策を作る必要があると思います。

皆さんご存じのように、5月21日には大飯原発の運転差し止め命令が福井地裁で出ました。その判決には、大飯原発から250キロ圏内に居住する者は、原発の運転で直接人格権が侵害される危険があるというふうに判決が出て、それを認めているわけですけれど、そのことを考えますと、踏まえますと、町独自の防護策を国の指示を待たないでも立てていく。特に今、「地域防災計画」の修正業務をしているわけですから、盛り込んでいくという必要性があると思います。最後に、お聞かせ下さい。

総務部長 1点目の、今回のパブリックコメントの折りの、広報などに個別の質問にお答えするということを明記するか、ということですが、現在のところ、個別の質問の対応については、そういうことも検討しておりますが、いわゆる広報紙に書くかどうかというのは、今現在、まだ確定はしておりません。

それから、同様の、こういう計画にあたっての説明会ということですが、これは全庁的な対応にもなりますので、今後、その説明会のあり方などを総合的に検討する必要があるというふうには考えております。

それから、国の指示を待たずに町独自での行動とかということですが、最終的に、関西広域連合でも兵庫県を対象に行われました放射性拡散シミュレーションを、兵庫県以外の他府県でも実施すると聞き及んでおります。町独自でそういうシミュレーションができるわけでもありませんし、原子力という部分、放射能、目に見えない、臭いもないというふうな、そういった部分の中で、いわゆる根拠というものをしっかり見出さないと、単に不安を煽るというものはいかがなものかなと思いますので、先ほど申し上げましたような関西広域連合の、他府県で実施する放射性物質拡散シミュレーションの状況を注視して、それを踏まえて、今後のあり方というのを考えていく必要があると

いうふうを考えております。

以上です。

平野議員 質問は最後にしようかなと思いますけど、ちょっと、今の部長のご答弁の中に「不安を煽る」というような表現がありましたので、一言申し上げたいと思いますけどね。滋賀県の放射線被曝予測のシミュレーションでも50～100ミリシーベルト、これは1時間当たりで被曝の影響があるということが公表されています。これはね、大阪府も公表しています。別に不安を煽っているわけじゃなくて、ちゃんと根拠のあるものです。

国の法律では、1年間に1ミリシーベルトが許容線量なんです。それを1時間に50～100ミリ浴びるということは、どれほどの被曝かというふうに、いかに大きな被曝かということがわかると思いますのでね。決して、不安を煽るということにはならないと思いますし、きちんと根拠のあることで申し上げていると思います。それは意見として、申し上げておきます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

河野議員 繰越明許費の前段の議論で、すでに済んでいることかとは思いますが、この第3号報告参考資料に基づいて「ロッカー等備品購入事業」、これは機構改革の、そもそも、これがこういうことになったというのは、発注された先で年度内に納入備品のすべてが確保できなかったということがありましたし、他の議員の質問によって、年度を越すことによって消費税8%が課税される、支払いが生じるということを知っていたように記憶しております。

結果として、もう納入備品の検査も済んでおられるということですが、そうは言っても、機構改革を4月1日から完璧な形でスタートさせるにおいては、この備品が揃わなかったことで原課においてはどのようなことが起こったのか。改めて説明を求めます。

総務部長 資料の1点目の、「ロッカー等備品購入事業」についてのお尋ねでございます。

機構改革の準備段階でございます備品とかをかううえで、やはり、その費用の予算計上は本年2月27日の折りでございましたので、やはり年度末にかけて消費税の増税という、税率の変更ということもありまして、年度内に納入できなかったという事実はあるんですが、その辺は一定、総務としても致し方ないものであるというふうに考えております。

今回、8%のほうの税率で一部適用となった部分では、入札時点で業者さんのほうから、年度内に間に合わない可能性はあるというふうなことも聞き及んでおりましたので、結果的には、努力していただきましたが、年度内に入らなかったということでございますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

河野議員 発注した後の業者の事情ということについては十分推察するところですが、2月27日の一般会計補正予算であったと思いますが、それを受けて発注に至られた。それで納入できなかった、間に合わなかったということですが、そもそも、その機構改革

を提案されたのが12月議会であったと思います。この議場で、委員会付託というか継続審査というか、結果的には総務建設水道常任委員会への付託ということが決まりまして、議案が越年をしたわけですが、ただ、その後のこの備品発注に関わる予算の提案の期日を考えますと、議案が継続されたことの影響ではなく、やはり、もともと12月という時期に4月の機構改革、それも、かなりの機構改革を提案されているというね。そういった提案の時期というものが不適當であったのではないかと遡って考えるわけですが、その点について、原課のお考えはいかがですか。これは町長になろうかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、繰越明許ということですが、いったん支出負担行為といいますか、その補正予算にかけて成立したものを受けて発注をして、業者の都合によって納入できないということですが、これはやっぱり事故繰越という類にならないのかと、今に至って、ちょっと疑問を生じております。『議員必携』を再度見ているんですけども、ご理解、お願いしますとおっしゃいましたが、それについては種類としては、やはり繰越明許だったのか。ここに至って発する疑問ですので、丁寧にお答えいただきたいと思っております。

総務部長 まず、備品購入費に関する補正予算の時期でございますが、この辺は一定、発生する原因といいますか、そういうものが確定しないと、なかなか予算として組めない場合もございます。本件の場合、その時期が遅れた、結果的には遅くなったというのは事実でございます、その辺は今後、そういった事案に対して、できる限り精査をして事務執行を進めてまいりたいと考えております。

それから、事故繰越か明許繰越かということですが、事故繰越という部分は、いわゆる災害とか、そういった部分でございます、今回の場合は事前にわかってた、いわゆる3月31日の時点では繰越になるというのが、ほぼわかっているということでございますので、繰越明許費として翌年度に執行できる経費として、議会の議決をいただいて繰越するのが適當であるというふうに考えております。

以上です。

河野議員 たぶん、1問目の質問に、私が思ってた答弁がなかったと思うんですね。備品購入できなかったことによって、4月1日に本来であれば大改革、窓口がビシッと決まっていなければいけない。この備品が納入されなかったことによってね、各課で、確かに4月1日朝一番に参りますと、配線とかいろんな問題を抱えながら4月1日の業務を始めておられる窓口も相当あったと思っています。廊下にも備品がまだ出されている状態が続いてました。だから、そういうことを考えたときに、やはり提案するときには、そういったことを十分に議論されて、現場でも先のスケジュール、実務をされる方が、そういうことを見通されて十分な合意が職員間にもあって、ということが大事だったと思います。間違っても、議員の委員会付託の動議が影響したとは到底思えない、そういった結

果を招いたと思いますが、その点についてね、今後のためでもありますので、備品購入ができなかった各課の状況で、どういう状況だったのかということ、詳しく答弁を求めたいと思います。

以上です。

総務部長 まず、年度を越して納入されたものは、教育こども部のスライドロッカー、パーティション、それから都市創造部のハイカウンターでございます。先ほども申し上げましたように、こういった類のものは、やはり年度末に我々の予想を上回る需要があったということで、業者のほうにもご努力いただいたんですが、結果的に4月の11日に検査を終えて完了しております。その辺は今後、若干、そういうスケジュールとかそういった部分については十分反省をして、今後の事務執行にあたりたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 災害復旧費、「尺代山腹復旧事業」について、お伺いします。

昨年の大雨で道路が寸断され、のり面の安定工法や、二次崩壊を防止する土止め工法等を検討する必要がある中で、それに時間を要して繰越明許となっているという事情は重々承知しております。5月29日竣工検査を終えて事業が完了されているということなので、工事の内容について、ここで確認しておきたいのが1点。

もう一つは、民地であるにも関わらず町が行う事業というので、その過程で、保安林制度を活用するというふうにおっしゃってました。保安林制度には、行為の制限や特例措置等がいろいろありますけれども、地権者の方々とは、現在どのような話し合いをして、進捗状況はどういうようなものか、説明いただきたいと思います。

都市創造部長 尺代山腹復旧工事についてのお尋ねでございます。工事内容といたしましては、山腹の一部が崩壊したという中で、今後、同様なことが起きた場合に、やはり水無瀬川への影響とか、ちょうどハイキング道に隣接しているということで、崖崩れ等々の発生に対して予防するという工事で実施させていただいたところでございます。擁壁の設置等々、それから防護柵のネットの設置ということで、工事のほうは進めさせていただきました。

それと、今回、民地での対応ということで、一定山腹等を今後また維持していく中で、一つの手法として保安林に指定することによって、国とか府の補助事業が活用できるという観点から、地元とも協議をさせていただきながら、大阪府ともあわせて協議を進めている段階でございます。地元との調整につきましては、去る平成26年4月10日に、尺代地区の保安林の指定にかかりまして説明会を開催させていただきました。説明にあたりましては、大阪府北部農と緑の総合事務所の担当の方、それから島本町の担当、それと尺代地区の住民の方ということで実施をさせていただいてございます。一定、保安林の指定に向けて、双方が協力しながら、今後、事務を進めていくということでお話を

させていただいているところでございます。

また、今後のスケジュールにつきましては、現在、大阪府と協力をさせていただく中で、保安林の指定範囲にかかる土地の地番とか、所有者の整理をしているところでございます。今後はこれらの情報を登記簿謄本と照合、突合を図る中で、地元自治会に対しましても、それをもとに作成した図面等の確認作業を行っていくということで、随時、事務を進めておるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 現場はおそらくハイキング道で、山吹溪谷にも通じる道だと思うのですが、ここは島本の奥入瀬溪谷であるという人もいらっしゃるほどで、町内外から訪れる人が非常に多かったところ。しかし、今はちょっと府が指定を外しているなど、なかなかハイキングすることが難しくなっています。この保安林制度というのを使えば、歩道がもっと安全になるのではないかと期待が高まっているわけなんですけれども、この際、それについて今後の可能性をお聞きして、ちょっと確認しておきたいと思います。

都市創造部長 従来のハイキング道につきまして、大阪府の環状自然歩道ということで、以前、指定を受けておった経過がございますが、山崩れ等があるということで、現在は通行止めということで大阪府のほうで処置を取られてございます。

今、申し上げました保安林の指定ということでの兼ね合いということでございますが、山腹の整備、森林整備ということで、保安林の指定の目的といたしましては、水源涵養とか土砂の流出防護等々がございます。その中で、やはり山腹の安全を確保するというところで、一つは指定することによって一定の整備ができるということは事実でございますし、それが今後、今、通行止めされておりますが、その解除に繋がるかということについては、この場で明言はできませんが、大阪府におかれましても一定の整備が進む中で、安全面が確保されるということが大前提にはあろうかと思っておりますので、町といたしましても、その点につきましては、今後また大阪府とも協議はしていきたいなというふうには考えてございます。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第3号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第3、第4号報告 平成25年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長 (登壇) それでは、第4号報告につきまして、ご説明申し上げます。

(第4号報告 朗読)

1の3ページは、平成25年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。平成26年度へ繰り越す額が確定しましたので、その内容について、ご報告申し上げます。

平成26年度繰越額につきましては、2,500万円でございます。財源内訳は、国庫支出金の社会資本整備交付金920万円、地方債820万円及び町一般財源760万円でございます。

なお、繰越計算書の詳細につきましては、1の4ページの次に添付しております「第4号報告 参考資料」に基づき、ご説明申し上げます。

公共下水道污水管（第6工区）築造事業につきましては、平成25年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）におきまして増額補正をお願いするとともに、予算単年度主義の例外として、翌年度に繰り越して使用することができる経費となる繰越明許費の設定をご可決いただいたところでございます。

繰越の理由は、「好循環実現のための経済対策」に基づく国の平成25年度補正予算を活用して事業を実施することとしたため、平成26年度完了事業として繰り越したものでございます。

なお、本工事に先立ち、支障となる水道配水管の移設工事を予定しており、工期は6月下旬から9月30日までを予定しております。

以上、簡単ではございますが、平成25年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

平井議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第4号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第4、第1号諮問から第3号諮問までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての3件を一括議題といたします。

なお、本案3件は、議事の都合上、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇） それでは、第1号諮問につきまして、ご説明申し上げます。

（第1号諮問 朗読）

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

議案書1の2ページに、諮問資料として略歴を記載いたしております。

最終学歴でございますが、昭和60年3月に関西大学法学部を卒業されておられます。

次に職歴でございますが、平成2年4月に大阪弁護士会所属弁護士となられ、平成7年1月には向井秀史法律事務所を開設されておられます。

平成14年10月から人権擁護委員に就任いただいております、現在、4期目でございます。

なお、現委員の任期は本年12月末までではございますが、法務大臣の委嘱手続きに時間を要するため、本議会において提案させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

それでは続きまして、第2号諮問につきまして、ご説明申し上げます。

(第2号諮問 朗読)

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

議案書2の2ページに、諮問資料として略歴を記載いたしております。

最終学歴でございますが、昭和46年3月に京都女子大学文学部を卒業されておられます。

次に職歴でございますが、昭和46年4月に京都府宇治市槇島小学校教諭となられ、平成21年3月には長岡京市立長岡第五小学校校長を最後として、退職されておられます。

本町における附属機関等の委員への就任状況でございますが、平成21年1月から人権擁護委員に就任いただいております。現在、2期目でございます。

なお、現委員の任期は本年12月末まででございますが、法務大臣の委嘱手続きに時間を要するため、本議会において提案させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第3号諮問につきまして、ご説明申し上げます。

(第3号諮問 朗読)

提案理由につきましては、現委員の任期満了に伴い、その後任として新たに推薦するものでございます。

議案書3の2ページに諮問資料として、略歴を記載いたしております。

最終学歴でございますが、昭和52年3月に武庫川女子大学音楽楽部を卒業されておられます。

次に職歴でございますが、昭和52年4月に武庫川女子大学体育学部非常勤講師となられ、平成11年4月には島本町立第二小学校特別非常勤講師、また平成15年4月には島本町立第一小学校特別非常勤講師を最後として退職されておられます。

本町における附属機関等の委員への就任状況でございますが、平成18年4月から2期8年の期間、選挙管理委員に就任いただいております。本年3月に退任されておられます。

なお、現委員の任期は本年12月末までではございますが、法務大臣の委嘱手続きに時間を要するため、本議会において提案させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案3件に対する質疑を行います。ございませんか。

外村議員 この3人の方の略歴も見せていただいたんですけども、ちょっとお伺いしたいんですけども、まず、人権擁護委員に求められる資質とは、どういうものを基本にされているのかという1点と、この3人、2人は再任で、1人は新任ということですけども、他にも候補者がいたと思いますので、どういう選定プロセスによって、この3人になったのかということが、そのプロセスを教えてください。もう1点は、向井さんについては5期目ということで、非常に長いと私は思います。長いのがいいのか、短いほうがいいのか、わかりませんが、やはり広く多くの人材を登用するという観点からしたら、他の人でもよかったんじゃないかと思いますので、なぜ向井さん、5期目に選ばれたのかということ。この三つ、お聞かせ下さい。

総合政策部長 まず、1点目のお尋ねでございます。人権擁護委員に求められる資質ということでございますが、この人権擁護委員の使命といたしましては、国民の基本的人権が侵害されることがないように監視し、もし、これが侵害された場合には、その救済のため速やかに適切に処置を取る、そういった自由人権思想の普及高揚に努めるということが使命とされておりまして、そういった使命に的確に対応していただける人材である、このように認識をし、今回、諮問させていただいたものでございます。

また、他の候補者はというふうなことでございますが、本町内の住民の皆さん方、かなり多方面で活躍をされており、いろんな実績をお持ちでございます。そういった中におきましても、過去の人権擁護委員としての活動履歴といたしますか、そういったことを勘案いたしまして、再度、この方についてはお願いをしたということでございます。

それともう1点、今回、向井秀史氏を再任ということで、5期目でございます。確かに期間としては非常に長くなるわけではございますが、この点に関しましては、委員選任における例外的な規定ということで、専門的な知識や経験等を有する方で、他に得られないなどの特別な事情があるということで、向井氏におかれましては、弁護士活動としていろんな人権問題にも関わっておられました。そして今、大阪法務局におきます人権相談ですとか、島本地区の人権擁護委員協議会の会長というふうな要職も務めていただいておりますので、そういった方が非常に適切であるというふうに判断をいたしまして、今回、5期目ではございますが、改めて諮問を申し上げたといった状況でございます。以上でございます。

外村議員 わかりました。人権擁護委員、今現在6人いらっしゃるということですけども、今回の3人は皆さん、公務員だとか教職にあられた方ということで、民間会社におられた方で、今現在6人のうちで、民間にいらっしゃった方はおられますか。

総合政策部長 今回、諮問させていただいた新任で浦田氏におかれましては、第一小学校の特別非常勤講師というふうな形で勤めていただいております。そして選挙管理委員というふうなことも歴任をいただいておりますが、それ以外は、特に学校の校長、また警察官の関係、そういった公務員のお仕事をしていただいております。

それとあと、もう1人の方についても公務員というふうなことで、本町でも勤務をしていただいたような実績もごございます。

以上でございます。

外村議員 いや、だから6人いらっしゃる中で、民間の経験の方はいらっしゃいますか、と質問しているんです。

総合政策部長 民間の経験ということでは、いらっしゃいません。

以上でございます。

岡田議員 すいません、1点だけ、お訊きいたします。

この人権擁護委員の中で、今回、新人の方で浦田さんが交代で、前回、多田さんの後任ということになるかと思うんですけども、これは、多田さんはお辞めになる理由というのは、どのようなことなのでしょう。

総合政策部長 現在の人権擁護委員であります多田さんにおかれましても、引き続いてということをお願い申し上げたわけですが、ご本人の年齢等々、後進に道を譲りたいというふうなことで固辞をされました。従いまして、その後任として、新たに浦田氏をお願いをするというふうな形で、今回、諮問をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第1号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第1号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

引き続き、第2号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての対する

る討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第2号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第2号議案は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

引き続き、第3号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第3号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第3号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

日程第5、第40号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第40号議案 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

(第40号議案 朗読)

提案理由につきましては、請負業者の確定に伴い、工事請負契約を締結したいためでございます。

続きまして、第40号議案資料をご覧ください。

「1 工事の概要」につきましては、名称が島本町防災行政無線整備工事で、場所は島本町全域でございます。

内容につきましては、親局設備設置工事、遠隔制御装置設置工事、屋外拡声子局設置工事、戸別受信機設置工事、ネットワーク機器設置工事、既存設備撤去工事、上記に伴う電気設備工事等でございます。

工期は、議会の議決から平成 27 年 3 月 31 日まででございます。

今回の契約につきましては、制限付き一般競争入札により事務を進めることとし、本年 5 月 12 日に告示を行い、6 社から入札参加資格審査申請がございました。審査の結果、5 社に対しまして「入札参加資格あり」とし、入札参加資格確認通知を送付いたしました。6 月 4 日執行の入札では、入札参加資格がある 5 社のうち 4 社が参加いたしました。

入札結果につきましては、添付させていただいております入札調書のとおり、全社が最低制限価格と同額であったため、くじ引きを行い、パナソニックシステムネットワークス株式会社システムソリューションズジャパンカンパニー関西社が落札いたしましたので、同社と仮契約を締結したものでございます。

それでは内容等につきまして、議案資料に沿って、ご説明申し上げます。議案参考資料の 3 ページでございます。

標題のところに「デジタル同報系 防災行政無線 システム構成図」というふうに書いておりますのを、ご覧下さい。

左側の点線で囲んでおります親局設備につきましては、地震等を想定し、耐震基準を満たしておりますふれあいセンターに設置することとし、役場及び消防本部におきましても操作が行えるよう遠隔操作卓を設置するものでございます。

また、今回のデジタル化に伴いまして J - A L E R T（全国瞬時警報システム）との連携を図り、自動起動により防災行政無線を通じて必要な情報を発信することを可能とするものでございます。

続きまして、参考資料の 4 ページでございます。「デジタル移動系 防災行政無線 システム構成図」をご覧下さい。

先ほど、同報系でご説明させていただきましたとおり、車載無線並びに携帯型無線との交信を行います移動系につきましても、統制基地局をふれあいセンターに設置するものでございます。

次に、議案参考資料 5 ページでございます。標題「位置図(1)」というふうに書いております。こちらは、同報系の親局、屋外拡声子局の位置図でございます。屋外拡声子局につきましては、昨年度実施いたしました実施設計に基づきまして、音達範囲の拡充を図るべく、現在 13 局あるものを 19 局へ増設するものでございます。

具体的には、資料の左側に表示しておりますとおり追加がございまして、⑭増設子局 1 といたしましては、大阪水上隣保館を予定しております。それから、⑮増設子局 2 と

いたしましては、山崎にごございますユニハイムの北側の公園を予定しております。それから、⑯の増設子局3といたしましては、水無瀬橋上流とJRの路線の間の公園を予定しております。それから、⑰の増設子局4といたしましては、若山台公園を予定しております。それから、⑱増設子局5といたしましては、桜井台自治会集会所横の町道沿いを予定しております。それから、⑲増設子局6といたしましては、桜井西側消防分団の車庫横で、現在、広報板の設置場所がございます。そちらを予定しております、計6ヵ所の候補地に、それぞれ増設をさせていただき予定でございます。

続きまして、議案資料の6ページの「位置図(2)」、戸別受信機の位置図をご覧ください。こちらは、避難所及び消防本部に設置しております戸別受信機につきましては、屋外拡声子局と同様に同報系無線の受信機であり、他の機器のデジタル化に伴いまして、戸別受信機につきましてもアナログからデジタルに更新するものでございます。なお、新設させていただきますのは、⑳の大沢集会所と㉑の江川自治会集会所でございます。

なお、本工事に関連いたしまして、当該工事にかかる人員や担当の配置に加え、労務管理や騒音・廃棄物の処理など環境管理に至る総合的な監理業務を行う施工監理業務につきまして、昨年、実施設計を委託いたしました業者と随意契約により、契約させていただき予定でございます。

以上、簡単ではございますが、第40号議案 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後1時55分～午後2時10分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、第40号議案に対する質疑を行います。

岡田議員 それでは、質疑させていただきます。議案提出前には、担当のほうからしっかりとご説明を願っておりますので、説明の中で理解ができなかった部分を、何点か、質問させていただきます。

今現在のアナログ無線が設置されたのが、平成元年とお聞きいたしております。今から26年前だと思うんですけども、その当時、設置していただいた会社が、今回入札をされて、6社で最終的には5社、そして今、1社ということなんですが、このパナソニックシステムネットワークス株式会社ですね。これも26年前の、島本町がアナログ無線を設置したときと同じ会社だということをお聞きいたしておりますが、たまたまなのか、偶然なのか、わかりませんが、もう少し入札を詳しく教えていただければありがたいかなと思っております。

それと、今回、アナログ無線からデジタル無線に移行されるということですが、総務省のほうからも、これからはデジタル無線にというような通知が来たということもお聞

きいたしておりますが、このアナログからデジタル無線に移行されるということは、どのような変化がありますか。変わる面を教えてください。これ、2点目です。

今回、来年3月が完了ということをお聞きいたしておりますが、これは、保証期限はどれぐらい保証期限がありますでしょうか。それもちよっとお願いをしたいと思います。

もう1点なんです、これは全国で、瞬時で情報が入ってくるようなシステムになっているということをお聞きいたしておりますが、例えば、国のほうから緊急な情報が入ってまいりましたときに、即刻、住民のほうにその情報を提供することができるというようなご説明を伺ったように思いますが、間違っていたら、すいません、申しわけございません。その場合、例えば国から「国民保護法」の関係で武力攻撃とかってというような、また災害とか、そういうようなことが国から下りてきましたときに、即、この放送が住民のほうに行くのかどうか。もう一回、この辺を確認させていただきたいと思っております。

まず、それだけ、よろしく申し上げます。

総務部長 まず、入札結果についてのお尋ねだと思うんですが、平成元年に現在のアナログ無線を設置しておりますが、今回、落札された業者さんと同じでございます。それは、その当時の業者さんでありまして、今回は制限付き一般競争入札でございまして、議案のところにつけさせていただいております入札調書をご覧くださいますと、落札価格につきましては最低制限価格で全社張り付किまして、抽選により——これはたまたまでございますが、パナソニックシステムネットワークス株式会社システムソリューションズジャパンカンパニー関西社が落札をしたという結果でございます。

それから、アナログからデジタルへの移行の利点でございますが、いろんな利点がございます。これは同報系・移動系も同じなんです、まず、アナログであれば双方向の通信が、あくまでも一方からの送信・受信という、それぞれボタンを押して発声して、ボタンを切って聞こえるというふうな形になるんですが、デジタルの場合は電話のように、いわゆる送受信が同時にできるという利点がございます。それから複数の通話が、アナログは一通話路といいますか、1人対1人という形でしかできませんでしたが、デジタルであれば複数の対応ができるというふうな利点がございます。それと、これはプライバシーといいますか、いわゆるデジタルの場合は暗号化された通信でございまして、電波ジャックや盗聴などの情報漏洩の心配はございません。それに比べてアナログの場合は、やっぱり、そういった部分で脆弱であるということになります。

それと、あと他のシステム、今回、J-A L E R Tが自動起動できるということなんです、アナログの場合は他の連動性というのはほとんどございせんが、今回、導入いたしますデジタル無線の場合はJ-A L E R Tをはじめ他の情報発信装置、具体的には町ホームページとの連動などができるということでございます、かなり進化をしているということの違がございます。

それから、保証期間でございますが、メーカー保証は1年でございます。ただし、保証期間外でも、その瑕疵が故意または過失、または重大な過失により生じた場合は10年間という形で、契約書の中では明記しております。

それから、国からのJ-A L E R Tの情報でございますが、これにつきましては、J-A L E R Tそのものは弾道ミサイルの情報とか津波情報、緊急地震速報など、時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星を用いて国から送信されまして、市区町村の同報系の防災行政無線などを自動起動することによって、国から住民まで、緊急情報を瞬時に伝達するシステムになっておりますので、一応、瞬時にという形で情報が発信されるという形になっております。

以上でございます。

岡田議員 ありがとうございます。それとあわせてましてね、今回は、このトランペットスピーカーとか、親のほうはふれあいセンターということなんですが、各自治会等に設置されますスピーカーですね、これは大体、半径何メートルぐらいの距離の中で、皆さんに聞いていただくことができるのでしょうか。

今回、初めてわかったんですけどね、なかなか、このスピーカーが聞こえない、聞こえないという声をよく聞いてたんですけどね。実は、もうほとんどの箇所がついてなかったということが、今回、初めてわかった次第で、新たに隣保館のほうとかユニハイムのほうとか、若山台の公園とか桜井台とか、新たにつけられるということをお聞きましてね。これ、住民の方がマイクの声が聞こえないと言われてたけど、実はマイクがついてなかったということが、今回わかった次第なんです。

それで、これは新たな無線を付けられるので、性能がよくなっているかも知れませんが、例えば一つの例を取りますとね、半径、どれぐらいの距離まで聞こえるのかどうか。ちょっとまだ聞いてませんが、若山台の公園ですよね。これは1カ所で、若山台全域に声が通るとお思いなんでしょうか……（「聞こえへん」と呼ぶ者あり）……。その辺を、どうやって、この場所の設定を、誰がどのような形でお決めになったのか。その経過を教えてくださいませんか。ちょっと距離が、島本町全域ということですが、これで島本町全域に通るのかどうかというのが、ちょっと私たち素人ですので、その辺がわかりませんので、大体、どの辺までの距離が声が通って、どの辺の方はちょっと聞きにくいかもわからないとか、その辺はしっかりとチェックされての設置場所なんでしょうか。その辺をお聞かせいただきたいと思いますね。

それと、この携帯用で持たれるという、移動系の無線なんですけども。これは車用が12台と、歩きながら持たれるという形、16台というのを登録されてますけどね、この数字はどうやって、車の12台とか16台というのは、どのような形でこの数字を設定されたんでしょうか。その辺もお聞かせいただきたいし、また持って歩く分ですとね、この辺は普段はどこに保管をされていて、これも電波の距離はどれぐらいの範囲で、電波の距離が

通じるようになりますか。ちょっと、その辺も教えていただきたいですね。例えば、大沢のほうに行きました、電波が通るかどうか。ちょっと、その辺もわからないので、教えていただけたらありがたいかなと思います。

もう1点、遠隔装置なんですけど、これは消防と役場と2カ所ということですが、実際、このデジタル無線の責任箇所というのが総務部と聞いているんですけどもね。全責任になる部署というんですか、方というのは、指揮を執られるのは町長ということだと思っておりますけれども、この無線に関する責任者というのは、どなたになるのでしょうか。

総務部長 まず、放送が聞けない地区があるという、そういった現状ということでございまして、今回の契約同意でお示しさせていただいております案件につきましては、平成24年度に基本構想、平成25年度に実施設計を行っております。その中で、24年度におきましてはエリアのシミュレーション、音響エリアの図というのが基本構想でございまして、具体的に今、議員のほうでご指摘いただいている部分での実験は25年度にやっております。25年度は電波伝搬実験、それから音響試験、無線局の設置計画という形で、実施設計の中で一定、影響調査をいたしまして、いわゆる町内全域が屋外拡声受信機でカバーできるという形の確認を取っております。

それから、続きまして移動系のごとでございまして、移動系の車載無線、今回12台更新をするんですが、町の広報車は7台ございまして、基本的にそこに載せて、7台分はそこに載せるというふうな形で、あと5台分は、一定、可搬型として活用するという形になっております。

それから、遠隔操作の部分でございまして……、すいません、ちょっと質問が……、遠隔操作も含めて責任の所在ということでございまして、一応、管理をするのはあくまでもこの原課でございまして危機管理室でございまして。電波のそういった免許とかというのは町長でございまして、最終的にこういった部分での責任の所在というのは、総務部長である私のほうに全責任があるかというふうに考えております。

以上でございまして。

総務部次長 若干、補足をさせていただきます。

車載無線12台分につきましては、部長からもございましたとおり、広報車は現在7台ございまして。まず、それらに積ませさせていただくと、あと残りの5台の分については各小学校区プラス大沢方面、一応5班編制で巡視とかに行くというような状況も想定しておりますことから、それらに使用します車に積む予定といたしております。

あと、今回のデジタル化にあたって、電波がどれだけ届くかという部分については調査をさせていただいたところではございまして、大沢地域におきまして、移動系の無線については、やはり若干届きにくいというような調査結果出ておりますことから、そのような部分への対応といたしましては、衛星携帯電話でありますとか、当室が防災用で所持しております携帯電話等活用する中で、滞りなく対策のほうを講じていく所存でござ

ざいます。

あと加えまして、可搬型 16 台でございます。現行 6 台から 16 台への増設ということとさせていただきます。携帯型については、それぞれ要所要所、各地域で土嚢を積んだりとか各種災害対応に当たること、職員が分散して当たることという部分が想定されますことから、今、この場で具体的にその 16 台の配置の内訳というところまでは、なかなか細かいところはお答えできかねる部分もございますが、やはり持ち運んで、町内至る所に職員配備する中で、連絡を密に取るというようなことを想定しまして、16 台の購入を予定させていただきます。

あと、各スピーカーの音達、届く範囲でございます。今回は、今までレフレックスホーンとトランペットスピーカーという二つ、現状は二つの組み合わせで屋外の拡声子局、そこから音を鳴らしておるんですけども、今回の更新にあたりましては小型の長距離のスピーカーも加えさせていただきます、それらをミックスする中で、可能な限り音を皆様にお届けできるような形で設計のほう、進めさせていただいたところでございます。ちょっと今、申しわけございません、手元に、どのスピーカーが何メートル届くかという部分については、申しわけございませんが、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

岡田議員 すいません、ちょっと、もう少し質問させていただきますね。

この 25 年度に、実施設計のときに実験をされたというようなことをお聞きしましたかね。若山台の公園、まだついてませんよね、今現在ついてないんですけども、そこでの実験、ついてるところは実験できたんでしょうけども、ついてないところでの実験というのは、どのような形でされましたか。若山台の公園に 1 ヶ所つけるということですが、ここで若山台全域に、この電波が通るかどうかというのは、その実験の際にどのような結果が出ましたでしょうか。つけてるところは実験できるんですけど、つけてないところの実験というのはどのような形でされたのか、お聞かせいただけますか。

それと、遠隔装置の件なんですけど、消防と役場ということをお聞きいたしておりますが、これも役場の中でも災害時のときには地下の第 5 会議室が災害本部になるというようなことをお聞きいたしておりますが、これは消防と、この緊急の災害の会議室、この 2 ヶ所だけで、この遠隔装置というのは、この 2 ヶ所だけしかできないことになっておりますか。

最後、もう 1 点なんですけど、これは無線に対する免許というのはどうなんでしょうか、要るんですかね。今回、新たにつけられますが、免許は要るのかどうか、お訊きたいと思っております。

以上です。

総務部次長 まず、実験についてのお問い合わせでございます。実験につきましては、平成 25 年度におきまして町立の第一小学校の屋上に各種スピーカーのほうを持ってまい

りまして、そこから音を鳴らすことによって、どこまで届いているかという実証実験をさせていただいたところでございます。ですから、今回、第一小学校以外のところにおきましては、尺代でも実施はいたしました、それ以外のところでの実証の実験というものは行っておりません。

なお、音達範囲につきましては、机上にはなりますが、シミュレーションをさせていただきまして、その結果に基づき屋外拡声子局の配置場所、あとスピーカーの向き、種類というものを組み合わささせていただいて、実施設計を行ったところでございます。

あと、遠隔制御装置についてでございますが、役場には災害対策本部を設置予定としております地下の第5会議室、加えまして私ども総務部危機管理室が入っております執務室にも装置のほうは置かせていただきまして、消防と合わせまして、合計3台で運用してまいる予定でございます。

あと、免許についてでございますが、免許につきましては同報系・移動系、両方ともやはり無線は必要となっております。無線の免許の期間は5年となっております、現在はアナログの同報系・移動系、それぞれしっかりと免許のほうは交付を受けているところでございます。

以上でございます。

田中議員 今回の防災無線では戸別受信機が、従来32カ所だったところが34カ所に増えてますね。若山台はご存じのように1,250世帯、約3,250人の住人が暮らしておりますし、島本町の人口の11%に当たるわけです、大体。ところが、その戸別受信機34カ所の中に、1台も含まれておりません。本来であれば、若山台の住宅は第一住宅の集会所、第二住宅の集会所、第三住宅の集会所、それぞれ500戸、180戸、320戸ございます。その集会所に戸別の受信機があつてしかるべきだと私は思います。

まず、なぜ、その3カ所に設置されなかったのか。技術的な問題があるのか。技術的な問題があるとするれば、どういう問題なのか。それをまず、説明していただきたいと思えます。

それから、今回、3億2,600万という高い買い物をするわけですよ。これをできるだけ有効に利用するために、事前にいろいろなテスト、住民のヒアリング、それは当然慎重にやつてしかるべきだと思うんですけども、若山台地区をはじめとして住民の方々、特に自治会、自主防災会、それらの方々にヒアリングをされましたか。少なくとも私は若山台自治会連合会の会長でもありますし、それから若山台第三住宅の自主防災会の会長でもあります、相談を受けたこともないし、こういう構想を持っております、ということも聞いたことがありません。なぜヒアリングをしなかったのか、その理由について、説明をいただきたい。お答え下さい。

総務部次長 まず、なぜ若山台第一・第二・第三住宅にかかる集会所に戸別受信機がないのか、というお問い合わせでございます。今回の防災行政無線の整備における戸別受信

機の設置につきましては、町が避難所として指定しておりますところに対して、戸別受信機を引き続いて設置させていただくというような考えのもと、設置をさせていただいたところでございます。

なお、避難所につきましては、国のほうからも災害種別に応じた形での避難所の指定のあり方がありますとか、新たに見直すような状況等も出されておりますことから、今後、避難所についても本町としても、やっぱり一定の見直し必要かなと思っているところでございます。その折には、地域の方等のご意見をお伺いもさせていただき中で、まず避難所の指定というようなところで調整をさせていただければと思います。

なお、避難所と指定させていただいた暁には、当然、戸別受信機の設置という部分についても、あわせて進める必要があるのではないかと考えているところでございます。

あと、今回の無線実施設計並びに工事の契約同意ということで上程させていただいているところではございますが、自治会、自主防災会、やっぱり地域の方へのヒアリング、聞き取りですね、なぜなかったのか、というお問い合わせでございます。今回、防災行政無線、設計から今日まで至る過程の中で、やはり広い意味で住民の皆さんにヒアリングのほうはさせていただいておりません。これはもう事実でございます。第一小学校で実験をさせていただくときには、近隣の自治会等には事前にインフォメーションさせていただくような対応もさせていただいたところではございますが、個々すべての地域において、実験を行っておりません。あとは、机上における音達の調査結果をもとに設計をさせていただいた次第でございます。

本来的に、各皆様の意見を聞かなければならなかったかどうかという部分については、今後、無線というものは、一回整備したら一生続くものではございません。また何十年後かには、おそらく更新ということも必要になってくるかと思っておりますので、そのときになるかもわかりませんが、そのときに向けて、一定、私ども内部で検証はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

田中議員 今回のこの費用が3億2,600万円でしょう。100万や200万のものじゃないわけですよ。そういう高いものをする、これはあと10年、20年どころじゃないでしょう。30年、40年も使うものでしょう、これ。それをそういう高いものをするときに、安易な実験、あるいは安易な予測、安易な机上計算、そんなことで無駄遣いになったらどうするんですか、これ……（「当初予算に出てる」他、議場内私語多し）……。これはもっと慎重にやってもいいんじゃないですか。

若山台だって、この間、去年の9月の大雨のときに、避難の指示が出ましたけれども、我々防災会では、避難するな、というふうにみんなに言いましたよ。なぜか。第二小学校とかに避難する、そのリスクのほうが高いということで、自主防災会のほうでは避難し

たらずい、という結論でしたよ。それを、避難場所にだけ戸別受信機を設置する。一方的にそういう発想がある。つまり、住民と対話もせずに、自分たちが勝手に考えた、頭の中のことだけで、この3億2,600万もの高い買い物をして、これからも30年、40年、若山台の住民が不便な思いをする。そういうリスクがあるわけですよ。それをどういうふうにお考えなのか、もっと慎重にやってもいいじゃないですか。お答え下さい。

総務部長 今、戸別受信機の部分で、若山台地区についてないことについてのご指摘でございます。先ほど次長のほうからも申し上げましたように、基本的に避難所指定している公共施設に、すべて設置するというふうなことでございますが、今後、民間の避難所等の指定なども行っていくときには、当然、そこにもついてくるわけでございますが、先ほど田中議員のほうでご指摘いただきました避難所以外のところの戸別受信機につきましても、それほど見積もりの中では大きな金額ではございませんので、検討させていただきたいというふうに考えております……（「それはおかしい」と呼ぶ者あり）……。

それから、先ほど……（「しっかり答弁しいや」と呼ぶ者あり）……、スピーカーのほうの距離のご質問がありまして、岡田議員からございました。その資料が手元に戻りました。基本的にスピーカーは二つございまして、小さいスピーカーのほうは半径230メートル、大きいスピーカーのほうは半径600メートルというふうな性能でございます。以上でございます。

田中議員 今の部長の発言の趣旨からしますと、この議案に関しては、例えば、若山台の第一・第二・第三の集会所に戸別受信機を追って設置する、事情によってはするということを含んだ議案だというふうに理解していいですか……（「誰がそんなこと言うた」「そう取れる答弁した」「若山台だけの問題と違うやろ」他、議場内私語多し）……。

総務部長 先ほど、ちょっと私の説明不足でございましたが、基本的に現在避難所に指定している公共施設に、すべて設置をするというふうになっているのが、今回の議案でございます。ただ、今後、民間の避難所などの新たな指定を行っていくうえでは、増設ということも今後あり得るということでございます。

以上でございます。

平野議員 私も、その戸別受信機の図面ですね、6ページの図面を確認させていただきましたところ、今、田中議員の質疑で明らかになったところですけど、水無瀬川左岸、JRの線路の山側地区についても、800軒以上の住宅がありますよね。ユニハイム450軒あるわけですから、山崎四丁目、五丁目、東大寺二丁目含めて、かなりの数の世帯がありますけど、ここには1ヵ所もありません。お尋ねしますが、東大寺自治会は避難所ではないのですか。お訊きします。

総務部次長 東大寺自治会集会所におきましては、本町で避難所という形で指定をさせていただいておるところでございます。㊸番で、お示しをさせていただいております。地図にも落とさせていただいたうえで、左側の表の中にも、㊸番として表記させていただい

ております。

以上でございます。

平野議員 大変、失礼いたしました。私の見落としです。申しわけございません。地図の状況が、ちょっと水無瀬川左岸のところ、●を見るんですね、黒い○を見るということですね。申しわけないです。そしたら、㊸番にあるということが確認できました。

ただ、ほんとに東大寺二丁目、それから山崎四丁目、五丁目、ちょうど大山崎町の境界のところ、この辺、割り合い、土砂災害なんかも多い地域というふうに指定されていると思うんですけど、去年の土砂災害のときにも広報車が回って、その指定地域になったと思うんです。そういう地域のところにね、確かに避難所がないんですね。ないから、今回は戸別受信機を設置されなかったという、それはそれなりの理由があると私も思っておりますけど、これだけの範囲のところ、しかも、そういった災害指定地域であるところについては、例えば山崎幼稚園、水上隣保館ですね。ああいう公共的な施設というんですか、そういうところには福祉避難所、弥栄の郷は福祉避難所になっていたと思いますので、そこに設置するということが、ご検討いただきたいというふうに思っております。今後の課題で、よろしく願いいたします。お答えもいただきたいです。福祉避難所ですから、つけて下さい、ということですね。

それから、数点、お聞かせいただきたいと思います。

災害が発生して停電となった場合の対応というか、きちんと、この防災無線が機能しないといけませんね。すべての親局も含めてスピーカー、トランペットスピーカーですか、それもそうですし、携帯用の無線装置もですけど、すべてですけど、そういった対応はちゃんとできるのかどうかということを確認いたします……（「図面に書いてある」と呼ぶ者あり）……。

それから、3億2,600万円の多額の費用で整備されるということですから、当然、災害時の活用はしていただくわけですけど、平常時の活用というのもしたらどうなのかなと思っています。現在、平常時ではどのようなことに活用されていますでしょうか。

それから、ちょっと入札に戻りますけれど、今回は入札調書を見ますと、最低制限価格に4社が張り付くという表現ですかね、張り付いて同額になった。結果的に抽選となったということなんですけれど、この最低制限価格というものの根拠は、その算定式とか設定範囲というんですか、いわゆる予定価格の何%とか、そういうのは何か根拠があるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、田中議員が請求されました資料の中に、いろいろ今回のパナソニックシステムネットワークス株式会社システムソリューションズジャパンカンパニー関西社、パナソニックといいますが、このパナソニックの実績、3年間の実績というのが載っていますね。最後のほうに、田中議員の2というところ。そこに、発注者の町村が載ってますけど、和泉市、私はちょっとたまたま和泉市のホームページしか見ません

でしたけれども、そこにデジタル防災行政無線施設整備で9,800万ということが載っていますのでね、見ました。ちょっと金額がね、随分低いなと思ってホームページで見せてもらいましたところ、これは同報系と移動系と、別々にプロポーザルという方式で契約をされているということがわかりました。つまり、これは別に一括してしなくてもよい、そういう契約でもよかったということですよね。一括してもよいし、同報系と移動系は別々にしてもよいということだったということが、それでわかったわけですけど、それはもちろん規模というか、この防災行政無線の規模にも関わると思うんですけどね。

この和泉市は、両方あわせて3億円未満だったんですね、設備工事費が。島本町は、今回は3億2,600万ということでしたので、どうなのかわかりませんが、それは別々にしたほうが安かったのか、一緒にしたほうが安かったのかということについては、私もそれ以上の調査はしておりませんのでわかりませんが、一括してされたということの理由など、何か、そのほうがメリットがあるということがあったのかどうかということをお聞かせいただきたいし、そういう検討はされなかったのか、ということをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

以上、よろしく申し上げます。

総務部次長 それでは私のほうから、前段の3点につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、福祉避難所にも戸別受信機をとのご要望でございます。現在、本町が考えております避難所のあり方につきましては、一義的に、最初にご近所、最寄りの避難所に避難していただいて、その後、やはり福祉的な配慮が必要な方については、そこでの避難生活が長引くような場合については、福祉避難所での避難生活を送っていただくということを想定しておりましたことから、現在の状況でも、今回の更新にあっても、福祉避難所には戸別受信機は設置していないという状況でございます。

しかしながら、先ほど他の議員のご答弁でも申しましたとおり、避難所そのものの指定のあり方等、やはり見直すことも今後必要となってくるかと思えます。その折には、種々いろんな角度から検討してまいりたいというふうに考えております。

あと、続きまして停電時の対応でございます。まず、屋外に設置いたします拡声子局の受信装置につきましては、バッテリーで72時間の稼働ということとなっております。また親局の装置でございますが、これにつきましては24時間の稼働というような状況でございます。あと戸別受信機につきましては、乾電池での稼働ということが可能となっておりますことから、電池だけ、きっちり確認をして入れ替えておれば、停電時、停電でないとき、関係なしに起動するものというふうに認識いたしております。

あと、平常時の活用についてでございます。現在、平日、学校がある期間ではございますが、児童の見守りににつきましての啓発ということで、平日の学校あるとき、午後の3時30分に流させていただいております。また、これは365日ではございますが、午後5時にメロディーのほうを流させていただいております。その他といたしましては、「防

災とボランティア訓練」参加への呼びかけでありますとか、選挙が執行されている日に「皆さん、投票に行きましょう」というような形の呼びかけでありますとか、町の事業の中止等の連絡にも活用させていただく場合がございます。

私のほうからは、以上でございます。

総務部長 それでは、後段の2点について、ご回答させていただきたいと思います。

まず、最低制限価格ということでございます。最低制限価格は工事または製造その他について請負の契約を締結する場合において、契約内容に適合した履行、品質の確保を目的に設けております。具体的には、積算根拠といたしまして、国が採択いたしました「工事請負契約にかかる低入札価格調査基準 中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を参考に、直接工事、仮設工事、現場監理費、一般管理費の一定割合を、予定価格をもとに算定をしております。

続きまして、他市の契約のことを例に出されて、どうだったのかということのご質問ですが、プロポーザルという、そういった提案制度というものを現実的に他市でもやっておりますが、本町におきましては、前年度、実施設計をやっておりますので、入札がまず前提で行っております。

それからあと、同報系と移動系を分けたほうが安くなるかどうかというのは、いろんな考え方があるかもわかりませんが、今回のシステムでは資料の3ページ、4ページをご覧くださいればわかると思うんですが、いわゆるネットワーク系というのは同報系も移動系も共有をしております。全体のシステムとしては、ネットワーク系が一本になっておりますので、いわゆる保守とかそういった部分のことも勘案しますと、一体のシステムで取り扱ったほうがいいという考えのもと、一体で取り扱っているということでございます。

以上です。

平野議員 福祉避難所に関しましてはね、一義的には普通の避難所に、長期的に例えば福祉的な対応をしなくてはいけないという方、要援護者の方とかには福祉避難所のほうが適切だというふうに私も思いますし、この災害が、それは一日で終わればいいですけど、2日、3日、避難所にいなくてはならないとかいう場合、また災害が数日続く場合はね、そういった行政無線の、今回の戸別受信機が必要になる可能性もあるかも知れませんが、ぜひとも検討をお願いしたいと強く要望しておきます。1点目は要望です。

2点目ですけど、最低制限価格の根拠をお訊きしました。一応、国の何か基準のようなものを採用されているようですが、算定式は私、直接工事費に対して何%とか、共通仮設費に何%、現場管理費に何%か、一般管理費に何%かという形での算定式になっていると思いますので、そのパーセンテージのところをお示しいただきたいのと、もう1点お尋ねしたのは、予定価格の何%から何%までの範囲の中で、今回は計算上は84%になっているようですが、そういう84%にした理由をお聞かせいただきたいという

ふうに思います。

それから、同報系と移動系を分けたほうがよいのかどうかということについて、ネットワークが一本だから、保守点検というものの取り扱い上は一本のほうがよかったのではないかと、ということについては理解できました。私もそれ以上の調査はしておりませんので、その答弁で結構でございます。

それから、平常時の活用は、すでに今ご説明いただいたとおりなんですけれどね、他自治体ではいろいろと、検診のお知らせとか、朝市のお知らせとか、または議会の開催についてのお知らせとかもなされているようです。千葉県の神崎町というところでは、このようなアナウンスがあるそうです。「明日 14 日午後 2 時から議会が開催されます。内容は一般質問です。皆様の傍聴をお待ちしております」というようなアナウンスがされているそうです……（「関係ない」と呼ぶ者あり）……。こういったことも、また住民への情報提供のツールとしてね、活用していただけたらというふうにはほんとに思います。一応、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

災害時ですけれど、停電となった場合の対応ということで、バッテリーは 72 時間とおっしゃいましたか。それから、ふれあいセンターの親局は 24 時間稼働ということですが、親局が一番大事だと思うんですけどね。24 時間で十分なのか。何か、当然役場庁舎にも自家発電装置などもあるかと思えますけど、そういったものを利用して、さらなる、長く、24 時間って 1 日だけですから、それで大丈夫なのかなと思えますけど、それはもっと長く、長時間にわたって稼働という必要性はないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

総務部長 まず、最低制限価格のお尋ねでございます。こちらにつきましては、国のほうのモデルでは、最終的に予定価格の 3 分の 2 から 85% の範囲内に収まる、現実的には収まります。その計算の過程の中で、直接工事費の 95%、共通仮設費の 90%、現場管理費の 60%、それから一般管理費の 30% の合計と、予定価格の割合で計算すると、その範囲内に収まるというふうなことでございますので、それぞれの工事の中でも、直接工事が大きい・少ないで、いわゆるその範囲の中で動いてくるというふうな形になってまいります。

私からは、以上でございます。

総務部次長 停電時、親局自身が 24 時間では大丈夫か、というご心配なお問い合わせでございます。先ほど私、申しましたのは、その機器そのものについているバッテリーでの稼働時間でございまして、役場の庁舎でありますとか消防庁舎、ふれあいセンターにつきましては、それぞれ自家発電の装置がございまして、稼働時間はそれぞれ施設によって差異はございますが、やはり念には念をとという意味合いでは、停電時には優先的に防災行政無線に電力の供給、これはすべて供給されるわけではないかと思うんですけども、一定の電気が供給されるような整備というのも必要というふうにご検討されているところでござい

ざいます。

あと、平常時におきます防災行政無線の活用で、議会の開催についてのご利用のお問い合わせだったかと思います。私も先ほど平常時の活用、ご答弁させていただいたときには、あたかも総務部の危機管理室がすべて判断して流しているというように、もし捉えてしまうようなご答弁でしたら、それは誤りでございまして、それぞれ所管する部局から防災行政無線の利用についての申請をいただいて、それで許可をしてご活用いただいている状況でございます。つきましては、議会開催等にかかります告知といいますか、放送につきましても、やはり議会でありますとか議会事務局とのお話の中で、どうしていくものかというのは判断されていくのかなと、ちょっとこれは私、どっちか言うたら個人的な見解になって申しわけございませんが、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 04 分～午後 3 時 45 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

関 議員 数点、お訊きします。

まず一つ目は、デジタル無線導入後の故障あるいは不具合発生時における落札業者のバックアップ体制については、どのようになっておるのでしょうか。それと、今後の定期点検のスケジュール等はあるのでしょうか。

二つ目に、高槻市では J : COM との連携で、緊急時にはテレビでの防災無線の視聴が可能となる設備を進めておりますけれども、本町において将来的にこのような体制を取り入れる際には、今回のデジタル無線というのは対応機種になっているのでしょうか。それと、有線・携帯電話の電話回線の遮断時に陥った際には、大阪府あるいは高槻市、大山崎町、例えば大阪府警などとの情報交換手段になると思うんですけども、その辺との共通波などの取り入れとかいうのは可能な機種なんのでしょうか。

総務部次長 数点、ご質問頂戴いたしました。

まず、無線の保守的なのというか、万が一の故障時の対応についてでございます。今回、5月12日付けで制限付き一般競争入札を公告させていただいた中で、その一つの条件の中に、大阪府下に保守拠点を有し、24時間365日対応可能なコールセンターを自社保有していることということで、一定、条件のほう付させていただいております。つきましては、不具合等生じた場合は、早急に連絡を取って対応していただける業者を選定させていただいたものというふうに認識いたしております。

あと、定期点検のスケジュールでございます。参考までに、現在のアナログ無線につきましても、年2回、定期的な保守点検させていただいているところでございまして、

今回、デジタル化させていただく無線につきましても、1年間の瑕疵担保期間がございますことから、平成27年度におきましては、その期間中の保証というような形になろうと思います。実際、予算措置をして、見ていただくというのは平成28年度以降になろうかと思います。現在のところ、具体的にどのような形で保守点検していただくかということ、詳細まで詰まっておりますが、やはり常時ベストな状態で機器運用できるような形で、保守のほうも考えていきたいというふうに思っております。

あと、高槻ケーブルネットワークのケーブルテレビとの連動についてのお問い合わせでございます。高槻市におきましては、そのような形でケーブルテレビの線を使って、各ご自宅で直接防災行政無線を聞くようなシステムとの連動を進めておられるというふうには聞き及んでいるところではございます。本町におきましても、今回、デジタル化させていただくことによって、そのような機器との連動というものは可能となるような形で、設計のほうは行わせていただいたところでございます。

以上でございます……。失礼いたしました、あと、共通波でございます。共通波につきましても、現在、アナログですけども持っております、その共通波につきましてはデジタル化させていただいた後も、アナログのままではございますが、そのまま残させていただくような形で、今、予定しているところでございます。また共通波につきましても、今後、いろんな関係機関、デジタル化とか、そういう動きがありましたら、遅れずに本町も対応できるような、連携できるような対応というのは検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

関 議員 再確認なんですけども、先ほど田中議員の指摘のとおり3億を超える事業ですので、慎重にしなければならないと思いますし、そのために町として設計業務をされて綿密に計画されたうえで、これがベストだという内容をはじき出されて入札にかけられていると思うんですけれども、先ほど議員から指摘を受けて、すぐさまご答弁で、検討するというような形のご答弁されているんですけども、ブレるような印象を受けましたけども、そんな中途半端な設計業務ではないですよ。自信を持って、これがベストだというふうに言われるような計画を立てているんですよ。

総務部長 先ほど私の答弁が、ちょっと不正確でございました。改めて、お詫び申し上げます。

今回の契約締結に対する議決の議案につきましては、議案資料にお示しさせていただいているとおりでございます。なお、屋外拡声子局による音達調査の結果に基づきまして、若山台公園にも増設子局を設置させていただくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

伊集院議員 先ほどの田中議員に対しての答弁ですね、やはり撤回すべきではないですか。

決して、申しわけない、若山台がというわけではないですけども、この範疇の中におきましては、例えば高浜集会所がありますけど、集会所がないところですね、西とか新高浜、この辺とかも一切聞こえないという状況がある中、今、この議案においては、あくまでも避難所と設定されているという基準でされているわけですよ。要は自分とこの、それは議員それぞれありますけど、こういう公の中で、それが入ってないと通せない。これって議員圧力にかかってくることに對しての答弁が、予算がそんなにかからないんですと。そんなことしてたら、どうされるんですか。やっぱり、そういうことをし出すと、議員たる者は、それは自分たちの地域もありますけど、全体を見ていかなければならないんですね。行政もちろん、そういうことであろうと思います……（「なんで」と呼ぶ者あり）……。この議案においては、しっかりとこの基準でされているわけですから、今後の、要は実施された後のテストで聞こえるか聞こえないかの判断、その中の今後の課題として検討していくというならばわかりますけどもね。予算が取れる分ですから、そこだけはつける。そういったことでは、やはり、その答弁自体を撤回されたほうがよろしいのではないのでしょうか。

総務部長 たびたびでございますが、先ほどの私のご説明は非常に、ちょっと不正確なものでございまして、改めて撤回をさせていただきます……（「納得せんよ」と呼ぶ者あり）……。

それから、今回、先ほど申し上げましたとおり、屋外拡声子局につきましては、若山台につきましても若山台公園のところで増設させていただくという形で、資料にも書かせていただいております。なお戸別受信機につきましては現在、避難所ということで、それを前提に、今回、積算をさせていただいているということでございます。申しわけございません。

河野議員 今、撤回された後にということですので、私自身は先ほどの若山台集会所、4ヵ所というようなことをおっしゃっていたように思いますが、もちろん議員14人としては町全体、公共の福祉、公人として、いろいろ考えるべきですけども、ある一方では自主防災会、あるいは当事者の声としては、当然、そういう声があるということは事実だと思いますので、それも含めて一蹴するというようなことになってもらっても困る……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。それは思います。ですので、今まで名神高速道路から山の手とか、水無瀬川から左岸、やはり役場から遠いとは言いませんけど、全部が遠いわけじゃないですが、山間部、土砂災害警戒区域に隣接している地域、避難指示が出たというような地域はね、本当に日々、雨がちょっと降り出すと、いろんな思いをされているということも事実ですので。

その中で、従来のアナログ無線がどのような役割を果たしてきたのかという意味におきましては、実はなかなか、その辺が十分ではなかったと思います。それはアナログであったからという部分もありますが、「地域防災計画」上、広報の部分で不備があった

ということも、かねてから議会では指摘されています。そういう意味では、いい機器を持って、それを扱う人間のネットワーク、連携が十分でなければ、宝の持ち腐れということになると私自身は感じておりますし、先ほど、やはり代弁をされた声というのは、しっかりと継承し、検討はしていただきたいと改めて思いますが、いかがですか。

それはだから、一つの地域を指定するわけではありませんので、「地域防災計画」のパブリックコメントを先ほどやられるというふうな答弁を聞いたように記憶しております。その中でしっかりと拾い上げていく。そしてまたデジタル無線の配置だけでは不十分な部分については、マンパワーも含めて、いろいろな各方面の整備も含めて、補てんをしていくということですね。そのことについての見解を、ぜひ、お聞かせいただきたい。

それから……、ちょっとすみません、もともと予定してたわけじゃないので。ただ、今までの答弁の中で、一つの場所を特定して物を言うと、今後、また見直しにかかることもあるというような答弁が返ってくるのでね。結局は、訊いたことについてのきっちりとした答弁がもらえないというジレンマに陥ります。例えば、今日、いただいた資料の第40号議案資料についてお尋ねをいたしますと、「位置図(2)戸別受信機」ということで言いますと、施設名称が34カ所、印をつけていただいています。私が最近、ちょっと関わった、議員の皆さんもすべてご存じだと思いますが、例えば第二保育所の保護者会から、かねてから繰り返し耐震診断の要望が出されていたということは、議員はすべて知っている——要望いただいていますので——知っている事実ですが、その中に、やはり避難所という指定をされている場所であるので急いで欲しい、そういう公共の福祉に基づいた要望も出ておりました。その要望書に対する回答書を、私たち、いろんな場面で見ることがありまして、そのときに、第二保育所というものについての避難所について、避難所そのものについて見直しも考えているようなことを書いておられるんですよ。これは町長の回答書です。一体どういうことなのかと、この際、訊いておきたいと思います。

例えば第二保育所に対して、最近、町長のほうから避難所だから耐震化を急げという要望に対してね、見直しも考えている。そのことはどういうことを意味するのか。しかし、今回には②として、こういった場所に指定をされているわけですね。これは向こう何年間かは使うものであると、それに対して3億数千万投じるわけですから、その議論があっちこっち飛ぶような、たらい回しになるようなことはやめていただきたい。この点、第二保育所の避難所としての見直しということについてはどのようなことを考えておられて、防災無線設置においてはどういう見通しを持っておられるのか。一つに特定して訊くのはどうかと思いますが、それはそれでわかりやすいと思いますので、お答えをお願いします。

それから、デジタル同報系防災行政無線システム構成図、今回、遠隔操作ということがいろいろ言われてまして、親局設備にふれあいセンター、遠隔操作として2カ所、島本町役場と島本町消防本部。このシステム構成図で言う、今回、新設される部分というも

のを、改めてちょっと説明をお願いいたします。

それと、ちょっと3問しかないのでもまとめてになりますが、あとは当初予算の総務建設水道常任委員会の予算審査の際も、ここには質疑が集中しておりました。その中で私自身が質疑させていただいたのは、例えば、今年2月14日であったと思いますけど、大雪が降りまして、ふれあいバスが運行を休止したということについて、まずはホームページへの掲載が、ちょっと遅れられたんだと思います。それと、広報車による巡回などがまだまだ不十分だったと思います。これは部局をまたがる連携に関わることで、危機管理室に関わらないこともあるかも知れませんが、例えば、この間のような大雪が降った場合、防災行政無線の今回のデジタル化については、どのような効果を発揮するのか、新旧比べてどうなのかということですね。その1点、これは想定範囲でしかありませんが、お答え下さい。

それから、8.14の大雨のときですね。このときにも消防団のサイレンは鳴りましたが、島本町としては行政無線上のそういった広報は使われなかった。あわせて広報車も回らなかったということは、さんざん、この議場でも議論をいたしましたし、指摘もさせていただきました。今回作られる「地域防災計画」上では、その点についてはしっかりと強化をされているのか。行政無線の広報活動ですね、広報能力について、どの程度まで強化をされているのか、お尋ねいたします。

あとは、ふれあいセンターに相当、今回、整備を新たにされるというふうに私は説明を聞いたうえで理解をいたしました。この制御盤、ふれあいセンターと消防署の機能を重く見るわけですが、ふれあいセンター内での各種防災マニュアルとの整合、直接操作は町の危機管理室職員だと聞いております。ふれあいセンターの指定管理者の職員が触るわけではない。その部屋に立ち入るわけではないということですが、そういったことは備え付けられるご予定はありますか、ということですね。

それから、ふれあいセンターでも年に二度ほど、いろいろな非常訓練をされておられます。そういうことに、この防災行政無線を含めた訓練というのは想定されているのか、答弁を求めます。

それから、六つ目になりますけども、そうは言いますが、先日、総合防災訓練が行われました。今回、会場を変えられて、設置を変えられて、議員の座っている真向かいで、様々な想定された訓練が行われたので、いつも以上に私たちは臨場感を持って見ることができたんですけども、この訓練の内容が、毎年、大体同じような想定のもとでされているので、やはり前段にも出ました原子力災害、あるいは風水害について、島本町が最近経験した、その場においては想定外だったというものも加味して、やっぱり訓練を行うべきではないかと。そこに防災行政無線、その部分もしっかり住民にも周知をしながら、聞こえも含めて当日確認をするというようなことが、防災訓練の中にも加味する必要があるのではないかと思います。宝の持ち腐れにならないようにということをお

いまして質問しておりますので、答弁、お願いいたします。

総務部次長 まず、避難所として指定しております第二保育所の耐震化と、私自身も先ほどのようなご答弁で、避難所の見直しというものも視野に入れているというご答弁をさせていただいたんで、その辺がどうリンクしているのか、というお問い合わせというふうに認識いたしました。

今回、ご提案させていただきました議案につきましては、防災行政無線の既存のアナログからデジタル化にかかります更新の工事ということで提案をさせていただいておまして、現在、指定しております避難所に、今現在アナログの戸別受信機が設置されておりますものを、デジタル化した戸別受信機へシフトさせていただく。なおかつ、今現在避難所として指定しておきながら、戸別受信機設置していない避難所もございますことから、そこにも置かせていただくという形で、ご提案をさせていただいているところでございます。

つきましては、今回の議案は、先ほど私、申しましたとおり、現在、指定しております避難所に戸別受信機を設置させていただくものと、あと、あわせまして、先ほど私、ご答弁で避難所の見直し、これは今回の議案とはちょっと外れる話にはなるかと思いますが、やはり国におきましては、災害種別ごとの避難所の指定という必要性というものも言われている中で、本町におきましても、やはり土砂災害でありますとか洪水による被害、いろんな災害が想定される中で、そういう種別に応じた避難所の指定が今後必要になってくる。その暁には、種々いろいろな条件、要件等を見ていく中で、追加で避難所として指定する。例えば、こういう災害にはここの避難所は、今、指定してても、ちょっと危ないので外す、とかいうものが出てくるかと思っております。その後、避難所として町として指定させていただいた暁には、やはり戸別受信機は必要になってくるものではないかなと考えているところでございます。

あと一昨年、平成24年の大雨のときに、防災行政無線鳴らすことなく、また住民の方に対する広報ができていなかったということは、とても大きな課題というふうに認識している中で、やはりいろんな対応、対策見直す中で、地域の自治会でありますとか自主防災会に対する電話連絡のあり方の整理でありますとか、当時、対応しておりませんでした。これは去年の11月からですが、エリアメールの導入でありますとか、種々課題を一つずつ解決する中で、2年前はできていなかったことでも、去年の9月の台風18号接近の折には、防災行政無線を通じて住民の皆様に注意を呼びかけるでありますとか、危険が迫っている地域に広報車を配置させていただく、タウンメールを流させていただく等、対応させていただいたところでございます。そのような対応状況については、今後、見直しを予定、今現在、進行形ではございますが、「地域防災計画」の中でもうたい込んでいく予定をしているところでございます。

あと、防災訓練に無線の活用をというお問い合わせについてでございます。現在の本

町の総合防災訓練につきましては、いろんな関係機関との連携をするという部分にも重きを置いておまして、ちょっと具体的にはなりますが、各機関、どのような訓練を予定されるのかというようなものを事前に聴取いたしまして、その中で総合的に調整して、今回もあのような訓練をさせていただいたところでございます。無線の活用については、どういう形で総合防災訓練に入れていくのかというのは、今後、検討していく余地もあるのかなと。ただ、今年の1月に開催いたしました、地域の方と共同で開催いたしました「防災とボランティア訓練」におきましては、防災行政無線を活用させていただいたところでございます。

あと、大雪のときに防災行政無線で、やはり、福祉ふれあいバスが今日はお休みです、というのを流せばよかったかなというお問い合わせだったと思います。私自身も、そのときにははっきり申しまして気が回らなかったという部分もございます。今後におきましては、やはり広く住民の皆様にご案内して活用してお知らせするような部分については、事前にある程度いろいろ想定したうえで、事象が生じたときにはスムーズに運用できるような、何か基本的な考え方というものも持っていく必要があるかな、それに基づいて適切に運用していく必要があるというふうに考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

総務部長 それでは私のほうから、残りの点について、ご答弁させていただきます。

まず、遠隔操作の部分でございますが、役場庁舎とそれから消防庁舎、それぞれふれあいセンターと遠隔操作をできることになっております。ただし、役場庁舎のほうは遠隔操作の部分でもモニターがついたもので、いわゆる機能が消防のほうとは若干異なります。

まず、役場庁舎のほうの考え方なんです、本庁舎自身がいわゆる新耐震でなされていないということもございまして、あと近年、他市町村におきましても災害対策本部となる庁舎の機能喪失した場合の代替措置が想定されておまして、そういったバックアップ的なことが求められている中で、いわゆる遠隔操作というふうな機器を本庁舎内に設置するものでございます。

また、消防庁舎のほうにつきましては、2年前に消防団のモーターサイレンに対する住民の方の問い合わせが多くございまして、そういった、今のサイレンは消防団のモーターサイレンです、というふうに個別に情報を発信できるようにするものでございまして、もともとありませんでしたが、必要とされる新たな取り組みとして遠隔操作、これは可搬型でございますが、そういうものを置くという形になっております。

それから、ふれあいセンターに置きます親局の部分の操作についてのお尋ねでございますが、指定管理者との間での取り決めというのは、特に設けておりません。現在のところ、危機管理室が操作をするというふうな形になっております。

以上でございます。

河野議員 避難所の再検討というか、そういうことについては答弁で一定理解いたしました。その辺で、今、危機管理室と総務部のほうから答弁いただいて改めて思うんですけども、この受信機、発信機の両方が、今の耐震診断の基準からいったときに、機能不全となる可能性があるところがあるな、というふうに思うわけですね。その点については想定されているものがあれば、お答え下さい。例えば、位置図の同報系親局・屋外拡声子局の①から⑳の間ですね。立派なデジタルをつけるわけですけども、例えば第二保育所ですね、先ほどの受信の部分も入れれば、受信と両方ですね。いざ大地震が来てというか、南海トラフを想定したときに、もう、この送受信が使えなくなる、早晚使えなくなるということも想定はされているのでしょうか。

それを言いますと、この町役場そのものが耐震化ができていないということがあるので、ですから、そのために遠隔操作を複数箇所設けられているということですが、同時に、この送受信についても、そういった機能不全も想定するというのも、この際ですので、ちょっと訊いておきたいと思います。

あと、ふれあいセンターでの避難訓練というか、それはそれでやっておられるんですね。停電とかいろいろ、やっぱり実際起こっておりますし、落雷による。その点について、今まで旧総務部、新危機管理室も含めて、どのように関わってこられているのかということですね。それも、お尋ねいたします。

総務部長 まず、ふれあいセンターでの安全・危機管理マニュアルの部分でございますが、これにつきましては、おっしゃるとおり、火災、地震、台風、大雨時の安全・危機管理マニュアルというのは指定管理者のほうで定めておまして、訓練も実施されております。この点につきましては、町のほうも同様の資料を持っておまして、同じ理解のもと、実施しておるという状況でございます。

以上でございます。

総務部次長 屋外拡声子局であったり戸別受信機、設置しているところで耐震化できていないところに対する一定の想定でございます。大阪府の南海トラフ巨大地震における想定で申しますと、本町におきましては震度6強に襲われるというような状況が予測されている中で、やはり屋外拡声子局につきましては、直接その建物にひっつけるパターンもあれば、その敷地に立てるというパターンもございます。耐震化等、そういう状況等も踏まえて、やはり地震等で、そういうものが建物と一緒に倒壊しないような形の設置というものは想定していきたい、想定して設置する予定でございます。

なお、戸別受信機につきましては、実際、耐震化できていないところも避難所として指定、現在しているという状況もございます。その部分については、やはり全庁的に各種公共施設耐震化を進めていく中で、適切に検討等も含めて進めていく必要があるものというふうに認識いたしております。

以上でございます。

河野議員 先ほど私、8月14日、2年前のことを例にあげました。消防団のほうのサイレンが鳴りということで、それに対する問い合わせがたくさんあった。それをまた修正するためにということをおっしゃいましたけども、私はそういうことを言っているのではなくて、いち早く、この防災行政無線が働くということを想定してましたので、あのようなことが起こるといことが何度もあってはいけない、というふうに思うんですね。

町としての広報が、この防災行政無線の役割としては相当大きいと思われまので、その判断について、そういった広報についてが、「地域防災計画」にしっかりと強化されて、それが日々の訓練とか機器の試運転も含めたいろいろな広報活動をすることによって、いざというときの判断を損なわないようにするというふうに思います。あのときも一切そういう広報はなかったわけですから、その辺、しっかりと改めていただきたいというふうに思います。もう重ねませんが、先ほどの総務部長の答弁では、もし仮に、あのように消防団のほうのサイレンが先に鳴ったとすればというふうな答弁であったと思うんですけどね。そうじゃなく、町としてきちりとした広報、正しい情報を伝える手段について、同じことを繰り返さないということについて、マニュアルや訓練で、それはしっかりと担保できるのかということをおし上げています。その点について何かおありでしたら、答弁を求めておきます。

総務部次長 再度のお尋ねでございます。防災行政無線につきましては、やはり相当な額をかけて更新をさせていただく部分もでございます。積極的に活用していく必要があると、強く心に思っているところでございます。2年前の8月14日におきましては、本当に消防団の参集のサイレンしか流れなかったというような部分を踏まえて、やはり昨年9月15日、16日の台風接近の折りで無線の活用、もっとももっといろんな場面で適切に使えるよう、私ども訓練等通じて、頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます……（「頑張る」と呼ぶ者あり）。

戸田議員 まず1点目に、親局設備見積もりで単価は約4,400万ですか、これの設置環境について、お尋ねいたします。ふれあいセンターに設置されますけれども、具体的にはどこに、どのような改修をして設置されるのか。実は、ふれあいセンターというのは、もう何度も雨漏りを経験しています。4階に設置されると認識していますが、この親局というのはやっぱり電気機器系統の設備なので、私はこの雨漏りが大変心配です。これに対して、何か対策を取られているのかということをお尋ねします。

2点目は、それとも間接的に関わるのですが、保守点検の年間費用です。現在、アナログのときは、年間230万ぐらいというふうに認識していますけれども、デジタル化した場合は、この金額では収まらないと思います。保守点検が大変重要だと思うんですけども、これについては、現在、どのように認識されていますか。また、これはパナソニックシステムネットワークス株式会社さんをお願いすることになるのでしょうか。

三つ目の質問は、今回の工事に関する工事監理費、約570万円と認識していますけれ

ども、先ほど、当初のご説明で実施設計をしてくださった会社、東峯技術コンサルタントさんと認識してはすけれども、ここと随意契約を結ぶとおっしゃっています。随意契約とすると決定されるに至る判断理由をご説明いただけますか。

以上、3点です。

(午後4時26分 村上議員退席)

総務部長 まず、親局の設置場所につきましては、ふれあいセンターの4階の収納庫、現在、収納庫となっているところに設置をする予定でございます。それから、設置にあたりましての他の設備といいますか、他の工事というのは空調工事がなされます。

それから、4月末に発生いたしました4階の多目的室の雨漏りでございますが、これは一定、雨水を集めるドレインにゴミが溜まっていたことが主な要因でございます。指定管理者におきましては月に1回、清掃というふうな形をやっていただいているんですが、今回、全館のドレインを清掃させていただくとともに、外壁のクラックの一部コーキングを実施させていただいております。

それから、今後につきましては、今後の状況を見ながら対応させていただきたいというふうには考えておりますが、先ほど申し上げましたようにドレインの清掃というのが非常に影響してたというふうに思われますので、その辺は定期的に確認をしたうえで、対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、保守はどこかというところでございますが、これは今回のパナソニックの、こちらの業者さんが補修をするという形になります。

それから、工事監理委託につきましては、実施設計を行った業者に随意契約でお願いをするということで事務を進めてまいりたいと考えてます。理由といいますのは、実際に実施設計をするうえで、いろんな調査もやられ、非常に内容を熟知されているというのが大きな要因でございます。その判断については、その熟知しているということが大きな判断材料になるということでございます。

以上です……。すいません、保守点検の費用ということでございますが、今現在、どこまでを保守をしていただくかというのは、これから一定協議をしてまいる形になりますので、現在、お示しさせていただくことは、ちょっと今のところはできないということでございます。ただ、保守につきましては1年間の瑕疵担保の期間がございますので、1年間は無料ということでございます。

以上です。

(午後4時28分 村上議員出席)

戸田議員 工事の請負契約の締結についてですが、保守点検まで踏み込んでご質問をさせてもらったわけなんですけれども、工事を請け負ってくださる事業者と、しっかりと信頼関係を築いて、10年、20年というふうに使っていくことが大変重要だと思いたので、ここの点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、実施設計を行ってくださった東峯技術コンサルタントさんに工事監理をお願いする。これも実施設計の過程で信頼関係を築かれたと思いますし、また実施設計者、施工監理者、それから工事を行うパナソニックシステムネットワーク、そして島本町と、協議のメンバーが4者になる。これがたくさんの方があってよいか、という考え方ももちろんできますが、責任の所在が明確にならないという考え方もあると認識しています。この辺りのご判断はどうだったのでしょうか。再度、確認したいと思います。

それと、一番心配なのは雨漏りです。親局、4階に設置されるとおっしゃっています。当然、本体を設置しても、ここは無人的になると思います。そして4階の多目的室だけではなくて、過去にも1階の健康教育指導室周辺、それからケリヤホール前のガラス窓、さらには天窗からの雨漏りというのを、現場を私は幾つも見てきましたので、雨漏り対策、ぜひとも必要かと思います。これについては要望というか、ぜひともお願いしたいということに止めておきます。

随意契約されるに至った判断の見解、もう一度、お願いします。

総務部長 工事監理につきまして、随意契約とする判断ということでございますが、これが仮に別の業者にやっていただくとなりますと、一定、その業者さんに今の実施設計の内容とかを熟知していただくというふうなこともなります。そういった期間とか、そういったことを踏まえますと、熟知をもうすでにしておることから、随意契約が望ましいということと考えております。それによって、パナソニック、それから工事監理者、それから町という三者の意思疎通の中、工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、ふれあいセンターの雨漏りにつきましては、フロアごとによって要因が異なっているというのは、私も現場見て、その要因につきましても、指定管理者のほうともお聞きさせていただいて、それぞれの対策を進めておる状態でございます。今後につきましては、ふれあいセンターそれ自身もすでに建築されて20年近く経っておりますので、今後、そういった雨漏り対策、特に外壁とかコーキングとか、そういった部分も必要かなというふうには考えております。

以上です。

戸田議員 基礎調査から始まって実施設計、長い間かけて工事契約に至るわけですがけれども、実施設計者、それから同じ業者による工事監理、そして今回工事を請け負ってくださる事業者、そして町職員、複数の町職員がこのノウハウをしっかりと継承できるように、協力して、そして情報を共有し合って工事を進めていただきたいというのが私の願いです。職員の知識の向上、共有、これをぜひともお願いしたいと思って、質問させていただきました。

そして、議論があった戸別受信機の問題です。これに関しては、同報系の屋外拡声子局が聞こえるか聞こえないかという議論と全く別のものだと思うんですね。ご答弁にも

ありましたように、避難所の指定のあり方を今後考えていくと、これに大きく影響している。現在、34カ所に設置される。田中議員が請求された資料か外村さんか、ちょっとわかりかねました、すいません。それによる見積もりによりますと、戸別受信機設備が一式で235万ぐらいです。すなわち価格、金額的には、後々に追加していくということも一定可能かと思われまます。ご答弁により、これを後に追加するということが技術的に可能と思われまます。これについては、もうご答弁を求めるものではありませんが、ぜひとも避難所の指定のあり方について、より住民ニーズに近い形で引き続き検討していただきたいと思ひます。

以上で、質問というよりか意見でしたが、終わります。

平井議長 他に質疑ありませんか。

外村議員 数点、お訊きします。

1点目、この防災行政無線整備というのは、全国どこの自治体でも設置しなければならないという法令の義務づけでもあるのでしょうか。あるとしたら、どういう名称の法令なのか、教えて下さい。それと、広域でやっている事例というのはないのか、ということが1点です。

2点目、先ほどちょっと出てましたけども、予定価格と最低制限価格、今回——私は常にこの最低制限価格の話をしてますけども、先ほどの答弁では、予定価格に対して3分の2、66%から85%の間で設定すればいいというふうな話がありましたけども、うちはマックスで設定している。私は常々、これを1%下げたら、今回やったら320万ですか、下がるということですから、この85%というマックスで設定されている根拠。それが逆に82とか83にしたら、何か問題が起こるのか。これは町独自でできるものだと思うんですが、いかがでしょうか。この最低制限価格の設定について、伺いたい。

3点目、田中議員と一緒に請求していただいた工事経歴書ですね。パナソニック社の工事経歴書を見たら、かなり工事経歴でこの防災行政無線ですか、工事金額にばらつきがあるわけですが、京丹後市なんて、かなりエリアが大きいと思うのにも関わらず3億5千万、彦根市も2億2千万。島本町というのは非常にコンパクトタウンだと言ってますが、3億2千万もかかる。単純にエリアでは決まらんと思うんですけど、この差というか、決定的な差が起こるのはどういうところで起こってくるのか。例えば、カバーエリアの大きさなのか、局の数なのか、他に別の機器のグレードによって違うのか。その辺がわかったら、教えていただきたい。

もう1点は、パナソニック社というから、私は大阪かと思ったら、何とこの会社、九州が本社で、関西社というのが受けているらしいんですけども、24時間365日、バックアップ体制は大丈夫ですとおっしゃいましたけども、その関西社のサービスステーションがこの近くでどれだけあるのか、島本町から最も近いところはどこなのか、教えていただきたい。

最後に、今回、新しくしたら何年ぐらい保つのか、耐用年数はどれぐらいなのか。耐用年数と使用年数は違うでしょうけども、耐用年数が幾らぐらいで、実際は何年ぐらい使うかというのを想定されているのか、教えて下さい。

以上5点、お願いします。

総務部次長 数点、お問い合わせを頂戴いたしております。

防災行政無線の設置について、法的義務があるのかとのことでございます。法律的に、防災行政無線を設置しなければならないというものはないというふうに認識いたしております。しかしながら、災害情報等、住民の皆様適切にやっぱりお知らせするには、防災行政無線、非常に有益なものであるというふうに認識しております。

あと、結構遠方にはなりますが、京都府の与謝野町におきましては、防災行政無線を設置せずに、戸別受信機を各家庭にお配りをされているというようなケースも存じておりますが、そのような対応を本町で取らせていただいた場合、これはザツとの話になりますが、9億か10億ぐらいの試算が出たということも踏まえまして、やはり本町におきましては防災行政無線が必要であるというふうに考えております。

あと広域で、共同で設置しているところがあるのかという部分でございますが、大阪府内の状況でしかわかりませんが、大阪府内におきましては、広域で実施しているところはないというふうに認識いたしております。

私のほうからは、以上でございます。

総務部長 あと残りのご質問に、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、最低制限価格の部分で、上ということでございますが、これは先ほど他の議員にもご答弁させていただきましたとおり、国の一定のモデルを参考にさせていただいて、それよりももっと下に下げたらどうかということでございますが、根拠としては、あくまでも国の中央公共事業契約制度運用連絡協議会が採択したモデルに基づいて実施しておるものでございます。

それから、2点目の工事経歴書の件でございますが、数字についてはいろんなばらつきがございますが、この内容については申しわけないですが、承知はしておりません。

それから、最寄りのサービスステーションという所在でございますが、最寄りには江坂でございます。

それから、耐用年数の件でございますが、基本的には耐用年数は保守をすればある程度延びるというふうには考えておりますが、基本的には10年でございます。それから後、部品の保管というメーカーの義務がございまして、その保管は、耐用年数10年からさらに6年という形で聞いておるところでございます。

以上です。

外村議員 ご答弁、ありがとうございました。

先ほどの予定価格と最低制限価格の話ですけども、国のモデル、モデルというふうに

おっしゃいましたが、そのモデルは予定価格の積算根拠をモデルとしているんじゃないんですか。この最低制限価格設定値は、先ほどの3分の2から85%というのは、これはどういう意味なんですか。その85%が、うちがモデルに基づいて85%にしてるのか、モデルに基づいて83%にしているところがあるのか。それはどういうことなのか、もう一度、回答下さい。

それと、江坂がステーションの最寄りだと聞きましたけど、江坂にはどれぐらいの人数がいるステーションなのか、お答え下さい。

以上です。

総務部長 最低制限価格の設定の再度のご質問でございます。具体的には、予定価格の3分の2から85%の範囲内で設定が動いてしまうんですが、その設定をするときに、直接工事の95%、共通仮設の90%、それから現場管理の60%、一般管理費の30%という形で、その合計と予定価格の割合で数学的に出てまいります。ですから、直接工事費が大きければ全体に占める割合が高くなって、最低制限価格が高くなる傾向にあります。ですから、それぞれの内訳によって変わってくるということでございます。

それから、江坂の従業員数については、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

外村議員 何度聞いても、わかりにくい。最低制限価格、今おっしゃるように直接工事費の何%、何々の何%、合計していくとそうなるんだということは、最低制限価格というのは、どこの自治体が積算してもパーセンテージはイコールになるということですか。そうなるんじゃないですか。これは独自で設定するんじゃないんですか、ある程度のゾーンの中で。そういうふうに私は理解しているんですけど、その辺、もう一度お答え下さい。

総務部長 最低制限価格のことについてのお尋ねでございます。どこの自治体でもといますか、いわゆるどのモデルを採用するかというふうなことになるんですが、基本的に最低制限価格の算定におきましては、本町は国のモデルを利用しているということでございまして、独自に設定している団体もあると聞き及んでおりますが、ただ、そういった、どれが適正なのかというふうな判断をするうえで、やはり多くの団体が国のモデルを使用しているということでございます。

以上でございます……、申しわけございません。同一工事であれば、同じ金額になるというのは、そのとおりです。一応、数学的に出てまいりますので、同じ最低制限価格になってまいります。

以上です……。申しわけございません、先ほどの江坂の従業員数でございます。江坂の従業員は120名でございまして、防災行政無線に専任している職員は10名でございます。その10名で、2府4県を管理しているということを聞いております。

以上です。

清水議員 皆さんがいろんなことを訊いて、大体わかったんですが、基本的なところを数点だけ、訊かせていただきます。

今回、同報系で6基新設し、デジタル化することで、今まで聞こえなかった地域、町全体、住民が住まれているところに聞こえるようになるのかというのが1点と、デジタル系の移動系の無線については、子機どうし、例えば大沢は今、聞こえないと聞いたんですが、島本町の端と端で通話ができるのかというのが、もう1点。

あとは、デジタル化することで双方向性が実現するとあるんですが、今現在は同報系で一方通行で、こっちから情報を流すだけということになっているんですが、デジタル化することで、双方向の何かやりとりができるようになるのですか。

総務部長 まず、同報系の全域に届くのか、というお尋ねでございます。同報系と移動系、若干異なりますが、同報系につきましては町内全域に届くように、一定、増設もしております。それからあと移動系では、電波伝搬調査において、大沢地区において若干届きにくい状態がわかっておりまして、これにつきましては衛星電話や防災の携帯電話を活用するなど、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、島本町の端と端というのは、大沢を除けば対応できるということでございます。

総務部次長 あと、同報系の双方向な機能でございますが、親局と屋外に設置いたします屋外拡声子局とは、双方向で通信することは可能でございます。しかしながら、親局と、各種避難所に設置いたします戸別受信機との双方向性につきましては、あくまでも親局から戸別受信機への通話のみという形になっております。

以上でございます。

清水議員 ある程度わかったんですが、通常、デジタル、移動機というのは電波が小さいんで、基地局とはたぶん話ができると思うんですが、子機どうしで話ができるのかというのが聞きたかったのが一つと、それと、今言われる双方向、可能であるということは言われたんですが、スピーカー等どういう形で、今回、何か設備的に同報系のスピーカーのついてるところから情報を、こちらの本局のほうへ流せるのかというのを聞きたかったんですが。

総務部次長 大変失礼いたしました。移動系どうしの通話でございますが、現在、アナログの場合は2チャンネルしか持っておりませんが、今回、整備をさせていただくのは4チャンネルの利用ということになりますことから、移動局どうしの通話は可能になる状況でございます。

あと、親局と屋外拡声子局との通話についてでございますが、屋外拡声子局の本体、支柱に、電話機のようなものを内蔵したような支柱の設置となりますことから、そこを開けていただいて、通話に使っていただくというような状況でございます。今後、整備をさせていただいた暁には、やはり広く地域の皆様ご利用していただけるような形で、わ

かりやすい説明書を添付するでありますとか、周りの方への何らかの勉強会といたしますか、そのような機会も設けて、有事の際には有効に使えるような仕組み作りもあわせて進めてまいりたいというふうに考えております。

清水議員 最後に、今言われたような拡声器の下に電話機みたいなのがつくんですかね。それは、基本的に一般の方が使っているのかというのが一つと、管理というのはどういう形になるんですかね。普段、勝手に開けてしゃべれるようなものなんですかね。

総務部次長 たびたび失礼いたしました。まず、双方向で通話は可能という形になります。

あと、管理のあり方なんですけども、やはり地域から情報が行政にあがってくる仕組みというのは当然必要やと思います。ただ、どなたも、言い方悪いんですけども、何も無いときも自由に使えるというのも、また防災以外の面で、ちょっとまた問題もあるのかな、出てくるのかなということも危惧いたします。その辺の維持管理については、有事の際には有効に活用できて、何も無いときは安全に、そのままの状態がキープできるというような手法等、鍵をかけて、どなたかにお預けさせていただくとかいう部分も含めて、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

田中議員 第40号議案 工事請負契約の締結について、反対の討論いたします。

この議案は、既存の防災行政無線の設備を撤去し、新たに防災行政無線を設置・整備するものです。討論の前で多くの議員から指摘がありましたように、1. 屋外拡声器並びに戸別受信機の設置場所について、地元自治会、自主防災会の意向を確認する必要があります。2. 屋外拡声器の聞こえる範囲を確認するため、また拡声器の性能を確認するため、テストが必要です。

また、今回は3億2,600万円の高い買い物であり、慎重を期すべきと考えます。この無線は、これから30年、40年と使用されます。それだけに、屋外拡声器の性能、設置位置、戸別受信機の設置場所の再検討を求めます。

さらに重要なことは、地元の意見、意向を聞くことが必要です。役場は、自主防災会の結成を奨励しながら、防災に深い関わりのある防災無線について、自主防災会に何の相談もしておりません。今回の防災無線の更新はもとより必要ですが、今回は契約を見送ることを求めます。

よって、反対の討論といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第40号議案 工事請負契約の締結について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

社会情勢にデジタル化を進めてまいり、平成23年7月に実施された家庭用テレビの地上デジタル放送への完全移行もその一例であります。防災行政無線のデジタル化は、限られた資源である電波を有効活用することで、様々な技術や、住民の皆様方へのサービスの提供を可能にするために実施されるものであります。

本町の防災行政無線についても、老朽化してきている設備をデジタル化への移行にあわせ、聞こえない地区等への改善のための増設を含め実施いたしますが、アナログ無線の新規免許は不許可となっていることから制限付き一般競争入札とされ、6社が入札希望のうち辞退や資格の欠如等で最終4社が最低入札価格にて入札され、公平なる抽選のもと、今回、3億2,601万6,360円にてパナソニックシステムネットワークス株式会社システムソリューションズジャパンカンパニー関西社と請負契約を締結するものです。

デジタル化更新の利点としまして、本部と屋外子局と緊急通話・複数通話が可能や、暗号化された通信のため情報漏洩がない、等があります。また、屋外拡声子局を隣保館、桜井台自治会集会所横、桜井西側消防分団詰所横、若山台公園、ユニハイム上の公園、水無瀬橋とJR線の間付近と、6カ所増設し、合計19カ所に設置——本局を除きますが、町内全域に音声を届けるよう努められます。

しかしながら、工事实施後のテストにおいて全域を網羅できるのか、全域の調査を必ずすると要望し、また近年、国内においては想定外の豪雨災害が発生、本町においても大きな被害が起きております。設置後の確実なる機械の保守点検をお願いするとともに、ひとり暮らしの年長者などに、発信しても情報が届かないことも考えられます。

災害被害の減災を目指し、またアナログからデジタルに切り替えられるときのタイムラグをなくし、安全に、スムーズに移行されますことをお願いし、改めて声があがっているように、戸別受信機の設置においても、我々はひとり暮らし年長者にも設置するのが理想であると思っておりますが、基準手法において種々検討を求め、この制限付き入札契約においては賛成といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 町民のライフラインに非常に欠かせない施設ということで、この工事はやむを得ないものとして反対するものではございませんが、先ほども言いましたように、3億を超える高額な金を使うということに対して、もう少しシビアな積算、入札をしていただきたい。再三、いつも言ってますように、最低制限価格の設定については、もう少し

頑張っていたら、先ほど、午前中の答弁ではありませんが、たかだか160万ぐらいのパスポートの事務委託や助かるだとか、そんなことで、その場面によっては盛んにスケールメリットや財政効果が出ると言っておきながら、片や、こういうときには全くその辺が欠落している。非常に矛盾していると思います。

そういうことを十分勘案していただいて、今後の工事執行にあたっていただきたいということをお願いしまして、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第40号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第40号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時57分～午後5時10分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、第41号議案 工事委託協定の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長 (登壇) それでは、第41号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第41号議案 朗読)

提案理由としまして、受託者の確定に伴い、協定を締結したいためでございます。

それでは、1の2ページの次に添付しております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。

「1 工事の概要」でございます。

名称は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

場所は、島本町山崎二丁目地内の山崎ポンプ場でございます。

内容は、施設機器等延命・更新工事として、沈砂池施設一式、雨水ポンプ施設一式及び運転操作施設一式でございます。

工期は、議会の議決日から平成28年3月31日までを予定しております。

添付しております図面等につきましては、後ほどご説明申し上げます。

「2 協定の概要」でございます。

受託者及び協定金額は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

契約保証金は、「島本町財務規則」第 117 条第 3 号の規定により免除としております。

山崎ポンプ場は、平成元年 4 月に供用開始して以来 25 年を経過しており、これまでも適正な維持管理や必要な補修を行い、大規模な故障もなく使用してまいりました。しかし、今後も引き続き健全な状態で使用するためには、効率的かつ計画的な再構築等による機能保全が必要になってまいります。そのため平成 22 年度に、計画期間は平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 ヶ年で、事業費は 6 億 3,700 万円の「山崎ポンプ場長寿命化計画」を策定し、事業に着手したところでございます。

本協定では、この「長寿命化計画」に基づき、本年度から平成 27 年度までの 2 ヶ年で、限度額を 2 億 8,510 万円の債務負担行為を設定し、機械設備の更新を日本下水道事業団へ工事委託するものでございます。

日本下水道事業団では、これまで多数の処理場やポンプ場などの施設の設計や建設等について、高度な技術と豊富な経験を持つ技術者等により、優れた事業執行能力を発揮されておられます。工事発注から施工監理、完成検査及び総合試運転まで受託し、運転開始後も技術指導や事後点検などのアフターケアを実施しているのが、下水道事業では唯一の団体でございます。また、すでに本工事委託と密接不可分にある山崎ポンプ場の長寿命化計画策定業務及び実施設計業務並びに平成 24 年度から平成 25 年度までに委託しました電気設備更新及び機械設備の一部更新工事を誠実に履行しており、適切かつ円滑な事業執行が図れております。

これらのことから、「地方自治法」施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、その性質または目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結するものでございます。

なお、日本下水道事業団は地方公共団体の共通の利益となる事業等の実施主体として、地方公共団体が主体となって業務運営を行う、地方公共団体の共同出資により設立された地方共同法人でございます。また日本下水道事業団では、過去 2 年の間に地方公共団体と同種及び規模を同じくする契約を 2 回以上締結されており、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないおそれがないと認められることから、「島本町財務規則」第 117 条第 3 号の規定により契約保証金を免除しております。

参考資料の 1 ページから 6 ページまでは、本工事委託に関する協定書でございます。本協定は、日本下水道事業団の受託業務取扱規程及び標準協定文に関する達などに準拠して作成されたものでございます。

本協定は 16 条立てとなっており、特に説明すべき条項につきまして、ご説明申し上げます。

第 1 条では、（この協定の目的）としまして、山崎ポンプ場の整備に関し、その「一部の施行を日本下水道事業団に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質保全に資することを目的とする」ことを定めております。

第 2 条では（建設工事の委託）としまして、建設工事の委託の対象及びその内容を別

記に定めております。

第5条では（建設工事の施行）としまして、日本下水道事業団は、本町の指示する設計書により、日本下水道事業団会計規程等に基づき、第2条の建設工事を施行することを定めております。

第6条では（完成期限）としまして、建設工事の完成期限は平成28年3月31日とし、平成26年度事業にかかるものにつきましては、平成27年3月31日までとすることを定めております。

第7条では（費用）としまして、建設工事の施行に要する費用は2億8,510万円とし、その内訳は、平成26年度は7,983万円、平成27年度は2億527万円とすることを定めております。

2ページの第8条では（費用の支払）としまして、本町は建設工事の施行に要する費用を日本下水道事業団に支払うものとしており、第7条第1項の費用にかかる資金計画については、日本下水道事業団が本町と協議してこれを定め、所要金額を決定することを定めております。また、本町は資金計画に基づき、日本下水道事業団の請求により所要の金額を前金払いとするものとしており、2年以上にわたる工事については、年度ごとに前金払いをすることを定めております。

第11条では（費用の精算）としまして、日本下水道事業団は、建設工事が完成したときは費用の精算を行うことを定めております。また、精算の結果生じた納入済額と精算額との差額は、本町に還付することを定めております。

2ページ後段から4ページ前段までの第13条では、（損害の負担等）としまして、建設工事の施行に伴う損害で、日本下水道事業団の責めに帰すべき原因によるものは日本下水道事業団が、天災その他の原因によるものは本町が、それぞれ負担することを定めております。また日本下水道事業団が、建設工事に関し建設業者と工事請負契約を締結しようとするときの損害賠償条項について定めております。

4ページの第15条では（この協定の成立）としまして、この協定は、本議会の議決を経るまでは仮協定とし、本議会の議決を経たときは本協定として成立することを定めております。

5ページに、この協定を証するため本書2通を作成し、本町と日本下水道事業団が記名押印したものをそれぞれが1通保有しており、仮協定の締結日は平成26年6月2日でございます。

6ページに、第2条第2項の「別記」として建設工事の委託の対象及びその内容を記載しております。

「1 建設工事の対象」でございますが、名称及び位置は、先ほど申し上げましたとおりでございます。排除方式は分流式でございます。ポンプ能力は、時間最大7.2 m³/秒でございます。

「2 建設工事の内容」は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

7 ページは、工程表でございます。

本定例会議におきましてご可決いただけましたら、この協定の締結が成立いたしますので、9 月には日本下水道事業団と建設業者とが工事請負契約を締結する予定でございます。本工事の期間は、平成 26 年 9 月から平成 28 年 2 月までの 18 ヶ月間を予定しております。

機器設計、機器製作及び施工図作成などを経て、平成 27 年 10 月中旬から機器更新・延命作業の準備を行い、濁水期となります 11 月から平成 28 年 1 月までに沈砂池施設の雨水細目機械スクリーンなどの取り替え並びにポンプ施設の雨水ポンプ並びにディーゼル機関のオーバーホールを行う予定でございます。なお、雨水ポンプ及びディーゼル機関はそれぞれ 2 台ございますので、1 台ずつ、オーバーホールしてまいります。その後、完成確認、総合試運転等の検査を行い、完成となるものでございます。

8 ページから 12 ページまでは、工事内容を記す図面でございます。

8 ページ、図面番号 1 は、一般平面図でございます。山崎ポンプ場の全体の概要を示す図面でございます。赤色で着色したところが、今回、工事委託する沈砂池施設、雨水ポンプ施設及び運転操作施設でございます。

9 ページ、図面番号 2 は機器配置平面図でございます。赤色で表示した雨水細目機械スクリーン 4 基及び現場操作盤 1 面の更新、雨水ポンプ 2 台及びディーゼル機関 2 台の延命並びに洗浄管の更新が、今回の工事内容でございます。

10 ページ、図面番号 3 は機器配置断面図でございます。図面の左側が流入側で、雨水沈砂地内の雨水細目機械スクリーンの更新、露出配管された洗浄水管の更新並びにポンプ室建屋内の雨水ポンプ及びディーゼル機関の延命を行うものでございます。

11 ページ、図面番号 4 は沈砂池設備詳細図でございます。図面右側の表は、沈砂池の機器一覧表でございます。表下に表記しております数量の欄、左の全体は将来計画を含めた機器の数量、右の既設は現在設置している機器の数量、真ん中の今回は既設のうち延命更新する機器の数量を記載しており、赤色で表示した機器が、本工事委託により更新する機器でございます。

12 ページ、図面番号 5 はポンプ設備詳細図でございます。図面右側の表は、ポンプ設備の機器一覧表でございます。赤色で表示した機器が、本工事委託により延命する機器でございます。また、緑色で表示した機器は、平成 24 年度から平成 25 年度までの工事委託により更新済みとなった機器でございます。

工事中は、必要に応じてガードマンを配置するなど、安全対策には万全を期してまいります。また工事の円滑な執行を図るため、関係者への周知に努めてまいります。

最後に、6 月 20 日にご報告させていただきました山崎ポンプ場の延命工事に対する大山崎町からの費用負担についてでございます。

平成3年4月1日に大山崎町との間で締結しました「山崎ポンプ場に係る排水施設の維持管理に関する協定書」に基づき、平成26年6月17日に「山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事に伴う維持管理に関する覚書」を締結しております。この覚書では、雨水ポンプ及びディーゼル機関のオーバーホール並びに建築設備の維持修繕にかかる費用について、協定書に基づき、大山崎町が21.7%の割合を負担いただくことになっております。負担する費用は、社会資本整備総合交付金を除く地方債及び一般財源に負担割合の率を乗じて得た額でございます。負担の方法は、一般財源分は工事の施行年度に、企業債分はその翌年度から20年間で、元利償還額を分割して支払っていただくことになっております。

以上、簡単ではございますが、工事委託協定の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 お金の流れについて、まず、お尋ねいたします。

日本下水道事業団にあらかじめ支払い、工期を2年に分けて、それぞれ完成した年度ごとに精算し、還付を受けるとのご説明でした。この2億8,510万円という費用なんですけれども、費用に関わる資金計画はすでに定められており、これを限度額として、この積算根拠はその資金計画に基づいて島本町と同事業団で協議されたものであるか、これを確認しておきたいと思えます。

そして、建設工事費が社会的に高騰しています。平成27年度の工事の完成期限は平成28年3月です。精算時の不確定要素として、この社会的な背景があると思えます。万一、この限度額内で収まらない場合は、どのようになるのでしょうか。計画以上に高くなった場合どうするのか、それはまた協定書においてどのように明記されているのか、確認しておきたいと思えます。

もう一つは、建設請負契約の概要通知についてです。協定書の第12条によると、日本下水道事業団は建設工事に関し建設業者と工事請負契約を締結した際——これは9月になるとのご説明でしたが、速やかに委託者、すなわち島本町に、その概要を通知するようにと協定にございます。2億円規模の工事です。本来ならば議決案件となるべきものであり、この概要通知を受けられた折には、速やかに島本町議会にそれをお示しいただき、ご報告いただきたいと思いますと考えていますが、これについての見解をお示し下さい。

上下水道部長 まず、前金払いに伴うことで、協定書の第7条におきまして、各年度の資金計画を示させていただいております。この資金計画の定めておりますことにつきましては、参考資料で示しています工程表がございましたように、それぞれの年度で完成ができるものについて、その金額を平成26年度では7,983万円、平成27年度では2億527万円と定めたものでございます。この際、前払い金についてもございましたが、それぞれ、この費用に伴う分について40%の前払いを行うことになっております。

それと、精算時の限度額、今現在2億8,510万円を定めておるわけですが、これを精算時というか、この委託中にこれを超えた場合どうなるのかというようなことですが、当然ながら、現在、定めておりますこの金額を超えてまいりますと、改めて、この協定の変更が生じてまいります。その際には、議会におきまして再度委託変更の議案を上程させていただき、審議いただく必要が生じてまいります。

その要因として一つ考えられますのが、第7条の第2項のほうで「賃金または物価の変動等により前項の金額では建設工事を完成することが困難であると認められるとき」というようなことが、この現在の社会情勢におきまして考えられるのではないかとということがございます。これはいわゆる物価スライドと申しまして、工事請負契約におきまして、賃金または物価の変動に基づいて請負代金を変更することがございます。その際は、日本下水道事業団は受注者と協議をされるわけですが、その前に、本町と日本下水道事業団におきましても協議を行うことを定められたものでございます。

それと、第12条の概要通知の件でございます。これにつきましては、日本下水道事業団が業者を決定された際に、本町にその内容について通知されるもので、その内容は、まず一つは契約年月日、それと工事工期、請負業者名、契約金額及び前払金の回数等でございます。これについて議会のほうに報告をということでございますけれども、これが町政に大きく関わるものや、住民の皆様にも多大なご迷惑をかけたような内容でございましたら、速やかに議会の議員の皆様へご報告申し上げてはおりますけれども、このような通知につきましては、お問い合わせいただければ、通知内容についてはお示しさせていただけるものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

戸田議員 何か問題があれば、あるいはお問い合わせがあればという、そういう問題ではないと思うんですね。金額が非常に大きい工事契約であること、私たちはこの協定、委託します、協定を結びます、はい、よろしい、その後はおまかせですと。そして、下水道事業団が工事請負者と契約される中身に関しては、その後、何ら追跡しないというようでは、私たちはこの協定を承認するものとして大変問題があると思っています。従って、概要通知が示された場合には、中身、契約とか、それから工期、そういったものだとおっしゃっていますので、議会に行政報告等の形でご説明いただければよいかと思うのですね。

それは、この中身が——今現在2億8千万ですか、の中身が全く不透明なままで、私たちはこれを承認しなければ、ポンプ場の長寿命化が図られないわけです。だから、いったんは協定を巻かれるのをおまかせしますよ、けれども工事請負業者が決定して契約された場合は、その内容についてお示し下さいと、これをお願いする、これを申し出るということは、私は極めて妥当な要求だと思う、申し出だと思うんですけれども、もう一度、ご答弁をお願いしたいと思います。

これは町長にもお尋ねしたいと思います。行政報告等、お願いしたい内容、そして概

要通知を提出していただくということ、いかがお考えか、お尋ねいたします。

上下水道部長 先ほどもご答弁させていただいてますように、議会への報告につきましては、町政に大きく関わるものや住民の皆様にも多大なご迷惑、ご不便をかけたというようなことで、速やかに議員の皆様にも報告するような内容については、これは、これまでもそのつどさせていただいております。今回のこの通知につきましては、契約の一部として行うものではございますけども、このようなものは他でも非常に発生はしているように考えております。こういう通知のたびに、議会へ報告させていただくような内容ではないという具合に考えております。

(「町長から答弁」他、議場内私語多し)

乾副町長 ただいまのご指摘でございますが、この件につきましては議長とも協議をさせていただきまして、適切に対応してまいりたい、かように考えております。

戸田議員 ぜひとも、ご賢察いただきたいと考えています。

次に、違う視点から問います。平成26年、平成27年においては、現況の施設整備、更新前の状態で雨期を迎えることとなります。24年、25年と2年間大雨が続き、山崎地区の地元住民の方のポンプ場への関心は大変高まっています。地元自治会の要望は、ポンプ場の増設です。そこで問います。

計画では、もともとは4台とされています。設置スペースも十分に確保されている。更新により機能を強化していただくというのは大変ありがたく、これに疑義があるわけではありませんが、万一、1台に何か故障があれば、山崎地区の被害は非常に深刻なものになります。周辺には、昔と違って住宅がもう、たくさん建っています。そこで問います。山崎・東大寺地区をカバーする、このポンプ場なんですけれども、当該地区の水路整備と、3台目、4台目のポンプを新たに設置する。このことに関連について、もともとあった計画ではどのようになっているのか、ご説明いただけますか。

なぜ、億単位の支出に関する工事契約を示すのに、何か問題があったら、というようなお考えがある、おっしゃるのか、私はちょっとびっくりしたのですけれども、これについては副町長のほうから適切に対応するとおっしゃっていますので、また議会と調整を図っていただき、ご提案いただきたいと思います。

ポンプ場のポンプの数と水路整備等の関連について、ご説明を求めて、3点目の質問を終わります。

上下水道部長 山崎ポンプ場の、雨水のポンプの状況でございます。計画では、雨水ポンプを4台設置することになっておりますが、現在2台でございます。山崎ポンプ場の建設当時に、この山崎ポンプ場で雨水を排除する区域でございます山崎排水区域のうち、JR東海道本線より北側の状況が、一定、雨水整備がまだ整っておらなかったというようなことがございまして、その例としまして、滝谷川及び鈴谷川に面している区域では、現状ではそれぞれの水路に直接排除されておまして、この水が水無瀬川へ流出してい

ることから、当面、必要な雨水ポンプの能力を検討した結果、ポンプを2台にしたものでございます。

水路整備が現在進んでおられませんので、それらを今後整備する際に、雨水ポンプの増設についても検討してまいりたいというようには考えております。

村上議員 工程表について、ちょっとお尋ねをします。

本工事については、約18ヵ月間の工期で工事のほうを施工されるわけですが、この工事について、契約期間と工期との関係はどういう関係になっておりますか。いわゆる工期が長くなれば、契約金額も大きくなるというような関係にあるのか、まず1点。

それと、先ほど説明の中に、いわゆる渇水期に現場工事に入る。これは普通一般的な話なんですが、そういった中で工程表を見ますと、施工図作成に7月から3ヶ月半ほど、工程表を引いておられるわけですが、この施工図については、別にこの期間にする必要もない工程だと思うんです。例えば、3月の中から6月いっぱいまでしても、十分できる作業だと思います。そうしますと、さっき言われた7月から10月半ばまで、いわゆる作業も何もしない空白期間が出るわけですが、この間のこういった対応といたしますか、お金のほうの換算に入っているのか。その辺を、ちょっとお尋ねしたいと思います。

上下水道部長 まず、契約期間でございますけども、先ほどご説明させていただきましたように契約は本年9月から平成28年の2月までを、一応予定させていただいておりますが、この契約期間が長いからといって契約金額が、要するに高くなるということではございません。あくまで機器の製作費用等によって積算されておりますので、この工期が長くなって契約金額が高くなる、ということではございません。

それと、この施工図の作成でございますけども、この工程表で示させていただいてますのは7月から10月の中旬ということで、現在、考えさせていただいております。この施工図作成に際しましては、機器製作をさせていただきまして、この機器製作で製作したものをを用いて、現地での採寸等も行ってまいりますので、若干、ちょっと長くは取らせてはいただいておりますけども、これは、一つは実際にスクリーン等の設置等が渇水期に行う必要がございますので、それらの調整も若干加わっているということではございます。

村上議員 一般的には企業としたら、片一方で物を造りつつ、片一方で関係ないものを進めていくというような発想で、できるだけ工期を短縮して、利益をそこで生み出していくというような発想があるんですけども。先ほど、工期長くなっても、あんまり関係ないという話ですけども、逆に工期が長くなるほど、物を造ったもの、例えば沈砂池の施設機器についても、会社としたら、そこに保管しとかなきゃいかんわけですね。いわゆる会社のスペースというのは限られているんで、その場合に保管料とか、ものによっては借地して保管する、とかいうような発想も出てくるわけです。そういった関係からすると、

できるだけ、この空白期間の3.5ヵ月については受託者と交渉する余地のある部分かなという気がいたしますけども、その辺はいかがですか。

上下水道部長 村上議員おっしゃるように工期が長くなると、業者にとってもあんまり、本来必要な工期でないものまで含まれているというのは、非常にありがたくないというのは承知しているところでございます。

ただ、この工事自身が現場で行える期間というのが、やっぱり渇水期でないと作業ができませんので、その期間を一つ念頭に置いて、この機器製作、また施工図の作成を実施していくような形を取っておりますので、一つの方法として考えられるのは、実際の発注事業を、今現在平成26年9月というように予定させてもらっているものを遅くすることも方法としてはございますけども、ただ、そうしますと、26年度に予定してあります予定量が完成しなくなってしまうということで、その辺の関係もございますので、どうしても契約自身は9月に契約させていただいて、いったん3月までの製作分については工場検査をさせていただいて、製作品を完成させていただく。そのうえで26年度については、いったん26年度の費用についてお支払いさせていただいて、27年度からの製作分と、あと沈砂池施設のスクリーンの設置、またポンプ及びディーゼル機関のオーバーホールを、この27年度で実施するような工程でいかさせていただきます。

以上でございます。

村上議員 さっき工程をずらしていくという話も出たんですが、そういう発想は当然、考えてやらんといかんと思うんです。今、引かれている工程で行くと、ほとんど3.5ヵ月ぐらいずらしていけば、渇水期にかからずにできるというようなことで、いわゆる工事のほうもスムーズにいくと思いますし、企業のほうも企業努力として、やっぱり施工図作成については、再検討していただいても価値あるものかなというような気がいたしますけども、再検討の余地はありますでしょうか。

上下水道部長 私からも提案させていただいた内容ではございますけども、しかしながら、平成26年度に社会資本整備交付金を国からいただく予定をさせていただいておりまして、ある一定の出来高を完成しないと、国費の受け入れができないという事情もございますので、その辺もあわせもって一度検討はさせていただきますけども、基本的には、この工程に従って実施してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

岡田議員 すいません。現在、機械設置をされまして25年が経過をしてるということなんですが、この山崎のポンプ場のポンプの耐用年数というのは20年とお聞きいたしております。またエンジンとかスクリーンは耐用年数が15年というふうに、担当のほうからお聞きいたしておりますが、このエンジン、スクリーンと、15年の耐用年数の期間で、修理されたのが3回あるというようなことをお聞きいたしておりますが、これはいつぐらい、3回、修理をされていらっしゃるのでしょうか。

それと、今回、協定金額ですが、2億8,510万円を協定金額にあがっておりますが、この中には8%、結局、この中身が私たち、わからないんですよ、この金額の中身が。資料の中にも全く出ておりませんので、8%の消費税があるということはわかりますが、この中で人件費というのは幾らになっているのでしょうか。

上下水道部長 まず、機器の耐用年数のことでございます。これは岡田議員から今、ご説明いただきましたように、雨水ポンプについては標準耐用年数が20年、雨水の細目スクリーンとディーゼル機関については15年でございます。このうち、修繕の状況でございますけれども、今、申しましたディーゼル機関、エンジンに当たるわけでございますけれども、これが平成6年に1台、これは2台ございますけれども、この1号と2号の2台のエンジンの分解整備を実施しております。それと平成13年に、2号のほうのモーターの修繕を実施しております。それと平成22年度に、これもまた2号のほうのリミットスイッチというのを修繕いたしております。計3回の修繕を実施したところでございます。

それと、今、労務費の件は、この工事費の中にどれだけ占めておるのかということでございますけれども、労務費だけを抜き出したものがございませぬ。ただ、事業団のほうからも、この内訳については頂戴しておりますので、この中で労務費だけを抜き出したものをお示しすることが、現在ちょっと難しいということでございまして、一度……、申しわけございませぬ。今、ちょっと確認しましたところ、約3千万ほどが労務費に当たるということでございます。

岡田議員 わかりました。

できるだけ、議会に提出される場合は、やっぱり金額の中身がわかるようにしていただいてなかったら、金額だけ大きな金額が出てるんですけどね、この金額の中身の根拠がわからなかったら、ほんとに審議に困りますので。先ほども全部中身出てましたのでね、さっきのデジタル無線のほうですかね、出てましたので。できたら今度から中身、きちんと根拠、この金額になる根拠を提出していただければありがたいかなと思っておりますので、これはちょっと、要望させていただきます。

それとね、この15年間の間に、平成6年と平成13年、22年と3回、補修工事をされているんですけどね。これはエンジンが故障ということでよろしいんですかね、どれぐらいの費用がかかりました。保証期間というのは、もうとっくに終わってるわけで、町が負担されてると思うんですよ。これはどれぐらい、負担されたんでしょうかね。わからなかったいいんですけど、わかれば教えていただけますか。

上下水道部長 この補修につきましては主なものということで、このディーゼル機関、エンジン部分の修繕を実施したものでございますけれども、私も聞いておるところによりますと、そんな大規模な修繕になったものではない、というようには聞いております。ただ、一部エンジンが若干、調子が悪いというんですか、というようなことがございましたので、分解整備というような格好でさせていただいたことと、あとモーターの状態が悪い

ということで修繕させていただいた。あと最後のリミットスイッチの修繕につきましては——リミットスイッチと申しますのは、水とか油とか、埃が入らないような構造に保護したもので、それがスイッチの形になっているものでございます。それがちょっと不都合があったということで修繕したということで、お聞きしております。

大変、申しわけございません。金額については、ちょっと手元にございませんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

河野議員 質問そのものは非常に限られたものなんですけれども、まず、6月20日付けで議長宛てにいただいて、議員にもいただきました。先ほど紹介もありましたけれども、「山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事に伴う維持管理費に関する覚書」について、こういったものを事前に報告いただいたということは必要な措置だったと思ひますし、先ほどもありました、いったん議決したものについて、やはり住民の税金に関わる重大なものというふうの一つひとつ捉えていただいて、適宜、こういう報告は差し挟んでいただきたいと思ひております。

そのうえで、この報告について、覚書については「山崎ポンプ場にかかる排水処理の維持管理にかかる協定書」という平成3年4月1日締結分について、覚書を作られたということになります。これはまさに大山崎町との費用負担に関わる議論に、一定、正式な形で結論を導き出されたものというふうに思ひますが、いかがでしょうか。その点について、これは延命・更新工事というものについて覚書というふうにおっしゃってますので、こういったものについては按分なり費用負担をするのであるという議論をされたのだと思ひますが、ここまでに至る長寿命化、様々、3種類目の工事でありますけれども、今までにやってこられた工事に関わっては、こういった覚書を締結するのは困難であったのか。技術的、あるいは顧問弁護士なども交えて、いろいろ議論をされてきたことですので、この際ですから、その点について再度説明を加えていただければありがたいです。答弁を求めます。

あとは先ほどの、この議場において「検討する」という答弁について、すごく意味を持つんですけれどね。工事工程に関しての専門的な知識、あるいは様々な調査に基づく提案であったというふうには認識いたしますが、この工程について、では変更するという点については議決には関わりはないけれども、やはり変更される場合は、改めて島本町の意味として変更される場合は、これは議案参考資料でありますので、この議場において、あるいは何らかの形で議会に報告を必要とするものだと私は思ひております。

そういった意味で先ほどの答弁ですね、施工図作成、第41号議案参考資料に基づいた質疑だと思ひますが、その点についての執行部としての責任ある答弁を、再度求めておきます。協定書には関わらないということで私は認識しておりますけれども、いかがでしょうか。

あともう1点は、これは人びとの新しい歩み、あとでまた質問されるかも知れませんが

が、僭越ですけれども、求められた資料の中で、山崎自治会との意見交換会の要点録をつけていただきました。平成24年10月25日ということで、8月14日の大雨の後に、山崎も浸水被害にあわれた。しかしながら、なかなか現場からの通報とか、いろんな面で情報交換、共有のあり方について課題を残した地域だと私は思っております。ここで様々、ポンプ場に関わって回答されています。その中で、様々26年度からの計画に載せていくというようなことを答えておられます。まさに、これが今日の議案などに関わってくるものだと思いますが、その点について山崎自治会との意見交換会で答えられたことで、山崎ポンプ場においてやるべきことについては、すべてこの協定書、議案書の中で包括されているのでしょうか。ちょっと漠然とした質問で申しわけありませんが、要点録については、十分に原課は承知されていると思いますので、再確認をさせて下さい。

それから、ヒアリングも時間かけて取っていただきました。私自身もこういったことは非常に専門外でありますので、ヒアリングを受けたうえで再質問させていただきますが、図面番号2番で「将来」という記述が何ヶ所か示されています。今回は赤字で更新をされている。黒字での更新は今後予定されているものですが、この「将来」というものについては何を根拠に示しておられるのか。向こう何年後を想定されているのかということも、この際、お示し下さい。

上下水道部長 まず、大山崎町の負担、今回、覚書を締結させていただいて、何とか延命工事、要するに雨水ポンプ及びディーゼル機関のオーバーホール、あと建築設備の維持修繕に関するものについては、大山崎町から一定の負担をいただけることになったわけでございます。これまでに大山崎町とは山崎ポンプ場の建設当時から、建設に対しても負担を求めている経緯もございまして、この「長寿命化計画」策定の折りにも、一定、この計画に示しています内容について応分の負担を求めることについて、交渉を行った経過もございまして。

しかしながら、大山崎町としては大規模な修繕というか更新につきましては、これは維持補修にあたらぬということで、負担いただくことは難しいということで、本町の顧問弁護士にも相談しながら、今回、お示しさせていただいた雨水ポンプやディーゼル機関のオーバーホールについては、早晚、故障が起こることが懸念されるということもございまして、これは一定お願いではございますけれども、大山崎町に対して負担を求めることができるのではないかとということがございましたので、このことについて大山崎町と改めて協議をさせていただいた結果が、今回の覚書に繋がったものでございます。

それと工程の変更でございまして、私、工程の変更をするということでは、最終的には申し上げたつもりはございません。確かに、その方法としてはそういうことも、というのは9月からの契約をするのを遅らすことで、ここで言う施工図作成の部分がもっと短くできることは可能だということは申し上げましたけれども、現実問題として、この工事委託につきましては国の社会資本整備総合交付金をいただく予定をさせていただ

いておりますので、この工程表に従って工事を進めないと、それらの費用についていただくことができませんので、この工程表に従った形で進めさせていただきたいというように考えております。

それと、山崎自治会の要点録でございます。人4のほうで3ページのほうですか、上から二つ目の質問・回答のことだと思えます。これは一応、水路計画を住民にわかるようにということで公表を、ということなんですけれども、この計画につきましては、議員の皆様にも現在お示しさせていただいたところではございますけれども、大変申しわけございません。ホームページには、まだちょっと載せてはおらないということで、これも速やかに載せるようにさせていただきたいと思えます。

それと最後に、図面番号2、参考資料9ページの図面で「将来」とか「既設」というようなことで表記させていただいている分でございます。「既設」は現在設置されているものでございますけれども、「将来」は全体計画の中で、今後、将来設置する必要があるものを「将来」という形にさせていただいているものでございます。主なものとしましては、先ほどからございました雨水ポンプの2台、ディーゼル機関2台、それと細目スクリーン・粗目スクリーンのそれぞれ4基等がございまして、これらの設置時期につきましては、この山崎排水区の整備状況を勘案したうえで、増設については計画的に実施してまいりたいというように考えております。

河野議員 山崎自治会との意見交換会については、ポンプの老朽化に伴う整備が必要だということをおっしゃっておられて、平成24年度から28年度にかけて行う予定であるということもあります。それは、この間、ずっと審議をしている議案に関わることであると思えますので、そういったこともいろんな形で、ホームページのアップということもありましたが、計画もありますけれども、そういうことが決まったのだということなども、やはり日々お暮らしになっておられる、山崎ポンプ場を目の前にして、48.4を超えるとおあいうことになる、100ミリを超えるとおあいうことになるということですので、その辺りの周知や体制は取っていただきたいと、これは要望に止めます。

あとは覚書については、予算の議論のときにも、その点触れましたが、十分ではなかったので再確認させていただきました。交渉については非常にご苦労があったと思えますけれども、一、二度交渉しても駄目なときでも、いろんな時宜を捉えて、タイミングを見計らって、再度交渉するということの大切さを知ったような思いもしますし、今後もういったことはお願いしたいと思っております。お願いしたいと、あいまいな言い方はやめておきますが、こういった様々な広域連携における費用分担ということについては、時宜を捉えてやっていただきたいというふうに思っております。

もう一つは、この「将来」ということについての答弁が、意識はされているのですけれども、やはりこういった大型なプラント型施設において、中長期というんですかね、今、そういうことをやっているじゃないかとおっしゃるかも知れませんが、その辺の見

通しみたいなのを、やっぱり、こういった小さい町村であればなおさら必要であるというふうに思っているんですね。ですので、その点を、この図面では「将来」ですけれども、今後、わかるようにお示しいただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。答弁を求めます。

それから、これは上下水道部における大がかりな公共施設の適正化の一環だというふうに私は思っております。その点について、4月、5月と全課、全部局のヒアリングをされて、まちづくりプロジェクトチームにおいては、その原課における様々な課題、部局だけでは解決できない課題ということを、双方において議論されたと思っておりますが、まちづくりプロジェクトチームにおいては、この風水害等、あるいは耐震に関して、防災の観点で最優先課題であると、また急務であるこういった公共施設について、山崎ポンプ場などの雨水排水施設については位置づけをされているのか。この間、この議案も含めて、どのような関与をなさったのか。それがいいのかないのかも含めまして、お訊きしたいと思います。いかがでしょうか。

上下水道部長 まず、この計画、「将来」という格好になっている部分でございますけれども、現状で、その時期をお示しすることができないというのが現状でございます。と申しますのは水路整備の時期が、現状で明らかになっておりますのが2-6、2-5の、今、高槻市のほうに接続点の整備をお願いしているようなところと、あと五反田雨水幹線と申しまして、東大寺三丁目からJRの側道を通って高川水路沿いから2-10の接続点に接続する、これが平成31年度までに整備する主な内容になっております。それ以後の水路整備につきましても、優先度の高いところから整備を考えるとはおるんですけども、現状、どこからかというのは具体的に今現在示しておりませんので、今後、その辺の具体的な水路の整備計画をお示しすることができるようでしたら、また山崎ポンプ場の将来のポンプの増設についても、一定考慮してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

まちづくり事業推進プロジェクトチーム部長 本議案と、まちづくり事業推進プロジェクトチーム——以降、まちづくりプロジェクトチームと言わせていただきますが——と、本議案との関与についてでございますが、まず、まちづくりプロジェクトチームの任務ということでございますが、担当部局が所管をする課題・懸案等を当該部局と連携をして早期に解決していく、こういうことが業務になっております。このことから、本年4月に各部局と、各部局が抱える課題・懸案等について、まちづくりプロジェクトチームに支援を求める項目は何か、これについてヒアリングを行わせていただきました。

ご指摘の、この本議案でございますけれども、防災・減災の観点から、本町の重要な課題の一つであるということは十分認識をいたしておりますが、そのヒアリングの際に、この業務について支援を求めるということはございませんでした。従いまして、この議案提案に関して、まちづくりプロジェクトチームは関与してない、ということござい

ます。

以上でございます。

田中議員 山崎ポンプ場の設備の長期修繕の計画ですけれども、やはり、これは先ほどまちづくりプロジェクトチームでは、ちょっと専門性が高くて、大変失礼な言い方ですけれども、無理なところがあるんじゃないかと思うんです。それで、やはり公共施設を長期的な視野で修繕計画を立てるには、コンサルタント、そういうものがやはり必要だと思うんですよね。こういうポンプ場のことに詳しい業者なり、そういうものに委託をして長期的に改修する、そういう計画をやっぱり立てておかないと、急に修理するといつて、不具合が出てきたから、そのつど修理する……（「長寿命化計画がある」と呼ぶ者あり）……、そういうことではなくて、計画性を持ってやっていただいたらどうかと思うんですけれども、そういうことに関して、どういう見解をお持ちですか。

上下水道部長 山崎ポンプ場における長期修繕計画ということでございますけれども、いわゆる長期修繕計画と申しますのは、分譲マンションにおける将来見込まれる修繕工事などの内容につきまして、その時期や概算費用等を明らかにし、その費用を積み立てるために、あらかじめ所有者の合意を得ておくことで工事を円滑に実施するために作成するものと理解しております。

山崎ポンプ場では、あらかじめ修繕等に必要な費用を積み立てることは行っておりませんが、すでに「長寿命化計画」を作成しており、今後は機器等の耐用年数と寿命を勘案し、ライフ・サイクルコストの縮小を図りながら機器の更新・延命工事を行っていく予定でございます。

田中議員 ちょっと質問を誤解されている部分があると思うんですけれども、例えば、先ほど岡田議員が質問されたポンプの寿命、あるいは他の機器の寿命、それぞれ耐用年数が異なりますよね。そういう耐用年数が異なることによって、更新の時期をそれぞれ設定しなくちゃならないということがあるかと思うんですけれども、そういう計画は、従前、お持ちなんでしょうか。

上下水道部長 当然ながら、更新また延命するにしたとしても、機器にはそれぞれ耐用年数がございます。先ほどお示しさせていただいたように、雨水ポンプであれば20年というような耐用年数が基本的でございますけれども、今回、オーバーホールということで実施している関係で、それよりも若干短い耐用年数になるのではないかとこのように、今、考えております。それぞれ機器によって耐用年数の違いはございますけれども、使用の頻度とか、維持管理の状況、その辺によっては耐用年数以上に実際に使えることもございますし、現在、実際に25年ほど経過しておりますけれども、建設当時のままのものがそのまま実施をしているというような状況でございますので、当然ながら、ライフ・サイクルコストも考慮しながら、その辺の耐用年数とあわせて、更新時期については検討してまいらなければいけないとは考えております。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第41号議案 工事委託協定の締結について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

今回の工事委託協定は、島本町公共下水道山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託業務について、2億8,510万円で協定するものです。受託者は、平成23年から25年において実施設計で電気設備等をされた日本下水道事業団と随意契約されるものです。工期も、平成28年3月31日までの期間であります。

この工事内容は、沈砂池施設、雨水ポンプ施設では機械の延命・更新工事を、運転操作施設につきましては電気更新工事を行うものです。

また、隣接する大山崎町との覚書では、市街化区域面積比率により計算し、大山崎町の負担額は21.7%となります。

今回、基幹施設である山崎ポンプ場を整備することにより、雨水・汚水を計画的に排水することで、内水被害を軽減することが可能になります。

協定の目的である、地域住民の皆さんの生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に役立てることができるものと一定評価し、賛成の討論とします。

平井議長 反対の討論の方がございませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第41号議案 工事委託協定の締結について、人びとの新しい歩みとして賛成の討論をさせていただきます。

山崎ポンプ場沈砂池施設・機械の更新並びに雨水ポンプ施設の機械の延命工事を、日本下水道事業団に委託するための協定締結です。2年にまたがる建設工事費は総額2億8,510万円、受託者である同事業団が、入札により決定された建設業者と工事請負契約を締結されます。

本協定では、建設業者が工事請負業者と締結した契約の概要通知が速やかに島本町に示されることとなっておりますが、これを島本町議会にお示しいただきたいと考えています。本委託協定の締結は、実質的には予定価格5千万円以上の工事請負契約に等しいものであり、よって、極めて妥当な申し出であると私たちは考えています。ご賢察いただきたいと思います。

近年、雨期の大雨により、山崎ポンプ場の役割はますます重要になっています。施設の延命・長寿命化のための更新は必要不可欠なもので、協定の締結について疑義はなく、賛成するものです。

以上をもって、賛成の討論とさせていただきます。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第41号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第41号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日6月25日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日6月25日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後6時19分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

平野議員 1. 広域行政のあり方を問う

～パスポート業務及び保健所業務～

2. し尿中間処理施設整備について

戸田議員 1. 若者の就学、結婚生活を支援する奨学金制度を

～切れ目のない少子化対策の視点から～

2. 旅券発給事務における窓口対応業務の事務委託は必要ですか

第 3 号報告 平成 2 5 年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第 4 号報告 平成 2 5 年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第 1 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 2 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 3 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 4 0 号議案 工事請負契約の締結について

第 4 1 号議案 工事委託協定の締結について

平成26年

島本町議会6月定例会議会議録

第3号

平成26年6月25日(水)

島本町議会 6 月定例会議 会議録（第 3 号）

年 月 日 平成 2 6 年 6 月 2 5 日（水）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番 平 井 均	2 番 関 重 勝	3 番 外 村 敏 一
4 番 田 中 修	5 番 村 上 毅	6 番 清 水 貞 治
7 番 岡 田 初 恵	8 番 川 嶋 玲 子	9 番 戸 田 靖 子
10 番 平 野 かおる	11 番 伊 集 院 春 美	12 番 野 村 行 良
13 番 河 野 恵 子	14 番 佐 藤 和 子	

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 川 口 裕	副 町 長 乾 知 範	教 育 長 岡 本 克 己
総 合 政 策 部 長 島 田 政 弘	総 務 部 長 柴 山 則 文	まちづくり推進 プロジェクトチ ーム 長 由 岐 英
健 康 福 祉 部 長 近 藤 治 彦	都 市 創 造 部 長 水 木 正 也	上 下 水 道 部 長 今 中 良 昌
消 防 長 木 下 光 平	教 育 こ ど も 部 長 北 河 浩 紀	会 計 管 理 者 妹 藤 博 美
総 合 政 策 部 次 長 岡 本 泰 三	教 育 こ ど も 部 次 長 川 畑 幸 也	消 防 本 部 次 長 三 浦 毅
総 務 部 総 務 ・ 債 権 管 理 課 長 杉 木 利 徳	総 務 部 税 務 課 長 森 泰 昭	消 防 本 部 警 備 第 二 課 長 浦 部 博 史
教 育 こ ど も 部 生 涯 学 習 課 長 吉 田 孝 三	消 防 本 部 管 理 課 参 事 濱 西 隆 広	総 務 部 税 務 課 係 長 浦 上 隆 志

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	永田	暢	議会総務 課 長	猪倉	悟	書記	村田	健一
書記	小東	義明						

議事日程第3号

平成26年6月25日(水) 午前10時開議

- 日程第1 第42号議案 動産の買入れについて(高規格救急自動車)
第43号議案 動産の買入れについて(高規格救急資器材等)
- 日程第2 第44号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第3 第45号議案 島本町税条例の一部改正について
- 日程第4 第46号議案 島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について
- 日程第5 第47号議案 島本町火災予防条例の一部改正について
- 日程第6 第48号議案 島本町立プール設置条例の廃止について
第49号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第2号)
第50号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 第1号意見書案 「手話言語法」制定を求める意見書
- 日程第8 第2号意見書案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

(午前10時00分 開議)

平井議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第42号議案 動産の買入れについて（高規格救急自動車）及び第43号議案 動産の買入れについて（高規格救急資器材等）の2件を一括議題といたします。

なお、本案2件は相互に関連がありますので、議事の都合上、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

消防長（登壇） 議案説明の前に一言、ご挨拶申し上げます。4月1日付けで消防長兼署長を拝命いたしました木下光平でございます。なにぶん微力ではございますが、消防職員の和を大切にし、島本住民の生命、身体、財産を災害から守っていく所存でございますので、どうぞ、よろしく願いいたします。（拍手）

それでは、第42号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第42号議案 朗読）

提案理由、買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結するものでございます。

本件、高規格救急自動車につきましては、購入後17年が経過し、修理件数が増えるとともに修理部品の調達困難、老朽化が進み、救急業務に支障が生じるおそれがあるため更新を行うものでございます。また高規格救急自動車につきましては、高規格救急自動車に積載する資器材が「薬事法」第39条の規定に基づき、高度管理医療器具等の販売の許可等を得た業者に限られることから、車両と積載する資器材等を区分し、それぞれ対応できる専門業者による指名競争入札を実施し、買入れ先が確定したため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定に従い、提案いたしましたものでございます。

第42号議案資料をご覧下さい。

1の「動産の内容」でございますが、日産社製高規格救急自動車、ガソリンエンジンの四輪駆動方式といたしております。総排気量は3,498cc、乗車定員は7名となっております。ミッションはオートマチック、全長は5,640mm、全幅は1,900mm、全高は2,460mmとし、管内の主要な道路、高架を考慮し、安全に走行することが可能な車両サイズとなっております。

次に、2の「買入れ金額」は1,878万1,200円、高規格救急自動車1台でございます。

3の「契約方法」でございますが、指名競争入札でございます。本町の競争入札参加資格者名簿に登録する業者から、取り扱い可能な業者2社による指名競争入札を行った

ものでございます。入札の結果、落札業者である日産大阪販売株式会社高槻上牧店と契約をいたしたいものでございます。

次に、4の「参考資料」といたしまして、高規格救急自動車仕様書、概要を添付いたしております。救急業務の多様化、高度救命処置に対応し、迅速で的確な救急活動のため、ゆとりある患者室内を確保いたしております。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第43号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第43号議案 朗読)

提案理由、買入れ業者の確定に伴い、物品売買契約を締結するものでございます。

本件の高規格救急資器材につきましては、車両本体の老朽化が進むとともに、資器材であるベッドサイドモニター、輸液ポンプ、自動体外式除細動器、測定機器などにつきましても経年劣化しており、保守ができない状況にあります。救急業務に支障が生じるおそれがあるため、更新を行うものでございます。

指名競争入札を実施した結果、前の通り買入れが確定したため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定に従い、提案いたしたものでございます。

第43号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」でございまして、高規格救急資器材等といたしまして、ベッドサイドモニター、自動体外式除細動器を含む12の項目一式となっております。

次に、2の「買入れ金額」は、高規格救急資器材等732万2,400円でございます。

3の「契約方法」でございまして、指名競争入札でございます。本町の競争入札参加資格者名簿に登録する業者から、取り扱い可能な業者4社による指名競争入札を行ったものでございます。入札の結果、落札業者である株式会社アダチと契約をいたしたいものでございます。

次に、4の「参考資料」といたしまして、高規格救急資器材等仕様書を添付いたしております。救急業務の多様化に対応し、迅速で的確な救急活動のため更新するものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案2件に対する質疑を行います。

戸田議員 おはようございます。資料を提供いただきまして、ありがとうございます。人びとの人6・7に基づいて、1点、質問させていただきます。

現在の高規格救急車は2台、そのうちの1台を更新されます。修理件数が近年増えているとのことですが、二次救急、三次救急の現状は、どのようになっていますか。

消防長 二次救急、三次救急のご質問でございますが、二次救急につきましては110件、三次救急につきましては9件、合計119件でございます。

戸田議員 それでは、1台の救急車が出動して、もう1台も出るという件数が100件近くある。業務に支障がありませんでしたか、というのが1点。

それと、近年、はしご車、ポンプ車等の更新が優先された結果、この救急車の更新が見送られていたのではないかなと推察しているわけなんですけれども、もう1台の救急車も2016年には更新時期を一定迎えられます。これについては、現在、故障等の件数が増えているということはありませんか。

それと、資料の6を拝見しました。私はこの心電計、オキシレーターというものがどのようなものか、詳しく知ってはいないのですけれどもね。これらのお示しいただいたものはすべて新しい救急車に積み替えられる機材、つまり廃棄せずに活用されるわけですよ。その中で心電図、オキシレーターというのは、もう19年、13年と年月が経っています。これらは、この際更新されるほうがよいのではないかなという印象を持っていますので、これを積み替えられることにされた理由をお示しいただけたらと思います。

以上です。

消防長 まず、1点目の、なぜ17年も経過したかというご質問でございますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、23年度には伝搬調査及び実施設計、耐震診断等がありまして、24年にはNOx規制ではしご車、ポンプ車等、あとデジタル整備がございまして延び延びになっていたということでございますが、車両の状況につきましては、その状態を見極め、できる限り更新時期を延長しておりました。しかし、25年度につきましてはエンジンのオイル漏れが発生したため、今年度、予算計上させていただいたものでございます。

また、もう1台の、現在、一線車の車でございますが、現在10万キロ、走行しておりますが、今のところ故障といったものはございません。

もう一つ、オキシレーター、心電図でございますが、警備第二課長のほうで……。

警備第二課長 心電計、オキシレーターを継続して積み替え運用する理由でございますが、心電計につきましては、主に胸の上に置いて、その機器のモニターで心電図波形を確認できる携帯型的心電計となっております。現在はAED、ベッドサイドモニターを使用し、心電図波形を確認しているため、使用頻度が少なくなっているものです。またオキシレーターについてでございますが、呼吸管理に使用する機器となっております。酸素ボンベに接続し、両手でマスク保持していても人工呼吸ができるものとなっております。通常のマスク換気が困難な場合に使用するものとなっております。どちらにつきましても、使用する頻度は少なく、日々整備に努め、現在も十分使用できる状態であることから、積み替え運用するものです。

以上でございます。

岡田議員 今回、高規格の救急自動車を購入されるということなんですけど、これはどこの自動車会社においても、必ずしもこれ、造っている自動車じゃないと思うんですけどね。全国的に、こういう高規格の救急自動車を造っている会社というのは、トヨタと日産と、2社だけしかなかったんでしょうかね。また日産を選ばれた理由というのはどこにあるんでしょうかね。島本町の場合というのは、ある程度、跨線橋だけじゃなくって桁下の高さとか、いろんな状況で選ぶということもあるんでしょうけども、まず日産を選ばれたというのは、どこを、あれで日産を選ばれたんでしょうかね。

それと、今回の仕様書の中の文章を見させていただきますと、この中には下取り価格も含むということが書いてあるんですけどね。下取り価格というのは、どれぐらいが下取り価格として、この中に入っているんでしょうか。また救急の場合、廃車とかりサイクル料金とか、抹消登録等に関しては町が持たなければならないということなんですけど、これは普通の車と違って、救急の場合は処分の仕方がまた違ってくるかと思うんですけどもね。その辺はどのような処分を、島本町としてされようと思えますか。処分の仕方を教えていただけますか。

以上です。

消防長 まず、全国で高規格救急車を製造しておりますのはトヨタ、日産、あと北海道にあります札幌ボデーという会社が造っております。島本では、関電のアンダーパスガードがありますけども、あそこが約2.7mの高さであります。その走行の余裕を20センチ持たせまして、2メートル50センチの高さが必要であるということで、トヨタ、日産が2メートル50センチ以下となります。札幌ボデーの車につきましては、それ以上ということで、トヨタと日産を選ばせていただいております。

なぜ日産を選んだかと言いますと、これは入札、指名競争入札でさせていただいたため、日産になったものでございます。

あと、救急車の下取り等廃車の手続きでございまして、平成16年の8月に「消防車両等の適切な管理及び処分について」消防庁通知に基づき、処分後の悪用防止対策として、車体に表示された市町村名、消防機関名等を確実に消去し、赤色蛍光灯、サイレン、無線等を取り外し、解体を目的とした永久登録抹消ということと言われておりますので、その指導に基づき、解体を目的とした登録抹消を行うものでございます。

下取り価格と廃車につきましては、仕様書に書いてますとおり、その仕様書に入れて処分も含む、この価格となっております。

以上でございます。

岡田議員 ありがとうございます。この仕様書の中で、今回の救急自動車に関しては7名というようなことで書かれてるんですね。この7名というのは、これは隊員さんがこの救急に何人乗られて、何人の患者さんが収容できるのか。例えば、日常的な救急はともかくとして、何か大災害が起こったとき、島本町は2台の救急しかございませんので、

この辺が、救急に何人の患者さんを乗せて搬送することができるかということが1点と、もう1点は、古いところから全部これを再度使うということで355万1,585円の減というんですか、古いものを使うということですが、これに関しては全部、8品目ありますけれども、これは全部点検をされて、それでオッケーということで古いものを使うというような結論に立たれたのかどうか。その辺もお訊きしたいと思います。

以上です。

消防長 救急車の定員についてのご質問でございますが、救急隊員を含めて7名でございます。ですから、患者さんは4名乗せられるということでございます。

ただ、大災害のときはどうするか、対応についてご質問でございますが、2台運用しております、それでも、25年度につきましては2台で足りない場合ですけれども、高槻市のほうから応援をいただいております。その件数は8件、来ていただいております。また、それ以上の災害、集団救急等になりました場合につきましては、高槻市からの応援、また隣の乙訓消防からの応援ということで要請をいたします。それでも足りない場合につきましては、府下広域応援協定もございますので、北摂地区の救急車が応援に駆けつけてくれるということになっております。

あと積み替えの件でございますが、消防につきましては毎朝、9時の点検のときに資器材及び車両の点検を行っております。そういうことで、ここに乗せておりますのは、まだ使えるということで積み替え運用することです。

以上でございます。

関 議員 救急車購入に絡んで、救急現場の現状について、数点、お伺いします。

救急車の私的利用、不正利用の案件が増えているということがマスコミ等で取り上げられているんですけれども、本町でもそのような、本来、不必要な救急出動というのは増加傾向にあるんでしょうか。それと、それに伴ってレスポンスタイムはどれぐらいかかっているんでしょうか。それは府下、全国平均と比較して、どれぐらいの位置にあるんでしょうか。

それと、現場から病院を選定して、患者を病院に搬送する時間というのは、どれぐらいかかるんでしょうか。島本町では、どこの病院への搬送が最も多いんでしょうか。それと、一番遠くは、どこら辺まで搬送を行っているんでしょうか。

あと最後、緊急走行させる運転手については、より高度な運転技術等が求められると思うんですけれども、運転手の育成についてはどのような方法を取っておられるのかと、現在、消防署員の中で、そういうふうな緊急走行できる資格を持った職員の方は何人ぐらいおられるんですか。

以上、お願いします。

消防長 救急の中では軽症者、不適利用じゃないんですけれども、軽症者、入院しなくてもいい患者が約6割方いらっしゃいます。そのことで、救急車につきましては重症患者、

そういう軽症の患者を搬送しているときに重症の患者さんが起きた場合、どうしても遅れるという可能性がありますので、できる限り、全国的にも行っておりますけども、救急車の適正利用というのも訴えております。消防署のほうでは救急講習等行っておりますが、そういうときにも住民の方に適正利用を呼びかけておりますし、広報等でもそういうことをお願いしている部分もございます。

不正という、その辺の区分というのがなかなか難しいんで、その辺の統計といえますか、ちょっとこちらのほうではわからない状況でございます……（関議員・自席から「現場まで到着は何分ぐらい」と発言）……。

消防本部長 覚知から現場到着までの時間でございますが、覚知から出動に平均2分27秒、出動から現場到着まで3分27秒を要しております。

また、もう一つのご質問の覚知から病院の到着時間でございますが、平均33分11秒という数字が統計として出ております。

以上でございます。

警備第二課長 一番遠い病院への搬送先についてでございますが、特殊な病気で傷病者がかかりつけの場合など、傷病者から強く要望があった場合などですが、平成25年中にありましては兵庫医科大学病院、また大阪の淀川キリスト教病院などがあげられます。

以上でございます……（関議員・自席から「一番多くは、どこの病院ですか」と発言）……。

消防長 25年度につきましては、東和会病院でございます。

あと、機関員の養成でご質問でございますが、普通、機関員につきましては3ヵ月間の走行教育を行っております。

以上でございます。

関議員 確認なんですけども、運転手の育成だけ確認させて欲しいんですけど、それは島本町独自の育成の基準というか、教育方法なんでしょうか。消防のほうで大阪府下とか、そういうような消防学校等で教育とかされたうえのものなんでしょうか。

あとは、その技術的な部分だけでなく、例えば大阪府警なんかでしたら精神面のクレペリン検査等含めて、極度にサイレン鳴らしたら緊張する方々は排除するというふうなことも含めて、安全対策というのは万全を期するんですけども、そのようなことの取り入れとかはないんですか。

消防長 署内、島本町消防本部の教育プロセス、いろいろとありますが、それに基づいて行っております。ただ、この機関員につきましては、救急車を運用する過程におきまして、だんだん、その機関員の数がどうしても少なくなっております。以前でしたら、10年経ってからのことかということで機関員を養成しておりましたが、それでは団塊の世代の退職者によりまして、だんだん、その年齢が若年化しているということは免れないところでございます。

ただいま議員がおっしゃいましたように、若い機関員が運転するようになってきていることから、できる限り、議員の指摘がありましたように、いろいろな教育、走行の教育等については、また派遣を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

関 議員 最後、確認です。先ほども質問しましたけども、レスポンスタイムの件なんですけど、覚知から現場まで3分27秒、病院搬送まで33分というふうなご答弁いただきましたけど、これは大阪府下、あるいは全国的のレベルに比べて、どのような状態なんですか。早いほうですか、遅いほうですか。

消 防 長 覚知から出動時間が2分27秒、これも平均的でございます。全国的に、平均的でございます。

清水議員 数点、質問させていただきます。

今回、更新するにあたり、現有で保有している車両、資器材が変更される点があれば、教えて下さい。あと車両については、今、ラジアルタイヤということになっているんですが、冬場の対応、雪等についての対応はされているのですか。

以上、お願いします。

消 防 長 冬場のタイヤについてのご質問でございますが、積雪が予想される1月、2月、その季節につきましてはスタッドレスタイヤを装着しております。

あと、資器材の変更点でございますが、大きなものはございませんが、今回、モニターが新しくなっております。

消防本部次長 新たに整備される資器材でございますが、現行の車両と比較いたしまして、カーナビケーションシステムが新たに導入されます。また、Bluetooth 受信アダプターというものも積載する予定でございます。

以上でございます。

清水議員 わかりました。冬場のタイヤの件だけ、1点、もう一度質問させていただきますが、スタッドレスタイヤ装着ということで、今、現有のタイヤをつけるんですか。それとも新たに買われるという話なんですか。

あともう1点、車両を更新するにあたり、入れ替えの時期が来ると思うんですが、その時点ではどういう対応、2台とも救急車が出られる、もう1台予備があるのかというのが、切り替えのときですよ。車両から資器材を乗せ替えたりという転用もあるんで、その間は予備というか何か、更新のとき、切り替えるとき、どういう対応されるんですかということだけです。

消 防 長 スタッドレスタイヤにつきましては、一応、仕様書の中に入れておりまして、今回、新たに購入いたします。

資器材の積み替えでございますが、そんなに時間もかかりません、30分ぐらいで積み替えは可能であります。

以上です。

外村議員 資料請求させてもらいまして、外村3・4・5ですけれども。まず入札調書、2件とも予定価格があって、これは物品だから最低入札価格。この78.98%ですけども、この予定価格の算出根拠と、最低入札価格を設定された根拠、教えて下さい。これは42号議案ですね。43号議案も同じでございます。

それと、42号議案では販売会社12社に声をかけたというふうに聞いたんで、私としたら、できたら島本町にある会社から買ってもらうたらいいなと考えたんで訊いたんですけども、ペケになってるのは、これはどういう意味なのか。この印の意味がわからないんで、教えて下さい。

もう1点は、今回、ガソリン車という仕様となったけども、実際の納入はハイオク車。ハイオク車もガソリンですけども、かなりの排気量がありますから、相当燃費がかかるなど思っております。この車のリッター当たり走行距離は幾らですかというのと、年間、どれぐらい走るから、どれぐらいの燃料代がかかるというふうに想定されているか、教えて下さい。現行車もハイオク車なんですか。

以上です。

消防本部次長 まず、予定価格の積算につきましてのご質問でございます。高規格救急自動車に積載する資器材につきましては、「薬事法」第24条の規定に基づきまして、医薬品販売業の許可を得た業者に限られることから、車両と積載する資器材を区分し、それぞれ対応できる2社の見積り額の平均額を予定価格とさせていただきます。

次に、高規格救急自動車取扱業者の調査表に基づく質問でございますが、町内事業所につきましても、指名競争入札参加者名簿から自動車販売業と思われる業者、合計で12事業所に対しまして、電話等で救急車両の取り扱いを確認させていただいております。その中で救急車の販売を行えない事業所につきましては、この表の×というような形で印をさせていただきます。日産大阪販売株式会社高槻上牧店、大阪トヨペット株式会社法人営業部の2事業所のみ、高規格救急自動車を取り扱えるということで、入札に臨んでいただいております。

続きまして、ランニングコストについてのご質問でございます。日産自動車につきましては、議員ご指摘のとおりハイオクの燃料で、リッター当たり3.3キロ、トヨタの救急自動車につきましてはレギュラーガソリンで、リッター当たり3.6キロとなっております。また、現有の車両につきましてはハイオク仕様となっております。

以上でございます……（外村議員・自席から「最低入札価格」と発言）……。申しわけございません。年間の燃料の見込みでございますが、資料請求で出させていただきますとおり、日産自動車につきましては年間で29万1,662円、トヨタで25万1,316円となっております。

なお、最低入札価格につきましては、これは落札価格を表示させていただいているも

のでございます。

以上でございます。

外村議員 ということは、入札のときには予定価格だけを公表して、入札に臨んでいただいていたということよろしいでしょうか。

以上です。

消防本部次長 議員、ご指摘のとおりでございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第42号議案 動産の買入れについて(高規格救急自動車)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第42号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第42号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

平井議長 引き続き、第43号議案 動産の買入れについて(高規格救急資器材等)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第43号議案 動産の買入れについて、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

先ほどの第42号にも言えることなんですけれども、平成9年に配備され、平成19年、更新の時期に到達し、すでに7年が経とうとしています。もう1台も、平成28年(2016年)には更新の目安となる10年を迎えることとなります。

今回の更新は極めて妥当であり、また日々、救命救急業務に関わって下さっている皆

さんに必要な、必須のものであるとして、賛成をさせていただきます。

以上をもって、人びとの新しい歩みの賛成の討論といたします。

平井議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第43号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第43号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第2、第44号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長 (登壇) それでは、第44号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第44号議案 朗読)

提案理由といたしましては、中長期的な視点に立って、公務への貢献が期待される有為な人材を確保するため、新たな給与制度を創設するものでございます。

配偶者同行休業制度につきましては、平成26年2月21日付けで「地方公務員法」の一部が改正をされ、すでに施行されております。本条例の制定につきましては、その改正の中で新たな休業制度として創設されたものでございますが、同法におきまして、条例委任されている事項がございますことから、今般、本条例を提案させていただくものでございます。

それでは、本議案資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。議案書の1の10ページの次のページでございます。

1点目の提案理由につきましては、ただいま、ご説明申し上げたとおりでございます。

次に、2点目の「議案の概要」でございます。

まず、第1条につきましては、本条例の「趣旨」について規定いたしております。先ほど申し上げましたとおり、本条例は「地方公務員法」の条例への委任規定に基づき、必要な事項を規定するものでございます。

次に、第2条につきましては、「配偶者同行休業の承認」について規定するものでございます。配偶者同行休業の承認は、申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮したうえで、承認することができるものでございます。

次に、第3条につきましては、「配偶者同行休業の期間」について規定するものでございます。「地方公務員法」第26条の6第1項において、条例で定めることとされております配偶者同行休業の期間について、3年と規定するものでございます。

次に、第4条につきましては、同行休業をする職員の「配偶者が外国に滞在する事由」について規定するものでございます。具体的な滞在事由といたしましては、海外での勤務、海外での事業経営、外国の大学における就学でございます。

次に、第5条につきましては、「配偶者同行休業の承認の申請」手続きについて規定するものでございます。承認の申請には、配偶者同行休業の期間の初日と末日、滞在事由について明らかにするとともに、必要に応じて確認書類の提出を求めるものでございます。

次に、第6条につきましては、「配偶者同行休業の期間の延長」にかかる申請手続きについて規定するものでございます。配偶者同行休業の期間の上限である3年の範囲内であれば、配偶者同行休業の期間を延長することができるものでございます。

次に、第7条につきましては、「配偶者同行休業の承認が取り消される事由」について規定するものでございます。配偶者が外国に滞在しないこととなった場合や、配偶者同行休業をしている職員が産前産後休暇、または育児休業を取得することとなった場合は、取り消し事由として規定をいたしております。

次に、第8条につきましては、配偶者同行休業をしている職員が任命権者に遅滞なく届出なければならない場合について、規定するものでございます。配偶者が死亡した場合や、配偶者が職員の配偶者でなくなった場合、また配偶者と生活を共にしなくなった場合などを、届出事由として規定をいたしております。

次に、第9条につきましては、配偶者同行休業の承認申請、または期間の延長申請があった場合に、職員の配置替え等を行っても業務を処理することが困難と判断したときに、申請期間を限度として「任期付き職員や臨時的任用職員を任用」することができることを規定するものでございます。

次に、第10条につきましては、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における給料の「号給の調整」について、規定するものでございます。職員の休業期間中は無給でございますが、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合、配偶者同行休業期間を100分の50以下の換算率により換算した期間を勤務したものと見なし、職員の号給の調整を行うものでございます。

次に、第11条につきましては、配偶者同行休業をした職員にかかる「退職手当の取り扱い」について、規定するものでございます。配偶者同行休業をした職員にかかる退職手当の算定にあたっては、配偶者同行休業期間は調整額の算定対象に含めず、また在職期間からも除外する旨を規定するものでございます。

次に、第12条につきましては、本条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める

旨の「委任」条項を規定するものでございます。

次に、附則につきましては、本条例の制定に伴い、関連する条例の一部改正を行うものでございます。改正する条例は、職員の育児休業等に関する条例、島本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び島本町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の3件でございます。

最後に施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、職員の配偶者同行休業に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

村上議員 それでは、質問させていただきます。

提案理由に、「公務への貢献が期待される有為な人材を確保するため」とありますが、島本町における「有為」な職員はどのような職員を指しておられるのか、また定義があれば、お示し下さい。

また、実際に執行していく場合に、ある人は認め、ある人は認めないといった、そういうケースも、今後出てくるかと思われまじけれども、そのような場合、どのような方法で、例えば駄目であるという方に対して、説得というか納得させるのか。私は、そういうケースの場合は、判断基準として客観的なものがないといけない、そういうように考えております。そういった客観的なものは、島本町においてどのようなものがありますか。お尋ねします。

総合政策部長 今回の条例制定にあたりまして、公務への貢献度といいますが、有為な人材かどうかというふうなことの一定の判断基準ということでございます。これにつきましては、本町におきましては勤務評定制度を設けておりまして、基本的には、この勤務評定制度に基づいて一定の判断をする、このようなことでございます。従いまして、その判断のもとで、そういう有為かどうかというふうなことも含めまして、任命権者が一定の判断をするということになります。

以上でございます。

村上議員 今の回答では、勤務評定制度で判断していくということですが、勤務評定制度は島本町においては全職員に対して対応されておるのか、また管理職のみに対応されておるのか。その辺をお伺いします。

それで、管理職以外の方が同行するというようなケースが出た場合、どのような判断基準をされるのでしょうか。

総合政策部長 現在、本町で実施しております勤務評定制度でございますが、これにつきましては、現時点では管理職員のみを対象として実施をいたしております。

なお、今回、対象となります職員につきましては一般職の場合でございますが、一般

職の場合は勤務評定制度は現在、実施をしておりません。従いまして、今回の判断につきましては、所属長に対しましてヒアリングを行い、日々の勤務状態について確認をいたしましたところ、良好であると確認をされましたことから、本町に取りまして、将来、有為な人材である、このように判断をしたところでございます。

以上でございます。

村上議員 一応、判断基準といいますか、判断されるにあたっては上司から上申されて、さらにそのうえで判断されることになるかと思うんですけども、そういった組織的に、いわゆる判断されるような体制といいますか、は確立されておるのでしょうか。また、最終的判断は町長のほうでされる、当然そうだと思うんですけども、その辺のプロセスといいますか、流れを教えてください。

総合政策部長 最終的な判断は町長がされることとなりますが、基本的には所属長のヒアリング等を通じて、そういった日々の勤務状態をもとに判断をすることとなります。本町では、勤務評定制度の導入について、一般職についても現在検討いたしておりますが、いわゆる人材育成の基本方針、こういったことで将来にとって有為な職員の人材の育成、そういったことも今後念頭に入れながら、こういった条例の制定について、また職員の皆さんにも周知を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

野村議員 「有為な人材の確保」との休業制度ですけれども、まず最初に、今回、この条例制定を提案されましたけれども、この法律が制定された趣旨、背景を、まずお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

総合政策部長 今回、法律が制定された趣旨、背景ということでございますが、先ほども申し上げましたが、公務において活躍されることが期待されます職員が、配偶者が外国へ転勤することに伴いまして、配偶者に同行するために退職せざるを得ないといった事例が、国において多数生じておるといった状況でございます。そういった中で複数の省庁から人事院に対しまして、そういった職員が退職することなく転勤する配偶者に同行することを可能とする休業制度の創設について、従前からそういった要望が寄せられていたということで、今回、その要望を受けて改正をされたということでございます。

以上でございます。

野村議員 配偶者同行休業制度の創設に伴いまして、「地方公務員法」が平成25年11月に改正されました。なぜ、それにあわせて条例制定をされなかったのですか。それと、他の市町村の現況、状況等はどうかっておりますか。お伺ひいたします。

総合政策部長 まず、今回の条例制定の時期についてでございますが、平成25年の11月の時点では、対象となります職員が当面いないものと見込まれていたため、「地方公務員法」の改正と同時期での条例制定は行わなかったものでございます。しかしながら、対象となる職員の発生が今般見込まれましたことから、条例を制定する運びとなったもの

でございます。

また、「地方公務員法」の第24条におきまして、職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるにあたっては、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を失しないように適切な考慮、配慮が行われなければならないと規定をされております。従いまして、今般、職員の勤務条件につきまして、国との均衡を失することのないよう条例制定をお願いするものでございます。

それと、他の市町村の条例制定の状況でございますが、近隣の自治体では、吹田市が条例制定をすでにされております。

以上でございます。

野村議員 その中にですけれども、3年間と期限を決められておられます。その経緯、ちょっとお示ししていただきたいのと、あと配偶者同行休業の提出書類等の手続き、どんなものが必要か。その2点、お伺いいたします。

総合政策部長 今回の配偶者同行休業の期間でございますが、これは3年間ということでございますが、これはやはり公務に復帰をするということが前提でございますので、あまり長期間になりますと、そういったことの妨げにもなるということで、一定、3年以内ということで期限を定めるものでございます。

それと、配偶者同行休業の手続きの提出書類でございますが、具体的には配偶者の転勤に関する内示文書、また大学の入学の許可書、あるいはその赴任先の国のビザといった外国での勤務を証明できる文書の提出をしていただいて、そして最終的に判断をする、こういうこととなります。

以上でございます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前10時59分～午前11時10分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

清水議員 1点だけ、確認させてもらいます。

休業中の職員の給与、その他職員の社会保障等の待遇はどうなるのでしょうか。

総合政策部長 今回の休業職員に対する給与でございますが、これについては無給でございます。ただ、共済費等の負担が発生しますので、これについては無給であっても当該本人から共済費の負担をしていただく、また事業主の負担としては2分の1の負担が、当然のこととして発生するものでございます。

以上でございます。

戸田議員 第2条で、「同行休業の承認」について規定されております。その中に、「当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で」とありますが、その「その他の事情を考慮」というのは、どのようなことを言うのでしょうか。ご説明下さい。

もう1点は、期間を3年とされていますが、例えば、その間に職員が妊娠・出産した場合、育児休業との関係などはどのようになっているのでしょうか。また、育児休業期間が終われば、再びトータル3年を超えない範囲で配偶者同行休業を取得することができるのですか。

この2点、お尋ねいたします。

総合政策部長 条例の第2条の「配偶者同行休業の承認」についてのお尋ねでございます。

まず、承認についての「その他の事情」ということでございますが、これについて、配偶者の同行休業につきましては、一定の在職期間が見込まれることなどが想定をされます。国におきます人事院の示す運用といたしましては、配偶者の同行休業の請求の時点において、職務に復帰した後、概ね5年程度在職をすることが見込まれ、かつ継続して勤務する意思があることが承認の基準となっております。それと加えまして「その他の事情」ということで、特に人事異動等に際しても所属長のヒアリング等も行っておりますので、そういった内容を基準として定めるということでございます。

それと、今回の休業期間が3年というふうなことでございますが、この場合、妊娠・出産した場合については育児休業ということになりますが、これについては、いったん休業期間、今回の配偶者同行休業期間については3年以内ということでございますので、その間に、例えばそういった妊娠・出産というふうな事由が生じた場合については、いったん、この同行休業制度については重複して取れませんので、海外に3年以内に滞在をした間に休業される、妊娠・出産されるというふうなことであれば対応できますが、その期間中に改めて育児休業を重ねて取るということは、今回は対象外になります。

以上でございます。

戸田議員 妊娠・出産した場合には、この3年以内の中で、あるいはトータルで3年、で育児休暇は取れないというふうに認識しているのですか。ちょっと、再度確認したいと思います。そうすると、育児休暇という非常に大きな権利が失われることになってしまうので、そこのところをもう一度整理していただきたいと思います。それが1点。

もう一つ、「その他の事情」とは何かという間に、概ね復帰を前提とする、そして復帰後5年程度勤務するというようなことが国の人事院の示す運用にあるということで、島本町としてもこれに準じられると思うんですけどもね。私の考えを述べますと、諸外国においては女性の社会進出や、生き方や暮らし方の自由な選択が、日本のそれとは比べものにはなりません。家事育児を分担するか否かの議論、こういったものは見受けられず、もっと人としての根源的な生き方が、より尊重されていると私は感じています。

そのような社会で、様々な可能性に職員が気づき、チャンスを活かして自らのキャリアをナビゲートする、そういうふうなことは十分に考えられます。日本女性の活躍は目覚ましいもので、例えば私たちが一般に後進国と考えているような国々においても、在外日本人、特に女性の活躍は目覚ましいものがあります。そのような中で、3年後に職

場に復帰するという確証はないと、私は思っておいたほうがよいと思うのです。これについてはいかがですか……（「それはあかん」「質疑して」と呼ぶ者あり）……。

それは人びとの生き方の選択であり、島本町がどこまで、このことを拘束できるのかというのは非常に難しいものがあります。例えば、3年後に復帰して、5年間は少なくとも勤務しますというような何か誓約書を書かせたり覚書を書いたり、そういうふうなことで職員を拘束するというようなことはあるのでしょうか、確認いたします。

総合政策部次長 それでは、育児休業との本制度に基づく休業との兼ね合いでございますが、まず、その1点目でございますが、本条例提案させていただいた第7条の第3号におきまして、「配偶者同行休業の承認の取消事由」という中で、育児休業を申請して承認することになった場合は、配偶者同行休業というものは、本人の申請によりますが、取り消しという形になります。取り消しですので、育児休業が終わった後に、まだ海外赴任の状況が続いておって、本人から申し出がされた場合は、配偶者同行休業の新たな対象となるところでございます。

それと、先ほどございました「その他の事情」で、復帰を前提にということでございますが、やはり公務を行ったうえで、職員としての身分を置いて配偶者に同行して海外についていくということでございますので、当然、組織としては戻ってきていただいて職務にあたっていただくということが前提でございますので、復帰を前提とした「その他の事情」を説明していただく際には、文書での提出を願うつもりでおります。

ただ、その部分で法的拘束力があるかということについては、例えば5年ですから、戻ってきたときには5年程度働くよということでも文書出されたからといって、戻ってこなかったことによって、確かに法的拘束力はございませんが、やはり、そういう意思を持って海外に同行される職員というものは、組織として当然、確約をもって行っていただく必要があろうというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 組織か個人の尊厳か、という大きなテーマになると思います。公務を置いて、職員という身分を保障され、そして社会保障等の負担も島本町が負担して職員を送り出すわけですから、人事として、組織として、おっしゃることは当然わかります。けれども、人びとの生き方、3年後何が起きているか、どのようになっているか、これは全く、誰にもわかりません。家族の状況や、自らの体調や、様々なことで本当に変化があります。そういったとき、例えばその一筆、3年後には復帰しますということが守れないとき、あるいは生き方の選択を大きく変えたとき、例えば罰則があったり、本人に不利益があるような法的拘束力はないということですが、モラル的にも責められたりすることがあっては断じてならないと私は考えています。この点について、もう一度、町長、副町長、トップのお考えをお示しいただきたいと思っております。

総合政策部長 今回の配偶者同行休業制度のあり方についてなんですが、3年間の休業期

間ということでございます。そして、3年を経まして職務に復帰する場合、原則として5年以上の職務の意欲があるということを確認をするということになっております。将来、その3年後の姿というのは、確かにどういった形になっているのか、それぞれの人生の中で変化がもちろん生じることとなるとは思いますが、基本的には、今回の条例の趣旨については復帰後5年は職務に就くということが前提となっておりますので、そういった形で確認をし、承認をするということになろうかというふうに考えております。

それと、そのことの誓約が守れなかった場合ですね、特にこれについてのペナルティというものはございません。

以上でございます。

関 議員 有能な職員のキャリアを止めないためにも、また本町に繋ぎおいておくためにもという、必要な措置であるという印象は持っているんですけども、現実的には、その職員のポストに穴開ける形になるんですけども、その穴を埋めることと、残った職員の業務負担に対する対処というのは、具体的にどのような対処をされるんですか。

総合政策部長 ただいまご質問いただきましたとおり、同行休業を取ることによって、当然、その職員に欠員が生じることとなります。こういったことから、他の職員にその事務の負担が増加をするというふうなことになりますが、これらの対応といたしましては、基本的には職員の配置替え、また業務分担の見直しなどによって対応していただきたいというふうに考えております。

それと、なお、これによりまして対応が十分ではないというふうな場合は、臨時的任用職員、あるいは任期付きの職員、こういった職員の雇用によって対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

関 議員 臨時的職員の新たな採用とかで対処されるということなんですけども、例えば、職員のポストが上がれば上がるほど、その業務負担というのは多くなると思うんです。課長以上の職員、課長、次長、部長、例えばその方が同行で休まれるというときには、臨時職員の採用とかでは到底まかなえるものではないと思うんですけども、いかがですか。

総合政策部長 当該職員の補職によって、事務の内容も当然変わってくるわけでございます。今回は一般職員というふうなことで対象としておりますが、仮に管理職員にそういった事象が生じたということになりますと、管理職員の場合は、例えば当該職場におります職員の昇格による対応、あるいは次長級の兼務というふうなことも含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

関 議員 最後、ちょっと確認なんですけども、この条例は国の案に基づいて作成されているというふうに思料しますけども、第2条に「公務の運営に支障がないと認めるとき

は」というふうな条件を掲げられておりますけれども、そもそも島本町においては職員の数が不足していて、なおかつ、すべての職員が業務多忙の中にあるというふうに認識しておりますけれども、実際に公務の運営に支障がないと認められるというふうな、該当される職員というのは現実的におられるんですか。

総合政策部長 今回の条例の制定にあたっては、基本的には業務に支障がない、公務に支障がないというふうな前提のもとで承認をされるということになります。本町の職員、今、ご指摘のとおり限られた職員数の中で非常に事務量も増えてきております。そういった中で、事務負担も確かに増大をしてきているわけですが、その職務・職階に応じた適切な事務処理をしていただきたいということで、基本的には、その公務に支障のないような対応、欠員が生じた場合であっても、そういう対応を適切にすることによって円滑な業務の執行に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

平野議員 この新たな休業制度、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定ということについては、府内でも吹田市が先例ですけれど、2番目の制定ということで、私は非常に先進的なことだと思っております。

2014年の6月14日の閣議決定で、女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立性について、まずは公務員から率先して取り組むと。その具体的策の一つだというふうに掲げられておりますので、島本町では、そういった事例が今回発生したということですね、すぐに対応していただいたということで、非常に良いことだと思っております。

それで、お尋ねします。「地方公務員法」にも定義がありますけれども、配偶者には、「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」というように書かれています。当然、そのような規定だと思えますけど、特に条例にはこのことが定められておりませんが、規則か何かでその点は規定をされるのかどうか、お聞かせ下さい。

それから、この不承認、いわゆる申請をされた場合にね、何かの理由で不承認となつて、ご本人から、それについては異議がある、不服があるというようなことがあった場合、異議申し立ての仕組みというのはあるのでしょうか。

それから、それは育児休業でもそうですけれども、やはり休業制度を活用しようとする職員さんにとっては、取得しやすい職場であるということが一番大事だと思うんですね。職場の同僚の理解、上司の理解こそが大事だというふうに思いますので、そのことを、この条例制定の折りには——制定可決しましたらですよ、その点をすべての全職員さんに十分周知する、理解していただくという配慮が必要だと思いますけど、その辺は具体的な方策をお示し下さい。

総合政策部長 配偶者同行休業に関してのお尋ねでございますが、まず1点目の、婚姻関係にあるのかどうかというようなことでございますが、これは「地方公務員法」の第26

条の6に規定をされております配偶者、これは届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むというふうに規定をされておりますので、そういった職員についても対象となるというものでございます。

それと、不承認に関することですが、職場環境については、休業することによって当然欠員が生じることとなります。そういったことについては、その職場で基本的にはそういう休業が取りやすい環境の整備が必要であるというふうに考えておりますし、その部内、課内で、基本的には対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます……（平野議員・自席から「本人の申し立ては」と発言）……、それと、すいません、不承認となった場合、その場合は不服申し立てができますので、公平委員会に対しての不服申し立てができるということでございます。

以上でございます。

総合政策部次長 制度ができた後の周知方法でございますが、当然、このような新しい制度ができて、職員にとっても、今後、対象者が出てきたときには有益な制度でもございますので、先ほど平野議員からありましたように、やはり制度ができた以上は、取りやすい職場環境を作るというのも人事を扱っている者の責任でございますので、取りやすい職場環境の構築も含めて、制度趣旨も含めて、各所属長に対して通知をもって周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 もう、かなり出尽くしたと思っておりますが、数点、お尋ねいたします。

第44号議案ですが、今、人事の関係での答弁をいただいたところですが、取れる制度にするということですね。どの部署においてもということを申し上げると、例えば、特に保育所、学童保育、図書館、そういったところで圧倒的に非正規労働、臨時職員さんなくしてはやっていけない職場でいるところの正規職員の方が該当の事案になったときに、1人か2人か、あるいは一桁しかいない正規の人を残して取れるかといいますと、なかなか取れない。そういう意味で、先ほど支障が出ないようにということで任期付き採用及び臨時的任用ということの条例が伴っておりますけれども、私が先ほど申し上げたような部署において、こういうことができるような、今現時点では島本町の条例規定にはなっていないのではないかと思います、いかがでしょうか。

もちろん、そういった職場にいろいろな働き方が持ち込まれることについては、過去の条例審査でも警鐘は鳴らしておりますので、推奨するものではありませんが、現実のものとなるような条例整備は伴っているのか。すべての部署においてということで、お尋ねいたします。

あとは、先ほど5年という言葉がありましたけれども、「当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮」ということの「成績」の中に、実務経験年数は含まれている

のか。それが先ほどの5年ということにあたるのか、再度、確認をさせていただきます。

総合政策部長 今回の休業制度でございますが、これにつきましては、基本的にはどこの職場でも取れるような環境が必要である、このように考えております。今、ご指摘のありました例えば保育所ですとか、学童ですとか、そういった職場、限られた職員で対応していただいておりますが、そういった職場でこういった今回の事象が生じた場合についても、当然、そういった環境整備は必要である、このように考えております。

それと、勤務成績において経験年数、これは基本的には勤務年数というのは関係ございません。勤務していただいて、その勤務状況によって判断をするということでございますので、年数で承認するかしないかということではございませんので、その点、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

河野議員 先ほど言った、私の想像する範囲は学童保育室、保育所、図書館だと思っておりますけども、では、この条例が施行されるときには、そういった条例を備え持つという準備はなされるのか、どういった手立てを取られるのか、答弁を求めます。

本来は、その臨時職員があまりにも多いということなので、その前提は私たちは認めるものではありませんが、こういった条例を施行するのであれば、そういったことが、本人の申し出があったときに、ちゃんと支障のないような部署が保障されるのかということ完備していただかないと困ります。答弁を求めます。

あとは、労働組合の協議事項ではないであろうと、この間の提案の資料などを拝察してはおりますけども、ただ、そういった協議なり要望事項があったらと思いますので、わかる範囲でお答え下さい。

総合政策部長 まず、職場によって、そういう環境整備ができるのかというようなことでございますが、今回の条例の第9条におきまして、配偶者同行休業に伴う任期付き採用及び臨時的任用職員の規定がございます。ここで、一定の事由に合致する場合は、その欠員の補充として任期付きの採用職員、臨時的な任用職員を雇用して、公務に支障のないように対応してまいりたいということで、この条例にも規定がなされております。

それとあと、労働組合との協議の状況でございますが、これは組合員の勤務条件の変更ということにも該当いたしますが、この条例の制定につきましては、組合員にとっても当然有益なものでありますので、交渉ではございませんが、こういった条例を制定するといったことについて、組合のほうにはご通知を申し上げます。

以上でございます。

河野議員 すいません、ちょっと答弁が不十分だったように思います。再質問させていただきます。

結果的に、じゃ、労働組合のほうからの要望事項とか要望なりということは、今回の

提案に至ってはヒアリングなど、要望書等は受けておられないのかということをお尋ねいたします。

それと、先ほど申し上げました、そういった圧倒的に臨時職員が多いところで、今ですら半年更新の臨時職員で年間をまかなっているというような部署で、この条例に沿った申し出ができるかということ、自分の後に正規職員採用はおろか半年更新の職員さんで穴埋めをされるのだと思うとね、やっぱり申し出ることの手は止まりますよ。結果的に、断腸の思いで職を去らなければいけない、そういう職員が出られては本当に困りますので、やはり思い切って送り出すことができるという環境整備をしなければ、幾らいい休業条例を作っても、自分がいない後どうなるのか、責任感のある職員は当然そう思いますので、結果として辞めざるを得ない、あるいはもう、そのまま後のことを考えずに、もうやるしかない。そういうような二者択一を迫られるようなことのないようにね、先ほど言った、すべての部署において、すべての職員が、これに該当したときに申し出ができるというような条例整備は考えてないような答弁なんですね。施行するまでに、どのような条例を予定されていますかということ、議論されていますかということ、再度確認させていただきます。

総合政策部長 まず、労働組合の関係でございますが、特に組合からの要望ということとはございません。ヒアリングも特に行ったということでもございません。

それとあと、今回の条例の適用にあたりましては、職場の環境によって取りやすい、取りにくいというふうな、そういった職員の制限によって、そういう環境が全くないということも否定はできませんが、仮にそういう職員が発生した場合は、この制度、有益な制度でございますので、これが取れるような環境整備、これには努めてまいりたいということで、限られた職員数ではありますが、すべて責任感を持って職務を遂行していただいておりますので、そういったことも十分考慮して、この制度を有効に活用できるように、職員に対しては周知徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、今回の任期付き職員、臨時的な職員ですね。これの任用については、本条例の第9条に定めております。この条例の趣旨に基づいて、欠員が生じた場合に公務に支障が発生する、生じるといった場合には、この条例の趣旨に基づいて適切に対応してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

外村議員 もう、いろいろ出てますけども、何点か、確認します。

まず、この名称ですけども、「配偶者同行」という、これは外国と限定されているんですから、外国勤務と入れたほうがいいんじゃないか。要するに、国内でも北海道に旦那が転勤するから行きたいということがある。中を見たらわかるんでしょうけども、名称については、私はそう思いました。

それと、先ほどから出てますけど、第2条ですね。新入社員というか入庁者、1ヵ月

経って、こういう事態が発生した。その人の勤務成績は全然判定できないというようなときも、認めざるを得ないということになりますけども、その辺の、先ほど5年というか、勤務期間は規定してないという、新入社員でも、極端に言うたら入って2週間、新入社員教育受けた途端にそういう事態が発生したということが起こり得ますので、そういうことも細かく、ちょっと規定しなきゃならないのかなと思うんですけど、その辺はどう考えておられるのか。

あと3年間という、起点がいつで、終点がいつなのかというのは、明確にちょっとわからないので。例えば来月から復帰するということで準備してて、あと2週間で勤務するというときに、交通事故にあって勤務できなくなったというときは、もう即、3年を経過するから駄目というふうにしてしまうのか。これは施行細則、規則というんですか、改めて作られるんだと思うんですけども、その辺がちょっと、この条例だけではわからない。

あと、申請についてというのが5条にありますけども、来月から急に行きたいと言われても困るから、大体、あらかじめどれだけの猶予を持って申請することというようなことは規定する必要があると思うんですけど、これはいかがでしょうか。

その辺の質問に対して答えていただきたいのと、あと最後、今日、例えば可決したとしたら、いつから施行されるのか。公布というんですか、効力を発揮するのがいつか。何か、1人、そういう該当者がいらっしゃるということで、慌ててやってるというのはわかりますけども、それに間に合うのかどうか。

以上数点、お訊ききしました。

総合政策部長 まず、1点目の今回の配偶者同行休業制度についての名称でございますが、これにつきましては、「地方公務員法」に基づいて、今回、こういった名称でご提案をさせていただいたものでございます。

それとあと、第2条の勤務成績、休業の承認について、勤務の期間がどうなのかというふうなことでございますが、これについて例えば極端な事例で、採用されて2週間、3週間というふうな期間で、そういう有為かどうかというような判断ができるのかというふうなことでございますが、これにつきましても、やはり勤務の状況といいますか、勤務成績、その短期間でなかなか判断しがたい場合もございます。そういった場合は、その事象に応じて適切に判断をしてみたいというふうに考えております。

それと、今回の承認期間が3年間ということでございます。これは休業される日から起算して3年を数える日ということでございますので、その間について承認が得られるということでございます。

それとあと施行日でございますが、これにつきましては公布の日から施行してみたいということで考えております。

以上でございます。

外村議員 先ほどの3条の件ですね、3年間。その起点はわかったんですけど、アクシデント、これは誰もが同情すべきアクシデントが起こった場合も、一切認めないということになっているのか。その辺はどうでしょうか。

総合政策部長 今回の休業期間は3年間ということで限定いたしておりますので、例えば、そういうふうな急なアクシデント等が発生して3年を超えるとといった場合は、対象にはならないということになります。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第44号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

中長期的な視点に立って、公務への貢献が期待される有為な人材を確保するため、新たな休業制度を創設するものです。

現政権において、女性の社会進出に力を入れてきた中、国において平成20年度から24年度までに、配偶者の外国への転出に伴い、同行するには退職せざるを得ない事例が19件あり、女性の採用・登用の促進や男女の仕事と子育て等の両立支援について公務員から率先して取り組むと、平成25年6月14日閣議決定され、人事院から一般職の職員の配偶者同行休業に関する法律の制定についての意見の申し出がされました。人事院の意見の申し出を踏まえ、公務において活躍することが期待される有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度、配偶者同行休業制度を創設するものであります。

休業の事由や請求、職員の勤務成績、その他の事情を考慮したうえでの休業承認や、本町においては国と同様の3年を超えない範囲等の期間制約をされました。復帰を前提に、職務に従事しないため給与は支給しないことにおいて、他職員や住民皆様の理解を求め、国内に帰還された際にまたご活躍いただく人材として、職員の身分保障、共済費(2分の1)本町です。また残りご本人の自己負担も用いまして、身分が保障されます。

だからこそ、先ほど質疑にもありましたが、選択の自由は、この申請を出す時点で住民の皆様の税金と心され、そこで選択されるというふうに考えております。ただ、突発的なものもあろうかと、現時点ではモラルに望みまして罰則規定は設けていませんが、この身分保障には共済費2分の1を住民皆様にお育ていただいていると心されるよう、ど

うかご指導をいただきまして、本町において国と同様に条例制定するもので、有為な人材を確保していく効果を大いに期待し、組合等との駆け引きのみの基準にならないよう留意され、有為な人材との判断基準は勤務評定制度と言われていますが、本町は管理職のみの勤務評定制度であることに、最終的には人事や担当部長等の意見に町長の決裁と、一定の総合的な判断となることを心され、賛成の討論といたします。

平井議長 反対の討論の方が無いようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第44号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

職員が離職によって身分を失うことなく、海外勤務、海外での研究などに従事する配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度を創設するものです。家族との生活を尊重しながら、自身のキャリアを高めることができるものです。

多くの女性が結婚、出産を乗り越え、キャリアを積みながら、配偶者の海外赴任を機に離職をしてきました。女性のキャリアアップの最後の壁は配偶者の海外赴任と言われて実は久しく、ようやく制度が追いついたという思いでおります。中長期的な視点で、公務への貢献が期待される人材を確保するために有効な制度であるということは十分に考えられますが、職員、一人の人間としてチャンスを活かし、自らのキャリアをナビゲートする職員が3年後に島本町に戻らないという選択をすること、あるいは選択せざるを得ない状況に陥ることは十分にあり得ます。これらをモラルで責めることは断じて許されません。世界は広く、多様です。女性の生き方も男性の生き方も、多様です。そして、制度や考え方も多様です。

この制度が、単に「公務への貢献が期待される人材の確保」を目的とするものとして、それが優先されるばかりに、一方で職員の人としての未来を拘束するものとならないよう、また個人の生き方の選択を妨げるようなことがないように求めて、賛成の討論といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第44号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、賛成の討論いたします。

この条例につきましては非常に先進的で、歓迎するものでありますが、先ほど質疑でも申し上げましたように、特に第2条の承認、ここにおける基準というんですか、でき得る限り客観的、公平性・透明性の高い規定を設けていただいて、不公平が起らないようなことに配慮していただきたい。そして3条も、3年間という期間においても、本人の意思とは関係ないアクシデントに見舞われた場合などのケースは猶予するだとか、そういう規定も設けていただきたい。あと事前の申請につきましても、突然言われても困る、ということのを排除できるような文言を入れていただきたい。

あと、他にもいっぱい出てましたけども、そういう隙間を埋めるようなことに配慮していただいて、施行規則をもう一度見直していただいて、早期に施行されることを望みます。

以上をもちまして、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第44号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第44号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3、第45号議案 島本町税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長 (登壇) それでは、第45号議案について、ご説明申し上げます。

(第45号議案 朗読)

提案理由でございますが、「地方税法」の一部改正により、所要の規定を整備するため改正するものでございます。

本改正につきましては、第186回通常国会におきまして、「地方税法等の一部を改正する法律」が本年3月20日に可決成立し、同月31日に公布されたことなどに伴いまして、「島本町税条例」の一部を改正するものでございます。

なお、今回の条例改正につきましては、前の島本町議会4月臨時会議におきましてご報告させていただきました「地方自治法」第180条第1項の規定に基づく専決処分以外の事項について、ご提案させていただくものでございます。

それでは改正内容につきまして、第45号議案参考資料として添付させていただいております「島本町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づきまして、順次、ご説明申し上げます。

まず、1ページの第13条(町民税の納税義務者等)でございます。これにつきましては、「町税条例」の適用を受ける外国法人の事務所または事業所を、「法人税法」における恒久的施設と定義された場所とするため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、1ページから2ページにかけての第16条(所得割の課税標準)でございます。これにつきましては、引用先の「地方税法」の号ずれに伴いまして、所要の規定を整備するものでございます。

次に、2ページの第39条の2（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）でございます。これにつきましては、納税義務者が町の区域外に転出された場合においても、特別徴収を継続する旨の法改正に伴いまして、所要の規定を整備するものでございます。具体的には、公的年金から町民税が差し引かれる年金特別徴収の対象者は、1月1日の賦課期日から引き続き町内に居住されておられる65歳以上の方でございますが、当該対象者が町外に転出された場合は、現行の年金特別徴収制度では年金特別徴収は停止され、納税義務者自身が納付書により金融機関等で支払う普通徴収に変更となります。今回の改正では、町外に転出されても、引き続き年金特別徴収を継続するものでございます。

続きまして、2ページから3ページにかけての第39条の5（年金所得に係る仮特別徴収税額等）でございます。これにつきましては、年金所得にかかる仮特別徴収税額の算定方法の見直しに伴いまして、所要の規定を整備するものでございます。具体的には、これによりまして今回の算定方式によりますと、月単位の支払い額が平準化されることとなります。

続きまして、3ページから4ページにかけてをご覧下さい。第40条（法人の町民税の申告納付）でございます。これにつきましては、従来の「法人税法」の外国法人に対する課税は、本店、支店等の区分なく、すべての国内源泉所得が申告の対象となっておりますが、国際課税の見直しによりまして本店と支店を区分して課税することとされ、当該外国法人の支店等につきましては、国内法人と同様に外国税控除が適用されることとなったため、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、4ページ目の中段にございます第43条（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）でございます。これにつきましても国際課税の見直しにより、国内法人と同様に外国法人の支店等に対して納期限が延長された場合には、延長された期間については延滞金を徴収することについての規定を行うものでございます。

続きまして、4ページから5ページにかけてでございます。第77条（軽自動車税の税率）でございます。これにつきましては、「地方税法」第444条第3項に基づきまして市町村で税率を定めることができることから、改正後の原付等の軽自動車の税率の均衡を失しないよう、税率を改正させていただくものでございます。具体的には、農耕作業用につきましては1,600円から2,400円に、その他のものにつきましては4,700円から5,900円に、それぞれ改正させていただくものでございます。

次に、5ページの附則第13条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）でございます。これにつきましては、引用先の規定の条ずれに伴いまして、所要の規定を整備するものでございます。

次に、5ページから7ページにかけての附則第26条（上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例）でございます。これにつきましては、上場株式等にかかる配当

所得の分離課税の規定に、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴いまして、所要の規定を整備するものでございます。

次に、7ページから10ページにかけてのものでございますが、附則第34条（株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）、それと附則第34条の2（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）でございます。これらにつきましては、株式等にかかる譲渡所得等の分離課税を、一般株式等にかかる譲渡所得等の分離課税と上場株式等にかかる譲渡所得等の分離課税に、改組されたことに伴いまして、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、10ページから17ページにかけてでございます。まず、附則第34条の3（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例）、それと附則第34条の4（特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例）、附則第34条の5（源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例）、附則第34条の6（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）、附則第35条（特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）でございます。これらにつきましては、課税標準の計算の技術的な細目が定められており、「地方税法」においても同様の内容が示されておりますことから、今回、条例に規定する必要がないものとされ、削除するものでございます。

次に、17ページから18ページにかけての附則第35条の2（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）でございます。これにつきましては規定の繰上により、所要の規定を整備するものでございます。

次に、18ページから20ページにかけてでございます。附則第35条の3（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）でございます。これにつきましても、課税標準の計算の技術的な細目が定められており、「地方税法」にも同様の内容が示されておりますことから、今回、条例に規定する必要がないものとされ、削除するものでございます。

次に、20ページから23ページにかけてでございます。附則第35条の4（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）でございます。これにつきましては、規定の繰上及び引用先の規定の条ずれに伴いまして、所要の規定を整備するものでございます。

次に、23ページの附則第35条の5（保険料に係る個人の町民税の課税の特例）でございます。これにつきましても、課税標準の計算の技術的な細目が定められており、「地方税法」においても同様の内容が示されておりますことから、今回、条例に規定する必要がないものとされ、削除するものでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町税条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後0時05分～午後1時05分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、第45号議案に対する質疑を行います。

河野議員 第45号議案 町税条例の一部改正について、会派として資料を請求させていただいております。日1、特に軽自動車税、当初課税のうち小型特殊自動車にかかるもの、今回、増税と言われるものについての内容をお示しいただきました。小型特殊自動車、農耕作業用が18件、対象者数は18人。小型特殊自動車その他が22件、対象者は13人となっております。

この方達、この自動車に対して、施行後、税金としては増税されるというものですが、この点について、島本町で言えば、この台数も含めて希少な農耕作業用、特に小規模農家、農業に従事されている方の必需品であると容易に推察されます。その点については、やはり増税ということになりますので、過去でも住民税の増税とか大增税というときには、国の税制改革大綱などによって自治体が様々な軽減策を講ずるようというようなことを、よく示します。

そういう考え方からして、島本町としてはその辺の、今回の増税になられる方々に対する、全般を見渡したうえでの軽減策や負担軽減についてのお考えはありますか。これは税金について、税制について、言うているものではありません。他の制度においての軽減策ということを、過去からもよく与党や、こういった条例を出してこられる「地方税法」改正などについて、こういったことが示されてきておりますので、この議場でも何度もそれは申し上げておりますので繰り返しません、負担軽減などの策はお考えでしょうか。答弁を求めます。

総務部長 今回の改正でございますが、もともと、この「地方税法」の444条の第2項では、軽自動車と小型特殊自動車は一括で標準税率を設定しております。それが前提にございまして、「地方税法」の中で今回の条例改正にお示しさせていただいておりますとおり、小型特殊の中で農耕用、それから、その他という形でお示しさせていただいておりますが、これは、その中で「地方税法」の444条の3項において、同条第1項第2号の区分によりがたいものについては地方公共団体において、条例において税率を定めることができる旨の規定がございまして、ですから、基本的には「地方税法」の改正に基づいて行うものでございます。

それと、配慮ということでございますが、今回の改正におきまして、専決のときもそうなんです、一定、それぞれ税率の増額分というのは異なっておったんですけども、今回の「地方税法」の改正では、一番低い、いわゆる値上げ幅といいますか、改正幅というのは800円でございます。今回の農業用小型特殊につきましては、800円の改正をさせていただくものですが、この部分の考え方につきましては、国のほうの見解でも、改正後の軽自動車税の均衡等を失しないように適切に見直すものとする、というふうなこと

が示されておりますので、それに基づいて改正をさせていただくものでございます。

それと、他の制度との負担軽減ということでございますが、何度も申し上げますように、これは「地方税法」の改正に基づくものでございますので、それに対する条例改正ということでございます。

以上です。

河野議員 前段の、すべてにおいて部長の答弁で言う「地方税法」改正、国の専決事項であるということは、十分に承知しております。ただ、この4月から消費税も増税になり、島本町では国保料の値上げが続くという中で、こういった増税に耐えられるというふうな根拠になるような私たち島本町民の暮らしというものは、前提としては持っておりません、私たち会派は持っておりません。そういう意味で、こういったことをするときには、やはり生活全般を鑑みて何らかの軽減策を設けるというのは、考え方としてあったというふうに思いますので、それで質問させていただいております。

今の答弁では、そういったことは特に考えていないというふうに理解いたしますが、間違いはありませんか。

それから、件数については資料をお示しいただきましたが、4月の臨時会議のときの軽自動車税は、国においては300億円の増収、島本町では、見込みではありますけども、300万円の増収が見込まれると回答いただいております。この小型特殊、農耕作業用その他については、島本町の増収分としては幾らぐらいを見込んでおられるのか、試算の範囲でお答え下さい。

総務部長 まず、1点目の他の負担軽減ということでございますが、それにつきましては、特に考えてはおりません。

それから、2点目の部分でございますが、影響額というふうに申し上げますと、施行が来年の4月1日からでございますので、来年の4月にならないと、一定、影響額が出ないんですが、仮に現在の台数、資料請求にございました現在の状況で仮定いたしますと、おおよそ年間4万円の増額になるというふうに考えております。

以上です。

平野議員 この77条について、お尋ねいたします。

農耕作業用と特殊作業用ということですが、農耕作業用はトラクターなどで、特殊作業用はフォークリフトなどというようにお聞きしておりますが、もう少し他の種類について具体的に、この小型特殊自動車の種類について、お示しいただきたいと思います。

それから、先ほど「地方税法」の444条の3項とおっしゃいましたか。これの規定に基づいて、この2種類のものについては市町村の裁量で税率を決めることができるということですね、だからこそ専決をしなかったんだというふうに説明が事前がありました。そもそも、この2種類のもの、農耕作業用と特殊作業用が市町村の裁量にできるというふうになったのは、何か背景というか、理由があるのかどうかをご説明いただきたいと

思います。

総務部長 まず、今回の小型特殊自動車の種類でございますが、農耕作業用のものとしたしましては、農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈り取り脱穀作業車、田植機などがございます。その他につきましては、ショベルローダー、タイヤローラー、ロードローラー、フォークリフトなどがございます。

それから、今回、市町村の裁量で決めることとなっている、ということについてでございます。これは裁量と言いましても、先ほど申し上げましたとおり、もともと「地方税法」の第444条の2項では、軽自動車税と小型特殊自動車は一括して標準税率を設定しているという背景がありますが、その中で、用途とか、どの区分を採用するのかということが困難な場合は、「地方税法」444条の第1項の第2号の趣旨から、条例で定めることができるという旨の規定がございますので、他の市町村も同様の取り扱いで、独自に条例のほうで細目を定めているという状況でございます。

以上です。

平野議員 私は先ほど、444条の3項と言いましたけど、今、部長が説明されましたように444条の第1項の2号ですか、ということだそうですので、訂正をお願いします。

農耕作業用については、トラクター、脱穀機、田植機、ほんとに農作業に大事な、重要な小型特殊自動車ですね。そういう意味では、農業の生産に非常に役に立つものですから、こういった農業生産にコストがかかれば農産物が高くなるということもあるので、私はこの税率を、そもそも他の四輪の自動車などは低くされているのではないかと、いうふうに思っているんですが、その点はどうでしょうか。そういう見解は間違いないかどうかということをお聞かせ下さい。

それから、市町村の裁量で決めることができるということですので、私は、今回は農耕作業用は現行よりも1.5倍、800円ですけれど、引き上げられました。しかし、1.25倍に抑えているところもあります、他自治体では。そのことこそが、市町村の独自判断でできるわけですから、そういった方策もできたのではないかと思います。いかがですか。また、府内自治体のこの税率の引き上げ幅は、どういう状況かということも、お示しいただきたいというふうに思っております。

総務部長 1点目の値上げ幅をもう少し低くすべきじゃないかということでございますが、先ほど若干申し上げましたように、法の趣旨といたしまして、他の軽自動車の税率との均衡を失しないようにというふうなことが示されておまして、一例で申し上げますと、原動機付き自転車の90ccを超えて125cc以下というものは、従前といいますか、現状1,600円を2,400円に改定をさせていただくというのが専決でお願いさせていただいたものでございますが、それと同様の現行1,600円というふうな、現在小型特殊の農耕用の部分は1,600円でございますが、それと同様でございますので、1,600円から2,400円という形で、今回、改正させていただくものでございます。

それと、先ほども申し上げましたように、値上げ幅という部分は、今回の「地方税法」の中で 800 円というのが一番小さい部分でございます。それとあと、専決の報告のときにもご説明させていただきましたが、2 千円以下のものについては、徴税コストを勘案して 2 千円以上にするとということもでございます。そういう背景もございますので、今回、値上げ幅は一番小さい 800 円という形を取らせていただいたものでございます。

それと、今回 1.5 倍ということをおっしゃっていただきましたけれども、この辺は他市の状況でも、大阪府内では概ね 1.5 倍、本町と同じ取り扱いでございます。

それから、その他の小型特殊の見直しの考え方、これは 1.25 倍でございますが、こちらは車種の具体的なものは先ほど申し上げたとおりなんですけれども、これは、その他の軽自動車の中で貨物用の自家用の用途というものが 4 千円から 5 千円というふうな形で、今回、「地方税法」で改正されております。ですから、現在 4,700 円でございますが、それと同等の金額のレベルにあるものとして 1.25 倍という形で引き上げるもので、他の税率と均衡を失しないということを検討の中で考え、今回、1.25 倍という形でお示しさせていただいております。

以上です。

平野議員 先ほど、農耕作業用などについてはね、農業の非常に生産というんですか、農業に活用できる機械というか自動車ですので、他の、先ほど言いました四輪自動車よりもともと低く設定しているわけですから、確かに、先ほどの均衡を失しないようにというふうな国の意向ですけれども、島本町としては小さい農家が多いわけですからね。小さい農家だということは経営的にも非常に厳しいし、不安定だということですので、そういったところを支援するという意味でも、上げ幅については島本町で決めることができるのであれば、できるだけ現行と差がないように配慮するということも、やはり一つの方策ではなかったのかなというふうに思っております。均衡を失しないようにというところばかりに目を奪われて、そういった農業者や、もしくは中小の事業者の立場に立っていないのではないかなというふうに思っております。見解をお聞かせ下さい。

総務部長 農耕作業用の小型特殊の改正についてのお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたように、「地方税法」の改正におきましても、今回の 800 円というのは他の車種よりも一番低いというふうな金額でございます。ですから、何遍も繰り返しになりますが、そういう一番低い中で、他の軽自動車の税率と均衡を失しないように、今回、改正としてご審議いただくものでございます。

以上です。

外村議員 私も、この小型特殊のところちょっとお訊きしたいんですけど、現行、島本町、今、農耕作業用が 18 台、小型特殊が 22 台ということですけど、これは農家がトラクターを買った時点で自動的に課税されるのか、何か登録をして、ナンバーか鑑札をもらったときに発生するのか。要するに、公道を走らない、もうずっと田んぼに置いとく

から要らないんだというようなことを聞いたんですけど、これは18台というのは島本町に存在するすべての台数なのか、登録されている台数なのか。それと小型特殊にしましても、フォークリフトも倉庫の中だけで使うから登録しないというようなことがあるように聞いたんですけど、その辺は、自動的に買ったときもう課税されるような仕組みになっているのか。その台数と、現実に存在する台数とがイコールになっているのか。ちょっと、その辺をお聞かせ下さい。

それと、平野議員もお訊きされて、お答えされてないんですけど、ちなみに高槻市と隣の大山崎町、現行の年額それぞれ幾らで、今度上げられたのが幾ら、もし、わかっておられたら、お答え下さい。

以上です。

総務部長 資料請求の日1にございます台数につきましては、課税台数でございます。

それから登録といいますか、一定、申請をしていただくという形になります。

それと、他の団体のことでございますが、現時点では概ね——これは今現在、私どもが把握しているのは大阪府内だけでございます。現時点では、概ね本町と同じ取り扱い、改正という形でされるというふうに聞いております。

以上です。

外村議員 いや、質問に答えていただけてないので。だから、申請する形になっているということは、申請しないで使っていっちゃうものがあるのかどうかということ。それと、フォークリフトなんかは倉庫の中で使う場合は申請しなくてもいいのか。申請しなくちゃならないのにしてないケースがあるのか、その辺をお訊きしたいんです。

総務部長 申請をされてないという部分については、把握はしておりません。それと、申請をされてない部分について課税をするということにはならないので、最終的には申請されてない部分については把握はできない、ということでございます。

税務課長 倉庫に入っているものについての課税につきましては、農耕作業用車に乗用装置がついているものについては、すべて軽自動車税の対象になりますので、乗用装置がついていないものについては、倉庫に入っているものは課税の対象ではありません。

以上でございます。

外村議員 トラクターで、乗用装置がついてるものとついてないものがあるというふうに認識されているようですが、じゃ、どういふのが装置がついていて、装置がついてないものと、区分けを教えてくださいというのが1点と、申請すべきなのにしなかった場合はどういふ罰則になるのか。もう一つは、不公平が起こっているのではないかと私は心配しているんです。だから、18台がすべての存在する台数であればいいけど、違うんであれば、やっぱり一定の調査をするなりして不公平を正す、こういう努力が要るんじゃないですか。それをお答え下さい。

平井議長 申請せんと使えることは、可能なの。

(外村議員・自席から「わからなかったら、後でもいいよ」と発言)

平井議長 わからなかったら、後から調べて答弁して。

総務部長 今、ちょっと答弁を整理しておりますので、後ほどまとめてさせていただきます。申しわけございません。

平井議長 他に質疑ありませんか。

岡田議員 1点だけ、確認させていただきます。

この税に関しまして、結局、農作業機の件なんですけど、これは1台買うだけでも、すごい高額なんです。なかなか農家のほう、買うのが難しいというのか、ほんとにこれ1台買うのに農家が潰れてしまうというぐらい、すごい高価なものなんです。ですからここ、対象者の台数とかが書いてありますが、自治体によりましては農協、JAのほうで台数買ってまして、それを農家のほうにリースとして貸しているという、そういうJAのやり方というのがあるんですけども、島本町のほうでは、このJAでのこういうものがあるかないかは、ちょっと私も把握できてないんですけども、これは島本町の場合は、万が一、JAが買い取られている場合というのは、税金はJAの場所がある高槻市になって、島本町にはこの税は入らないということによろしいのでしょうか。

総務部長 JAのリースということですが、それは所有者に課税、4月1日現在の所有者に課税いたしますので、JAのほうに課税をさせていただくという形でございます。

以上です。

岡田議員 もちろん、そうだと思いますね。JAが所有者になるから、JAに税は行くんじゃないかと思いますが、島本町のJAというのは高槻市、というふうな考え方でよろしいんですかね。

総務部長 JA高槻のほうに課税をさせていただくというふうなことになります。

清水議員 今の議論にちょっと1点、質問したいんですけど、今、この課税台数18台、22台というのは、ナンバープレートを取ってる車両について登録台数としてされているのですか、というのが一つと、あと小型特殊自動車は、登録は島本町でできるのでしょうか。

総務部長 日1の、この資料につきましては課税の台数でございます。

それから、ナンバープレートは、もちろん島本町で交付をいたします。

以上です。

平井議長 他に質疑ありませんか。

先ほどの答弁は。

総務部長 先ほどの、ちょっと整理をしております、順次ご答弁させていただきます。

まず、罰則でございますが、申請をしていない車、つまりナンバープレートをつけていない車が公道を走るといのは、それは「道路交通法」の違反であろうと思いますし、

当然、脱税という形になってしまいますので、それぞれの罰則規定のほうになるかどうかと思います。

それからあと、軽自動車は軽自動車税に係る不申告等に関する科料というものがござい
ますので、その科料につきしては、10万円以下の科料に課するというふうな規定がござい
ます。以上です。

あと残りの部分につきましては、課長のほうからご答弁させていただきます。

税務課長 ナンバープレート……。

総務部長 大変申しわけございませんが、ちょっと、1点目の部分の質問の内容を、もう
いっぺん確認させていただきたいと思うんですが、いわゆるナンバープレートをつけて
ない車、小型特殊が存在するののかということのご質問だったと思うんですけど。

平井議長 一番最初のほうの質問の趣旨が、ちょっと理解されてないようでございますの
で、大変申しわけございませんけども、再度、外村議員のほうで質問していただきます
ようにお願いします。反問扱いで。

外村議員 私が質問しましたのは、申請する形を取っているという話でございましたので、
申請しているものと申請していないものがあるのではないかとということで、あれば公平性
の観点から絶対許すことはできないので、きちっと把握されているんですかと。だから、
18台イコール島本町に存在する小型特殊自動車ですか、という質問をした。これは何か、
申請されてるものだけが18台とおっしゃいますから、他にもあるのではないかと。あるの
ではないかと疑いをお持ちならば、あるとおっしゃっていただいたら結構ですし。

それともう一つ、清水議員が尋ねられた、私はナンバープレートが必ず要るのか、ナ
ンバープレートは要らない、私、ナンバープレートがついてるトラクター、見たことな
いものですから、申請すれば必ずナンバープレートが発行されるのか。ちょっと私、そ
れは存じません。いずれにしましても、この台数がすべてであればそれで結構ですが
も、申請主義となれば、申請漏れもあったり不申請もあったりしますので、そのとこ
ろは調査して、把握に努めて下さいってお願いした。その把握はどうされているんですか、
という質問です。

税務課長 農耕作業用の18台につきましては、すべてナンバープレートを把握しているも
のでございます。

以上でございます。

平井議長 申請しないで使うてるやつはないのか、ということ。

税務課長 その他につきましては、把握できておりません。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 島本町税条例の一部改正について、日本共産党島本町会議員団を代表し反対の討論を行います。

反対の理由としては、先ほど様々質疑をさせていただいたことによるものですが、「議案の概要」に示されました(1)(2)は、当然必要な措置として、備え付けられた資料をもとに、これは必要な措置として認めるものです。しかしながら、(3)の先ほど議論をいたしました小型特殊にかかる軽自動車税の増税については、私たちから見ると庶民増税ということで認められるものではありません。

また、この第77条、1点において申し上げるものですが、国の「地方税法」の専決事項だということは重々承知をしております。しかしながら、島本町内の希少な農耕作業用、小規模農家として、あるいは中小建設業、様々、そういった事業所として必需品であるということは容易に推察され、これは庶民増税に類するものと受けとめております。

また、島本町ではこの4月、国全体の増税に続いて、先ほどの議会でも明らかになりました国民健康保険料は本算定以降、約平均保険料は5%の値上げを予定されています。そういったことも含めて、中小農家また事業者に対しての生活、また経済活動全般を見通した中での負担軽減策は一切講じられる予定はないということが、先ほどの答弁でも明らかになりました。

国の専決事項ではありますが、この点は、増税が重ねられた際の地方自治体の姿勢を問うものとして求めておき、また地方議会から、やはり何らかの意思表示をするべきものとして反対するものです。

以上です。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第45号議案 島本町税条例の一部改正について、賛成の討論します。

今回の改正は、「地方税法」の一部改正により所要の規定を整備するものでありますから、反対する理由はございません。

ただ2点、1点目の年金所得にかかる特別徴収、本徴収と仮徴収の差を平準化するというのは非常にいいことだと思っております。これも結構です。ただ、先ほども言いましたように軽自動車税、特に軽自動車の中でも路上を走らない小型特殊、トラクターとかフォークリフトにつきましても、税額が小さいとは言え5割アップ、25%アップ、非常に大きなアップでございます。数が少ないとは言え、本当に申請されているものが存在するものとイコールになっているか。

これはほんとに、やっぱり税を徴収する責任者として徹底的に把握していただいて、不公平感がゼロになるように努力していただくことをお願いしまして、賛成といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第45号議案 島本町税条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

特に、第77条に規定されています軽自動車税の税率について、質疑の中で申し上げましたけれど、中小の事業者、零細な農林業者に関わる小型特殊自動車の税率を1.5倍ないしは1.25倍に引き上げることについて、納得いかないものです。というのも、この小型特殊自動車の税率に関しましては、市町村の判断で条例により税率を定めることができるということで、島本町で決めることができるということなのでね。これこそ、私は地方のというか住民の意見をきちんと反映できるということですから、先ほど申しました農林業者の方々の支援のためにも、引き上げ率を低くすべきだというふうに考えております。

そもそも、軽自動車税の増税については問題があるというふうに思っております。消費税が10%に引き上げられる2015年度——予定ですね——ですけれども、自動車取得税が廃止される、あくまでも予定です。ですから、代わりに、その分が税収減となりますので、代替財源を確保するため、こういった軽自動車税の値上げが行われてるということです。国会の議論などを見ているとね、軽自動車税こそが国際的に見て適正な税負担の水準というふうに言われています。また、消費税増税にあわせ二重課税となる自動車取得税は廃止をとというのが自動車業界の要望でして、これに応える形で取得税を廃止し、代わりに、この軽自動車税を増税するというものについても認められるものではありませんし、ましてや、TPP交渉に関わる日米事前協議や、並行協議におけるアメリカからの日本の軽自動車に対する安全基準や優遇税制に対する転換圧力によるものだとすれば、なお、このようなことは看過しがたいというふうに思います。

以上をもちまして、この税条例の改正については反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 賛成の討論の方がございませんので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第45号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第45号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、第46号議案 島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

消 防 長（登壇） それでは、第46号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第46号議案 朗読）

提案理由、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」の施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案の概要でございますが、第46号議案参考資料の新旧対照表をご覧ください。

消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の支払い額を、すべての階級で引き上げるものでございます。

消防団員を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が、平成25年12月13日に公布、同日施行され、これを踏まえ、消防団員の処遇改善を図るべく「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」の一部改正があり、消防団員の退職報償金の引き上げを行うものでございます。

消防団活動の第一線で中心的に活動する団員の階級の最低額であります5年以上10年未満を、現行の14万4千円から5万6千円を引き上げ20万円とし、その他のものにつきしても、一律5万円を引き上げるものでございます。

施行期日については、公布の日から施行するものでございます。

また、4月以降新条例の公布日までに退職された消防団員につきましては、不利益が生じないように、旧条例で退職報償金を内払いにて支給し、公布後に差額を支給する経過措置を設けております。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

外村議員 私が資料請求しました外6ですけれども、「過去3年間及び本年度予想の勤務年数別消防団員退職者数がわかる資料」というふうに言っているのに、26年度分の退職者予想数は8名というだけで内訳がない。具体的に何年以上、勤務年数別にお答え下さい。

消 防 長 26年度の予算額の見込みですが……（外村議員・自席から「人数」と発言）……、人数ですか、人数は8名。今から述べます。勤務25年以上30年未満の分団長で3名、勤務20年以上25年未満の分団長で2名、勤務10年以上15年未満の団員で3名、以上8名でございます。

以上でございます。

田中議員 ちょっと、こんなケースの場合はどうなるんでしょうかね。例えば、30年前に入団をして、消防団に。28年目に団長になりました。それで若手を団長にしようとした

ために、退職のときは副団長になりました。その場合の、いわゆる退職金はどんなふうになるんですか。

消防本部次長 退職報償金に関わる質問でございます。議員ご指摘のとおり、団長という最高階級に位置づけられましたら、支払いにつきましては最高階級での勤務年数とさせていただきます。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第46号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第46号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第47号議案 島本町火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

消 防 長 (登壇) それでは、第47号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第47号議案 朗読)

提案理由、「消防法施行令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案の概要でございますが、昨年の8月に京都府福知山市で発生いたしました花火大会での火災の教訓を踏まえて、対象火気器具等の取り扱いの基準、屋外催しにかかる防火管理の基準に関する規定の整理を行うものでございます。

大きな催し物につきましては、万が一、火災が発生した場合、人命、財産に大きな被害が発生する危険があります。催しが安全に実施され、住民の皆さんが安心して参加できる仕組みを構築するものでございます。また、対象火気器具とは、ガソリンなどの液体燃料を使用する発電機などの器具、固体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具等のことでございます。

それでは、第47号議案参考資料の新旧対照表をご覧ください。

初めに、1ページから2ページをご覧ください。第18条から第22条までの規定につきましては、液体燃料、固体燃料、電気を熱源とする器具、使用に際し火災の発生のおそれがある器具に関する規定でございます。

第18条をご覧ください。第18条第1項中、(9)の2号でございますが、催しにおいて対象火気器具等を使用する場合にあっては、消火器の準備について新たに追加規定されたものでございます。また、19条の第2項及び第21条第2項並びに第22条につきましては、消火器の準備に関する規定を追加したことによる準用規定の改正となっております。

2ページから3ページをご覧ください。

次に、第42条では（指定催しの指定）について新たに追加規定されたもので、屋外での催しのうち大規模なものを指定することを定めており、同条第3項では催しの指定に伴います公示について規定されております。また42条の3では、指定された催しの防火管理について定めており、主催する者は防火担当者を選任し、火災予防の必要な計画を作成させるとともにその業務を行わせ、当該計画を開催する14日前までに消防長に提出することを規定いたしております。

大規模な催しの指定内容でございますが、改正「火災予防条例（例）」の運用について、総務省消防庁より通知があり、対象となる催しの規模を福知山花火大会と同程度以上かつ露天等の数が100店舗を超える規模としており、これに準じた催しを指定することとなります。本町では、このような催しは現在のところございません。

3ページをご覧ください。

次に、45条では催しの届けについて追加規定し、第49条では火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対して、30万円以下の罰金に処する罰則規定を設けたものでございます。また、第50条の第1項では罰則の対象者について、法人でない団体の代表者及び管理人並びに法人の管理人を追加するとともに、4ページの第2項では法人でない団体の代表者または管理人に対する刑事訴訟に関する規定の準用について、新たに規定されたものでございます。

施行期日については、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案に対する質疑を行います。

田中議員 お尋ねします。私は若山台第三住宅の自主防災会の会長をやっておりますが、毎年11月の末に防災消防訓練を行います。その際に、炊き出し訓練をやります。そのときには、うどんとか、あるいは炊き込みご飯とかをやりますが、そういう場合も、この今おっしゃった規定にかかるんでしょうか。それをお答え下さい。

消防長 若山台の催しにつきましては自治会の催しでありまして、近親者でバーベキュー

一や、幼稚園の保護者の行事の餅つき大会のように、相互に面識のある催しについては対象外となります。

以上でございます。

戸田議員 第45条で、多数の者の集合する催しに際し、火災と紛らわしい煙等を発するおそれがある行為について届出が要るようになった、とおっしゃっていると思います。届出の内容、届けるべき事項はどのようなものか、ご説明いただきたいと思います。現在は、こういった町内でのイベントに関して届出はどのようになっていますか。義務づけられていなくても、任意で届出が行われていると認識しています。条例改正が行われた後は、その任意の届出はどのように変わっていくのでしょうか。お示し下さい。

もう1点は、催し当日の防火管理が届出どおりに実践できているかどうか、誰が、どのように確認するのか。当日朝の現地指導は行われますか。また、安全チェックシートによる点検等が行われるのでしょうか。

以上、ご説明下さい。

消防本部長 1点目の届出内容でございます。多数の者が集合する催し物につきましては、規則によりまして、火災予防上必要な業務に関する計画提出書というものが必要となってきます。これにつきましては、火気取り扱い器具がある場合に限りです。催し物の開催場所、指定催しの名称、また期間、人員、使用火気器具等を記載していただき、配置図等を確認させていただきます。

次の質問、現在のイベントに対する届出でございますが、こちらにつきましては、催し物届出書というものがございます。これにつきましては、防火対象物内での、集会所等以外で催しをする場合に届出が必要となってきますが、それ以外の催し物につきましては、同様の届出書を活用して任意的に届出書を提出していただいております。その届出書を受けて、消防職員が安全管理、安全の確保ができているかということを書面上で確認し、その後、現地確認をし、防火指導を行っている状況でございます。

条例改正後につきましても、同様に任意的な届出のほうは受付をさせていただいて、消防職員が現地に足を運びまして、安全の確保に努め、催し物が適切に、また安全に催しできるように確認はしたいと考えております。

最後の、催し届出の防火管理に関するチェックシートでございますが、現在も、消防署でチェックシートを設けておりますので、同様のチェックシートを活用していきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 ご答弁、よくわかりました。福知山の花火大会の事故以降、消防でも安全対策を強化していただいているというふうに理解できましたし、また、そのように認識しています。

今回、人びとの新しい歩みとして資料請求をさせていただきました。人の8になるの

ですけれどもね、現在、出されている任意の届出を見せていただいたわけなんですけれども、島本町内で一番大きな、にぎわいのあるイベントである島本夏まつりに関しての届出が、ちょっと確認できませんでした。任意の届出は現在、行われていますか。これ、1点目です。

それから、福知山の教訓を踏まえましてお尋ねするわけなんですけど、消火器の設置状況の他、避難経路の確保や初期消火活動、通報の連絡手法、避難誘導等も大きなイベントでは大変重要になると思います。福知山の事故では、混乱により救急活動、それからトリアージが現場でできなかったと聞き及んでいます。主催者側が火災予防上必要な業務に関する届出を行う場合には、避難経路の確保、救急車両の通路の確保、初期消火活動についての認識、通報・連絡の手法、避難誘導等も含まれているというのが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。これが2点目の質問です。

ご答弁をお願いいたします。

消防本部次長 島本夏まつりに関するご指摘でございます。こちらにつきましては、任意の届出書というのは現状出ておりません。これにつきましては島本町が主催する行事ではございませんが、事前の打ち合わせ等には消防職員のほうは参加させていただいて、状況の把握に努めております。安全の確保は、十分に保たれているものと考えております。

また、2点目の消火器の設置以外の避難誘導、また防火管理体制につきましては、ご指摘のとおり、この届出をいただいた際には必ず確認をさせていただいております。現状、催し物の届出が出ている行事につきましては、十分、安全の確保ができているものと認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員 ありがとうございます。多くの町内のイベント、主催者は皆さん、ボランティア精神に基づいて行っておられます。そのようなイベントに様々な安全対策がどんどん求められていくというのは、ある意味では大変厳しいことではありますが、だからといって、やはり、そこをしっかりとっておかないと、万が一の際に大変厳しい、悲しい出来事になると思いますので、消防のほうでも引き続き、これに関しては今まで以上に、しっかりと指導、ご指南いただきたいと思っています。

また、ここでは直接関係が、議案にはあれなんですけども、万が一の際の保険等々の手立ても要るなというのが福知山の事故の教訓です。そこで、島本夏まつりもちゃんと消防の指導が入っているということで理解できたのですけれどもね。私は、この夏まつりのとき、数年前のことになりますけれども、楠公道路における模擬店が一中フェンスと歩道の上に配置されていて、大型のフライヤーに高温の油がほぼ満杯の状態でバックヤードに設置されているのを見て、とても危ないと思った経験があります。第一中学校のフェンスと、そのバックヤードとの間の細い通路を、水無瀬駅側から人びとがひっきり

なしに通られ、ベビーカーを押されて通られる人もありました。万が一、車輪がバックヤードの何かに引っかかったりした場合、この大型のフライヤーの高温の油がぶちまけられることになってしまいます。そういったことが、残念ながら翌年も改善されていなかったというふうに認識しています。

これ、もし認識が間違っていたら主催者の方には申しわけないんですけども、こういったことも含めて消防の指導というか、チェックが入ると考えてよろしいのでしょうか。店舗の配置や、それから設営、人の動線にも、専門家の目で確認していただいて安全を保っていただかないと、主催者側がすべてを請け負うというのは、皆さん、ボランティア精神に基づいて、もう精一杯、仕事がある中でやっておられるわけですから、こういったことが届出を義務化することで改善されていくのかどうか。そここのところを確認しておきたいと思います。

消防長 戸田議員のご質問でございますが、今月か来月に、また島本夏まつりが8月の2日に行われます。そのときに当然、今回、こういうこともありますので、消防の予防担当者を会議に行かせるつもりでございます。その点も含めまして、避難路、誘導、安全確保ですね。そういうことも含めまして、そのときに主催者側にご説明して理解を得たいと思っております。

以上でございます。

外村議員 1点だけ。島本町は大きなイベントというか、10万人とかいうのはないんですけども、ここ5年か10年でも結構ですけど、ご記憶のある範囲で、消防長としてご記憶の範囲で、何か火気による事故があった、幸い大したことにならなかったけど、こういうことがあったというのがありましたらご披露いただきたいのと、福知山のときも結局大きな災害になってしまっていて、業者じゃとても補償できないということで、福知山市の保険なのか市の財源なのか知りませんが、補償する——一部かどうか知りませんが——となっておりますけど、島本町で、実は自治会なんかでバス旅行したときだとか催ししたときに、何か傷害保険が町で入っているやつが使えるということになってますけど、火災で、またこういう不幸な事故が起こったとき、とても出店業者では補償しきれないところをカバーできるような、町としての何か、そういう保険は入っているのでしょうか。もし入ってないとすれば、福知山の事故を契機に、そういう用意が要るなどお考えなのか、教えてください。

以上。

消防長 まず、1点目の今までの催し物でそういう事故があったかというご質問でございますが、今まではありませんでした。

保険のことを、ちょっとお尋ねでございますが、島本夏まつりで担当者の方にお聞きした内容では、島本夏まつりでは一応2万1千人の動員を予定されております。そこで、2万人程度の保険対象には入っているということでお聞きしております。

以上でございます。

外村議員 今の2万人程度というのは、それはあくまで主催者が任意で入っていらっしやるということですね、主催ごとに。町として、最悪のときにこういう何かあるか、という質問です……（「議案外だ」他、議場内私語多し、外村議員・自席から「わかるけど答えられないのですか」と発言）

平井議長 直接、議案とは関係ないんで。

総務部長 町が直接やっている事業とか、あとボランティア活動とか、そういった部分については保険は入っておりますが、今、ご指摘の部分については、ちょっと調べて、後ほどお答えさせていただきます。

（外村議員・自席から「結構です」と発言、「会議規則に則って」と呼ぶ者あり）

平井議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第47号議案 島本町火災予防条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成の討論をさせていただきます。

今回の「火災予防条例」の改正は、去年の福知山花火大会の事故を教訓に、主催者や露店、模擬店などの開設者が、自ら責任を持ってイベントでの防火管理を行う体制を確保するものです。また、町内で開催されるイベントの状況をあらかじめ消防本部が把握し、適切な指導を行える仕組みを構築するものです。

福知山の事故以来、すでに任意で行われている届出に基づき、安全管理を消防本部のほうでされているというふうに認識しています。しかしながら、今回の条例の一部改正につきまして、これを遵守することにより、催しの計画段階から徹底して安全対策が行われるよう期待しております。

質疑でも申し上げましたが、避難通路の確保、避難誘導訓練、緊急車両用の通路確保等についても、警察等関係機関とも協議のうえ、必要に応じて主催者に申し入れるなどしていただきたいと思います。また、ボランティア精神に基づき様々なイベント、まちづくり、まちおこしに貢献して下さっている方々に思わぬ心理的・財政的負担が生じないように、関連いたしまして被害補償に関しても、主催者が加入している損害保険の内容や島本町が加入している損害保険の適用について把握して、対応していくことが求められていると思います。

にぎわい創造課をはじめ各関係課におかれまして、調査、把握をしていただきまして、

引き続き、適宜行政的指導を行っていただきますよう要望いたしまして、賛成といたします。

平井議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第47号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第47号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時19分～午後2時35分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、第48号議案 島本町立プール設置条例の廃止についてから第50号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算(第1号)までの3件を、一括議題といたします。

なお、本案3件は相互に関連がありますので、議事の都合上、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

教育こども部長 (登壇) それでは、第48号議案 島本町立プール設置条例の廃止について、ご説明申し上げます。

(第48号議案 朗読)

提案理由につきましては、町立プールの著しい老朽化により、改修はもとより現地での建て替えが困難なことから、廃止するものでございます。

議案書の1の3ページをお開き下さい。「島本町立プール設置条例を廃止する条例」でございます。

附則をご覧ください。施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行する旨、規定いたしております。

また、「島本町暴力団排除条例」の一部改正といたしまして、当該条例の適用される公の施設として規定されております別表中の4の項の「島本町立プール設置条例」を削り、5の項を4の項とし、6の項から9の項までを、1項ずつ繰り上げるものでござい

ます。

それでは、町立プールを廃止するに至った経過等につきまして、ご説明申し上げます。

町立プールは、昭和 31 年に島本町営水無瀬神宮外苑プールとして設置され、昭和 57 年には現在の町立プールに名称変更し、これまでに多くの住民の皆様にご利用いただけてまいりました。しかしながら、町立プールは建築から約 58 年が経過しており、議案参考資料の現況資料等の付箋を付けております 1 と 2 の資料でお示ししておりますように、プールの各所にクラックが発生していることや、プールサイドのコンクリートブロックの陥没、給排水管の腐食など、老朽化の進行が著しいのが現状でございます。

また、現況資料等の付箋を付けております 3 の資料では、平成 23 年度に実施いたしました町立プールの給排水管等の劣化状況を把握するための調査で、小・中プール槽の躯体部、施設全体の給排水管の劣化が非常に進んでいることが確認され、埋設配管の総取り替えや、それに伴うプールサイドの解体復旧、小・中プールの全面防水改修工事などの必要性が明らかとなりました。また調査した業者からは、全面建て替えを考慮してもよい、とのご意見もいただいたところでございます。

そのため、現況資料等の付箋の 4 の資料でお示ししておりますように、代替施設での対応について検討を行いました。代替施設と考えられますのは学校プールの活用でございますが、過去には P T A 等による夏のプール開放なども行われてきた経過がございますが、全国各地でプールの死亡事故が発生し、安全面や衛生面からの設備や管理体制が厳格化され、一般開放として使用することが困難な状況でございます。

ただし、「大阪府遊泳場条例」に適合する改修を行い、開設許可を受ければ可能でございますが、そのためにはプール専用の更衣室やトイレ、救護所の設置、量水器やシャワー設備などの整備が必要となります。また、幼児に対しましては幼稚園プールの活用が考えられますが、プールの規模から「大阪府遊泳場条例」の適用は受けられないものの、学校プールと同様、不特定多数の利用については「大阪府遊泳場条例」に準じた対応が不可欠です。そのため学校プールと同様、プール専用の更衣室やトイレ、救護所の設置、量水器やシャワー設備などの整備が必要であることや、水質管理の意味では、人力による塩素投入や、毎日水を入れ替えるなどの対応をしている中、不特定多数の利用に対して十分な水質保持ができないのが現状でございます。

さらに、現況資料等の付箋 5 の資料では、茨木保健所からの、主に施設に関わります指摘事項をまとめたものをお示しいたしております。

町立プール開設におきましては、毎年、プール開設時期に立ち入り調査を実施され、安全確認等をされたうえで開設を了承いただいております。町立プールは設置年度が古いため、現在の「大阪府遊泳場条例」を適用しない施設ではございますが、「大阪府遊泳場条例」の基準に適合するよう保健所から毎年指導があり、老朽化の対応とあわせて、多くの指導を受けているのが現状でございます。昨年度の開設時期におきましても、大

プールの循環水取り入れ口に金具を取り付けることや、洗眼施設や給水施設付近のひび割れへの対策、循環濾過器装置や各プールごとに専用量水器を設置することが望ましい、などの指摘をいただいております。

このように、開設には毎年多くの対応が必要な状況であり、また、いつ使用不可能になってもおかしくない状況にあることから、施政方針でもお示したように、老朽化が著しく、安全かつ快適な運営を継続することが困難なことから、本年度の開設を見送ることとしたものでございます。

その後、るる検討を進めてまいりましたが、現在の町立プールは一部町有地が含まれているものの、大半が借地となっておりますことから、今後の借地料の財政負担や関係者等との協議も踏まえ、現地での改修及び建て替えは困難と判断し、廃止することとしたものでございます。今後の町立プールのあり方につきましては、設置目的や設置の可否も含め、公共施設全体の中で検討を進めていく予定でございます。

なお、夏休み子ども達の居場所づくりとして、現況資料等の付箋の6の資料でお示しておりますとおり、町立保育所や町立幼稚園での水遊びを中心とした夏の園庭開放の実施や、島本町体育協会の水泳連盟による水泳教室などを予定しております。また、人権文化センターや図書館、歴史文化資料館におきましても、学習や遊びなどの授業、イベントを開催し、プールだけでなく、子ども達が夏休みに有意義に過ごせるよう検討を進めてきたところでございます。

なお、これらの事業やイベント開催につきましては、町広報紙しまもとをはじめ町ホームページやチラシを作成し、周知に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現状におきましては、優先して取り組まなければならない学校施設の耐震化や、公共施設の老朽化への対応などの諸課題が山積していることを踏まえ、廃止の判断をしたことにつきまして、ご理解いただきたく存じます。

以上、簡単ではございますが、第48号議案 島本町立プール設置条例の廃止についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

総務部長（登壇） それでは、第49号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第49号議案 朗読）

今回の補正予算につきましては、主に平成25年度決算に伴う剰余金の処分、国の交付金を活用した事業、また町立プールの廃止に伴う事業などについて、ご提案させていただくものでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

2の7ページ、歳入でございます。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金80万7千円の増額についてでございます。これにつきましては、我が国の危機的な少子化問題に対

応するため、結婚から妊娠、出産、子育ての一貫した切れ目のない支援を行うことを目的に、地域少子化対策強化交付金が創設されたところでございます。本町におきましては、今回の交付金を活用いたしまして、男性の家庭生活への参画を促進するための講座などの事業を予定しております。第3目 衛生費国庫補助金 147万4千円の増額でございます。これにつきましては、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、過去のがん検診推進事業におきましてクーポン券を受け取ったものの未受診となった方を対象として、受診勧奨のためクーポン券を再度送付するとともに、未受診勧奨ハガキによる再受診勧奨（コール・リコール）を進めるための事業を予定しており、その特定財源として増額させていただくものでございます。

第16款 財産収入、第2項 財産売払収入、第1目 不動産売払収入 688万1千円の増額についてでございます。これにつきましては、桜井三丁目地内及び水無瀬二丁目地内の町有地の売却によるものでございます。なお、今回の歳入につきましては、今後の公共施設整備の財源として公共施設整備積立基金へ積み立てさせていただくものでございます。

第18款 繰入金、第1項 特別会計繰入金、第1目 大字大沢財産区特別会計繰入金 3千円の増額でございます。大字大沢財産区内の山林では、島本町と大阪府において地上権設定契約が締結されており、府の造林事業が行われております。この契約の中で、収益や賠償金、補償金などについての収入の分配方法は、土地の所有者40%、大阪府60%と規定しております。当該府営林において、昨年11月13日に大阪府が関西電力株式会社に対し府営林地内支障木伐採許可を行い、これに基づきまして送電線に近い樹木の伐採が行われ、関西電力株式会社から大阪府に対し、府営林内支障木伐採補償金として3万2,520円が支払われたところでございます。今般、補償金のうち40%である1万3,008円が大阪府から大字大沢財産区に支払われたことから、昭和47年9月5日付け大阪府総務部長通知「財産区財産の管理及び処分適正化について」に基づきまして、その歳入の2割相当分である2,602円を一般会計へ繰り入れるものでございます。

続きまして、第21款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金 1億2,352万8千円の増額でございます。これにつきましては、平成25年度実質収支の黒字による純繰越金でございます。

続きまして、2の8ページの歳出でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第2目 財産管理費 197万6千円の増額のうち、第11節 需用費 150万5千円の増額についてでございます。庁舎施設修理につきましては、当初予算におきまして150万円の予算をご可決いただいておりますが、年度当初から修繕案件が多く発生いたしました。このため、今後の施設維持補修に支障を来すことのないよう、修繕料の増額をお願いするものでございます。

続きまして、第13節 委託料 47万1千円の増額についてでございます。これにつき

ましては、議員の執務にかかる会派室等の改修工事实施設計業務を予算計上させていただくものでございます。なお、本予算が可決されました後には、議員各位のご意見・ご要望などを頂戴しながら、実施設計を進めてまいりたいと考えております。

次に、第7目 広報費 22万9千円の増額でございます。本年4月1日の機構改革におきまして、都市創造部に「にぎわい創造課」を新たに設置させていただいたところでございます。本町といたしましては、町の観光資源などを積極的にPRさせていただくことにより、「にぎわいのあるまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。今回の予算計上につきましては、写真などでは十分伝えきれない情報を動画により発信するためのビデオカメラ及び広報用パネルの購入をお願いするものでございます。

第13目 財政調整基金等積立金 1億1,226万6千円の増額でございます。第25節 積立金の内訳でございますが、まず財政調整基金積立て3千円の増額につきましては、歳入でご説明させていただきました大字大沢財産区特別会計繰入金を積み立てさせていただくものでございます。続きまして、財政調整基金積立て（決算剰余金分）6,200万円の増額につきましては、前年度の実質収支が黒字となりましたことから、「島本町基金条例」第2条第2項に基づきまして、剰余金の2分の1を下回らない額を積み立てさせていただくものでございます。続きまして、公共施設整備積立基金積立て5,026万3千円の増額でございます。この内訳につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、町有地売払収入688万1千円、それと今後の公共施設整備の財源を確保するため、全体収支の残である4,338万2千円を、それぞれ積み立てさせていただくものでございます。

2の8ページから2の9ページにかけての第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費 102万2千円の増額のうち、第8節 報償費5万円の増額でございます。これにつきましては、平成27年度から本格的に実施されます子ども・子育て支援新制度の周知を図るべく制度にかかる講演会を予定しており、そのための講師謝礼を増額させていただくものでございます。第13節 委託料97万2千円の増額につきましては、子ども・子育て支援新制度にかかる啓発用パンフレットを作成するものでございます。

続きまして、2の9ページでございます。第3目 児童福祉施設費 209万5千円の増額のうち、第7節 賃金8万7千円の増額でございます。これにつきましては、地域少子化対策強化事業として講座を開催させていただくものでございますが、講座開催中の託児のためのフリー保育士の配置を予定するものでございます。第8節 報償費22万円の増額のうち、地域少子化対策強化講座謝礼12万円の増額につきましては、共働きの家庭の父親を対象とした講座にかかる講師謝礼でございます。また、保幼小連携講師謝礼10万円の増額につきましては、現場職員や子ども達を対象とした体力づくりなどの取り組みを進めるための講師謝礼でございます。第13節 委託料60万円の増額につきまし

ては、地域少子化対策強化講座として、男性の家庭生活参画支援・育児をする男性・育児を支援する企業に対する啓発をテーマとする講座を予定するものでございます。第 18 節 備品購入費 118 万 8 千円の増額のうち、庁用器具費 108 万 8 千円の増額につきましては、保育所における夏季の園庭開放に向けまして、子ども達の水遊びのための備品を購入させていただくものでございます。図書購入費 10 万円の増額についてでございます。保育所におきましては、これまでも絵本の読み聞かせ事業を実施させていただいておりますが、今般、幼児教育の視点も加味しながら事業の充実を図るため、増額をお願いするものでございます。

2 の 9 ページから 2 の 10 ページにかけての第 4 款 衛生費、第 1 項 保健衛生費、第 2 目 保健ヘルス事業費 701 万円の増額についてでございます。第 7 節 賃金 150 万 4 千円の増額につきましては、保健事業等を担う保健師 1 名を雇用させていただくものでございます。続きまして 2 の 10 ページ、第 11 節 需用費 17 万 9 千円の増額、第 12 節 役務費 58 万円の増額、第 13 節 委託料 474 万 7 千円の増額、以上につきましては、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、過去のがん検診推進事業によるクーポン券を受け取ったものの未受診となった方を対象として、受診勧奨のためのクーポン券を再度送付するとともに、未受診勧奨ハガキによる再受診勧奨（コール・リコール）を進めるための事業にかかる経費として、それぞれ増額させていただくものでございます。

第 9 款 教育費、第 3 項 中学校費、第 1 目 学校管理費 380 万円の増額についてでございます。これにつきましては町立第一中学校の耐震化に必要な業務として、測量・登記にかかる委託料を増額させていただくものでございます。

続きまして、2 の 10 ページから 2 の 11 ページにかけてでございます。第 4 項 幼稚園費、第 1 目 幼稚園費 72 万 3 千円の増額についてでございます。これにつきましては、幼稚園の夏季休業期間中におきまして、第一幼稚園・第二幼稚園の園庭では未就園児を主たる対象とした水遊び事業を、また第二幼稚園では保育園児を対象としたプールの利用を予定しており、これにかかる予算措置をお願いするものでございます。2 の 10 ページの第 11 節 需用費のうち、消耗品費 2 万 1 千円の増額につきましては、プール清掃用の消耗品の購入を予定しております。また光熱水費 27 万 4 千円の増額につきましては、期間中に要する水道・下水道使用料を増額させていただくものでございます。続きまして、2 の 11 ページの第 12 節 役務費 2 万 5 千円の増額につきましては、園庭開放参加者に対する障害保険に加入するものでございます。第 18 節 備品購入費 40 万 3 千円の増額につきましても、園庭開放に必要な水遊びのための備品の購入をお願いするものでございます。

続きまして、第 5 項 社会教育費、第 8 目 スポーツ推進費 357 万 2 千円の増額についてでございます。町立プールにつきましては、廃止させていただきたく考えておりま

す。このため、例年、町立プールで開催しておりました水泳教室につきましては、第一小学校において開催させていただき予定でございます。第7節 賃金 10万2千円の増額につきましては、水泳教室の管理や監視に対応するため、臨時職員3名を雇用させていただきものでございます。第11節 需用費 30万円の増額につきましては、水泳教室に伴う事業消耗品を購入させていただきものでございます。第13節 委託料 317万円の増額のうち、スポーツ教室業務 20万円の増額につきましては、水泳教室の開催にあたりまして島本町体育協会に委託させていただきため、増額をお願いするものでございます。また、プール撤去工事設計業務 297万円の増額につきましては、町立プールの撤去工事にかかる実施設計業務のため、増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第50号議案について、ご説明申し上げます。

（第50号議案 朗読）

今回の補正予算につきましては、大字大沢財産区の府営林におきまして、関西電力株式会社の送電線に近い樹木が伐採されたことによる補償金の分収金を歳入で予算計上するとともに、その歳入の2割相当分を一般会計に繰り出すものでございます。

それでは詳細につきましては、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

3の7ページ、歳入でございます。

第1款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金 1万3千円の増額についてでございます。これにつきましては、先ほど島本町一般会計補正予算（第2号）の特別会計繰入金におきましてもご説明させていただきましたとおり、大字大沢財産区の府営林につきまして、関西電力株式会社から大阪府に対し、府営林内支障木伐採補償金として3万2,520円が支払われたところでございます。また、補償金のうち40%である1万3,008円が、大阪府から大字大沢財産区に支払われ、平成25年度末の収入になったものでございます。今般、平成25年度からの繰越金が確定いたしましたので、平成26年度の現計予算を増額させていただきものでございます。

続きまして、3の8ページ、歳出でございます。

第2款 諸支出金、第2項 一般会計繰出金、第1目 一般会計繰出金 3千円の増額についてでございます。これにつきましては、今回の歳入の増額であります1万3,008円の2割相当分である2,602円を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平井議長 これより、本案3件に対する質疑を行います。

佐藤議員 まず、島本町の町立プールのことについて質疑を行います。

町立プールの休止につきましては、3月の予算議会の中でプールの傷み具合なども示され、その内容に、今年度の休止については致し方がないと判断、賛成をしてきたところですが、そのときにも審議の中で、町民には十分な説明と代替案についても示し、理解を得る必要を強調してきたところですが、ところが、今回の廃止提案については、町民への説明が十分なされ、理解が得られたとは考えられない状況です。一方的な報告ではなく、町民の理解を得るための説明について、どのような努力がなされたのでしょうか。

また、町立プールは年間1万人が利用されていたと、資料でいただきました。特に小学校の高学年の子ども達が多いそうです。この子達の今年の夏休みの過ごし方を保障するのに、この準備されている代替案で十分とお考えでしょうか。お聞かせ願います。

教育こども部長 まず町立プール、この廃止にかかります説明ということでございます。

4月に施政方針の中で見送りということで、予算委員会の中でもご議論いただいたところでございます。廃止につきましては、相手方もある中で、その進め方が非常に難しい現状でございます。プール自体老朽化しているということは、議員の皆様もご承知のとおりだったろうというふうに思います。そのことについて、広く住民の皆様にとということでございますが、それについては、4月時点ではそういったことはやっておりませんし、廃止に向けましても、議案を発送させていただいて、6月15日号の広報、15日以降、町のホームページ、それから広報に載せさせていただいたというのが現状で、説明会という形での開催はいたしておりません。

それから代替ということで、プールの代替というのはなかなか、先ほど提案説明でもさせていただきましたが、学校のプールが自由に活用できるということであれば、いろんな方策も考えられたわけですが、一定、一般開放は難しい現状の中で、これまで町立プールで実施してありました水泳指導、これを水泳連盟のほうにお願いをするという形で開催することと、あと幼稚園・保育所では園庭開放という中で、水遊びを中心としたものにしていくという、プールに関しては、あまり代替にはなっていないというふうに理解はしますが、子ども達の夏休みの居場所づくりという点では、先ほどご説明申し上げましたように、教育委員会が所管しております各施設、それと人権文化センターも活用した形で、子ども達がプールだけではなく、いろんな体験も含めて学習もできるようなことができないかということを考えて、今回、今年度については、資料でもお示しさせていただきましたようなことを実施していきたいというふうに考えております。

今後についても、来年度以降どうするのか、という議論にもなってくるかと思っております。今年度、短い時間の中で考えた結果がこれです。来年に向けては、より拡充ができないかとか、他のことも何かできないかということについては、十分検討は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

佐藤議員 6月15日付けの広報、あるいはホームページということで、どちらも町から一方的に、しかも現場に出向くのではない、という形の資料の示し方ということになっております。

5月の30日に私たち日本共産党の町会議員団として、町長に要望書を出しました。住民への丁寧な説明をして、来年度以降の方向性について住民の意見を求める、このことも含めて要望してまいりました。また今回、住民の方から議会に対しても要望書が出されております。町立プールに関して説明を求める、そういう要望書です。住民からの率直なご意見です。こういう要望を、町としてはどういうふうに扱われるおつもりなのでしょうか。

また、このプールですけれども、住民が納得するには、昨年と今年の差、昨年も今年もプールは同じように傷んでいる。昨年できて、なぜ今年できないのか、その説明を、きちっと納得してもらえるように説明をしていく、そのことが町に課せられた義務ではないでしょうか。

水無瀬神宮との契約書、これは1年間丸々、例えば、もしも住民に説明をしていく中で、1ヵ月返還が延びたとしたら、1年間丸々分、お払いをせないかん、そういう賃貸借の契約になっているのでしょうか。この点も、説明をお願いいたします。

子ども達はプールで、学校課程のプールでは、やっぱり泳げることができるというレベルを維持するということになっていて、プールを楽しむ、ほんとに大好きに泳ぐことがなった、そういうのは町立のプールで体験をした、そういう声の子ども達の声がたくさん聞きます。こういう島本の子ども達のプールに対する思い、非常に今年の場合は、プールについての代替はなかなか難しいというお話でしたけれども、何とかならないものでしょうか。

これらの点について、お願いいたします。

教育こども部長 要望の件でございます。日本共産党さんのほうからご要望もいただきましたし、住民の方からもご要望いただきました。住民の方からの要望に対しましては、その後、住民の方からのご要望もございまして、先週金曜日の日に、19名だったと思うんですけども、時間を割いて来ていただきました。そこで一定、これまでの経過とかをご説明をさせていただきまして、その中では、施設の老朽化については大半は理解をいただいているというふうに感じました。ただ要望として、唐突に廃止が出てきたということであったり、代替、それから今後の見通し、そういったことが大きな要望であったというふうに思っています。

今後、その要望を受けまして、私ども、来年すぐにプールを造れるわけではございませんし、今後のプールのあり方については、町全体の公共施設の中で検討していきたいということを考えておりますので、その中で十分議論ができるようにしていきたいということと、今回、公共施設の「適正化方針」をお示しをいたしておりますけれども、当初、

プールはその中には含まれておりませんでした。今回、「基本方針」の中にプールも盛り込むという形になっておりますので、今後、プールについてもその中で検討していくということになりますので、そういったことについても、一定、先週、ご説明をさせていただいたところでございます。

去年できて、なぜ今年できないかということでございます。茨木保健所からの指導等でございます。その中で、昨年度については一定金額的にも小さい金額で何とかクリアできたわけですが、今年度、改修をしていきますと、指摘されている箇所だけでも70万程度の改修が必要になる。ただ、改修をしても、現状の、写真を見ていただくとわかると思いますが、給排水管については腐食が進んでおりまして、いつ壊れるかわからない現状にある中で、これ以上財源を投入して継続していくことは困難であるということで、今年度、いったんは見送って、今後、どうするかということを考えてから次の段階へというふうにも思っておりましたけれども、現在の町立プールにつきましては借地でございます。借地料が毎年発生します。施設があるというだけでも、借地料を払わないというわけにはいきませんので、そういった状況もある中で、使えないものであれば一日でも早くお返しをするということをしなければならないということで、今回、苦渋の決断をしたということでございます。

借地料の契約については、1年で契約をしておりますけれども、月単位でのお支払いは可能な契約になっております。

あと、プールにつきましては、夏休みに入りましたら学校でもプール指導というのは行っております。こういった時期も7月いっぱいだけで、8月に入るとなくなりますので、そういったことも来年度——今年度はもう年間スケジュールが決まっておりますので、学校のほうもなかなか動きにくい点もございます。来年度、どういう形でこれが拡げられるかということについては、今後、学校とまた協議をしていきたいというふうに考えておりますので、今回、お示ししました代替については、来年、さらに拡充ができないかということについては、十分検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

佐藤議員 私たちは先日、プール現場も見せていただきまして、今、部長がおっしゃったようなこと、理解はいたしているわけですが、町民の方に、それを理解をしていただく努力をする必要があると、先ほどから何度も申し上げております。議会は、幸いなことに通年議会になっておりますし、水無瀬神宮との契約も月単位だということです。ここで慌てて廃止を決めてしまう必要が、どこにあるのでしょうか。住民の方への丁寧な説明したうえで、意見を聞いて、それから判断をしても遅くはないと考えます……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。この点、いかがでしょうか。

あと、一般補正の予算の中でお訊きをいたします。

民生費の中の児童福祉総務費、子ども・子育ての支援新制度の講演会を持っていただ

く。このことは、とてもよいことだと評価をいたします。この子ども・子育ても新制度になりまして、利用者の方に丁寧な説明が要るのではないかと何度かお願いをしてきたところですが、例えば、この講演会の中での説明会を一度開く、あるいはその他に説明会を持っていく、そういう予定はおありでしょうか。ぜひ、お願いをしたいと思います。

それから、先ほど児童福祉施設費の中で、備品購入費の中で、幼児教育の関係の費用を言われたというふうに思います。これは保育所で使うものだと思うのですが、具体的に内容をお聞かせいただけますでしょうか。すみません、よろしくお願いをします。

教育こども部長 町民理解というご指摘でございます。施設そのもの、廃止を遅らすということは、先ほど申し上げましたように賃借料、1ヵ月単位でも払えるということはございます。

ただ、今の場所で、先ほど申し上げましたように賃借料を払い続けて、大規模改修をするのか、あるいは建て替えてしまうのかということになれば、借地料が永遠に発生するというので、今ある場所でのプールの改修であったり新設は、もう実施しないという決断をさせていただきましたので、その辺はご理解をいただきたいと思います。各公共施設にも関係する書類も配布をさせていただいて、見られるような状況も作っておりますので、そういった点でご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、子ども・子育て支援新制度に関してでございます。今回、民生費の児童福祉総務費のほうで5万円の予算を計上させていただいております。これは新たに27年度から始まる子ども・子育て支援新制度の施行にあたりまして、有識者を招きまして、今後、保護者も含めまして、新しい制度がどうなっていくのかというような内容の講演会を開催する予定にしております。これ以外にもパンフレットなんかも、今後、作成をする予定にしておりますが、なかなか日程的にタイトなものがございます。国からどんどん下りてくる中で、今後、条例制定とか様々な業務が出てまいりますので、その辺も進めながら、子育てをされる住民の皆様に情報の提供であったり、そういう説明というのは、機会あるごとにやっていきたいというふうに思っております。

それから、教育費の幼稚園費の備品購入のご質問だったと思います。これは、先ほど来ご説明しておりますように、幼稚園での園庭開放をする際に水遊びをするということで、現場のほうから、水遊びをするにあたって——これまで水遊びは若干やっておりますけども、あまり備品が調っていないということで、日差しをカットするようなスライドのテントであったり、すのこであったりということで、備品を購入して水遊びに使用するというので、今回、予算計上させていただいたものでございます。

以上でございます……（佐藤議員・自席から「答弁が違います」と発言）……。失礼しました。

保育所のほうの備品購入ということでございます。こちらのほうも、幼稚園同様、保育所で園庭開放の際に水遊びに使用するものということで、これも現場の意見を聞いて、

今回、計上させていただいたものでございます。パイオクッションというものであったり、あとシャワー、子ども達が水と一緒に遊べるようなおもちゃみたいなものとか、そういうものを、今回購入をさせていただくということで108万8千円、計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

戸田議員 まず、一般会計の補正予算からお尋ねいたします。

地域少子化対策強化講座についてです。講演編と実践編に分けて企画されています。保育所において開催されるということですが、保育所とされた理由、お示し下さい。研修の内容は、幼稚園、在宅育児をされている方々にも十分に必要な視点だと思いますので、なぜ、保育所において開催されることとされたのか、お答え下さい。

それから、イクメン・イクボス講演企画とは大変興味深く、有効的なものだと思いますが、1回の講演で、いささか30万とは高すぎないか。講師の謝礼は、このうちの幾らも見積もっておられるのか。機材、スタッフ等が、この30万の予算に入っていますけれども、企画会社のメニューを、そのまま安易に選んで購入されるのではないかと危惧しますので、お尋ねいたします。

それから、教育費、学校管理費、公有財産測量等業務についての委託料380万円です。第一中学校の耐震化に必要な事務、業務と、ご説明されました。380万円、土地の境界の確定や登記に関わる手続き費用と認識しているのですが、「耐震化に必要な」とおっしゃったということは、第一中学校の建物のあり方は、耐震すると方針を定められたということでしょうか。今まで建て替え、あるいは減築しての耐震、移設も含めて検討中ということでしたが、「耐震化に必要な業務」とおっしゃるのならば、方向性が定まったのではないかと考え、確認したいと思います。

それから、「町立プール設置条例の廃止について」です。

夏のプールが子ども達にとって素晴らしい遊び場であることは、間違いありません。あそこだけではなくささいで欲しい、育児中の母親にとってつどいの広場となっています、という声をいただいています。青少年のスポーツ振興、夏の思い出、子育て支援の役割を果たしている青空プール、これは最も島本色の強い公共施設だと私は思っています。しかしながら、平成23年度に行われた現況調査の結果、これを私、拝見してから、廃止も含めて今後のあり方を早急に検討する必要があると思うようになりました。

以来、個別の議論ではなく、老朽化しているプール、体育館、キャンプ場、テニスコートなど、生涯学習施設のあり方について、グランドデザインを描く必要があると述べてまいりました。町立プールの廃止については、これを住民福祉の切り捨て、住民サービスの後退と受け止めるのか、時代の変化に対応する苦渋の選択と受け止め前進するのか。それはひとえに政策決定のプロセスに、住民が参画しているか、住民への説明責任が果たされ、議論の前提条件となる情報が共有できているかにかかっていると、私は考

えています。それを踏まえて、まず4点、質問します。

1. 町立プールの老朽化の深刻さと大規模改修の必要性は、現況調査によって平成23年度——これは実際には24年度に手にしておられると思うんですけど、十分以上に理解できていたはずですが、にもかかわらず、平成24年度・平成25年度の夏、続けて開催しておられます。その判断理由はどういうところにあったのか。施設の廃止を先送りにされてきた、その真意はどこにあるのか。どのような議論があって、どう判断されて、引き続きプールを開くということになったのか、お示し下さい。この時点で、すでに茨木保健所から様々な指摘を受けておられたと思います。

二つ目です。この間、なぜ一度も施設の現況を伝え、オープンにして、廃止を含めた検討が必要であることを公にしなかったのか。6月15日付け広報しまもとで「使用者の安全面を第一に開設を見送った」と伝えておられます。翻せば、平成24年度・25年度は、利用者の安全が保てないまま開設していたことになりかねない。職員の方だけで抱え込まずに、なぜ現状を公表して議論しようとしなかったのでしょうか。これは毎年の夏、職員の方がどれだけ苦労して安全対策をされているかというのを、よく承知しているから、あえてお尋ねいたします。

3点目。広報しまもとで開設の見送りとともに「廃止の方向で事務を進めている」と、かなり踏み込んで伝えておられます。この時点でまだ、私たちの廃止という結論は出されていません。施政方針で、この夏の開設を見送ると述べて以来、この間数ヵ月、廃止の方向に進めた事務とは、具体的にどのようなものだったのですか。賃貸人の方には、どなたがどのように対応されましたか。日付け、行かれた職員など、お示し下さい。

四つ目の質問。住民の皆さんへの説明こそ、行われるべき事務の最たるものであったと私は思っています。今回、広く町民を対象にした説明会を公式に開催されなかった、要望があったにも関わらず開催をされることはありませんでした。「まちづくり基本条例」の理念に反するのではありませんか。

以上、お答え下さい。

教育子ども部長 まず、補正予算の関係について、ご答弁申し上げます。

まず、保育所において共働き家庭の父親を対象とする研修会の開催でございます。この事業自体、国のほうに協議をかけるわけですが、先駆性がないと、なかなか認められないということになっております。その中で本町が提案しましたが、内容といたしましては夫婦間の家事負担に意識の乖離があるということで、責任の適切な分担のあり方をテーマに、有識者に来ていただいて講演を行うというのが大きな内容でございます。そのようなテーマを必要とする対象として、ほぼすべての共働き家庭である町内の保育所、今は公立2ヵ所、私立が1ヵ所でございますが、今後1ヵ所、私立が増設される予定になっておりますので、その利用家庭を選定しているところが先駆性があるというふうに認められましたので、今回、四つの保育所で開催したいということで予算計上

させていただいたものでございます。

それからあと、男女共同参画の趣旨から、男性の家事生活への参画ということで、これにつきましては……、失礼しました。イクメン・イクボスの件でございますが、講師については謝礼が比較的高額となりますけれども、知名度のある方を選定することで、男性の関心を得て参加者が増えるということ、まず一つ見込んでおります。今回は初めての事業でありますので、住民にシーズンごとにお馴染みとなっているものではないために、集客力の高い方を選定をして、多くの方に参加していただきたいという趣旨がございます。また、町内の企業に関わらず、近隣の自治体の企業でも、男性が会社において残業ばかりしてるのではなくて、育児に参加をする、しやすい、そういう職場づくりを実現するために、会社の管理職的な方も含めた参加を呼びかけて、この事業をやりたいということで、金額的には高額になっておりますけれども、そういった提案が国のほうでも、今回、一定、内諾をいただいたということでございます。

それから、次、プールの件でございますが、プールにつきましては、23年度に現況調査を実施いたしました。結果が出てまいりましたのは23年度末ということでございますので、すでに、もう24年度については開設する方向で、必要な改修の予算計上もさせていただき事務を進めておりましたので、24年度の開設はそのまま行うということで、保健所のほうの指導をクリアしながら開設をしてきたということでございます。

25年度でございますが、その次の年はどうなるのかということでございますが、次の年についても保健所からの指導はあったわけですが、改修箇所としては、そんなに多額な費用は要しなかったという点がございます。ただ大きな課題として、26年度以降、量水器の設置をするようにというようご指摘もございました。量水器を付けたとなれば、相当ハードルが高くなってまいりますので、そういった点も含めて、25年度も開設をしたということでございます。

それから、この現状について、なぜ公にしなかったのか、ということでございます。町のほうから広報紙等でお知らせしたということはございませんが、そういった現状というのはどういった形で、今になればですけども、住民の皆さんにお知らせをどういった形でできたのかという点がありますけれども、なかなか方向性が、次の段階の方向性も定まっていない中で、現状ということでお知らせする方策については、内部的にも、どういう方策がいいのかということについては、一定は考えてはおったんですけども、なかなか、お知らせするまでには至らなかったというのが現状でございます。

それで次に、6月15日号の広報で、開設の見送りと廃止の方向で事務を進めているということで、お知らせをさせていただきました。この時点では議会への廃止条例、今回、提案させていただいております条例の提案をすでに決定をしておりましたので、「廃止の方向で事務を進めております」という形で広報をさせていただいたものでございます。

それで、水無瀬神宮との話と申しますか、協議でございますけれども、今年の1月に

は、施政方針を出す前には、一定、26年度の開設を見送るという内容のことについては、水無瀬神宮のほうにお伝えをしております。この際には、教育長以下担当課長、係長、担当が水無瀬神宮に行っております。また、今回、廃止条例を提案するにあたりましては、5月の16日の日でございますが、これも教育長以下、私と生涯学習課長が出向きまして、水無瀬神宮のほうに、その意向をお伝えをいたしております。

あと、先ほども出ておりました説明会のことでございますが、相手がある中で、なかなかタイミング的に、どのタイミングで説明をするかということについては、先ほど来ご指摘があるように、老朽化も含めて早い段階から情報を出せなかったのか、という点にもなってくるかと思えますけれども、現状を見ていただくというのが一番かもわかりませんが、そういった意味では、今回、多くの資料をホームページにも掲載をさせていただいて、また各施設にも資料を置かせていただいている機会も設けたり、ただ、期間的に短いと言われれば短いのですが、そういう対応もしてきておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、すみません、補正予算の関係で、一中の関係の部分が抜けておりました。今回、測量をいたしますのは、まだ方向性が最終的に決まったわけではございません。以前に第一中学校には里道・水路が走っておりまして、その整理は一定についてはおるんですが、敷地全体の測量というところら辺までは至っておりません。今後、第一中学校では建て替えであったり移転、それから減築ということが考えられますけれども、仮に建て替えをする場合にも建築確認が必要になったり、あるいは移転する際に、その用地をどういった形で活用するかということになった場合にも、そういった測量が必要になってまいります。そういったことで、方向が決まってからその事務を進めますと、また半年ほど遅れてしまいますので、今できる測量というのを、今回、予算計上させていただいて、まずやっていきたいということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後3時53分～午後4時05分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

他に質疑ありませんか。

戸田議員 地域少子化対策強化講座については、この企画をあげるのに大変苦労された、課長、苦労されているのを知っています。交付金を獲得されて提案していらっしゃるのですので、これについては特に変更を求めたりするものではないのですけれども、保育所＝共働きということで男女の家事・育児分担とおっしゃいますけれども、私が思うに、幼稚園に行かれています方、専業主婦の方が多く、あるいは在宅育児をされている方のほうが、かえって役割分担が固定化するというのがほんとのところなんです。よりたくさ

んの方に参加してもらうために保育所ですということに何の疑義もありませんけれども、そのことの意識改革は絶対要ると思います。

それから、「職員の配偶者同行休業に関する条例」の制定のときにも申し上げましたけれども、家事を分担するとか、食べるもの、お茶碗とかいうのは、男女問わず当たり前のことでして、そこの議論で止まるのはほんとにもったいない。もっと、人としての生き方の尊厳というか根源的なものに踏み込まないと、この問題は解決しないというのが、私が日々思っていることです。

また著名人を呼ばれて、人に来ていただいて、その費用が30万とおっしゃる。イベント的な企画をこのように購入しても、なかなか参加者の心には響かないということが考えられます。お気持ちはとてもよくわかります、この企画、本当によく練られたと思います。しかし、職員が何を伝えて、どう社会を変えていきたいのかという確固たる柱がなければ、講演会や、それからこういった取り組みは実りがないのではないかなと思っています。これは私の意見に止めておきます。このイベントというか、この講演会が成功することを心より祈っているわけなんですけれども。

それから、第一中学校の耐震化については、理解いたしました。

すべてが教育委員会になりますので、ちょっと、ご答弁が大変かと思いますが、町立プールにつきまして、引き続き質問させていただきます。

賃貸人、宗教法人水無瀬神宮さんとおっしゃいましたので申し上げますけれども、ここには二度、出向かかっていると。しかし、町史に残る出来事と言っても過言ではないのですが、町長が行っておられないということに、私はいささか驚いています。

それはともかく、平成25年の段階では量水器の設置を指摘されている。つまり、今年限りですよ、26年度からは量水器を設置しなければ、もう開設できませんよ、とおっしゃっている。1年ありました。このことを非常に残念に思います。水無瀬神宮に5月に行かれた後、廃止に向けて一気に事務手続きが進められたと思えなくもない。これは私が個人的にそのように受け止めているわけなんですけど、結果、子ども達が置き去りになっています。50年以上、住民に親しまれた歴史ある青空プールを廃止するのですから、そこに至る経緯について、やはり誠意を尽くして、水無瀬神宮さんだけでなく、住民に説明する責任があったと思います。

子どもも含めて、住民はまちづくりに関する情報を知る権利を有しています。「まちづくり基本条例」に反しませんかと、だから私は問いました。「住民、議会及び町が信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること」とありますが、できていないのではないですか。互いに情報を共有し、町は「その保有する情報を積極的に提供すること」と明記していますが、これも守られていません。

去年度、総務建設水道委員会研修で尋ねた宮代町では、行政財産であった体育館施設を普通財産に移して機能を転用、私立高校の部活動に貸し出されると決断されたときに、

住民説明会を50回行ったとおっしゃっていたと思います。おそらく、関係団体に個別に説明されたのでしょう。しかし、プールの主な利用者である子どもは、自ら声をあげることができません。住民ホール廃止の際は、各利用団体に理解を求めて説明されてははずです。直接、声をあげられない子ども達には説明しない、そのような姿勢であっては、せつかく、ここまで子ども達の笑顔と歓声を励みに、毎年、事故がないよう担当課長はじめ皆さん配慮して、プール開設を続けてこられた努力が台無しになってしまうと……。

平井議長 質疑して、簡潔に。

戸田議員 私は大変残念に思います。今からでも遅くありません。説明責任を果たしていただきたいと思います。ご答弁をお願いいたします……（「質問しないで、意見ばかりではあかん」他、議場内私語多し）……。よろしいですか、続けさせてもらってよろしいですか。

今からでも遅くありません。説明責任を果たして下さい、ご答弁をお願いしますと言いました。このご答弁をいただくために、私は思いをお伝えしているわけです……（「非難ばかりだから住民が誤解する、いいことも言ってあげないと」と呼ぶ者あり）……。

3回しかチャンスがありませんので、続けて質問させていただきます。

住民説明会の開催を求める有志の皆さん28名より、島本町議会議長宛てに提出された文書には、「今回の件は、夏の、ひいては年間を通じた島本の子ども達の健やかな育成のための遊び場を確保するという大きな視点からの話し合いが行われるべきよい機会であると、私たちは捉えております」とあります。成熟した市民の姿が、ここにあると私は思いました。公共施設は市民の財産、行政から与えられ、使わせていただいているものではありません。議論の前提条件である情報の共有、これが大変重要です。誠意を持って、今回添付していただいたような資料を提供されれば、現在のプールを存続するということが難しいことは住民が理解できたと私は考えています。このまま住民説明会を開くことなく、広報を見て、エッ、そうなの、なんで、ということでお終いにされるつもりでしょうか。お訊きしたいと思います。

そして、「子ども達の健やかな遊び場について」です。「遊泳場条例」がそうであるように、子どもの安全を守るために積み上げられていく規制や基準が、結果的に子どもの居場所を奪っています。子ども達の居場所を作るため、今ある施設の公共施設のあり方を見直して、有効的に活用することはできないものか。ふれあいセンターの機能をより複合化する。どういうことかというと、年長者座敷を一日でもよいから妊婦や乳幼児の保護者が使える自由な場所に開放する。放課後の小学校の校庭を開放するための安全策を講ずる。水無瀬川緑地公園のグラウンドや集会所を、遊び場としてもっと活用できないか、工夫する。これらは一例ですけれども、町立プール開設に費やしてきた年額およそ1千万円の一部を充当すれば、実現可能なことがたくさんあると思います。教育委員会の見解を問います。

平井議長 簡潔に答弁して。

教育こども部長 情報の提供につきましては、先ほど来ご答弁申し上げておりますようにホームページ、広報でもお知らせをしてくれておりますので、全く情報なしにこれを進めてきているということではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

今後、公共施設全体の検討も進める中で、そういった中では、どういった形でプールのあり方、あるいはどのように当事者の意見を反映していくかということについては、十分検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

それからあと子育て支援ということで、プールの財源をいろんな形で活用すればというご提案でございます。現在、子ども・子育てに関する計画策定に向けまして、島本町の子ども・子育て会議も開催をいたしております。その中でも、放課後の子どもの居場所づくりであったり、昨日も出ておりましたが、学童保育室のこともございます。そういったこと全体を含めて計画として今後まとめていく予定にしておりますので、その中でも子育て支援という視点で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

平井議長 簡潔にお願いします。

戸田議員 ご答弁いただきました子ども・子育てに関するニーズ調査に寄せられた自由回答を見ますと、子ども達の遊び場が少ない、という意見がたくさん寄せられています。まず、全体的には児童館、小学校では学校の運動場の開放、未就学児は雨の日の遊び場、具体的にふれあいセンターでの自由な居場所を望む声が大変多かったです。これは認識されておられるでしょうか。

先日、社会教育委員会会議が開かれました。そこでの発言に、教育委員会が出された様々な夏のプランはわかるけれども、町立プールで子ども達が見せる笑顔の受け皿にはなり得ない、とおっしゃっていました。同じ思いです。2000年の1月1日号の広報しまもとを私は大切に取っています。「21世紀の夢」として、運動緑地公園の計画が描かれているからです。天王山の麓には青空プールが似合います。島本の強みを活かせる野外プール、屋外プール。どこにでもある屋内プールではなく、野外プールをもし予定地に建設される場合は、試算されている2億円という数字でできるのではないですか。この「21世紀の夢プラン」というプロジェクトは、今も残っているのでしょうか。当該地にプールの予定地は、今もございますか。ご答弁いただきたいと思います。このプールを計画する、当初は屋内プールということだったですけど、金額的に難しければ、緑地公園に屋外プールを建設するという計画、ぜひ残していただきたいと思います。

自治体があらゆる生涯施設をフルセットで持てる時代ではなく、次世代に財政負担をかけることは慎まなければなりません。これに関しては、子どもや若者の立場に立った総合的な議論が必要だと思いますが、こういったことを踏まえまして、何か総合的に公共施設のあり方全体、方針の中にはプールしか盛り込まれていません。でも、生涯施設

はすべて老朽化している。それをグランドデザインとして、どのようにしていくかという、これは教育委員会の生涯学習課として、どのようにお考えか。再度、聞きたいと思います。

最後に、先ほどの地域少子化対策強化講座について、著名人をとおっしゃいましたけれども、これはどなたか、もう想定されて提案されていますか。もし、お決まりでしたら、プランをお示しいただきたいと思います。

教育こども部長 まず、子ども・子育てに関するニーズ調査でございます。就学前の児童と小学生の児童の保護者を対象に実施したわけですが、就学前の児童の場合は、親子が安心して集まれる公園など屋外の施設整備を望まれているというのが、約7割ぐらいございました。また小学校では、小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備して欲しいというような内容が約6割程度、それが第1のニーズでございました。そういったことも含めて、今後、先ほどご答弁申し上げましたように、計画策定に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、緑地公園の件でございます。緑地公園ができました当初には、議会でもいろいろと議論があったようでございます。温水プールの設置なんかについても議論がされておりました。プール予定地として、一定、町営住宅の前とマンションの間、その場所がプール予定地ということで当初示されておまして、現時点でも何もそこには建設がされておきませんので、原っぱとして残っている状況ですので、今後、どういう形でそこを活用していくかということにつきましては、公共施設全体の中でのお話になってくるかと思っておりますので、現時点で、ここにプールを造るということは明言できない状況でございます。

また、プールだけでなくて体育館につきましても老朽化が進んできておりますので、この体育館についても、どの時点で建て替えるのかということが当然将来的に出てきますし、体育館も借地であるということはプールと変わりはありませんので、そういったことも今後、計画として、大きなプランを作っていく必要があると思っております。これ以外にもテニスコートもございますし、教育委員会が抱えておる施設につきまして、今後、プールだけでなくて、全体的な公共施設の中で考えていきたいというふうに考えております。

社会教育委員会議の件については、生涯学習課長のほうから、ご答弁させていただきます。

生涯学習課長 それでは社会教育委員会議の内容につきましては、6月13日に社会教育委員会議を開催いたしました。案件は、「町立プールの今後の方向性について」でございます。資料につきましては、今回、議会資料と同じものの資料を配付させていただきました。内容につきましては、学校のプールの活用、緑地公園のプールの用地は、今後の計画は、子ども居場所づくりの取り組み内容について、という質問があって、随時、答

えさせていただきますという内容でございます。

以上です。

教育子ども部長 1点、答弁が漏れておりました。

イクメン・イクボスの関係の講座の件ですが、講師がもう決まっているのか、ということですが、まだ現時点では決まっておられません。幾つか著名人を探している状況であるということで、ご理解いただきたいと思います。

外村議員 まず、プールの件でお訊きします。

私も3月の会議で、今年度はとにかく見送るということで、その理由が、保健所からの厳しい勧告があったということと老朽化の実態を見て、しかも借地であるというようなことも考えて、私も見送りはやむなしと。しかし、今年度見送ったら、もうそこで復活することはないなと思っておりました。ただ、その後、速やかに関係者へ周知してご意見を賜る、どうしたらいいかというようなことをされて、代替の、例えば水泳教室を各学校、学校にも保育所にも、幼稚園にもプールあるから、私はそこで何とか、少なくとも結論が出るまで、もう永久に廃止するか、新しく緑地公園に何か造るにしても、その前の——何年かかるかわかりませんが、学校や保育所、幼稚園のプールで何とかしのげるとおっしゃってました。

というのは、プールの利用者はほとんどが小・中学生で、一般の人が2千人ぐらいいらっしゃると、この資料見ますとあるけど、これはほとんど保護者のことだと思うんですが、保護者以外の一般成人の方でたくさん、ここをご利用されているのか、ちょっとわかりません。この辺の内訳がわかったら教えていただきたいんですけども。

そういうことを思っておりましたので、今になって説明がないだとか、説明会開催要求があった。ほんとに私は、やり方がおかしいなと思っております。先ほども教育子ども部長から、方策が定まっていなかったから広報ができなかった。これは逆だと思うんですよ、方策なんてのは明確に出るはずなんです。方策の可否は住民や利用者が持っているわけですよ。だから、いち早く訊いて、私は対策するべきだと思う。その前提で、ひとつ、お訊きします。

まず、3月には各学校に説明に回ったとおっしゃってました。具体的に、そのときには誰に説明して、どういう感触を得たのか。そのときに保護者や児童に対するアンケートは取られたのか、というのが1点。

2点目、代替案として、いろいろたくさんメニューを考えていただいて、これは私にご苦労だったと思うんですけども、これはプールがなくなるということに対する代替案として、ほんとにニーズにマッチしてるのか。マッチしてるという確証は、何で掴んだのかというのが知りたい。だから、私は先ほど言ったように、学校のプールで何とかしてくれたら、何とか我慢しますとなったのか、その辺がわからない。それともう1点は、今年度は水泳教室が5日間しかできない。これはなぜできないのかと訊いたら、私

はずつとやったらええやないかと思ってたんですけど、先生方が、もうすでに今年は研修のスケジュールがいっぱい詰まってて対応できないからだ、という話でした。じゃ、来年以降は少なくとも、この日にちを拡大して、各小学校、各中学校、幼稚園、保育所で何とか、ほとんどプールの代替をするというふうなことが、どこまで議論されているのか。先生方とアンドが取れているのか。

3点目。多くの有志の方から説明会の開催要求がありましたということですが、それで先週、何かやられた。これで説明会が終わったと思っていらっしゃるのか。ほんとの全住民に対する説明会をされる予定はないのかというのが訊きたい。

あと、緑地公園の話出ました。私も、これは当然プール用地としてあったわけですから、いつの時点でプール用地ではもうないんだというふうな意思決定をされたのか。今はもうプールじゃなくて、プールか体育館か何やわからん、未定だというふうにおっしゃってますけども、あくまでもプール用地として計画があったはずですから、それがどこで変更されたのか、いつの時点で。そのときに、当然、町立プールが相当、もう老朽化してたはずですから、じゃ、あそこをプール用地にもうしないとならばどうするんだというのが、ある程度議論されてるはずなんですよ。やっぱり住民との対話で、それをどうするかということをしなかったというように私は思ってますので、このときの意思決定の方法だとか、どうであったかというのが知りたい。

以上が、プールに関してです。

それと、補正予算のほうで町有地の売り払いについて。桜井三丁目のこの土地ですね、91 平米あるそうなんですけども、私、この土地が、先ほど見てきましたけども、これは鶴ヶ池住宅を売る前に小野薬品さんと境界の入り線りがあったやつを整理して売られたというのがありましたので、そのときに、これをきちっと整理しておくべきではなかったのかなと思うんです。なぜ、今頃にこれを売られることになったのか、その背景を教えてくださいたいのと、この土地はどこに売られたのか。これは入札に付されたのか、その辺を教えてください。

以上です。

教育こども部長 まず、プールに関してでございます。

3月に学校に説明に回ったというのは、見送りの説明でございまして、その後、学校のほうには廃止を決めてからは、プール指導という形で、現在、夏休み入ってから7月いっぱい学校もプール指導やってますので、その辺の日数の拡大とか、そういうことができないかというようなお話をさせていただいたのと、水泳連盟による水泳指導をする場所ですね、その調整などに学校に回ったということでございます。

それから、代替の案でございますが、議員ご指摘のように、必ずしもプールの代替、水遊びとか水泳指導はありますけども、ニーズにマッチしてるのかということですが、これまで様々なイベント、事業を生涯学習課のほうで実施してきておりますけ

ども、これまでやってた事業を夏休みに集中させ、あるいは日数を増やしたりということでやってきておりますので、その辺については一定、住民の皆さんも子どももですけども、そういうイベントが、今まで毎年、時期は別といたしましてやられているということは、知っている方も多くおられると思いますので、その日数を増やしたりということをしてますので、より参加しやすいという状況を作らせていただいたと。あとは、プールがあれば、それはプールがいいんですけども、学習面でも宿題等もありますので、そういったことができる場所の確保ということで人権文化センターを使ったりという、今回、工夫といたしますか、そういう案を考えさせていただいたということでございます。

あと、全体的な説明会のお話でございますが、今後の方向性ですね、プールの方向性が決まれば、そういったことも、公共施設全体の中でそういうことも検討しなければならないというふうに考えております。

それからあと、緑地公園のプール用地の件でございますが、これにつきましては緑地公園が整備される際に、テニスコートであったりプールであったり、体育館の用地ということで、当初の計画ではそういう絵も画かれている中で、その後、修正等もありまして、体育館がなくなり、テニスコートもなくなりということになったんですが、最終的には、私の認識としては、プール用地としては今も残っているというふうに考えております。

あと、来年のスケジュールということでございますが、これについては来年に向けて、また学校のほうとか水泳連盟のほうとも協議をしながら、来年どういう形で実施できるのかということについては、今後、協議を進めていきたいというふうに思っております。

それと、もう一つありました保護者アンケートを取ったのかというご質問があったかと思っておりますけども、保護者から、このプールについて、特にアンケートは取ってはおりません。

あとプールの利用者の内訳については、生涯学習課長のほうからご答弁申し上げます。

生涯学習課長 プールの利用者の細かい内訳ですが、平成 25 年度分ですが、利用者全体で 9,118 人でありました。この細かい内訳につきましては、幼児が 1,500 人の 16%、それに伴う幼児の付き添いの保護者が 1,391 人・15%、幼児と保護者で合わせて 31%であります。小学生につきましては、1 年生から 3 年生は 1,661 人・18%、4 年生から 6 年生までが 3,425 人・38%。小学生全体では、56%であります。中学生につきましては 323 人・4%であります。大人単独の利用者は 818 人・9%。

以上でございます。

総務部長 それでは、桜井三丁目の今回の用地売却の予算についてでございます。

資料請求いただきました、日 12・外 9 のところに位置図をつけさせていただいておるわけでございますが、議員が先ほどおっしゃいました小野薬品さんとの境界の部分につきましては、昨年 11 月 5 日に土地売買契約を行っております。その折には、土地会計を介して買っておるわけですが、その売却、それから土地会計からの買い戻しにつき

ましては、11月21日開催の議会で対応させていただいているものでございまして、別物でございます。

それから、今回、売却いたしましたのは、小野薬品さんのほうに随意契約で売却をさせていただいております。

以上でございます。

外村議員 先ほど答弁漏れ、いっぱいあるんですけど、住民説明会は本当に、その有志の方にだけしたら終わったと思っておられるのか、という回答がないんですけども。全町民向けの説明会はされる予定ですか、というのは、これは後でぜひ回答ください。

それと、3月に学校に説明した、これはあくまで先生方に、見送るだけだと。当然、先生方はそれ以上のことはおっしゃらなかったのか、今後どうしてくれるんだ、保護者へはどうするんだとかというようなことがあったんだと思うんですけども、それは一切、封印されたのか。だって、保護者が全然知らないと言っておられるということは、保護者に伝わってないというのが問題だと思いますけども、この辺はどうだったのか、改めてお伺いします。

それと、プールの利用者ですね。私は学校で何とか対応できると思ってたんで、しかし、800人ぐらいは一般の方がいらっしゃる。一般の方は金出して、高槻でもどこでも行っていただいたら何とかなると思うんですけども、いずれにしましても学校で何とかなる方法を、来年以降、ぜひ考えていただきたい。それはよろしく申し上げます。

今の売り払いの件ですけども、この順序が私はおかしいと思うんですね。鶴ヶ池住宅をきれいな土地にして売る前に整理してから売らないと、今となつては、もうこれ鶴ヶ池住宅跡地を小野薬品さんが確保されているわけですから、もう買うところは小野薬品さんしかないわけですね。それで小野薬品さんが随契で買われた、これはもう、しょうがないと思うんですけども、なぜ、こういう順序にされたのかが、私はもう一つ理解できない。どう見たって、第三者が買うことはできない。そこをもう一回、説明してください。

教育こども部長 まず、説明会の件でございますが、先ほど申し上げましたように今後の方向性が見いだせれば、全体の公共施設も含めて、そういう説明会については検討しなければならないということで、先ほど、ちょっとご答弁させていただきましたので、よろしく申し上げます。

それから、学校のほうに申しましたのは、見送りということでございますので、その後、今後のこととして学校でいろんなことができないかというのは、それ以降、学校のほうにも校長先生にも、その辺りをお訊きしておりますけども、そのことを、見送りについては施政方針、あるいは広報の中でも出しておりますので。廃止に関しては、学校が知ったというのはだいぶ後になりますので、そのことを特に保護者に説明して欲しいというようなことは私どものほうからは伝えておりませんので、学校から伝わってはいな

いというふうに思っております。

今後の、来年度以降、学校での対応につきましては、今回、水泳連盟のほうにお願いをして、5日間ですけども、やっておりますけども、それが水泳連盟だけではなかなか厳しい問題があると思っておりますので、その辺、他のそういう指導ができる団体さん、あるいは住民の方の中でもそういう方がいらっしゃるのかどうか、ちょっとわかりませんが、そういったことも含めて、来年、もう少し学校のプールが活用できないかということについては、早い段階で検討して、やっていきたいというふうに思っております。

以上です。

総務・債権管理課長 桜井三丁目地内の売却に伴うご質問でございます。

資料の裏面でございますとおり、当該地につきましては小野薬品工業の出入り口となっている部分でございます。今回、本体のほうの売却させていただきました土地につきましては、条件付きの一般競争入札を実施させていただいたものでございますので、小野薬品工業さんからの購入希望はございましたが、他社が落札される可能性もございました。このため当該地を合わせて売却した際には、小野薬品工業さんの出入り口がなくなるということでございましたので、当該地を除いた形で入札のほうを実施させていただいたものでございます。今回につきましては、小野薬品工業さんのほうが落札されましたので、挟まれた土地ということで、随意契約において売却したものでございます。

以上でございます。

外村議員 いろいろありますけど、この土地、小野薬品さんは、うちの土地を出入り口に使用されてたということで、何らかの使用料はいただいていたんでしょうか。

総務・債権管理課長 出入り口についてのご質問でございます。当該地につきましては、道路という取り扱いになっておりますので、通常、どなたでもご利用いただけるということでございますので、利用料につきましてはいただいております。

以上でございます。

川嶋議員 様々質問が出ておりますけれども、まずプールについて、プールの「設置条例の廃止について」ですが、今回、廃止ということで議案としてあがってまいりました。たくさんのカラーの写真の資料が、プールの状況の資料がたくさん、今回、資料として載せていただいております。本当に、まず、これを見て、私の印象といたしましては、一目瞭然やなど、プールに関してましてはですよ。この中で、ほんとに危険な箇所がたくさんあり、ひびもたくさんあり、本当にこれを見たときに危険だなど、年齢の様々な子ども達が行くプールということで、そこで夏休みの期間だけとは言え、危険だな、という印象を持ちました。

その中で、様々、私にもいろいろ、そういう皆さんの中で今回要望書が来たようなことでのお電話とかもいただいております。でも、しかしながら、そんな中でも、いろいろと説明をさせていただいて、例えばプールの状況、そして代替案ですね、そういうこと

もすべて考えておられますと、いろいろと説明をさせていただければ、それはやってくれるんやなと納得していただいた方もいらっしゃると思います、中には。そういう現実もあるということ、ちょっと冒頭に言わしていただきますけれども、その中で、確かにプールというのは子ども達にとって、夏休みは貴重な場所です。

その中で一つ、代替案の中で居場所づくりの中ですけれども、今回、第一小学校で水泳教室というのが行われておりますが、これは今まで町立プールでされていた水泳教室と同等のものなんですか。それをお訊きしたいのと、定員が30名になっておりますし、しかも小学校1年生から4年生までということになっておりますが、これは、そういう意味では例えば第一小学校1校だけです、一つ、プールの代替として考えたときに、先ほどからも出ておりましたけれども、プールを開放的に行って、そこでみんなが自由に泳いで、遊んで帰るという印象ではないということですよ、これは。すいません、願います。

それと、補正予算なんですけれども、保幼小連携講師謝礼というのがあるんですけれども、この内容を詳しく説明していただきたいと思います。

それと、乳がん・子宮がん検診の、今回、コール・リコール制度の実施をされること、これはほんとに大変評価するものでありまして、うれしく思っております。今後の実施に向けてのスケジュール、それをお聞かせ願いたいと思います。よろしく願います。

教育こども部長 まず、水泳連盟による水泳教室の件でございます。これについては、これまでも町立プールのほうで実施をしてまいりました。その内容と変わりません。対象者は、泳ぎが苦手な子どもさんを対象にしておる、というのが内容でございます。ただ定員が町立プールとは、第一小学校のプールは大きさが小さいので、指導できる人数がやっぱり限られてくるということで、定員については30名にさせていただきました。これは水泳連盟のほうと協議をさせていただいて、やったということでございます。

こういった教室が各学校でできれば一番いいんですけども、なかなか水泳連盟のメンバーの方も、学校の先生方が多くございます。8月に入ると、学校の先生はすべて休みというわけではございませんので、研修が8月に集中して入っておりますので、その辺も協議させていただいた中で、今年度はもう5日間しかできないということでもございましたので、こういう形になりました。来年については、先ほど他の議員さんからご質問いただきましたけれども、水泳連盟に限らず、他の団体でも何かそういった指導的なことができ、それが学校で使用可能なかどうか。また、これは保健所とも協議が必要だと思っておりますけれども、その辺については、来年に向けて協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、あと補正予算の関係でございますが、保幼小の連携ということでもございます。これについては、この4月に機構改革によりまして保育所の所管が教育委員会に参りまして、保育所と幼稚園が同じ課で業務をやっておるということ。それと今後、小学

校との関わりとか連携という意味では、これまで以上にやっぱり連携を進めていく必要があるということで、昨年度から大阪成蹊大学のほうと連携協定を結びまして、幼稚園では運動遊び、体づくりということで指導をいただきながら、幼稚園教諭を対象とした研修などもやってきたんですけども、今後は保育所も含めた形で、子ども達が幼稚園、保育所に関係なく、子ども達の運動遊びとか体づくりというもの、基礎となる部分でございますので、その辺、きっちり保育所の先生方にも、その指導方法を十分に理解をしていただいて指導にあたっていただきたいということで、今回、あげさせていただきました。

ですから、今回は保育所をメインにしたいところですけども、幼稚園も含めて小学校の先生も参加できれば、一緒にそういった研修会をやって、幼稚園、保育所から小学校への繋がりというものも、それぞれの立場の方々が理解をしていただくということで、今回、計上させていただいたものでございます。

以上です。

健康福祉部長 コール・リコールの今後のスケジュールでございます。

コール・リコールを実施するにあたりましては、専用の封筒と、あとアンケートハガキ、それからクーポンを印刷する必要があるでございますので、この補正予算、可決いただきましたら速やかに外部に発注いたしまして、納品され次第、対象の方に送付をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議員 保幼小連携講師謝礼の件は、理解いたしました。

コール・リコール制度の乳がん・子宮がん検診のクーポン券なんですけれども、これってというのは、今後、でき次第実施されるということなんですけれども、検診の時期とかありましたよね、今までどおりクーポン券というのは締め切り日というか、そういうようなのは、いつもと変わらない日にちなんでしょうか。もう1回、すいません、お願いします。

それとあと、プールに関しましてですけれども、ほんとに、このプールの今回廃止条例ということで考えますと、子ども達に対してプールの回数、プールの場を与える回数が、代替案と言え中には、私もちょっと少ないかなとは思ったんですけども、昔、やっておりましたような、現代ではちょっと、いろんな問題もあってできないかも知れないんですけども、プール開放ですね。夏休み、過去にはそういうようなこともやられておりましたけども、何か、どこかのそういう協力も得たり、地域の方々の協力も得たりの中で、そういうこともできたらいいのじゃないかなとは、ちょっと思ったりもしたんですけども。何とか、次の年度に向けまして、子ども達の夏の遊び場所、今まであったものがなくなり、そこに代わる遊び場所というのを、しっかりと作ってあげて欲しいというのは、これはほんとに私も要望したいことではありますので、その点についても、よろしくをお願いします。

健康福祉部長 クーポンを利用しての受診でございますけども、来年の3月15日まで受診が可能でございます。

以上です。

教育子ども部長 プールにつきましては、以前にはPTAなんかが中心になってプール開放をやっていただいたという経過がございますが、提案説明させていただいたときにご答弁させていただきましたように、全国各地でプールの事故が起きている中で、そういった一般向けの開放というのはできない状況でございます。従いまして、指導を目的としたプール利用ということになってまいりますので、繰り返しになりますけども、来年の夏に向けまして、今年度以上に子ども達の水泳ができる環境ができないかということについては、十分検討をしていきたいというふうに考えております。

川嶋議員 今後、プールに関しましても、公共施設の適正化会議、その中にも含めて、今後のプールの将来ですね、そういうところもしっかりと協議をしていかれるということもお聞きいたしました。まずは当面のことで、しっかり考えて、1年、1年、考えていけないといけないことが目の前にあるという今の状況で、そういう意味では、その点をしっかり、子ども達の見線で考えていってあげて欲しいなと思っておりますので、この点、しっかり要望を最後にいたしまして終わります。

平井議長 他に質疑ありませんか。

岡田議員 プールの「廃止条例」に関してなんですが、今回ね、住民の代表の方外27名の方からの要望書を拝見させていただきました。この要望書の中に、「住民はほとんど知らされていないのです」という箇所がございました。ここの箇所を、私は目を通しながら、ほんとに申しわけないことをしたなど、そのようにすごく思いました。また、その反対に、ほんとに住民に説明ができないぐらい、教育子ども部におきましてはね、ギリギリまで、最後の最後まで、プールを廃止しないで何とかやっていきたいという思いがあって、この状態になったんじゃないかなって、そのようにも感じました。

島本町の土地ではなくって、やはり相手があることです。水無瀬神宮さんという、そこでお借りしている土地。その板挟みになって、ほんとに苦しい思いで、私はギリギリまで突っ張ってこられたんじゃないかなっていうふうに、そのように私は思います。ほんとは修理を、過去におきましてトイレ改修とかシャワーとか、いろんな保健所からも注意ありましたが、何とか何とかという思いでね、補修工事をしながら今日まで、ずっと続けてこられたという、私はこの思いをしっかりと感じております。

だからね、そういうところから、やはり今年、来年にかけては、学校の耐震診断もありますし、そういうほんとに財政的に大変なこのときだから、なかなかプールのほうまで財政がいかなかったんじゃないか。私はね、このように推察しておりますので、できましたら、私のところにも確かに住民の皆さんから署名活動したいとか、いろんな意見がございました。やはり、ほんとにこのことを考えましたら、議員の立場ってというのはね、

ものすごい私は大切だと思うんですね。住民の皆さんが不安に陥っているときに、同じように、やはり批判的な気持ちを持っていたら、住民の皆さんは不安をなかなか解消することができへんと思うんですよ……（「質問は」と呼ぶ者あり）……。その辺ね、ほんとにやはり住民の皆さんとともにやっていくのは当たり前ですけども、少しは、この不安を取り除いてあげるといっても、私は議員としての務めではないか、このように思っております……（「質問して」と呼ぶ者あり）……。

そのようなところから質問を今からしますけども、ほんとに集中的に教育こども部のほうに行ってますが、財政的に大変だということの大きな要因はございましたか。

教育こども部長 まず、住民の方から要望書をいただきました。要望書をいただいた時期でございますけども、まだ広報でも状況を広報していない段階でして、6月10日付けで、そういう要望書をいただきましたので、確かに、その情報を出す時期というのが遅かった部分で、住民の方々に不安を与えたということは反省をしているところでございます。

教育委員会といたしましては、当然、所管しておりますプール、一日でも長く存続させたいという気持ちはございます。これまでも保健所の指導も受けつつ、何とか改修できて、保健所の了承が得られる範囲で開設を続けてきたわけですけども、やはり、この資料でもお示ししておりますように、クラックも含め陥没している箇所もございまして、そういったことを総合的に考えますと、やはり安全面を第一に考えなければならないということで、苦渋の決断を今回、させていただいたということでございます。

財政的には非常に厳しい状況でございますし、学校におきましては学校施設の耐震化を最優先して進めなければならないということで考えておりますので、プールを建て替えるということら辺まで、なかなか財政的には厳しいのが現状でございますので、まずは耐震化を終えて、その後、プールについては検討をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。私はほんとに、教育こども部長の話というのはすごくわかるんですよ。確かに廃止する思いは、私はなかったと思うんですよ。でもね、やっぱり財政的に大変だというのがあって、住民の皆さんに不安を煽ったり、ほんとにご迷惑をかけたというか、いろんな形になっているんじゃないか、私はそのように思っておりますのでね。

今、水無瀬神宮さんのところのプールは確かに廃止になるかも知れませんが、今後、やはり町営プールの大きな目的というのは住民の健康の増進ということですので、あらゆる面で、また耐震診断等も終わりましたら、再度、このプールのことに関して検討していったらいいなというふうに思いますので、その点、よろしくお願いします。

やはり、この58年間、水無瀬神宮さんから借りてたプールですので、ほんとにあそここのところを通ると、子どもの元気な声が聞こえるのが大好きなんですよ。また、夕方

になりますと、万代の前から、頭の髪の毛のベタベタに濡れた子ども達が座り込んでラーメン食べてる、この健康的な姿。やはり、プールというのは、私は大事であり……（「質問は」と呼ぶ者あり）……、必要だって思うんです。ですからね、ぜひ、これはもう検討の課題としてお願いしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

補正予算ですが、補正予算の中にコール・リコールの乳がん検診、女性の健康を守る、その観点からコール・リコールの予算を入れていただいたということは、ほんとに私たちは評価したいと思います。

要望だけで終わりますが、ぜひ今後……（「要望だけか」と呼ぶ者あり）……、ちょっと黙っててください。ほんとに今後、また財政的にいろんな形で目処がつかましたら、ぜひプールのほうも検討していただきたい。このようなことを要望して、終わります。

平井議長 他に質疑ありませんか。

関 議員 今までのたくさんのご答弁とかをお聞きして、今までよく事故がなかったなというふうに痛感します。

それで、今から実施設計してプールの解体、土地の返却というのは、来年3月までスケジュール的に間に合うのでしょうか。

それと賃貸借契約書なんですけども、平成25年度まではプール、児童公園、上下水道部別館というふうに三つだったんですけども、26年度以降はプールと児童公園は分離されている状況になっているんですけども、これは契約解除を見込んで分離されているのでしょうか。それと、プール隣接の児童公園についても毎年140万円ぐらいの賃貸料が発生しているんですけども、児童公園については、このまま継続されるのでしょうか。

教育こども部長 今後の町立プールのスケジュールでございまして、目標といたしましては、今年度中に更地にしてお返しをしたいというふうに考えておりますので、ご可決いただきましたら設計のほうに早速入りまして、水無瀬神宮との更地に関する協議も必要になってまいりますので、その辺、早急に進めさせていただいて、3月末を目標に返還したいというふうに考えております。

それから、契約に関しましては、昨年度までプールと公園、それから上下水道部の用地、内訳は書いておりましたが、一本で契約をしておりました。もともと上下水道部については公営企業の部分でございまして、それを一本で契約していることはどうかという疑義がありましたものですから、公営企業の分は別に分けまして、今年度は公園と町営プール、これは町長の契約になりますので、そういった形で、今回、分けさせていただいているということでございます。

都市創造部長 今、関議員のご指摘ありました公園、児童公園ということでも、今、用地を借地しながら公園として活用させていただいているところでございます。公園としての機能が現在あるという中で、今後のあり方については、現時点ではまだ、方向性につ

いては具体的な案というのは持ってございません。ただ、近隣の自治会の意見等を踏まえながら、やはり今後のあり方については検討していく必要があるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

関 議員 広域行政の一環として、島本住民の方々の高槻市民プールの利用などについては、ご検討されてなかったでしょうか。

それと、補正予算なんですけども、歳出の財産管理費、庁舎改修実施設計業務について47万1千円、計上していただいておりますけども、先ほど、議員の意見を聞いて会派室なりの検討をされるということでしたけども、具体的にどういうふうな進め方をされて、タイムスケジュール的にどの程度を考えておられるのか、お示し下さい。

教育こども部長 高槻市のプールの利用に関してでございますが、一定、検討もさせていただきました。ただ、一方的に島本町でプールをなくすから高槻市のプールを利用させてもらいますというようなことについては、やはり高槻市との協議も必要になってくると思います。そういったこととか、あと近隣で言えば高槻市だけでいいのかというようなこともございますし、そういう助成制度を設けるということについては、あまり好ましくないと言いますか、料金体系も市レベルでやられているプールでしたら安いですけども、民間のやられているプールですと非常に高い部分があるということで、その辺、そういう助成制度については検討はいたしました。が、難しいということで断念をしたというところでございます。

総務部長 一般会計補正予算（第2号）のほうの財産管理費の委託料、庁舎改修実施設計業務についてのお尋ねでございます。

今後につきましては、ご可決いただきましたら、その後、議員各位のご意見・ご要望をお聞きして、それをまとめて、最終的に業者のほうに一応、そのプランで設計をしていただくんですが、大体、こちらのいわゆる素案というのができましたら、それから設計にかかる設計の時間は約1ヵ月というふうに聞いております。最短では今のところ、工事の予算というのは9月議会ぐらいを予定、計算的には最短でそれぐらいになるかなとは思いますが、その後、入札を終えまして、大体、プランによって中身がちょっと変わると思うんですが、工事は大体1ヵ月ぐらいというふうには聞いております。

以上でございます。

伊集院議員 まず、補正予算で地域少子化対策強化交付金ですね、80万7千円。これは一応、国の流れでは市町村、我々としては上限800万円の予算という部分が確保できるという部分でありますけど、今回、この80万7千円という部分についての説明を1点、いただきたいということと、町立プール条例の廃止ですね。この条例は、あくまでも私、現時点の住所、島本町広瀬三丁目10-22、この住所での廃止ということ。条例は、この住所で載っている。この住所の、現時点での場所の建て替えというのは、私自身、安全性、

最近のプールの死亡事故、こういった状況の中では、もう厳しいという判断はさせてもらっているんですけども。

要は、今、話の中で皆さんにお聞きすると将来ビジョンの話が出てくるんですね。ただ、将来ビジョンにおいては、やはり学校の耐震化、また水路の改修等、いろいろ費用がかかってくるので、その将来ビジョンというのは、決して、この廃止条例が出たからといって、できないわけではない。今後、将来的に、これからも将来ビジョンにおける議論はできるということを確認させていただきます。あくまでも、この住所での条例の廃止という判断で私は考えておりますが、それで間違いはないか、ご意見、賜ります。

教育こども部長 まず補正予算の関係で、地域少子化対策強化交付金でございます。

この事業につきましては、今年度限りということでお聞きをしておりますが、市町村の枠として800万円でございます。補助率が10分の10ということですので、丸々交付されるという事業でございます。本町でも、この800万円を最大に使おうということで、庁内各課、実施できないかということで、いろいろと案を出し合いました。今回、ネックになりますのが先駆性を求められているということで、どこでもやっているような事業では認められないということでございまして、そういった中で当初はいろいろな事業も考えたんですけども、それをトータルすると600万ぐらいの事業を一応計画としては考えました。これを、大阪府を通じまして国のほうに協議をかけましたけれども、なかなか「先駆性」という意味では認められないということで、約80万の予算の部分については先駆性があるということで、今回、内諾をいただいたということで予算計上をさせていただいたものでございます。

ちなみに、大阪府下の状況で見ましても、なかなか厳しい状況がございまして、団体名は把握はしておりませんが、府下でも、この当初の部分では14団体しか手をあげてないという中でございまして、予算的にも1千万程度ということもお聞きしております。追加募集等があるようでございますけども、当初、島本町が手をあげた段階ではそのような状況の中で、何とか獲得したのが、今回、提案させていただいた事業であるということで、ご理解いただきたいと思っております。

それから、プールの条例廃止につきましては、今回の条例につきましては、議員ご指摘のように、水無瀬神宮にあります町立プール、住所が書かれておりますが、その部分の廃止でありまして、将来的な部分については、全くなかったということではなくて、先ほど来ご答弁申し上げておりますように、公共施設全体の中で、今後のプールのあり方については検討を進めていくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

平野議員 「町立プール設置条例」の件で、まず、廃止条例についてお尋ねいたします。

町立プールは、利用人数が1万人ということでね、しかも、わずか2ヵ月の間にこれだけの利用がある。8割近くは子ども達であるということを考えますとね、やはり子ど

も達の夏の遊び場、健全な育成の場、また親子のコミュニケーションを育む場ということで、非常にプールが果たす役割は重要だというふうに私は思っております。子育て支援や青少年健全育成という視点でも、やはり重要なことだと思っております。この廃止条例を提案されるにあたって、改めまして、このプールの役割というのをどのように考えておられるかということをお聞かせいただきたいと思っております。

2点目ですけれども、「公共施設の適正化基本方針」に、最初は素案の中にはプールを入れておられませんでした。6月5日の全協で成案の基本方針を配付され、説明されたときには、施設の一覧に加えられました。その際、私も指摘したところですけどね、更新費用等の項目に記載がないということで、お尋ねしたときには、プールについても個別施設のカルテを作るというふうに答弁されております。今も教育こども部長は公共施設の全体の中で検討を進めていくというふうに言っておられるわけですから、この「検討」というのは、最終的にはいつの段階で検討結果が出るのか、個別施設のカルテができるのか、その点、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、人びとの新しい歩みの13で資料請求しました「大規模改修した場合の事業試算のわかるもの」ということで、1月7日作成の資料ですね。一部改修した場合、全面改修した場合、移転新設した場合、学校プールの活用をした場合、それから廃止した場合という五つの対応案で示されています。これこそがね、これは1月7日作成だったんですけど、この資料こそを、本来は、私は2月会議の、町長が施政方針で町立プールを見送ると言った際に出していただきたいかった資料です……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。この資料があれば、私はもっと予算審議の中で十分検討できました、議会としても検討できました。議会でも住民の意見を聞いて審議できたと思っております。これを出さなかった理由は何ですか。当初予算の審議で出さなかった理由は何ですか。請求されなかったということかも知れませんが、本来は、そちらが添付すべきです。

それから、何度もこの理由の中に、廃止する理由の中に、費用がかかるということですね。それは学校施設の耐震化や公共施設の老朽化など優先して取り組まなくてはならない課題が山積みしており、財政的にも厳しい状況であるから、ということをおっしゃっています。私も、それなりに認識はしております。ただね、住民の皆さんに説明をするときには、具体的な形で説明をしないといけない、説得力がないと思うんですね。やはり、ちゃんと財政収支見通しを示して、いつ、どの年度に、どのくらいのお金がかかるから、だから今は無理なんですよという具体的な資料がなければ、私は駄目だと思うんですよ。その作業ができていないし、その資料提示ができていないというふうにも思います。「財政収支見通し」を作成して示すという必要があるのではないですか。もちろん、それは住民説明会という形で開いたうえでということですけど、その考えはなかったのですか。今後というか、廃止を決める前に、すべきではありませんか。

次ですけれどもね、基本的なことをお伺いしますが、公共施設というのは住民福祉の向

上、それなりの設置目的のために造られているものです。住民のサービスに大きく寄与するものですが、こういった公共施設を廃止するということは、やはり一定の手続きが要る、民主的な手続きが要ると思うんですね。それは事前に住民の皆さんに、そういう廃止する方向です、それはこういう理由です、根拠はこういうところにあります、ということ、ちゃんと示して、本来は住民参加の検討会みたいなのを設置して、そこできっちり検討していくという。よく言われる、例えばプールでしたら、プールのあり方検討委員会とかいう形を取ったうえで検討する。そうすれば、住民参加もできるし、住民も傍聴できるし、情報の公開もできるという手続きを、ちゃんと経ることができますね。そういった必要性があったのではないのでしょうか。お聞かせください。それは今後のことにも関わりますので、お願いしたいというふうに思います。

6月13日の社会教育委員会議を傍聴しました。そのときに、58年前に、このプールの設置に関わった方がおっしゃっていたんですね。このプールは、当時、子ども達のために、町の費用だけでなくPTAの寄付を集めてプールを造ったんです、58年前のことを十分に勉強して欲しいということをおっしゃって、非常に、このプール廃止については無念な思いをお伝えされた。私も、非常にそのことは、その無念な思いが伝わってきたという気持ちです。そのことを受けて教育委員会は、そのことをご存じだったのか、またはちゃんとお話を聞いて調べましたか。私は一応、町広報とか、いろいろ調べましたけれど、どうでしたか。やっぱり当時の思いをしっかりと受けとめたうえで、廃止ということ、方向性を出さなくちゃいけないと思います。

それから、代替案ですね。いろいろ、私は努力しておられると思います。歴史資料館、図書館、人権文化センターを活用して、いろいろと対応されている。ほんとにありがたいというふうにも思っております。もう一つ言いたいのは、町営住宅集会所を使って夏休みの期間ですけど、出前図書館なども開設していただきたいと思いますが、これはいかがでしょうか。

それから、先ほどのことに関わるかも知れませんが、情報の公開、住民への廃止に至る経過や理由について情報公開、説明責任を果たす。これは廃止条例の提案前にしなければならぬことです……（「議案の質問して」と呼ぶ者あり）……。提案する前にすべきことなんですよ。それをやはりすべきだったということ、これは町長にお答えしていただきたいと思います。

次に、一般会計補正予算について、お尋ねします。

子ども・子育て支援新制度に関わって97万2千円、新制度の案内パンフレットを発行されますが、これはいつ発行される、つまり住民の皆さんには、いつ配布されるのか、お聞かせください。

それから、町有地の売り払い、桜井地区の件ですけれども、この件につきましては、人びとの新しい歩みの15の資料で請求しております。小野薬品工業株式会社から川口町

長様宛ということで、「町有地の取得希望について」という文書が出ております。この中に、今回、売り払いになる桜井三丁目 726-100 についても、「新研究所の開発地の一部として一体利用を図りたいと考えております」ということですね。だからこそ、この町有地を売り払われたということで、改めてお尋ねしますが、この研究所に関してはね、私も 2 月の議会の中で申しました。この研究所については、過去に文部科学省が遺伝子組み換えのウイルスを不適切に扱っていたという指摘がありました。ですから、この研究所の開発については、私は住民に説明をするという必要があると思います。開発協議とか、開発指導要綱に基づく事前協議についての小野薬品からの説明はされています。されていますけど、あくまでも建物の、例えば高さがありますね、ある程度、6 階建てですから、日陰とかの影響を受けるものとか、そういう周辺の住民の皆さん対象だけになんですけどね。やっぱり、こういった研究所が地域の住民に対して環境などに影響を与える事業所ですから、地元住民、皆さんに説明会を開くよう指導すべきではないですか。お尋ねします。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 5 時 23 分～午後 5 時 35 分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育子ども部長 それでは、まず町立プールに関しまして、ご答弁申し上げます。

町立プールについては、今もその役割としては、やはり子育て支援であったり青少年健全育成に関わるというふうに思っておりますし、子ども達の体力づくりの一環でもあるというふうに考えております。

次に、改修費用についてでございますけども、当初予算の審議の際に、なぜ、この資料を出さなかったのかというご質問でございますけども、これまでもいろいろと予算なりを作成する際には、いろんな検討をする中で内部的にいろいろ考えていることがあるんですけども、まだまだ、この段階では見送りということは一応決めておりましたけども、廃止というところ辺までには至ってないということでございまして、こういった資料は議会には提出しなかったということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、公共施設の廃止手続きの必要性でございますけども、いろんな手続きのやり方はあるかとは思いますが、当然、最終的には条例というものがあるわけですから、条例で、議会での議決ということでございます。それまでのプロセスについては公共施設によって様々あるのかなというふうに思いますが、統一したものがないというのは事実でございます。今後、こういった廃止についてどういう手続きを踏んでいくのかということについては、また内部的にも検討が必要ではないかなというふうに思っております。

それから、6 月 13 日の社会教育委員会議で、一委員さんが 58 年前に町立プールができたときのことを言われてたということでございます。私ども、その当時、PTAとか地域の方からの寄付があったのかというところ辺について、一定、調べはしたんですが、

決算書なんかにも寄付というような部分での記載が見当たりませんので、把握をしておりますのは、建設費用、当時、昭和30年度の決算書で、30年度に約130万かけて材料を購入して、昭和31年に工事請負ということで179万円の決算がある。そういう記録があるというところ辺までの確認で、寄付があったかどうかというところ辺までは確認が取れませんでした。

それから、今後、夏休み、様々な事業を展開しますが、出前図書館なんか開設できないかどうかということでございます。今年度につきましては、図書館も含めまして夏休みに集中させて事業を実施するというので、急遽、各担当のほうにも考えていただいて、こういうふうにまとめさせていただきましたので、今年度すぐにこういった事業を開始するのは非常に難しいという状況でございます。

それから、あと廃止手続きをする前の情報提供という意味では、もう何人も議員の方からご質問いただきました。確かに、期間的には非常にタイトな日程で情報を出したということについては、もう少し時間に余裕があればということではございますが、やはり何度もご説明しておりますけども、借地ということで、借地料が今年度もプールを使用しないけれども借地料の支払いは発生するというので、何とか年内にお返しすべく事務を進めたいということで、これまで事務を進めてきたということでございます。

それから、補正予算の関係で、子ども・子育て支援新制度のパンフレットでございます。今、新制度につきましては、議員もご承知のように条例も今後制定していくことになりすけども、なかなか中身が固まっていけないといえますか、タイトな日程の中で進めておりますので、ちょっと、いつの時期に住民の皆様に配布できるかということにつきましては今の時点では明言できませんけども、できるだけ早い段階でお知らせをしていきたいというふうに思っておりますし、決まったような内容については、パンフレット、最終的には作成はいたしますけれども、ホームページとか広報では情報として出していきたいなというふうに考えております。

私のほうからは、以上でございます。

総務部長 それでは、ご質問いただきました「財政収支見通し」の作成についてでございます。

「財政収支見通し」につきましては、直近では平成24年8月に作成させていただいたものを、ホームページでも公開させていただいております。議員各位にもお配りさせていただいたということでございます。

26年度の当初予算の折りにも、収支見通しについて作成ということで、ご要望もいただいております。そのときに、26年度におきましては小学校の耐震の実施設計4校分を全部いっぺんにやる、その金額によって億単位で数字が変わってくる。加えて、小学校には給食が中にある分を外へ出すかどうかというのも、あわせて関連してきますので、それでもやっぱり億単位のお金が変わってくるということで、すぐお示しできないという

ふうなことを申し上げたところなんです、そういった数字がある程度出てきますと、より純粹培養したものがお示しできるかとは思いますが、その時期につきましては、もう少しかかるということでございます。

先ほど申し上げました平成24年8月に作らせていただきましたときの、いわゆるトレンドと、今後、作るトレンドというのは、たぶん、そう大きくは変わらないと思われま。そういった意味で、一定、町の財政状況というのはホームページ、それとあと文化情報コーナーでもお知らせをさせていただいているというところでございます。それと、毎年、「ことしの予算」という形で全戸配布をさせていただいている部分でも、それは過去の実績だけですが、そういったものもお示しをさせていただいているというところでございます。

収支見通しにつきましては、先ほど申し上げましたように数字がある程度固まってきますと、より正確なものが作れますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

以上です。

都市創造部長 それでは補正予算に絡みまして、議案書の2の7の町有地売払収入の桜井三丁目地内における開発行爲ということでのお尋ねでございます。

今回、「島本町開発行爲等適正化及び環境保全等に関する指導要綱」におきまして、今回の開発に伴います説明会ということにつきましては、第6条で付近住民の意見尊重ということで、説明会等により調整を図っていただくということと、今回、中高層建築物になるということでございますので、第20条で「中高層建築物を建築する場合の説明等」ということで指導させていただいております。その中で、説明会等も開催させていただいておりますし、今後、工事の施工にあたりましても、業者が決まり次第、説明を行うということでお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

総合政策部長 公共施設の「適正化基本方針」についてでございます。

公共施設といたしましては、まず施設系とインフラ系、プラント系、こういった分類に分けられますが、今回の「基本方針」につきましては、施設系を対象として「基本方針」を作成をいたしております。まず、その「基本方針」の案の段階で、本年3月でございますが、パブリックコメントを実施をさせていただきました。その中で、町立プールについての言及がないというようなご意見をいただいております。そのご意見を踏まえまして、その他の施設として、この施設の中に追記をさせていただいたところがございます。

なお、個別の施設のカルテの作成の状況でございますが、今現在、着手をいたしておりますが、現時点で、いつにというふうな明確な時期をお示しできるような段階ではございませんので、ご理解賜りたいと思います。

また、現在、町立プールのカルテについてのご質問でございますが、これは仮に廃止をされるとなった場合について、この町立プールについてのカルテを作成しても意味がないといえますか、その時点では廃止をされているというふうなことであれば、それについては作成の必要はないというふうには考えております。

以上でございます。

川口町長 議員ご存じのように、教育委員会は町長部局とは異なる権限を持つ、独立した執行機関でございます。教育委員会議におきまして今年度のプールの開設見送り、そして町立プールの廃止を決定されましたので、それを尊重して、今回、提案させていただいたということでございます。

平野議員 今、町長がお答えになりましたけどね、町営プールの所管は当然教育委員会ですから、教育委員会の判断というのが、もちろん決定というか、町的意思決定の機関だということは了解しておりますが、町営プールを例えば大規模改修するのか、移転して新設するのかということについては、やはり町の財政状況に関わることでありますから、当然、先ほどから申されております公共施設の全体の中で検討していくとか、町財政の全体の中でいろんなことが山積みしているから財政的にも厳しいんだというふうに説明をされるから、それはやはり町の財政状況の問題でありまして、施策の何を優先して、何を選択するかというのは、やはり、それは町長判断でもあるわけですからね。だからこそ、私は町長にお尋ねしています。

町長は、そしたらお尋ねしますけど、この町立プールについて廃止するという決定については、何ら関与していないのですか、何ら自分の意思は反映されてないということですか。お聞かせください。

それから、最初にプールの役割ということでお尋ねしたわけですが、部長の認識としては、当然、子育て支援とか青少年の育成というものに寄与しているということ、そういう表現だったかわかりませんが、その認識はおありだということなので、廃止するにあたっては、こういったことが失われるというか、プールがなくなることによって、その一つの役割は終わってしまうということになりますのでね。そのことは、やはり重く受けとめていただきたいというふうに思います。

皆さんが申されていますように、プールの代替ということについては、今年は正直言っても何もないと思うんですね。水泳教室についてはありますけども、それは過去からやっていたことですから、プールの代替にはならない。水泳をすとか、水遊びをすることについての代替はないわけですから、やはりきっちりと来年度、そのことを保障していく、子ども達に保障していくということ、その決意をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

私は教育委員会がね、この58年にもわたる施設を、ほんとに安全に、事故なく運営して維持していただいたということは、ほんとにご苦労様だと言いたいです。職員の皆さ

んも、そこで働いているというか、その間、プール運営に関わっておられる方々のご苦勞があったというふうに思っております。何も事故なく過ごしてきたというんですか、運営できたことを、ほんとに感謝したいというふうには思っております。だからこそ代わり得る、代替の何か対応というのは必要だというふうに思いますので、先ほどの決意をお聞かせいただきたいというふうに思います。

何度でも申し上げておりますけれど、廃止条例案を出す前に、住民に説明していただきたかった。ホームページにも現況を示していますとおっしゃってますけど、提案してから出すというのでは、ほんとに駄目ですよということを申し上げているのです。公共施設の廃止手続きについては内部でも検討したいとおっしゃっておりますけどね。それこそ、やはり、これは町長部局の問題でもあると思うんですね。ほんとに公共施設を廃止する手続き、これからそうしたら一体どういう手続きが妥当なのか、ほんとに住民の皆さんに理解していただくために、住民自治、それから「まちづくり基本条例」とあるならば、一体どういった方法で、この公共施設の廃止という大きな課題に向かってやればいいのかということは、やはり、ちゃんとお聞かせいただかないと、こんなことが繰り返されたら、ほんとにたまらないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

過去のプールのできた頃の状況はご存じなかったということですがけれども、そういう、親だったり一住民であったりの、ほんとに熱い思いがあった、あのプールには込められていたということですね。やはり、そのことについては私たちが胸に止めておきたいというふうに思っております。

町営住宅の集会所での出前図書館のことですけれど、もうすでにいろいろな方策を考えておられるわけですから、それにプラスしてというのももちろん大変なことですが、いろいろな、例えば各学校に図書ボランティアの方おられますからね。貸出は大変ですが、閲覧だけということであれば、ふれあいセンターの図書館展示室は、夏は読書だということで閲覧ができるようになっていきますのでね。そこまで足を運べない子ども達のために、山崎の町営住宅の集会所で、ほんとに1日でも2日でも3日でも、お願いしたいというふうに思います。再度、ちょっと検討をしていただきたいというふうに思いますけど、いかがですか。

それから、すいません、戻ります。人びとの13で資料提供していただいた1月7日作成の「島本町立プール対応案比較検討」、これですけどね。この重要な資料ですけど、この「2. 全面改修する」ということの屋外浄水型水泳プール、つまり、今の現地で、水無瀬神宮さんの敷地のところで全面改修すれば、約2億円かかりますって書かれていますね。国庫補助3千万で、町負担は1億7千万ということですが、この2億円というのは何か調査をされて、この2億円というものが提示されているのですか。私としては、全面改修して残したいという思いが未だにありますので、この2億円というものの

根拠というか、精査されて、この2億円だったのかということをお答えいただきたい。どういう根拠で、この2億円が出たのかということをお示しいただきたいというふうに思っております。以上です。

それから、一般会計補正予算でお尋ねした件です。子ども・子育て支援新制度ですけど、ちょっと、さっき、このパンフレットができるのがいつかということをお聞き漏らしたのでしょうか。それとも答えがなかったのか、ちょっとわかりませんでしたけれども、この厚生労働省、内閣府、文部科学省が出しているパンフレットですけど、大まかなことは書かれていますので、これをマズプリして配布されるということも一つの方法ではないかなと。なぜならば、この秋には、もう保育の認定の手続きの事務が始まるわけなんですよ。幼稚園に行くのか、保育所に行くのかということ、やっぱり選択されるわけですね。選択するというか、申し込みが始まるわけですね。だから、それまでに何らかの情報提供、今、ホームページとおっしゃったけど、ホームページを見る人は少ないですよ。やっぱり、こういうものか何かを先にお渡しするという必要があるかというふうに思います。いかがですか。

それから、今回の制度、大きく変わるわけですけど、特に幼稚園も大きく変わるということで、保育料が保護者の所得に応じた支払いになります、いわゆる応能負担になりますということなんですけどね。現行では、公立幼稚園の場合は月額8千円ですけど、これは応能負担になった場合は、現行の水準より高くなるのですか。高くなるという可能性があるということですよ。その辺は、ちゃんと言っておかないと、保育所にしようか幼稚園にしようかということを考えている方にとっても、または3歳だったら、今、在宅で、もう1年待とうかということも考えられますので、その点は秋までに、早めにお知らせされる必要があるのではないかと思います。

それから、もう1点ですけど、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準条例ですね。これを9月の議会には提案されると思います。そうじゃないと、来年の4月に間に合いませんからね。この条例案については、高槻市では6月にパブリックコメントをしています。私はやはり、こういった重要な新たな条例ですので、島本町の家庭保育の基準や、特定地域型の保育の基準、それから保育の必要性の認定に関する基準、また学童保育に関わる放課後児童健全育成の基準なども、パブコメをすべきだと思いますけど、それについてはいかがでしょうか。

それから、町有地売り払いの件です。説明は、そうしましたら、「開発指導要綱」に関わっての事前協議の説明会は、もうすでにされた。そしたら今後については、どの範囲を対象にして説明会をされるということでしょうか。お尋ねします。

平井議長 直接、それは議案に関係ないから、そこまで入っていったらあかんので。

教育子ども部長 プールに関してでございます。

町立プール廃止で、青少年健全育成であったり子育て支援という意味で、全くなくなっ

てしまうのではないかとということでございますが、プールにつきましては、子ども達、小学校で言いますと授業でもプール指導はありますし、夏休みに入りましてから7月中はプール指導ということで、学校でも開催はいたしておりますので、全く、すべてプールに入る機会がなくなるということではございません。ただ、これまで毎日のように町立プールに通ってた子ども達にとっては、相当、プールに入る機会がなくなってしまうのは事実でございますが、学校でもそういう取り組みをやっているというのは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、町営住宅での出前図書館の件につきましては、これはなかなか、今年度実施するというのは難しいというふうに考えております。今後、担当の図書館のほうとも協議はしていきたいというふうに思っております。

それと来年度のプールについては、先ほど来ご答弁申し上げておりますように、今年度以上に何らかの手立てができないかということについては、関係機関とも協議をして、来年に向けて考えていきたいというふうに考えております。

あと、改修費用の2億円の根拠については、生涯学習課長のほうからご答弁申し上げます。

生涯学習課長 それでは、資料請求の中の「町立プール対応比較表」につきまして、その中の2番目の、全面改修の約2億円の根拠でございますが、これは概算であります。平成25年8月に執行された石垣市におきまして、小学校水泳プールの建設工事の入札の額が、これが解体工事も含むわけですが、落札額が1億480万でありました。これは町立プールに置き換えますと、大プールと更衣室を改修する相当の内容でありました。それにプラスいたしまして、小プールと中プール、トイレなどの改修を含めると、総額、その1億円の分の約2倍の2億円程度になるんじゃないかということでございます。

以上です。

乾副町長 先ほど、今回のプールの廃止の件に関しまして、町長部局の関わりにつきまして、ご質問がございました。

先ほど町長のほうからご答弁申し上げましたように、法的には町長という執行機関、それ以外の執行機関、法律でそれぞれの権限が定められております。「地方自治法」では、長の権限として予算の編成、あるいは財産の取得・処分、こういったことが長の権限になっております。そして、「地教行法」のほうでは町長の予算編成に基づく予算の執行、あるいは教育施設に関わる管理運営、あるいは教育行政に関わる施策、こういったことにつきましては教育委員会の権限だ、というふうに明記をされております。従いまして、こういった法律に基づきまして、執行機関の教育委員会もございまして、そういう決定も尊重をしながら進めていく必要がある、これは先ほど町長がお答えを申し上げました。

そして本町の公共施設全般、インフラも含めまして、1960～70年代、高度経済成長期

に次々と整備をされていったという経過がございます。そして今日、そういった施設が、その更新時期を一斉に迎えておる。加えまして、耐震補強工事が急務の課題になっています。それ以外にも、道路、橋りょう、社会インフラと言うんですか、そういった点につきましても、これから多大な費用がかかる。そういう中で、教育委員会のほうでもそういう整備——学校の耐震ですね——をやったうえで、次にプールというふうな考えだろう、こういうふうに町長も理解をされましたので、今回の教育委員会の判断はやむを得ないであろうというふうに認識をされているものと考えております。

以上でございます。

教育こども部次長 子ども・子育て支援新制度パンフレットの配布及び住民の方に対する周知の方法、時期等についてでございます。

パンフレットにつきましては、今現在、前の答弁でもお話しさせていただきましたとおり、国での子ども・子育て会議での審議というのが今まさに審議されておるところでございます。内容については、未だ確定はいたしておりません。その内容を受けまして、島本町版の子ども・子育て会議で、本町の実情を加味した内容をこのパンフレットに盛り込んだうえで、本町の住民の方に親しみやすい内容、わかりやすい内容でパンフレットを作成いたしたいと思っておることから、できるだけ、可能な限り早く作成し配付はいたしたいところでございますけれども、少し時間はかかるのかなというふうに担当としては考えております。

ただ、住民の方に対して、なるべく早くということにつきましては、今まさに内容というのは審議されているということでございますけれども、町のホームページ上では、その見られる環境にある方、ない方、いらっしゃるかとは思いますが、ホームページ上におきまして、内閣府のホームページ、子ども・子育て支援新制度に飛ぶようにリンクを貼り付けていたりとか、または皆さんに全戸配布させていただいています広報紙の中で連載版としまして、子ども・子育て支援新制度の今確定したことについて、順次、わかりやすく掲載をさせていただいているところでございますので。本町におけるパンフレットについてはそういうような後の段階にはなりますけれども、固まった内容については、そういった媒体を使って周知を図ってまいりたいと思っております。

それから、幼稚園の保育料・使用料についてでございますけれども、今現在、これにつきましても、国において平成 27 年度の予算編成時期において固まるということなので、内容については確定したものではございませんけれども、考え方としては、今までの単一の価格ではなく、保護者の応能できるような状況等を加味したうえで、現行の利用者負担の水準を踏まえて市町村において国の水準、示されたモデルを勘案して決定するというふうになっております。ただ、園児の募集と、この国の確定時期、町としての確定時期というものも非常に錯綜している、非常にタイトな状況でございますので、少し保護者の方につきましては、情報がなかなか段取りよくお伝えすることができないかも

わかりませんが、なるべく不利益の生じないように、変更の可能性等も含んだ中で、ご案内はさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、上半期中に制定しなければならない条例案につきましてでございますけれども、パブリックコメントの必要性については、特に国において、かけなければならないというような義務づけはなされてはおりません。ただ、この中身につきましては、島本町版子ども・子育て会議の中で、今まさに子育てをされている保護者2名が参画したこの会議で、十分に内容については審議していただくということと、この議会の中において審議していただくということで、パブリックコメントにかけるということについては予定はいたしておりません。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、桜井三丁目地内の町有地売払収入についての再度のお尋ねでございますが、今後、予定されております説明会についても、適切に実施されるものというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 今、最後に都市創造部長がおっしゃられた、「適切に実施」されるということですが、対象ですけれどもね、その説明会の対象範囲のことを私はお尋ねしております。単に、その建物の範囲内、中高層だからということで、その範囲内だけではなくて、地元の自治会とか、桜井自治会、それから桜井台自治会。それから、この向こうにもありますね、名神の手前の8軒ほどありますね。そういったところにも含めて、やはり説明をするというふうに、私は小野薬品のほうには指導する必要があるのではないかと、いうふうに思っております。これからの研究事業とか事業について、やはり詳しく住民は知る必要があるというふうに思います。

残念ながら、人16ということで資料請求しました開発許可の事前協議の資料は、ほとんど黒塗りでしたのでね。どういった事業が行われるのかというのは全くわかりません……。

平井議長 今回のやつは売り払いなので、あんまり開発の中まで入っていかないように。

平野議員 わかりました。じゃ対象範囲だけ、最後にお聞かせいただきたいと思っております。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う条例案ですね、基準の条例案ですけど、パブコメをしないということですけどね。私は、これをしてこそはじめて、地域の実情を反映できるというふうに思っております。ぜひとも再度検討して、まだ時間あります。子ども・子育て会議でも検討していただいて、それからパブコメもしてということ、そして議会に提案するという、何重というか幾つもの段階で、介護保険制度の制定のときには住民説明もされてるわけですから、そういう意味では、する必要があるかと思えます。それはもう一度、ちゃんとお答えください。

プールのことですが、全面改修の現地での改修の費用ですね、総事業費約2億

円ということで、他市の事例を参考にされたということですね。わかりました。全面改修していただきたいとは思いますが、ただ、この借地料、年間の約 420 万円の借地料というのは、なかなか、これは財政負担になるなというところで非常に、この辺で一番迷うところでもあります。

今後の公共施設の全体の中で検討を進めていくということなので、早急に、本当は、この検討の結果を踏まえて、やはり今の町立プールを廃止するという、ちょっと順番が違っていたのではないかというふうに思っております。きっちり公共施設全体の中で検討して、方向を決めたうえで、そして今の、現行のプールを廃止しようというのが、これが手続きではなかったんですか。通常、そうしていないかなというふうに思いますが、その点、その手続きの順番が違っていたということで、やはり、この提案についてはほんとに住民への説明不足、情報提供不足という意味では、民主的ではなかったんじゃないかなというふうに思っておりますので、公共施設の全体の検討結果が出たうえで廃止条例を提案するという、この手続きを改めてすべきというふうに思いますが、いかがですか。

都市創造部長 売払収入に関して、地元説明会ということでのお尋ねでございますが、範囲ということでありましたら、事前協議の際にも桜井台自治会、桜井自治会、それから近隣の方、それから桜井の水利組合、それとトッパンフォームズ関西等に事前に説明に行っていたいておりますし、その際にも工事の関係のご質問等も出てございます。そういう点を踏まえまして、再度また工事の内容についてはご説明がされるものというふうに考えております。

以上でございます。

教育子ども部次長 各種基準にかかる条例のパブリックコメントについてでございます。

これにつきましては前にご答弁申し上げましたとおり、子ども・子育て会議の中でご審議いただくということと、議会においてご審議いただくということで、今回についてはパブリックコメントにはかけないという認識をいたしております。

以上でございます。

教育子ども部長 今回の町立プール廃止の手続きにつきましては、当然、全体的な構想、公共施設全体の検討が終わった時点ということとは理解はできるわけですが、現状、使用不可能という現状の中で、あと年間の借地料が発生しているということで、使えないのに払い続けるということができないということでの今回のこういった手続きになったということと、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

伊集院議員 すいません、ちょっと間が開いてしまったんで申しわけないですけど、先ほどの地域少子化対策ですね。上限で 800 万ほどある中、一応、本町として 600 万ほどの計画を出されたということは一定理解いたします。ばらまきではなくてね、しっかりと

制度設計したものだという形でのチェックが厳しく国のほうもなっておりますので、認可の難しい現状においては、本町においては、この80万の評価は持っております。

それと、先ほどもありました子ども・子育て支援新制度のパンフレットですね。出せるのがほんとにいつの時期かなという部分もありますけど、この新制度におきまして、前政権で出されたんですけど、問題は、先ほどありましたように私立の幼稚園ですね。私立の幼稚園のほうの公定価格の2階建て、この点が、パンフレットの内容がどういう形が出るかが、ちょっと私もわからないので、この点の2階建ての部分というのが本町として一定定まってきてないと、次回の28年度、先ほどもありましたように、どこを選択していくか、こういったことに一定の苦悩をかけてしまうのではないかという部分があるんですけど、この点のほうのご説明を賜りたいと思います。

教育こども部次長 子ども・子育て支援新制度の幼稚園の保育料に関してでございます。

幼稚園に関しましては、今回の新制度で大きく、非常に価格に関して変わるといようなことで、今までは町立幼稚園については単一で、私については各設置者において定めておいて非常に幅があり、また町立に比べれば高いといような状況ではございました。ただ、今回の考え方で公定価格という、子ども1人当たりについて私の幼稚園で幾らであれば運営できるかということについては、今、ご指摘のとおり2段階であって、保育料と、その施設型の給付ということで合わせて公定価格というふうなところを睨みながら、各事業所でもどのように今後、認可といいますか、対応については考えておられるところでございますけども、利用者負担に関しましては、今のところ国で示されている案については、町立、また私のように一律ではございませんで、その税額に応じまして5段階といような表現で、かつ国においては各5段階の中で上限の保育料を定めた中で、市町村が現行の水準を鑑みて設定するということになっておりますので。

国の予算編成時期等もありますので、それを踏まえ、また町において決定して、可能な限り早期に住民、利用者の皆様にはご案内できるようにしたいと思っておりますけれども、やはり国のスケジュールがタイトな中で、なかなか案内が後になり、募集が先になり、ただ、そのときには仮の単価を設定してご案内するといようなことになるかもわかりませんが、不利益の生じないように配慮をした事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 最後なので。

となりますとね、私立も公立もですけど、第1号認定ですね。その子どもさんの部分が一応施設型給付は当分の間、要は地方単独で措置しなければならない、そういう部分があるといふふうに聞いているんですね。その中で、地財措置というものが設けられているとは聞いているんですけども、一定、今の時点では本町としては2階建ての部分、その点というのは具体が、今現在は出てないといふふうに解釈させていただいたらよろし

いか、伺います。

教育子ども部長 幼稚園の使用料につきましては、具体にはまだ、国の動きなど勘案した中で町が決めますので、まだ決まっておらないというような状況ではございますけれども、ただ、やはり本町にいらっしゃるご家庭に対しまして今までの負担の水準、また園に対する補助等、様々、制度が就園奨励費他ございましたので、それらを総合的に勘案した中で、町の持ち出し分等は考えてまいらなければならないと思っております。

以上でございます。

田中議員 今までの議論を聞いておりますと、5年、10年と、積もりに積もった執行部の不作為が、プール廃止という状況にまで追い込まれたという印象を持ちます。プールの老朽化は早くから予見されていたことです。それを今まで放置してきた責任はどこにあるとお考えですか。

教育子ども部長 プールにつきましては、緑地公園を整備される時点からも、もうすでに老朽化に入っておったということはわかっております。そういった中で、計画としてはそういうプール用地も確保されてきた経緯がございます。ただ、財政的な面もある中で、現行のプールをできるだけ長く使用を続けるということで、毎年、補修をしながら使ってきたというのが現状でございます。従いまして、先ほども他の議員からご質問ありましたが、廃止をするまでに、次の段階のことを明らかにすることが必要であったというふうに思いますが、最大限使い続けてきたということ、ご理解をいただきたいというふうに思います。

その責任についてどうなのか、ということでございます。当然、耐震のことでも一般質問もいただきましたけれども、教育委員会が管理運営しておる町立プールでございますから、当然、教育委員会にも責任はございますし、予算的な部分では町長部局のほうにもございますので、両方が責任を持って運営をしなければならない施設であるというふうに理解をいたしております。

以上です。

田中議員 一方でね、議会の側にも、執行部の不作為を容認してきた責任はあると思えます。議員の一人である私にも、責任はあると思っております。

以上です……（「質問は」と呼ぶ者あり）……。

乾副町長 今の田中議員の質問の中で、「不作為」という、何もせずに放ったらかしでやってきた、そういうことでは決してございません。時々、厳しい財政事情があったことも事実でございます。そういう中で何を優先的に進めていくのか、そういう中で今回の事態が発生した。全く責任はない、こういうことは申しませんが、不作為、全く何もなかった、そういうことにつきましては、我々、そういう認識はいたしておりません。

以上です。

平井議長 他に質疑ありませんか。

河野議員 第 48 号議案と第 49 号議案、あわせて質疑をさせていただきます。

出尽くした感があるんですが、私自身が 6 月 10 日の議会運営委員会の中でプールの廃止条例の提案を予定しているという説明を受けたのが、正式な形では初めて、廃止をするという意思をね、きちっと公式の場でお聞きしたのは 6 月 10 日であります。議会運営委員としてであります。それからたった 15 日間、議員としても住民の意見を聞くには限界がございました。その辺で、お訊きしなければならないことはたくさんあります。

まず、今回、ホームページやいろいろな公共施設の場所に、私たちに配られた、議案書に供せられた、様々な議案資料の後に付けられた現況写真等をホームページでアップをされました。こういったことは、たぶん私自身議員生活 14 年間ですけども、異例の措置だったと思っています。ある意味ではプラス面も捉えますが、おおよそ、議案資料をここでの正式な提案を待たずに、一堂にホームページに掲載されたということですね。今後も、これは継続をされるおつもりでしょうか。これは議会の事務を司っておられる総務部になりますかね。そういったことは、今後も住民に説明が必要だというときにはおやりになられるのか、答弁を求めます。それを一堂に掲載したことの本意ですね、どういった趣旨で、判断でされたのか……（「必要なんでしょう」と呼ぶ者あり……）、必要なことだと思って、ちょっと黙っててください。何も言ってません、私は。質問しております。妨害です。それをお答え下さい。

ちょっとあかんわ、正常な形で質疑できないですよ、今みたいなヤジが飛んだら、質問しててヤジが飛ぶんです……（議場内私語多し）……。

平井議長 皆さん、質疑中は静かにお願いします。

河野議員 いや、ちょっと時間要りますわ。まず、お答え下さい。答えていただけますね。

今回のみ説明不十分だからと、慌ててホームページに掲載するというご都合主義ではないと思いますが、今後もそういったことは、提案をされた議案書に類する、こういった供する資料を広く住民に知らせるといったことは必要であると思っております。答弁を求めます。

あと、そうは言いましても、住民の不安を煽るといような、先ほど表現があったように記憶しておりますけども、正直申し上げまして、住民の皆さんは冷静ですよ。非常に冷静で、非常に財政状況を理解されておられます。ただ、3月の26日に「開設を見送る」という町長の施政方針、教育委員会の方針でもある。それについては、私たち議会で議決をいたしました。それに伴う予算も、私たちの会派は賛成もしております。そのことについて説明に出向いておられます。今回、「廃止決定に至る意思形成過程のわかるもの」を出してくださいと、資料を求めました。日本共産党8番、他の会派も求めておられます。その3月26日の議決をされた日に、早速水無瀬神宮さんと協議に出向いておられる、これは無理もないことです、借地の問題がありますので。その後、教育委員会、社会教育委員会に開設見送りについて説明をし、承認を受けておられます。

これが4月11日でした。

しかし、その後、この廃止をしたいと意思を教育委員会が持った意思形成過程の資料から見ますと、4月の24日にね、もう廃止条例を出したいという起案をされているんですね。じゃ、この11日にようやく休止をするということの説明を終えられて、24日までに廃止ということの意思決定をされた中の説明が抜けております。その点について、補強のための答弁を求めます。

加えて言いますと、4月21日には議員全員協議会が別件で開かれておりました。その後、6月5日にも議員全員協議会が開かれておりました。ここの議会で決まったのは、あくまで休止ということを決めたわけですから、廃止に、もう一気に持っていかなければならないんだと、もう待たなしたと、そういう思いを持たれたのであれば、やはり何らかの形で議会にも、事前に相談というんですかね、「相談」という言葉は適切ではありませんが、全協で諮るということもするべきではなかったのでしょうか。4月24日にすでに起案をあげておられます。そこまで至った経緯について、最終決裁権者である教育長から、ご答弁を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

そのことに関しまして、まちづくりプロジェクトチーム、総合政策部は、相談あるいは議論、そういったことは一切関与されておられなかったのでしょうか。廃止をするという、この条例の起案をされる4月24日においても、一切、その意思決定には関与されておられないのでしょうか。事実だけをお答えください。

それから、非常にだからそういう意味ではね、6月10日に聞いたというので、私自身、議員との信頼関係というか最低限度の信頼関係も、非常に私個人としては侵された気がしておりますので、そこはしっかりやっておきたいと思います。通年議会が4月から始まっておりますのでね、町長が議会を始めると言ったら3日以内に開けることができるんですよ。ですから、そういう議論の場は十分に議会は用意できていたはずなんです。その点について尊重していただきたかったと思いますが、その点は町長、いかがですか。答弁を求めます。議会との関係です。

あとは、資料を求めましたが、出していただけないので本会議場で答えていただくしかありません。先ほど紹介がありました6月13日の社会教育委員会議、その前段での教育委員会議での会議録、要点録が示されていません。今日、この時点で、もう決裁は終わっているのではないかと思います。いかがですか。資料の提供、求めたものを出していただきたい。お願いいたします。

それから、この議案資料で示されました、1から6までのタックシールをつけていただいております現況写真等ということについて、お尋ねいたします。これは概ね平成23年度と言われるものを中心に示されていると思いますが、この現況調査をされた、平成で言うたら23年度ですけども、その後、実施設計もされています。そのことも含めて、この現況調査のまとめ以外に実施設計も踏まえた見解はどういう状況だったのか、説明が不

足しておると思いますので、答弁を求めます。

それから、この現況写真の中で気になる表現、私たち島本町ですので、「市水引込管」という表現が随所に見られます。この「市水」の市というのは、シティーの市なのか、専門用語で「市水」と使うのか。この点の表現についての再確認をお願いします。これは島本町の委託された調査の結果としての書類で、間違いはないのかということです。

あとは、ちょっと教育長になろうかと思えます。これは二十の青年の声ですけれども、スイミングスクールには一切通わずに学校のプールと町立プールで過ごされた、ある青年の声ですが、やっぱり学校での教育課程の範囲での7月のプールの授業は、あくまで泳ぐことが嫌いではない、泳ぐことに苦手意識をなくすというレベルだったんじゃないかと思っている、と。泳げるように実際なったとか、泳ぐことが大好きになったのは、体中でそれを認識したのは町立プールだったと今から振り返って思う、というようなコメントをいただきました。いかがでしょうか。この場を失うわけですから、代替措置として今回一般会計補正でも出されています、これではほんとに不十分なんですね。

先ほど言われた高槻市のプールはどうかということですが、お金を払えば高槻市のプールはすべて使えます。私自身もアクアピア、芝生のプール、前島、すべて使いました、子どもを連れて行きました。ですけど、その利用料の問題があると思いますので、廃止をするとまで言うておられるのに、未だに、その軽減策や利用料の軽減をして、できるだけプールというものの施設に触れてもらえるような代替策が、まだ要ったのではないかと思ってます。これは廃止前提に容認してるわけじゃないですが、泳げない子のためのプール教室を小学校施設を使ってやるという、それを30人1回だけでは、到底保障はできないと思います。

私の、ちょっとこれは思いつきではありますが、放課後子ども教室などがドッチボールや様々な遊技をやられてますけども、ここにプールというものを使った方法は法令上不可能ではないとは思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。これは今年度中無理でも、今からすぐ検討していただきたい。これはあくまで休止ということを前提にした提案ですので、廃止となればなおさらです。いかがでしょうか。答弁を求めます。

あと、一般会計補正予算について、先ほど第一中学校の公有財産等測量業務を一定答弁いただけてますが、測量にまで踏み切られるということは、もう減築という考え方は一定廃されているのか。移設か建て替えというふうに絞り込まれているのか。その辺についてはね、やはり検討段階をお示しいただきたいと思えます。

それから、民生費の保育所の園庭開放の備品購入費ですけれども、今現在、公立保育所2カ所、山崎もそうですが、非常に過密が進んでおりまして、入所されている児童ですら、かつての、10数年前の子どもさんと比べればプールの時間は2分の1、3分の1に減らされています。入る時間がほとんどないという中で、園庭開放にまた、このプールの廃止の代替策を、あまり期待しすぎるといえるのはいかがなものかと思えます。その

点では臨時職員さんの夏季休暇や、保育所は夏休みがないわけですから、その点の配慮はされていますか、ということをお尋ねいたします。

衛生費の委託料、乳がん・子宮がん検診のことですね。コール・リコールの問題ですけども、やはり乳がん検診・子宮がん検診を受けにくいとされている背景に、前にも何度も申し上げております、当初予算でも申し上げております、女性の医師、女性の検査技師がいる医療機関というものの情報提供が要るのではないかというふうに思っておりますが、その点の改善策は考えておられますか。答弁を求めます。

総合政策部長 まず、今回の町立プールに関する町ホームページへの掲載の内容でございます。今回、町立プールに関することでございますので、教育委員会の判断で掲載をされたということでございます。今後の個別の対応でございますが、それぞれの事案ごとに適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育こども部長 プールの廃止に伴いますホームページ上での資料でございます。今回、時期的なものもございましたし、できるだけプールの現状を住民の方に知っていただきたいということで、これについては教育委員会のほうで今回、判断をさせていただきました。ホームページ上に掲載をさせていただきました。今後の議案資料については、どういう形でございますが、今後のホームページへの掲載については、また個々にそれは判断すべきかなと思います。教育委員会としては、今回のこの時期的な部分であったり、非常にタイトな日程で今回提案もさせていただきましたので、できるだけ詳しくということ載せたということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、意思決定過程でのお尋ねでございますが、町立プールの見送りということで、4月11日に社会教育委員会議で報告をしております。社会教育委員会議は2ヵ月に1回の開催ということで時期的なものもございまして、すでに、本来でしたら、これは3月中に報告すべき内容であります。後付けで報告をさせていただいたということでございます。

それと、その時期と、5月1日にプールの設置条例を廃止する条例、条例を廃止するための改廃依頼ですね、これを総務部に提出したのが4月の24日付けの起案でございます。この時点では一定、プールの状況も踏まえつつ廃止する方向で事務を進める中で、条例手続き上、こういう審査が必要でございます。そういったことで4月24日付けで提出をしたということでございますので、社会教育委員会議がたまたまその近くにあつて、2ヵ月に1回であるということで、たまたま日程が近いということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、23年度に現況調査とともに実施設計を行っておりますが、この24年度の時点では、調査とともに改修の必要な箇所についての実施設計ということでございます。

ので、24年度に実施をいたしました工事に関する設計をやったということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、あと学校でのプール指導と町立プールは全く趣旨が違うということでございます。確かに町立プールは7月、8月と、2ヵ月間開いておるわけですから、期間もさることながら、指導ではなくて自分の自由に泳げるということでは、泳ぐことの楽しみというものも、また違う面ではあるのかなというふうに思います。

それがなくなったということでの代替でございますが、当然、高槻市のプールを利用するということについては拒まれているわけではありませんし、利用は自由かというふうに思いますが、今回、大きく廃止をすることによっての利用について、例えば一気に利用が増えるとか、それからあと、他の施設を利用したときの助成制度を一定検討した際には、領収書をもってきていただいて後に還付するのか、そうすると非常に事務的には煩雑になってまいります。そうすると、事前にチケットを配るという方法もありますけれども、そういったチケットの取り扱いが、はたして高槻市のほうで受け入れていただけるかどうかというような問題もある中、それと高槻市だけでいいのかということも議論としてはございました。そういった中で、助成制度を設けるのは、事務的にも後の手続き的にも非常に煩雑になるということで、この夏休みにできる範囲内で、教育委員会として何かできないかということで考えさせていただいたのが、お示しさせていただいた代替の様々な事業でございます。

今後、プールについて放課後子ども教室での実施ができないか、ということでございます。指導という意味でのプールの利用については、今後水泳連盟だけではなく、他の機関でもそういうことができるのかどうかということも含めて、それについては来年度に向けて検討はしていきたいと思っておりますし、放課後子ども教室そのものが、今後、子ども・子育て会議の中で新たな計画を作る中で、どういう位置づけにしていくのかということもところ辺りありますので、この放課後子ども教室で実施できるのかどうかということは現時点では申し上げられませんが、来年に向けては何らかの形で、今年度より拡充できないかということについては検討していきたいと思っております。

それから、第一中学校の測量の件でございます。まだ現時点で移設・建て替えに絞ったということではございません。最終的な判断は近々にしなければならないというふうに思っておりますけれども、いずれにしても測量をしておかないと、決定した段階からスタートすると、さらに遅れてしまうという事情がございますので、今回、補正予算として提案させていただいたということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

生涯学習課長 それでは先ほどの設計業務につきまして、もう一度、説明させていただきます。平成23年度の現況調査を受けまして、開設に必要最少限の補修工事を24年度に行ったものでございます。

それと、教育委員会議と社会教育委員会議の——6月10日の教育委員会議、6月13日の社会教育委員会議、これの要点録でございますが、現在、作成中でありますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上でございます。

教育こども部次長 保育所におきます園庭開放の水遊びプログラムの充実のための備品の購入と、現在の保育所の過密対策との関係についてのご指摘でございます。

今回、幼稚園費の中におきまして、水道・下水道使用料ということで増額をさせていただいております。この内訳につきましては、幼稚園におきます幼稚園開放での水遊びの充実のための水量の増に対応するというのもございますけれども、もう一つにつきましては、町立保育所の5歳児が第二幼稚園に夏休み期間中参りまして、プールが空いていることから、5歳児がそのプールを、第二保育所、第四保育所の園児が1時間ごとに交代しながら、この夏休み期間中、ゆったりと使っていくという趣旨で、その水量について補正予算の増額をお願いしたところでございます。

この背景といたしましては、町立保育所では今申し上げられましたとおり、相当多く子どもさんが入っておられる状況の中で、この夏、午前中の中で各年齢ごとに時間を分け合っただけでプールの中に入っているという状況があり、片や幼稚園につきましては——第一幼稚園につきましては就労支援型がありますので、プールが夏季期間中、空いているわけではございませんけれども、第二幼稚園につきましては、登園日などを除きますと、基本的にはプールは空いているという状況がありますので、第二保育所・第四保育所の園児が、0歳から4歳とはまた別に、幼稚園の使われていないプールを利用し、そこでゆったりと過ごす。片や保育所におきましては、0歳から4歳が午前中でもう少しゆったりと、それぞれが時間を確保した中でプール遊びを楽しんでいただくというようなことで、今回につきましては、在宅子育て家庭及び在保育所園児につきましても、夏の遊びについては、この補正予算で充実させていただいたところでございます。

以上でございます。

健康福祉部長 乳がんと子宮がん検診でございますけれども、これにつきましては個別の検診、それから集団の検診がございます。集団検診につきましては本町が実施をしておりますので、女性の方が検査するような形で配慮はさせていただいております。ただ、個別検診につきましては、高槻市医師会内の委託機関の医療機関になりますので、そちらの先生が男性であったり、あるいは女性であったりという形でございます。

子宮がん検診につきましては、本町では一医療機関で受診が可能でございますが、そちらでは男性の医師、あるいは女性の医師、それぞれがおられるという形で聞いております。

以上です。

(河野議員・自席から「市水の意味は」と発言)

教育子ども部長 すみません、失礼しました。資料につけております中で、「市水」と書いてあるのは、これは間違いでございます。業者のほうで島本「町」なんですけども、市と勘違いして記載したということでございます。ですから、市水というところは町と、「市」の部分は「町」というふうに訂正をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

平井議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後6時44分～午後7時00分まで休憩)

平井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

河野議員 先ほどの質疑に多少答弁漏れがあったと思いますが、再質問させていただきます。

社会教育委員会議の記録が出せないのであれば、先ほど言われた6月13日に開かれた、もう提案を予定されている段階で方向性を問われた会議において、委員の一人から、プール建設にあたっては公金だけで建設したわけではない、そういった歴史を知っている職員がいるのか、というところでは、その場には、そういう方おられなかったし、先ほどの答弁でも、まだ調べもついていないということですが、本来であれば、社会教育委員会議の記録を出したり、そういったことについて真摯に調査なり聞き取りをされて、あらかじめのことはここで、やはり報告をしていただきたかったと思います。それぐらいの誠実さは必要ではないかと思いますが、その点について、やはり寄付行為によって、このプールが誕生したという事実について十分確認をする必要があるのではないかと思います。廃止を進めるにあたり、その点について、今後、それはどうされるおつもりなのか。もう廃止をすれば関係ないのか、そういったことについて町立プールの歴史をしっかりと、この際確認をしておくということが必要ですし、いずれか、そういった報告もいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

それから、先ほど教育子ども部長のほうから、何か、もうこの議場で廃止を決めなければ、借地料を払い続けなくてはならないというような答弁が繰り返されているんですよ。私もついこの間までは、今、見送ったら、また400万円払わなくてはいけないという強迫観念にとらわれました、教育委員会の説明を聞いて。ですけども、賃貸借契約書には、しっかり書いてあります。「本契約満了日1ヵ月前までに賃貸人または賃借人のいずれかから何らかの申し出がないときは、期間満了日の翌日から起算して、さらに1年間延長するものとする」。ですので、申し出るのは来年の2月末ですかね、そこまでに一定の検討の余地もありますし、社会教育委員会議の方が求められた今後の方向性、もうプールは持たないんだ、プールはずっと廃止するという厳しい決断も含めてですよ、方向性を示す議論の暇はあると思います。

また、仮にこの6月議会の本会議で、もう6月10日に知らされて、2週間で議会に判

断を求めるということ自体、無理があります。その点では仮に1ヵ月、2ヵ月、賃借契約の期間が延びたとしましても、月割計算として、円未満の端数は切り捨てるものとする、1年未満の端数を生じるときには月割計算での契約が成立できるということですから、何も、今日、議決できなかつたから400万円の支出負担行為が決定されるものでも何でもありませんのでね。そういった未来永劫払わなくてはいけないとか、そんなことは誰も言ってないんですよ。そんな心配を教育こども部長がされる必要もないし、休止を決めたのは議会ですから、お一人で抱え込むような事務をされたということが非常に心配です。

その点で、教育長が最終的な決裁をされましたが、では教育委員会の中で、社会教育委員会議への休止の説明を4月11日にされた。24日までの間に、どんな議論をされたのか。廃止しかない、もう議会で説明している時間はないということですね。その点の答弁を、再度求めます。それから、賃借契約については、私の先ほどの発言で間違いはないですねと、お尋ねいたします。

また、町長にお尋ねするのは、教育委員会の判断を尊重するとおっしゃいました。では、当初予算において休止、開設は見送るというところに踏み止まられたのも、これは教育委員会の判断を尊重したからでしょうか。本来、あの時期に廃止も含めて、もっと踏み込んだ議論が、この今日出された「島本町立プール対応案比較表」、平成26年1月7日作成、一部改修、全面改修、移転新設、学校プールの活用、廃止、この5パターンの検討したものをもって、本会議、当初予算でござうと議論するべきだったというふうに思います。その点は、開設見送りということにいったん止められた。廃止の事務を進めると、そのときはおっしゃってませんでした。間違いなくと思いますが、その点は、教育委員会のやはり決定を尊重されて、開設見送りという施設方針に至ったのか。再度、確認を、答弁をお願いいたします。その点、全然、議会はわかりませんので。

それから、住民への説明会というふうに私たちは言いますが、部屋を借りてね、集めてもらって説明会と言いますが、最低限度、去年の7月、開設が遅れました。そのときには、各校長を通じてPTAなどにプールの開設が遅れるという通知をなされたと思います。間違いなくと思いますが、なぜ、じゃ今年、PTA連絡協議会などのところで、きっちりとしたペーパーで開設見送るということだけでも説明をされなかつたのか。その点について、PTA連絡協議会でも挨拶の中に、今年には開設を見送ると言っただけで、説明会では到底なかつたし、その後、質問を受けられるような態勢ではなかつたと思います。PTA連絡協議会に対しても、この程度の説明で終えられたということは、もう廃止のことが頭いっぱいだったのかと思いますが、いかがですか。休止、見送ると言うことだけを、私たちは説明せよと言っております。その説明責任はどう果たされたのか。議決をした中身について説明するのは、説明責任に関する条例でうたってます。ですので、議会が決めたことですから、きっちり住民に説明していただきたいかった。それをさ

れてません。なぜですか。連Pに対してどうされますか。校長を通じて、お便りを今から出されますか、とお訊きします。答弁を求めます。

あと、実は本当に議論が迷走したというか、本来すべき議論が後回しになったところでは、私自身も忸怩たる思いがあります。このプールについての監視員の配置体制について、過去3年間、いろいろと方法を変えてこられました。委託の方法を変えてこられています。なぜ、そんなことをされてこられたのか。そういうことをする前に、もうボロボロだから廃止しなくてはいけないのではないか、それをやはり議論すべきだったと思いますが、監視員の配置体制、予算配置をここ3年間、いろいろといじってこられたのは、何を思ってされてきたのか。ちょっと、説明を求めたいと思います。意味があったのか、ということですね。もっと重大なことが潜んでいたはずなのに、当初予算でその議論ができてなかった。しかし、それは教育委員会が出してくる予算の中身にも問題があったと私は思っております。答弁を求めます。

あとは……、疲れてきましたけど。乳がん・子宮がんのことについては、やっぱり町の集団検診に行かれることが一番ね、ご本人にとっては望ましいと思いますし、がんの検診受診率を高めるのは、町の検診の機会を増やすことかなというふうに思っておりますので、その点は求めておきます。

それからあと、民生費の幼稚園の、第二・第四の保育所の園児さんが幼稚園のプールを活用されて、5歳児さんのプールの時間を保障するということについては、ちょっと私自身の議案書を誤解して質問しておりましたと思いますので、答弁で一定理解をいたしました。

あと、生涯スポーツ推進事業の予算ですね。水泳連盟さんにご苦労いただいてということで、様々予算が計上されていますが、私自身は、本来は、これは当初予算で決められた開設見送りに対する代替措置を、ほんとにここで時間かけてやりたかったんですね。先ほど申し上げましたけども、いろいろ考えた、高槻市のプールでええのか。当面は、それでいいと思うんですよ。大山崎町だってないと思いますし。だから、高槻市のプールを使える、一定使えるような経済的な支援、あるいはそこまでの道中の支援を、条例に反しない、法に反しない範囲で、まだやる余地は残されていると思います。これはあくまで今年度休止の代替措置として申し上げますが、再考の余地はあると思いますが、いかがでしょうか。もう諦めておられるのか、答弁を求めます。

川口町長 施政方針の中における町立プールの今年度開設を見送るという件でございますけど、施政方針は教育委員会の所管事務を含めて、私が代表して読ませていただいております。ですから、3月議会の中での答弁は、教育委員会の所管する事務については教育長のほうから答弁をしていただいている、そういうことでございます。

それと、教育委員会議において、今年度開設を見送ったというふうなことは、当然、それまでも教育委員会とは打ち合わせ、調整、議論は重ねておりますが、その判断は妥

当であると思いますので、尊重したということでございます。

教育こども部長 それでは、社会教育委員会議で出ました意見の中で、町立プール設立の際の寄付の件でございます。これについても、当時の発言の中では、そういうのがあったのではないかという、あったと言いきられてないそういう発言であったというふうに私、聞いております。先ほど、平野議員の質問の中でもご答弁申し上げましたが、過去の決算書なんかを見たんですが、その辺の寄付の部分については確認ができなかったということございまして、工事費については、先ほどご紹介したとおりで、決算書に原材料費であったり工事費については載っております。

あと、契約の件でございますが、契約については1年更新ということでございます。ただ、この契約の中の第8条のほうに、原状回復して返還するということがございます。それを2ヵ月ぐらいで原状回復できるのかといえば、それはできません。時間を要します。今年度中に原状回復して返還するのに、今回、議会提案をして進めない今年度中は難しいという判断をさせていただいて、今回、提案に至ったわけでございます。仮に、その返還期間が伸びても、議員ご指摘のように1ヵ月ごとの支払いで、それは契約上できることになってますので、それは可能ではありますけれども、原状回復というのに非常に時間がかかる部分がございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

先ほどご説明したと思うんですけども、4月11日に社会教育委員会議が開催をされました。社会教育委員会議につきましては2ヵ月に1回ということで、本来でしたら、もっと早い時期に説明をするという機会があればよかったんですが、4月に入ってから会議がございましたので、このときにご報告をした。ですから、この時点では施政方針なんかもすでに出ていた後の話でして、説明としては、こういう時期になったということでございます。

それから、その時期と、条例の廃止にかかる改廃事務、その事務手続きを進める日が非常に近いというご指摘については、社会教育委員会議がそういう形で開催が2ヵ月に1回であって、4月に入ってから報告になったということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、PTA連絡協議会での説明というのは、正式には説明という形で、資料を提出して説明したわけではございません。その後、町のほうから特にアクションを起こしておりませんので、そういった意味で、今回、住民の方から——PTAの関連の方ですけれども、その後の進捗状況というか、その辺がわからないということでの内容が、要望の中にも入っていたかというふうに思います。そういった意味では、情報を出す時期が6月15日になったということは、ちょっと遅かったなということで反省をしております。

それから、高槻市のプールを使うということについては、何ら使えないということではないというふうに考えておりますけれども、先ほどもご説明したように、いろいろな検

討はさせていただきます。償還払いというようなことであつたり、事前に高槻市との協議のうえで何らかのチケットを作って配布して、それで処理ができるかというようなことも考えはしたのですが、なかなか事務が繁雑でありますし、利用される方にとっても非常に混乱されるだろうというようなこともございました。そういったことで、今回、こういう支援については実施をせずに、町でできる範囲内の代替措置ということで、夏休みを中心とした各種事業・イベントを開催するというところで、調整を進めてきたということでございます。

私のほうからは、以上でございます。

生涯学習課長 それではプールの監視員のことについて、ここ2～3年、監視員の体制を変更しております。それは、プールの開設を見送るとか廃止するという関係ではございません。泉南市の事故以来、より安全面を考えると、臨時職員の対応より、警備員の資格を持っている専門業者に委託したほうが安全が第一と考えることで、2～3年前から委託業者をお願いしたものでございます。

以上です。

河野議員 教育委員会が4月11日から24日の間に一気に廃止への意向を固められて、24日に起案書をあげられた。5月1日に教育長が決裁をされて、それから6月10日に議会運営委員会で提案をする意思を表明されたという、こういう道を辿って、教育の施設が「適正化基本方針」があろうがなかろうかというか、こういう廃止の提案というものを、道を辿ったのかということについて、正直申し上げまして、住民が不安というよりも私自身、議員として未だ、たぶんパニック状態にいるんだと思いますね。事の重大さは、この後にわかってくるなど、正直申し上げて、そういう状況です。

それは議会に対する教育委員会のやはり説明なり、そういうふうな意思形成過程について、間に2回も議員全員協議会があつたのにね、そういったことをそぶりも見せられなかったということですね。するべきだったと思います。全協でも、その方向で今年度中に断腸の思いで判断をする、そういう誠意を持った説明をする必要があつたと思いますが、いかがですか。これからも、このようなやり方はできるものだと。私はそういうふうに学習していただきたくないと思います。そのために質問しております。答弁を求めます。教育長、お願いします。非常に不安です。これが一つです。

それから、もう3問目ですので、先ほど、この町立プールに関する住民説明会の開催を求める要望書、6月10日付けで出されました。この有志の方と、要望があつたので面談をされたという答弁があつたと思います。では、この出された方々は、もう住民説明会の開催は求めておられないのでしょうか。そこはきちんと説明をいただきたい。この要望された中身は、私たちとしては説明会の開催をお願いします、内容はもう皆さん手元にありますので繰り返しません。そのことについてはしっかりと、議会が付帯決議を付ける以前に、教育委員会としてはやるんだと答えていただけますか。答弁を求めます。

あと……、そうですね、もう切りがないですね。そういう意味で、議会に対する説明責任ですね。当初予算の議論を外して、この時期に出す。通年議会があるのですから、今日中に決めなければいけないという強迫観念にとられる必要は一切ありません。ですので、今日を外せば来年度越さなアカン、という判断をなぜされたのか、未だに理解に苦しみます。そういう意味では、社会教育委員会議の記録を出すということを再度求めますし、その中で出された議論、指摘された内容、展望を示せという発言もあったのではないかと思います。その点について、今回、一切そういう資料は出されておきませんので、どう担保されるおつもりなのか。答弁を求めます。そういう意味では、私たちが求めた資料の大事な部分が抜け落ちております。重大な議決をする前にね、そういうことをされないでいただきたい、執行部側として。ぜひともお願いします。

また、開設見送りということを行うときには、当然、廃止というのはついて回るんだと、そういうものなんですか。そういうふうにおっしゃるのであれば、これから気をつけてね、あなた方の発言、施政方針を受け止めなければ、何が起こるかかわからないと思います。私は、開設を見送るとするのが2014年度の施政方針だと思ってますので、廃止に向けて事務をするということ、民生教育消防常任委員会、本会議で強く求めた議員がいたのか。その辺で言えば、議会の議論はそうではなかったと思います。その点では、4月11日から24日までの、どういう経路を辿ったのか、きっちり説明をしていただきたい。どのような要望があったのか。今日、要望書出てますけど、2件しか出てません。他にも何かそういう要望があったんでしょうか。答弁を求めます。

岡本教育長 冒頭に私のほうから、ご質問のあった件について、ご答弁申し上げます。

当面、休止をする話から廃止へということが極めてタイトではないか、ということですが、すけれども、これまでもる申し上げてきましたプールの現状、それから何とかここまで運営をしてきた実情を踏まえまして、これ以上続けていくことは無理ではないかというような部分と借地料の問題とあわせまして、廃止で事務を進めていくということで、私どもの決断をいたしましたものでございます。決して、議会を敵視するとか、無視をするとか軽視をするとか、そういう意味合いのことで申し上げているわけではございません。

それからPTAの関係ですけれども、町P連の新旧の役員会でしたので、私もお挨拶に出向きましたので、その中で、保護者の方ですので、プールの開設見送りということをお伝えしておこうということで、挨拶の中で簡単に申し上げました。ただ、先ほど部長が申し上げましたように、その後、具体的手立てとしてどうしていくのかということについてはその場で申し上げておりませんので、不安と、何でというような思いを持たれて、この要望書が出されたというふうに理解をしております。

現在、先ほどからも代替ということでもずっと申し上げてきましたけれども、現在の生涯学習課を含めまして、教育委員会の持てる力量で積み上げてきました代替措置というのはこれでありまして、学校に対しても、プール指導を含めるプールの日数・回数の増、

それから体育連盟にお願いしておりますプール教室等の回数の増、その他、他の団体に関しましても、今の状態が決して十分であるというふうには全然思っておりませんので、何とか子ども達が、いろんな形で水に親しむという機会を何とかしたいという思いにつきましては保護者の方と同じように思っておりますので、次年度も含めまして、これから協議をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

教育子ども部長 それでは、要望書が出されまして、先週の金曜日ですけども、面談をいたしました。直接、代表の方から私のほうに連絡がございました。6月15日号の広報、あるいはホームページを見て、老朽化していて廃止やむなしという方もいらっしゃる中で、もう少し詳しい説明が欲しいという方もいらっしゃるのです、時間を取って欲しいということでございましたので、先週金曜日の日に時間を作りまして、説明をさせていただいたところでございます。

その中では、一定、老朽化についてはご理解をいただいたというふうに思っておりますけれども、いろいろな要望はございました。先ほど来、議員のほうからございました高槻市のプールを使う際の助成制度でありますとか、特に、学校のプールがもっと使えないのかというようなご要望もございました。ただ、学校のプールの利用については一定の規制があるというようなご説明もさせていただいたのと、今後の展望、町立プール、今後、完全になくなってしまうのか、それとも何らかの望みがあるのか、というようなこともございました。その点については、今日、いろいろと議員の皆様方からご質問いただいてご答弁させていただいた内容のことを、ご説明をさせていただいたというのが現状でございます。

それから、社会教育委員会議要点録についてでございますが、これにつきましては議長ともまた相談をさせていただきまして、でき次第、議員の皆さんに配付するのか、また調整をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、施政方針で見送るということが即廃止ということに、今回は繋がっているわけですけども、必ずしも、見送るということが、現地建て替えであったり、そういったことも可能性としてはあるので、すべてが、見送るということが廃止イコールではないというふうに理解をしております。

以上でございます。

平井議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」「議長、動議」と呼ぶ者あり)

河野議員 たくさんの議員の方が質問された後で本当に思いますが、第48号議案は、やはり資料が不十分であります。また、審査の中で住民への説明会の実施をされていませんし、合意形成も極めて不十分な中で提案だということがわかりました。また、有識者や住民意見の聴取もできる暇も、実は議員一人ひとりもなかったと思われま。

そういったことから、所管の常任委員会に付託のうえ、参考人招致など計上されている予算の範囲で執行され、審査すべきと思われますので、委員会付託の動議を提案いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

平井議長 ただいま河野議員から、第 48 号議案を所管の常任委員会に付託する動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、本動議は成立いたしました。

よって、本動議を議題といたします。

お諮りいたします。

本動議に対する質疑、討論は省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

本動議に賛成の方の起立を求めます。

(少 数 起 立)

平井議長 起立少数であります。

よって、本動議は否決されました。

これより、先ほどの議事を継続いたします。

他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第 48 号議案 島本町立プール設置条例の廃止についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

佐藤議員 第 48 号議案 島本町立プール設置条例の廃止について、反対討論をいたします。

3 月予算議会で休止について論議をしてから、今回の廃止提案まで 3 ヶ月。この間、住民に対するプールの現状の説明もなく、この夏休みの子どもの過ごし方に対する説明もなく、まして島本町のプールについての将来構想を提示することもなく、いきなりの廃止提案は、あまりにも乱暴だと考えます。

3 月議会の民生教育消防常任委員会で、プールの休止についての議論がされたとき、今後についてどう考えるのか、委員からの質問があったときには、「撤去について一定の議論が進んだら、そのようなこともあるか」というお答えでした。この委員会での討論の中でも、住民への説明を複数の議員が求めておりました。ところが、この間、プー

ルの廃止について一切の議論もなく、各学校を通じての説明さえもなかったといえます。

先日、プールの視察をさせていただきました。確かにプールの老朽化は激しく、この期の開設は無理だと理解いたしますが、町民に対しても、昨年と今年の違いを理解してもらう必要があります。毎年、夏休みになれば、町営プールに行くのを楽しみにしている子ども達がたくさんいます。例年のプール開きを目の前にして、なぜ、いきなりプールを取り上げられるのか、確かに傷んでるけど去年も今年も一緒やん、どこが違うの、なんで今年いきなりなん、という子ども達や親御さんの疑問に答えなければなりません。中には、緑地公園にプールできるらしいと、そういう噂まで飛んでいるといえます。

今のプールがどういう状態なのか、来年以降はどうなるのか、この夏休みは子ども達にどんな過ごし方を提供できるのか、将来の町営プールはどんなものが考えられるのか。きちんと、正しい情報を町民に答えることは、島本町の行政としての義務です。6月15日号の広報では、「廃止に向けて事務を進めている」とまで踏み込んでおられます。これはあまりにも乱暴です。

水無瀬神宮との借地契約は月割りができるとお聞きをいたしました。島本町議会も通年議会です。これから住民に説明をし、十分に理解を得、議会で論議すること、可能です。その努力もしないで、ここで町立プールの廃止を決めてしまうなどというのは、議会としても町民に説明のつかない行為ではないでしょうか。

私たちの会派は、5月30日に町長に対し、住民への丁寧な説明をし、来年度以降の方向性についても住民の意見を求めること、これを要望しておりました。この要望内容からも、この本会議で即決での条例の廃止提案は認めることができません。よって、反対の意思を表明いたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第48号議案 島本町立プール設置条例の廃止について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

全国でも、プールにおける事故等に生命にかかる事案が出てくる中、本町においてもプールにおける安全性に危惧しながら、財政上、ソフト面の監視員での対策とも指摘し、改善をいただきました。しかしながら、プールにおける死亡事故などの事案から「大阪府遊泳条例」も施行されましたが、本町においてはそれ以前の施設であり、茨木保健所の指摘事項もありますように、利用者の安全確保が本町の行政として責任が持てる範疇を超えている、昭和31年の竣工から約58年が経過している町立プールです。

著しい老朽化に、平成23年に調査され、プール本体からのクラック、ひび割れ、また給排水管の劣化による漏水により盛り土が流された可能性も高く、ファイバースコープによる配管内の調査もひどい状況に、給水管の材料はVLP（硬質塩化ビニールライニング鋼管）であり、経年劣化により、錆も想定されます。

老朽化に大型修繕としては、平成19年度に大プールのシート防水工事（約673万円）、

その後も毎年修繕する中、財源の厳しさに利用者負担の手数料も、平成 23 年度に小・中学生は 100 円から 1 日 200 円と痛い改正をしても、平成 24 年・25 年の 2 ヶ年平均の財源は平均約 169 万円ほどに対し、水道やプール監視員と借地料のみの歳出で約 1,400 万円、収支は 1,200 万円強の赤字。単純な収支だけでも、平成 20 年度以降は 1 千万円を超えた赤字となってきました。

こういった状況に、一部改修では限界がある中、全面改修を考えたとしても、現条例においては「現場所」となっていることに、年間賃借料、今年度では 430 万円ほどがかかることなどに、将来ビジョンとしては移転新築に、夏季のみでない屋内、子ども達だけでなく介護予防の活用も含め屋内移転新設を夢見て、先人は緑地公園に用地想定していました。

しかし、移転新設には、施設によりますが、超概算でも 5 億から 9 億。最大の国庫補助を活用しても 4 億から 8 億弱はかかると我々は見えておりますが、実質、本町としては何よりも学校施設の耐震化や水路改修など、生命に関わることを第一に優先しなければならない財政状況。さらに代替に学校プールの活用において、先進自治体の状況から、施設管理・運営上に利用者数の限界で、改めて市立プールを大規模改修するとも伺っています。

本町に二重投資する余裕はないこと、当面、具体ビジョンが示せないことも一定理解するところです。しかしながら、我々、夢は捨てず、何十年かかろうが計画ができ得るまでの健全財政に、本町の発展が必要不可欠と努めていかなければならないと申し添え、我々も住民にも親しみある町立プールですが、築 58 年と、施設の老朽化が著しく、現時点での建て替えは厳しく、放置していても毎年約 430 万円の借地料がかかってくる。そして、何よりも利用者の方々の安全確保の保障ができない状況に、あくまでも「現住所地」となっている今条例においては廃止も致し方ないと、賛成の討論いたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

外村議員 第 48 号議案 島本町立プール設置条例の廃止について、反対の討論します。

私、先ほど言いましたけども、3 月議会での施政方針で今年度は開設を見送るという話が出た際には、保健所からの勧告あるいは老朽化の実態を見て、また、これが借地であるということも含めて借地料のことも考え、見送りはやむなしと考えていました。当然、今年度見送るということは、来年も見送る、廃止と。少なくとも、この地での開設は廃止ということをおもっていました。そのことは、一定理解します。

しかし、やっぱり、こういうことがしたいとなれば、いち早く住民や利用者説明という責任が全く果たされていない。3 月に方針を出されてから、私は当然、いち早く学校・保護者に説明したうえで、今年度については学校のプールを使うという話も実はしたいんだけど、なかなか、それも難しい、いろんな制約があると。いずれにしても、どういふことで駄目なのか、駄目であっても駄目な説明もしなきゃならんし。やっぱり、そ

れが住民との対話ということで、「まちづくり基本条例」の精神だと思っております。それがされてない。言ってみれば、説明責任がない、欠如していることと、合意形成のプロセスに大きな問題がある。

先ほども言いましたが、教育委員会では方策が定まってないから、なかなかお知らせできなかった、ベストな解決策というのは、こんないろいろな制約がある中で、なかなか出せないです。そういう意味では利用者や住民の声を聞いて、その方策の一助にすることが、まず、一番大切です。学校のプールがほんとに使えない。私は学校のプールや幼稚園、保育所のプールが使えると思ってましたので、何とかなるんではないかと思っていましたけども、それが使えない。それはやっぱり説明責任が、そういう説明をするべきやと思いますよ。

特に代替案としていろんなこと、知恵を絞られましたけども、これが本当にヒアリングしたりアンケート取ったりした結果のニーズに沿った代替案なら、私はまだ一定の評価をしますけども、これもおそらく一方的にいろいろ考えて、ほんとにニーズにマッチした代案なのか、私は今でも疑問に思っております。もちろん、いろいろ考えられているのはわかりますけども、やっぱり「プールがない」ということに対する代案としては、私は物足りないと思っておりますので、せめて、そういうアンケートでも取って欲しかったということでございます。

そして、何かと言えば財政が厳しい。「財政が厳しいから」の一言で、説明責任を果たしているとは思えません。具体的に、じゃ、どういう優先順位の中にあるから厳しいんだ、ということも説明せなあきませんし、もう一つは、やはり緑地公園にプールの代替地があるじゃないかというお声も持っている人もいます。これについても、実はこうだから、すぐにそこに建設することはできないんだとか、やはり丁寧な説明をして、納得してもらおう。納得はしなくても、一定のご理解をいただくという努力なしに、一番最大の反対原因は、説明会をしないで、ここで結論出そうというのには、私は絶対反対です。

この島本町というコンパクトタウンで、説明会、小学校単位でやったとしても4カ所です。その説明ができないというのは、私はもう信じられない。今からでも遅くないです。説明会をやったうえで、一定の説明をして、ご意見を聞いたうえで、そして廃止するなら廃止するでも、私はやむないと思っております。

いずれにしても、もう少し時間をかけて、臨時議会を開いて結論出しても遅くないと思っておりますので、以上、今まで述べたようなことを理由に、今議会で採決を取ることについては反対でございます。

以上です。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 第48号議案 島本町立プール設置条例の廃止について、賛成の討論をいたしま

す。

当該町立プールは、例年7月初旬から8月末までオープンし、その期間に、延べ約1万人の人が利用していました。それが、町立プールの著しい老朽化により、開始はもとより現地での建て替えが困難なことから、廃止するものです。

町立プールの老朽化は以前から予見されていたことであり、本来であれば、それに代わる新しいプールを開設し、その後、当該プールを廃止するのが適切な手順です。にもかかわらずプールの新設をしなかった執行部と、それを容認してきた議会の責任は重大です。

しかしながら、ここまでプールの老朽化が進んだ今、住民にプールの廃止の説明会を開催したうえで、プールの廃止をせざるを得ないと考えます。

よって、賛成の討論といたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第48号議案 島本町立プール設置条例の廃止について、反対の討論をいたします。

町立プールは58年にわたり、最近では利用人数、夏の2ヵ月で1万人を有するものです。約8割が幼児、小・中学生ということで、子ども達にとってはほんとになくてはならない、夏の重要な居場所でした。子ども達の夏の遊び場、健全な育成の場、子育て支援、青少年の健全育成に、本当に重要な役割を果たしてきているというふうに思っております。その意味で、このプールが廃止されるということについては、ほんとにつらい思いを私は持っております。

ただ、現況調査の報告、それから今回の議会資料として提供されました島本町立プール対応案比較表などで、一部改修や全面改修、移転新設、それから学校プールの活用または廃止した場合の具体的な事業費と課題などを、具体的に示されましたので、子ども達に安全にプールを利用していただくという基本的なことが保障されないままに開設するということは、やはり安全面で無責任になるというふうに思っております。代替策もいろいろ示されていましたが、やはりプールを利用する、つまり水泳をすとか水遊びをするというような代替案はありませんでした。

やはり、そこまで考えて廃止提案をしていただきたかったということと、また具体的に保護者からの要望とか、社会教育委員会、教育委員会での数々の委員さんのプールの廃止についてのご意見も踏まえますとね、まだまだ行政としては説明が不足していたというのではないかと思います。実際、議会にも6月10日に提案され、本日に至ったわけですから、ましてや住民の皆さんには情報は行っていません。今年の夏も使えない、ということさえも十分に行き渡っておりませんし、廃止するというについては、ほとんど知らされないままです。公共施設の廃止の手続きとしては、やはり、このままで説明責任を果たさず廃止するという、そういった手続きのあり方はやってはいけないとい

うふうに思います。

今後、公共施設の適正化・廃止方針を作られます。その目的は、公共施設の圧縮です。そうなりますと、施設の統合や廃止ということが具体的に出てくると思うんですけれども、そんなときに、今回のプールと同じような廃止手続きを取られては、ほんとに住民自治は育ちませんし、行政不信だけが残るというふうに私は思います。行政が一方的に決めるというのではなくて、住民参加のもとできっちりと検討して、こういったことは決めていくという、やはり、「まちづくり基本条例」の原点に戻って施策を進めていくという必要があるかと思えます。ほんとに重要な公共施設の廃止にあたっての対応としては、非常にまずい、そして乱暴なことだなというふうに思っております。

住民の皆さんは、丁寧な説明をすればね、私は例えば第四学習室でこの状況をちゃんとスライドというんですか、パワーポイントで写して、きっちりと説明する、それから今後の方策に関してはこれだけの費用がかかりますよということ、課題も丁寧に説明する。それから町全体の財政状況も示して、これから優先的にしなくちゃいけないことがあります、学校施設の耐震化とか老朽化、それに対しては、やはり子ども達の安全を守るために必要なんです、ということを丁寧に説明すれば、本当に私は理解していただけるものと思っているんです。そういう手続きを経なかったということは、ほんとに残念な思いであります。ですから、そういう意味では、この廃止条例の提案について、そのこと1点をもって反対します。

以上です。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第48号議案 島本町立プール設置条例の廃止について、私、戸田より賛成の討論をいたします。

まず初めに、この夏、突然にプールが使えなくなると知って、がっかりする子ども達に申しわけなく思います。同時に、水無瀬川緑地公園での建設を見送られて以来、子ども達の笑顔を励みに、毎年、夏のプールをこれまで続けてこられた担当職員の皆様の安全対策に、心より敬意を表します。夏の暑い中、子ども達が大変お世話になりました。

1956年（昭和31年）、町営水無瀬神宮外苑プールとして開設された町立プールは、島本町の誇りであったと思います。当時、PTAからの財源支援も得て設置されたものであり、水無瀬神宮の文化財を守り、当該地域の防火・消火活動に活用されたこともあると、今回、知りました。神宮の緑に囲まれた青空プールは、島本町の「近代文化遺産」と言っても過言ではないと思います。かつて、この町で子どもだった人、この町で子どもを育てた経験のある人に、この夏で最後と惜しまれ、見送られて、感謝されて閉じられる必要があったと私は思います。そのことを、本当に残念に思います。

私は、中学校の文化祭を思うと、今でも住民ホールを廃止したことを心苦しく思います。が、判断は間違っていなかったと思っています。町立プールも同じです。これ以上

問題を先送りにして、次世代に無理な財政負担を強いることは避けなければなりません。

公共施設の適正化方針でも示しておられるように、建物のライフ・サイクルコストは建設に関する費用およそ 20%、解体に至るまでの維持補修管理費が 80%とされています。将来の人口推計、15 歳以上 65 歳未満の年齢に該当する人口、いわゆる生産年齢人口の推移を考えたとき、現在あるすべての生涯学習施設を、今後、税金で維持していくことはまずもって不可能と私は判断しています。このことを抜きにして、この問題を議論することはできません。

右肩上がりの高度成長期、人口も税収も増え、あらゆる自治体が競うように都市化を目指しました。町立プールも、その中でできたと思います。人口減少時代を迎え、都市の中身を考える時代になりました。誰が考えるのか。それは主権者である住民です。なぜ住民説明会が必要か。私達住民の問題だからです。プールを存続すべきか否か、利用者の願いを反映することはもちろん大事ですが、現状で年間 1 千万以上の費用がかかるという現実、厳しい老朽化、土地の賃借料、それでもプールを存続するのか、廃止やむなしとするのか、主権者である住民自身が問われています。

赤字であることは、判断材料にならないと思っています。それがもし論理として成立するならば、図書館を持つことはできません。住民の理解や合意を得ることを目的とするのではなく、主権者である住民が、いかに政策決定の過程に当事者として関わるかという点で、説明会が開かれる必要がありました。議論の前提条件である情報の共有ができないまま、行政が一方向的に決めている現状では、理解も信頼も得ることはできませんし、住民の自治は実現しません。また、対策の創造的なアイデアも生まれてきません。

耐震化という大きな問題を抱えていることを考えると、現状では大変厳しいことですが、中長期的には緑地公園内の予定地で新設するという選択があり、私は青空プールの新設を望んでいます。島本町の強みを最大限に活かせるのは、屋外プールであると考えているからです。

ただ、東大寺テニスコート、桜井の体育館、そして大沢キャンプ場、これらの生涯学習施設はどれも老朽化著しいですので、まずランドデザイン、基本的な構想を描いてから、進めていかなければならない。このことは、公共施設のあり方として常々に私は主張してまいりました。

いずれにしても、安全への対策や財政難を理由に、子ども達の遊び場、居場所が町からこれ以上消えていくことがないように、我々は最大限努力する必要があります。一つ、子どもの視点からのふれあいセンターのさらなる複合化、二つ、小学校校庭の放課後の開放、三つ、既存施設を活用しての児童館の開設など、当事者である子どもに最も近い保護者の皆さんが、子ども・子育てニーズ調査に寄せておられる自由意見を尊重していただくよう求めておきます。

なお、教育こども部において、持てる力量でお示しいただいた夏休みのプロジェクト

は、それぞれ個々に素晴らしい企画であることに間違いはありません……（「簡潔に」と呼ぶ者あり）……。自信を持って、周知に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、私、戸田の賛成の討論とさせていただきます。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「2人とも反対なら駄目ではないのか」「視点が違う」「会派を代表と言っていません」「議員の発言は保障して下さい」他、議場内私語多し）

平井議長 誰も保障せえへんなんで、一言も言ってないやないか。勝手に言うな、そういうことを。

河野議員、できるだけ簡潔にお願いしますね。

河野議員 第48号議案 島本町立プール設置条例の廃止について、反対の討論を行います。

委員会付託の動議は否決されました。ただ、今回の提案に至っては、3月26日、島本町議会において2014年度島本町一般会計予算案が可決したときには、「開設を見送る」という施政方針に止まり、そのことについて私は賛成をし、それに関わる予算も賛成をしたというふうに記憶しております。

その後、4月11日の社会教育委員会議において、町立プールの今年度開設見送りについて説明をし、承認を受けた。その後の5月1日、島本町立プール設置条例を廃止する条例にかかる条例等制定改廃事務依頼書を総務部に提出、別紙平成26年4月4日付け起案・島教生第136号において、実は教育委員会はこの時点で廃止の意思を固め、起案を出しておられ、5月1日に決裁を教育長がされておられます。当然、このことは教育委員会ということでは、町長部局、執行部の決裁、一切ございませんでした。

そういうふうにして廃止を決められた後、4月21日の議員全員協議会や、6月5日の議員全員協議会に、一気に廃止に向けて事務を進めるという意思表示はいただいております……（「議案に関係ない」他、議場内私語多し）……。6月10日から、残念ながら2週間余りで、私たちは廃止に向けての結論を出さなければならなかったという点では、やはり通年議会を今年度から始めた議会に対し、やり方があったのではないかと、そのことを申し上げますし、未だに提案されたことに対して驚きを禁じ得ません。

そういう意味で、この議会史上、短期間の提案の説明、審議で決断をした。将来に禍根を残すと思われまじし、間違っても、今後教育関係の施設において、このような意思決定、議案提案を辿らないように、「公共施設適正化基本方針」を定められた初年度において、また通年議会を施行した初年度において、こういった方法しかなかったのかということについては、非常に私としては納得がいておりません。

そういう意味で、全部改修も含めてマックスの概算費用、建て替え、新築の概算を示し、住民に今年度休止の説明会をしっかりとやっておくことが必要であったと思いますし、当然、そういったところに廃止という選択肢が今後においてあるということをおっしゃ

ることは否定いたしません。しかし、残念ながら住民に対して、PTA連絡協議会も、教育長などの挨拶の中に……（「同じじゃないの」「議長、しっかりして」と呼ぶ者あり）……今年度休止をおっしゃっただけで、説明をされなかった。そういうことについては非常に今後、禍根を残します。

そういった点では、採決に加わることさえ本来は問題かと思っておりますが、反対の意思を表明し、皆さんにもお考えいただきたい。議決においては考えていただきたいということを申し上げまして、反対の討論といたします……（河野議員・自席から「短い」と発言、「短いじゃない」「同じ討論は一緒に」「議事進行」他、議場騒然）……。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 賛成の方の発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 賛成の方の発言がございませんので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第48号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 多 数 起 立 ）

平井議長 起立多数であります。

よって、第48号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第49号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

外村議員 第49号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第2号）に対して、反対の討論します。

いろいろ提案されていますが、先ほどの48号議案でプール廃止条例の反対をしました。本補正予算にもプール撤去工事設計業務が入っておりますので、同じ理由により、反対といたします。

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第49号議案 島本町一般会計補正予算（第2号）について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

第2号補正は、歳入歳出それぞれ1億3,269万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額

は 105 億 7,606 万 3 千円となります。

地域における少子化対策のバックアップとして、昨年の 12 月 12 日に閣議決定し、国の 25 年度補正において地域少子化対策強化交付金の創設で 26 年度中内での上限額 30 億 1 千万円を獲得し、各都道府県では 4 千万円で、政令指定都市や中核市、特別区は 2 千万円……（「宣伝は要らへん」と呼ぶ者あり）……、我々各市町村は 800 万円の国庫補助 100%が活用できます。しかし、ばらまきではなく、しっかりとした制度設計のもと認可の難しい現状に、本町において上限 800 万円のうち、第 2 号補正の約 80 万円の制度設計は、女性が働きながら結婚・出産・育児をするうえで障害となります家事分担等に着眼し、向き合うため、共働き家庭の父親を対象とする研究会の実践に、相互扶助社会として、男性の家庭生活の参画を目指し、「パパ料理の勧め」の講座を 3 回の 2 コース、また夫婦間における家庭責任の分担のあり方や産後の夫婦間の意識の乖離など、保育所（公立 2・私立 2）の認可保育所の保護者会さん等の共催による研究会の開催、さらにはイクメン・イクボス養成講座。「イクボス」とは、企業の代表や人事担当者等に父親の育児参加への理解を深めてもらい、男女協働と言いつつ、なかなか社会進出への壁の企業内の子育てへの理解を緩和していく制度に省庁も評価され、我々も評価しているところです。今後の補正において、上限額予算の獲得と、講座から実践サポートへと繋げられる第 2 弾、第 3 弾と、期待しております。

また、働く世代女性支援のため、がん検診に過去の検診事業においてクーポン券の配付を受け取ったものの未受診となった方を対象として再度送付するとともに、コール・リコールを進めるため、衛生費国庫補助金 147 万 4 千円を感染症予防事業等補助金として獲得されましたことも評価いたします。

財産収入の不動産売払収入として 688 万 1 千円においては、機能がなくなった里道の払い下げ等、町有地桜井三丁目地内・水無瀬二丁目地内の売却され、今後の公共施設整備の財源として、その基金に積み立てることは一定評価いたします。

最後に、子ども・子育て支援新制度に関し、講演会やパンフレット作成などの予算計上されておられますが、前政権での法制定に幼保一元化が、保幼の三元化となっている状況に、一番の問題は私立幼稚園の運営に携わったこともない町行政が定めていかなければならぬ公定価格の 2 階建てにくれぐれも注意され、第 2 号補正においては賛成いたします。

平井議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平井議長 反対の方の発言がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 もう少しですので、よろしくお願ひします……（笑い・「短く」と呼ぶ者あり）……、うるさい。

第 49 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

第 2 号補正予算において、歳入歳出それぞれ 1 億 3,269 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 105 億 7,606 万 3 千円とするものです。

主な歳入は、少子化対策強化交付金 80 万 7 千円、感染症予防事業等補助金 147 万 4 千円、町有地売払収入 688 万 1 千円と、純繰越金 1 億 2,352 万 8 千円です。

主な歳出については、財産管理費として庁舎改修実施設計業務として……（「ちゃんとしゃべらせて」他、議場内私語多し）……、議員の会派室設置に関わる経費 47 万 1 千円が計上されています。また民生費においては、特に男性の家庭・子育ての支援のための事業費 60 万円、プール中止に伴い園庭開放し水遊びのための備品購入費 40 万 3 千円、保健ヘルス事業においては保健師 1 名を採用して事業の充実を図るとともに、働く女性の未受診者に再受診をしてもらうための経費 474 万 7 千円の計上であります。教育費では、学校管理費として、第一中学校耐震補強に関連して全体面積を把握するための公有財産測量等業務費 380 万円が計上されています。スポーツ推進費では、当初予算でプール中止に伴い未計上であった委託料を第一小学校で水泳教室を開催するためのスポーツ教室の委託料 20 万円、プール撤去工事設計業務 297 万円が、補正予算として計上されています。

どの予算においても緊急を有するものであると判断し、賛成の討論とします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 49 号議案 2014 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）に対し、日本共産党の会派を代表し賛成の討論を行います。

まず初めに、先ほど、第 48 号議案にかかる教育費委託料プール撤去工事設計業務については、先ほど述べた態度としては変わりません。認められないという意味は変わりません。しかしながら、その他の項目において、次世代、女性の健康、子育て支援、住民参加の説明会に匹敵する必要最低限の予算と考え、執行が必要と思い賛成するものです。

特に、財産管理費、庁用器具費、二元代表制の町議会としてようやく今後に禍根を残さず、かつて 22 人いた町会議員が今や 14 人となっております。3 分の 2 の人員で、厳しい社会経済事情の中、住民福祉の増進、町政の監視、公約・住民要求の実現という仕事を怠らずに、また身近な民主主義の学校として持てる能力を発揮するための環境整備の第一歩が議会の総意としてまとめ、前の議員全員協議会で確認されました。前の議員の一般質問でも質されたものと認識しておりますが、議長はじめ議会の合意形成に奔走された議員の皆様、最終的には全体の奉仕者としての判断で提案された執行部に対しては一定感謝を述べ、今後、会派室として整備された後には、住民の有形無形の財産として、議会全体のレベルアップ、威力を発揮できるよう決意を新たに賛成するものです。

次に、町立プール休止ということについて示されてきた民生費・教育費の備品購入関

連、スポーツ教室のためのスポーツ推進費も、必要最低限のものと理解いたします。

検討を加える必要があるものとしては、学校管理費の第一中学校・公有財産測量については、いかにも移設を想像させるものがありますが、今後、町有財産、町有地の取り扱いに関わる島本町長、教育委員会トップの発言、予算措置には十分に留意することが必要だと思われます。誠実に、一日も早く、義務教育施設の耐震化に邁進され、議論の透明化を図られるよう求めておきます。

また、衛生費においては、乳がん・子宮がん検診の啓発・情報提供のあり方については質疑をしたとおりであり、女性の検査技師、女性医師の検診の機会を求める女性に対しての機会拡大を求めておきます。

また、民生費の子ども・子育て支援新制度講演会については、時期的には、子育て新制度に関わる条例が議決された後の実施というふうに思われます。本来であれば条例制定、計画策定へのパブリックコメントが必要ですし、そのことについての説明会の実施を行うことを強く求め、この予算については必要不可欠なものとして認め、賛成の討論いたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第49号議案 島本町一般会計補正予算(第2号)について、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成の討論をいたします。

地域少子化対策強化交付金ですが、これについては活用されるということについては歳出のほうで示されたところですが、本来の少子化対策というのは、国においては抜本的に、例えば本当に結婚できる正規職員の安定的な雇用もしくは経済的な安定ですね、非正規雇用ではない、そういったことをきっちりとすべきであるというふうに思っております。今、示されているような「派遣法」改正とか残業代ゼロとか、そういった方向ではなくて、本当に若い人たちが家庭を持とうという気にさせる根本的な対策が、本来は必要かというふうに思っております。

町有地売却収入についてですけれど、これは桜井三丁目の小野薬品工業株式会社に売り払いをされます。今後、研究所の開発が行われるということですが、これにつきましても、島本町としては環境保全の対策をしっかりと指導をお願いしたいというふうに思っております。

庁舎改修実施設計業務につきましても、14人の議員の執務室の保障ということで、議長におかれまして町長に要望されて、このような補正予算の計上となったものです。通年議会ということですので、しっかりと住民の皆さんを代表する議会として、しっかりと働けるよう、この機能を果たしていきたいというふうに思っております。

子ども・子育て支援新制度に関わるパンフレットですけれど、国の子ども・子育て会議の議論がなかなか進まない中で、町としても非常にご苦労されているというふうに思っております。しかし、実際の保護者、利用者ですね、保育所や幼稚園などを利用する

保護者にとっても先の見通しがわからないわけですから、早めに情報提供していくという必要性はあると思います。さらに、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準の条例につきましては、やはりパブリックコメントをするということについては、ぜひとも検討いただきたいというふうに思っております。

幾つかの保育所の備品等、プールの開設がされませんので、その対応として園庭開放などに使用される備品の購入などについては認めたいというふうに思っております。

公有財産測量等業務については一中の測量ですけれども、やはり、このことに関しましてはね、建て替えになるのか、移設するのか、減築なのかにつきましては、またこれも町だけで決めないで、住民の意見を聞く、議会の意見を聞くというような方策が必要かというふうに思っております。

プール撤去工事設計業務です。条例につきましては反対しました。本来ならば、この設計業務についても反対というところですが、現実的には、今のプールがそのまま維持できる、開設できるという状況ではないということは十分認識していますので、撤去せざるを得ないということで、この設計業務の予算については賛成したいというふうに思っています。

以上を申しまして、賛成といたします。

平井議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第49号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

平井議長 起立多数であります。

よって、第49号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第50号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第50号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第50号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、第1号意見書案 「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

田中議員（登壇） それでは、第1号意見書案につきまして、朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。

(第1号意見書案 朗読)

以上、よろしくご可決いただきますようお願いいたします。

平井議長 お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

第1号意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第1号意見書案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、第2号意見書案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

関 議員（登壇） それでは、第2号意見書案につきまして、朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。

(第2号意見書案 朗読)

以上、よろしくご可決いただくようお願いいたします。

平井議長 お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

第2号意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

平井議長 起立全員であります。

よって、第2号意見書案は、原案のとおり可決することに決しました。
以上で、6月定例会議に提出されました諸議案は全部議了いたしました。
お諮りいたします。
明日から次の定例会の前日までを、休会といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平井議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例会の前日までを休会とすることに決定いたしました。
これをもちまして、平成26年島本町議会6月定例会議を閉じまして、散会といたします。
次回は、9月3日午前10時から、会議を開きます。
長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後8時27分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第42号議案 動産の買入れについて（高規格救急自動車）
- 第43号議案 動産の買入れについて（高規格救急資器材等）
- 第44号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 第45号議案 島本町税条例の一部改正について
- 第46号議案 島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について
- 第47号議案 島本町火災予防条例の一部改正について
- 第48号議案 島本町立プール設置条例の廃止について
- 第49号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第2号）
- 第50号議案 平成26年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第1号意見書案 「手話言語法」制定を求める意見書
- 第2号意見書案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年6月25日

島本町議会議長

署名議員（2番）

署名議員（9番）

平成26年島本町議会6月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第 1 号 推 薦	島本町農業委員会委員の推薦について	6 月 2 3 日 2 人 推 薦
一 般 質 問	町役場の議会及び議員に対する姿勢について	〃 関 議 員
	1. 胃がんリスク（ABC）検診の導入 2. 学童保育の整備を	〃 岡 田 議 員
	1. 連続値上げの国民健康保険料・減免制度を問う 2. 島本初の「地区計画条例」適用事業などの現状とあり方を問う 3. し尿中間処理施設選定の具体的な内容を問う	〃 河 野 議 員
	「里道・水路」の管理について	〃 野 村 議 員
	子ども・子育て支援新制度について	〃 佐 藤 議 員
	町立第一中学校校舎の耐震化工事、もしくは建て替えの早急な決定と、それに伴う工事の早期着工を求む	〃 田 中 議 員
	1. 「魅力ある学校図書館づくり」について 2. 共生社会をめざすまちづくりについて	〃 川 嶋 議 員
	1. 大阪府からの事務の権限移譲について 2. 旅券発給事務の本町への権限移譲の進め方に関して	〃 外 村 議 員
	1. 広域行政のあり方を問う ～パスポート業務及び保健所業務～ 2. し尿中間処理施設整備について	6 月 2 4 日 平 野 議 員
	1. 若者の就学、結婚生活を支援する奨学金制度を ～切れ目のない少子化対策の視点から～ 2. 旅券発給事務における窓口対応業務の事務委託は必要ですか	〃 戸 田 議 員
	第 3 号 報 告	平成25年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
第 4 号 報 告	平成25年度島本町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃 報 告 を 承 る

事 件 番 号	件 名	結 果
第 1 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6 月 2 4 日 適 任
第 2 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	” 適 任
第 3 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	” 適 任
第 4 0 号議案	工事請負契約の締結について	” 原 案 可 決
第 4 1 号議案	工事委託協定の締結について	” 原 案 可 決
第 4 2 号議案	動産の買入れについて（高規格救急自動車）	6 月 2 5 日 原 案 可 決
第 4 3 号議案	動産の買入れについて（高規格救急資器材等）	” 原 案 可 決
第 4 4 号議案	職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	” 原 案 可 決
第 4 5 号議案	島本町税条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 4 6 号議案	島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 4 7 号議案	島本町火災予防条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 4 8 号議案	島本町立プール設置条例の廃止について	” 原 案 可 決
第 4 9 号議案	平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）	” 原 案 可 決
第 5 0 号議案	平成 2 6 年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）	” 原 案 可 決
第 1 号意見書案	「手話言語法」制定を求める意見書	” 原 案 可 決
第 2 号意見書案	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	” 原 案 可 決

